

避難所運営訓練・防災教室実施回数

令和5年度分

		回数	人数	
全体	計		572	109,675
	地区(地域)防災訓練	地区防災訓練実行委員会	6	1,609
	学校避難所防災訓練	学校協議会	93	9,024
	防災教室	地域の訓練(町会・自治会等)	138	11,730
		学校、児童施設等の訓練	211	57,494
その他(事業所等)の訓練		124	29,818	

世田谷	計		225	26,094
	地区防災訓練	地区防災訓練実行委員会	0	0
	学校避難所防災訓練	学校協議会	29	2,400
	防災教室	地域の訓練(町会・自治会等)	65	4,130
		学校、児童施設等の訓練	82	16,489
		その他(事業所等)の訓練	49	3,075
北沢	計		124	14,159
	地区防災訓練	地区防災訓練実行委員会	1	206
	学校避難所防災訓練	避難所運営委員会等	19	1,992
	防災教室	地域の訓練(町会・自治会等)	33	3,517
		学校、児童施設等の訓練	37	5,473
		その他(事業所等)の訓練	34	2,971
玉川	計		87	12,172
	地区防災訓練	地区防災訓練実行委員会	1	99
	学校避難所防災訓練	避難所運営委員会等	24	1,547
	防災教室	地域の訓練(町会・自治会等)	6	470
		学校、児童施設等の訓練	39	5,662
		その他(事業所等)の訓練	17	4,394
砧	計		80	11,175
	地区防災訓練	地区防災訓練実行委員会	0	0
	学校避難所防災訓練	学校協議会等	12	1,107
	防災教室	地域の訓練(町会・自治会等)	24	2,564
		学校、児童施設等の訓練	29	5,368
		その他(事業所等)の訓練	15	2,136
烏山	計		56	11,216
	地区防災訓練	地区防災訓練実行委員会	4	1,771
	学校避難所防災訓練	学校協議会	9	1,352
	防災教室	地域の訓練(町会・自治会等)	10	766
		学校、児童施設等の訓練	24	5,092
		その他(事業所等)の訓練	9	2,235

〔資料第11〕

防災区民組織一覧

令和6年12月現在

No.	地域	組織名
1	世田谷	池尻東親会地域防災部
2	世田谷	池尻西町会防災部
3	世田谷	池尻南睦会防災部
4	世田谷	池尻北自治会防災部
5	世田谷	池尻四丁目町会防災団
6	世田谷	池尻団地自治会区民防災部
7	世田谷	三宿自治会防災団
8	世田谷	三宿北町会防災団
9	世田谷	太子堂一丁目町会防災部
10	世田谷	太子堂二丁目大塚町会防災部
11	世田谷	太子堂三軒茶屋町会防災部
12	世田谷	太子堂下の谷町会防災部
13	世田谷	太子堂本町会防災部
14	世田谷	太子堂四丁目西山町会防災部
15	世田谷	太子堂五丁目町会防災部
16	世田谷	若林町会防災部
17	世田谷	三軒茶屋町会防災部
18	世田谷	せたがや上町町会災害対策部
19	世田谷	世田谷東町会防火防災部
20	世田谷	世田谷二丁目町会防災部
21	世田谷	桜町会防災対策本部
22	世田谷	松丘町会防災部
23	世田谷	弦巻町会防災部
24	世田谷	経堂一丁目町会地区防災本部
25	世田谷	経堂北町会防災本部
26	世田谷	経堂南町会防災部
27	世田谷	宮坂一・二丁目町会防災部
28	世田谷	宮坂三丁目町会防災部
29	世田谷	桜丘一丁目町会防災部
30	世田谷	桜丘町会防災部
31	世田谷	桜丘南町会防災本部
32	世田谷	下馬一丁目町会防災部
33	世田谷	駒つなぎ西自治会防犯防火部
34	世田谷	下馬二丁目北町会地域防災対策本部
35	世田谷	下馬新生自治会災害対策本部
36	世田谷	下馬五丁目町会防災部
37	世田谷	下馬六丁目町会防災対策本部
38	世田谷	野沢一丁目明朗会防災部
39	世田谷	野沢二丁目町会防災部
40	世田谷	野沢三丁目地域防災部
41	世田谷	野沢四丁目自治会自主防災隊
42	世田谷	上馬東町会防災組織
43	世田谷	上馬西町会防災部

No.	地域	組織名
44	世田谷	上馬北部町会防災本部
45	世田谷	上馬・駒沢明和会防災本部
46	世田谷	駒沢親和会防災本部
47	世田谷	三菱重工駒沢社宅防災部
48	世田谷	モナーク三軒茶屋
49	世田谷	経堂すずらん通り商店街防災部
50	世田谷	フューズコート175防災本部
51	世田谷	経堂セントラルマンション管理組合防災本部
52	世田谷	柿の木坂パレス管理組合防災本部
53	世田谷	世田谷通共和会防災本部
54	北沢	梅丘1丁目町会防災本部
55	北沢	梅丘2・3丁目町会防災本部
56	北沢	豪徳寺1丁目町会防災部
57	北沢	豪徳寺一丁目山下自治会 防災対策委員会
58	北沢	豪徳寺2丁目町会防災部
59	北沢	代田自治会防災部
60	北沢	下代田東町会防災部
61	北沢	代沢2丁目北町会防災部
62	北沢	代沢中町会地域防災部
63	北沢	下代田西町会地域防災部
64	北沢	代沢4丁目西町会防災部
65	北沢	代沢五丁目町会地域防災部
66	北沢	代沢5丁目東町会防災部
67	北沢	代田4丁目町会防災組織
68	北沢	根津山会防災本部
69	北沢	代田東町会地域防災部
70	北沢	代田南町会防災部
71	北沢	守山町会防災部
72	北沢	代田北町会防災部
73	北沢	大原南町会地域防災部
74	北沢	大原北町会地域防災部
75	北沢	大原西町会防災部
76	北沢	羽根木町会防災組織
77	北沢	北沢1丁目町会防災委員会
78	北沢	東北沢自治会区民防災組織
79	北沢	北沢2丁目南町会防災組織
80	北沢	北沢2丁目協和会防災部
81	北沢	北沢3・4丁目西町会防災班
82	北沢	北沢4丁目町会防災委員会
83	北沢	北沢中央自治会防災対策委員会
84	北沢	北沢5丁目町会防災対策委員会
85	北沢	松原1丁目町会防災部
86	北沢	松原2丁目町会防災対策委員会
87	北沢	松原3・4丁目自治会防災部
88	北沢	松原5・6丁目自治会防災部
89	北沢	赤堤1丁目町会防災部
90	北沢	赤堤2丁目町会地域防災部

No.	地域	組織名
91	北沢	赤堤3丁目自治会防災住民組織
92	北沢	赤堤4丁目町会防災組織
93	北沢	赤堤5丁目町会防災部組織委員会
94	北沢	桜上水1丁目町会防災区民組織
95	北沢	桜上水2丁目町会防災部
96	北沢	桜上水3丁目自治会防災組織部
97	北沢	桜上水4丁目町会防災対策委員会
98	北沢	桜上水5丁目自治会防災区民組織
99	北沢	経堂赤堤通り団地自治会防災部
100	北沢	都営桜上水3丁目アパート自治会防災部
101	北沢	桜上水ガーデンズ防災部
102	玉川	奥沢交和会防災本部
103	玉川	東玉川町会防火防災部
104	玉川	奥沢中和会防災部
105	玉川	九品仏自治会防災部
106	玉川	玉川田園調布会防災本部
107	玉川	和敬会東部地域防火防災部
108	玉川	和敬会西部地域防火防災部
109	玉川	尾山台3丁目町会地域防災部
110	玉川	等々力六丁目町会防災本部
111	玉川	等々力三和会防災本部
112	玉川	等々力協和会地域防災部
113	玉川	玉堤町会地域防災部
114	玉川	尾山台1・2丁目地域防災部
115	玉川	玉川中町第1防災委員会
116	玉川	玉川中町第2防災委員会
117	玉川	上野毛防災部
118	玉川	中町4・5丁目町会第1防災委員会
119	玉川	中町4・5丁目町会第2防災委員会
120	玉川	野毛地区防災委員会
121	玉川	サウススクエア防災部
122	玉川	用賀町会防火防災部
123	玉川	上用賀町会防災部
124	玉川	玉川町会防災部
125	玉川	用賀南町会防災部
126	玉川	用賀二丁目第二アパート自治会防災部
127	玉川	用賀パークハイツ管理組合防災本部
128	玉川	玉川台2丁目自治会防災部
129	玉川	シティコート二子玉川防災本部
130	玉川	駒沢三丁目町会地域防災部
131	玉川	桜新町親和会防災本部
132	玉川	深友会防災部
133	玉川	交和会特別防災部
134	玉川	桜新町町会防災部
135	玉川	新町公民会防災本部
136	玉川	駒沢町会防災組織委員会
137	玉川	東深沢町会防災防火部

No.	地域	組織名
138	玉川	深沢三友会防災団
139	玉川	瀬田町会地域防災組織
140	玉川	馬事公苑前ハイム管理組合防災対策組織
141	玉川	パシフィック馬事公苑前防災部
142	砧	藤自治会防災組織
143	砧	シャルム成城管理組合防災部
144	砧	祖師谷千歳台自治会防災本部
145	砧	祖師谷第4自治会防災部
146	砧	祖師谷第6自治会防災部
147	砧	祖師谷第2自治会防災本部
148	砧	祖師谷1丁目第3自治会防災部
149	砧	祖師谷商店街振興組合
150	砧	祖師谷第5自治会防災部
151	砧	千歳台睦町会防災部
152	砧	祖師谷住宅自治会防災本部
153	砧	祖師谷3丁目南町会防災本部
154	砧	法人格 成城自治会防災組織
155	砧	成城団地自治会
156	砧	都営船橋四丁目住宅自治会防災対策組織
157	砧	千歳台廻沢町会防災組織
158	砧	船橋葭根会
159	砧	船橋会防災部
160	砧	フレール西経堂自治会
161	砧	希望ヶ丘団地自治会
162	砧	芦花公園スカイハイツ自治会
163	砧	コスモ千歳台エクセラ管理組合防火管理協議会
164	砧	東京テラス防災自治会
165	砧	法人格 鎌田南睦会防災部
166	砧	喜多見東部町会地域防災隊
167	砧	宇奈根町会防災部
168	砧	喜多見北部町会地域防災本部
169	砧	喜多見上部自治会地域防災隊
170	砧	喜多見西部町会地域防災隊
171	砧	喜多見中部町会防災隊
172	砧	鎌田協和会防災部
173	砧	都営喜多見2丁目団地自治会地域防災隊
174	砧	岡本自治会防災部
175	砧	法人格 砧町自治会防災部
176	砧	大蔵本村睦会
177	砧	砧町町会生活安全部
178	砧	砧公園ヒミコマンション管理組合防災本部
179	砧	大蔵東部町会防災部
180	砧	大蔵住宅自治会
181	砧	石井戸会防火防災部
182	砧	ヴェルレージュ世田谷・砧防災本部
183	砧	砧1丁目AP防災部
184	砧	千歳台南会防災本部

No.	地域	組織名
185	砧	世田谷喜多見ザ・テラス防災会
186	烏山	八幡山町会防災部
187	烏山	都営八幡山アパート自治会防災部
188	烏山	上北沢町会防災部
189	烏山	上北沢1丁目自治会防災組織部
190	烏山	上北沢第一コーポラス自主防災組織
191	烏山	上祖師谷東台組織防災
192	烏山	上祖師谷西台組織防災
193	烏山	祖師谷橋自治会防災・防火部
194	烏山	粕谷会防災部
195	烏山	成城通りパークウエスト自治会
196	烏山	プラウド蘆花公園防災区民組織
197	烏山	親和会防災部
198	烏山	烏山駅前通り商店街振興組合地域防災部
199	烏山	給田町会防災対策本部
200	烏山	給田西住宅管理組合防災部
201	烏山	烏山上町会防災組織
202	烏山	北烏山青葉団地管理組合
203	烏山	区営北烏山8丁目アパート自治会地域防災部
204	烏山	第1北烏山ヒミコマンション防災部
205	烏山	烏山下町会防災本部
206	烏山	烏山南住宅団地管理組合法人防災会
207	烏山	芦花公園団地自治会防災部
208	烏山	千駄山町会防災対策本部
209	烏山	あやめ会防災部
210	烏山	児ヶ谷会防災部
211	烏山	烏山北住宅自治会
212	烏山	北烏山みむね管理組合
213	烏山	久我山ガーデンヒルズ管理組合
214	烏山	日商岩井北烏山マンション管理組合
215	烏山	パークアベニュー芦花公園自治会防災部
216	烏山	烏山中町会防災区民組織
217	烏山	北賃防災部
218	烏山	烏山仏教会防災本部
219	烏山	芦花公園パーク・ホームズ管理組合防災本部
220	烏山	給田南住宅防災本部
221	烏山	N C 芦花公園防災委員会
222	烏山	ザ・パークハウス千歳烏山グローリオ団地管理組合
223	烏山	コーシャハイム久我山住宅
224	烏山	コーシャハイム芦花公園自治会
225	烏山	烏山住宅自治会
226	烏山	都営烏山アパート自治会
227	烏山	烏山寺町コート管理組合

〔資料第12〕

防災区民組織結成現況

令和6年12月現在

項目 \ 地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	計
防災区民組織結成数	53	48	40	44	42	227
防災区民組織未結成町会・自治会	0	0	0	0	5	5
可搬式消防ポンプ 配備数	56	46	40	36	24	202
D型	56	45	37	36	24	198
C型	0	1	3	0	0	4
スタンドパイプ 配備数	0	1	1	2	0	4

〔資料第13〕

防災区民組織の育成に関する要綱

平成6年3月3日制定

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区民の自主的な防災区民組織の育成及び円滑な活動を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災区民組織」とは、震災から地域社会を守るために区民が自主的に結成した組織をいう。

(育成及び指導機関)

第3条 防災区民組織の育成及び指導は、世田谷区（以下「区」という。）と防災関係機関が協力して行うものとする。

(育成及び指導の基本方針)

第4条 育成及び指導に当っては、区民の防災知識の普及及び防災意識の高揚を図り、もって防災区民組織の円滑な活動に資することを基本方針とする。

(助成)

第5条 区は、防災区民組織の活動の円滑化に寄与するため、別に定める防災区民組織活動奨励金の交付及び防災資機材の整備の助成に関する要綱（平成20年4月28日20世北地第35号）により、助成を行うものとする。

(防災区民組織の登録)

第6条 町会・自治会等を単位として、住民団体が防災区民組織を結成したときは防災区民組織結成届（第1号様式）、防災区民組織役員名簿（第2号様式）及び防災区民組織規約を、防災区民消防隊を結成したときは防災区民消防隊員名簿（第3号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の書類を審査し登録を決定したときは、世田谷区防災区民組織台帳（第4号様式）に登録するものとする。

(防災区民組織の変更、取消等)

第7条 防災区民組織の代表者等の変更をしたときは、速やかに防災区民組織変更届（第5号様式）を区長に提出するものとする。

2 防災区民組織を解散し、又は活動を休止したときは、速やかに防災区民組織解散・活動休止届（第6号様式）を区長に提出するものとする。

3 区長は、前2項の届出があったときは、防災区民組織台帳の記録の変更又は削除を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、区長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

2 防災区民組織の育成に関する要綱（昭和61年4月1日）は、廃止する。

3 この要綱の施行前に、前項の規定による廃止前の防災区民組織の育成に関する要綱の規定によりなされた登録及び助成は、この要綱の相当規定によりなされた登録及び助成とみなす。

附 則（平成20年4月28日20世北地第87号）

この要綱は、平成20年4月28日から施行する。

附 則（令和3年3月22日2世烏地第884号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

〔資料第 14〕

防災区民組織活動奨励金の交付及び防災資機材の整備の助成に関する要綱

(通則)

第 1 条 防災区民組織の育成に関する要綱（平成 6 年 3 月 3 日世防発第 1 4 7 号。以下「育成要綱」という。）第 5 条の規定に基づき、防災区民組織（育成要綱第 2 条に規定する防災区民組織をいう。以下同じ。）の活動を促進するため、防災区民組織活動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、及び防災資機材の整備に係る助成を行い、それらの交付及び助成について、世田谷区財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和 3 9 年 3 月世田谷区条例第 1 0 号）、世田谷区補助金交付規則（昭和 5 7 年 5 月世田谷区規則第 3 8 号。以下「規則」という。）等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、世田谷区の地域防災力の向上を図るため、防災区民組織を育成し、その活動を促進することを目的とする。

(奨励金交付事業)

第 3 条 奨励金の交付の対象となる事業（以下「奨励金交付事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 防災訓練の実施
- (2) 可搬式消防ポンプ及びスタンドパイプ操法訓練の実施
- (3) 防災意識の啓発及び防災知識の普及

(奨励金交付対象者)

第 4 条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「奨励金交付対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 町会、自治会等で結成された防災区民組織で現に活動しているもの
- (2) 町会、自治会等で新たに結成された防災区民組織

(奨励金の交付額)

第 5 条 奨励金の交付額は、次の表の区分に応じ、それぞれに掲げた額とする。

区 分	交 付 額
結成時	25,000 円
結成後	500 世帯未満 10,000 円
	500 世帯以上 20 円×世帯数

2 前項による奨励金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(奨励金の交付申請)

第 6 条 区長は、奨励金の交付を受けようとする奨励金交付対象者に、毎年 6 月 3 0 日までに（防災区民組織の結成時においては、結成を区に届け出た日から 1 箇月以内に）役員名簿を添付させた防災区民組織活動奨励金交付申請書（第 1 号様式）を提出させなければならない。

(奨励金の交付決定及び通知)

第 7 条 区長は、前条の申請書の提出があった場合、当該申請書の審査及び必要に応じて調査を行い、奨励金の交付又は不交付を決定したときは、防災区民組織活動奨励金交付・不交付決定通知書（第 2 号様式）により、速やかに申請をした奨励金交付対象者にその旨を通知しなければならない。

(奨励金の交付請求)

第8条 区長は、前条の交付の決定をしたときは、速やかに奨励金交付対象者から防災区民組織活動奨励金交付請求書(第3号様式)を提出させるものとする。

2 区長は前項の請求があったときは、速やかに当該請求に係る奨励金を支払うものとする。

(奨励金の活動実績報告)

第9条 区長は、前条の奨励金を受けた者に、会計年度終了後速やかに奨励金交付事業の遂行状況について、防災区民組織活動奨励金交付事業実施報告書(第4号様式)により報告させなければならない。

(防災資機材助成事業)

第10条 防災資機材の整備に係る助成の対象となる事業(以下「防災資機材助成事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- (1) 防災点検、可搬式消防ポンプ及びスタンドパイプの整備
- (2) 防災資機材の購入及び修繕
- (3) 備蓄物品等の購入

(防災資機材助成対象者)

第11条 防災資機材の整備に係る助成を受けることができる者(以下「防災資機材助成対象者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 町会、自治会等で結成された防災区民組織で現に活動しているもの
- (2) 町会、自治会等で新たに結成された防災区民組織

(防災資機材助成内容)

第12条 防災資機材の整備に係る助成の内容は、次のとおりとする。

- (1) 防災資機材の購入及び修繕並びに備蓄物品等の購入経費の助成
- (2) 防災区民組織結成時の防災資機材の供与
- (3) 区民消防隊結成時の可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ一式及び格納庫の供与
- (4) 可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ一式及び格納庫の再供与

(防災資機材助成額等)

第13条 前条第1号の規定により助成の対象となる防災資機材及び備蓄物品等の種類及び助成限度額は、それぞれ、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

2 前条第2号の規定により供与する防災資機材は、別表第3に定めるところによる。

3 前条第3号の規定により供与する可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ一式及び格納庫は、別表第4に定めるところによる。

4 前各項の助成の総額は、予算の定める額を限度とする。

(防災資機材助成の申請)

第14条 区長は、第12条第1号の助成を受けようとする防災資機材助成対象者に、毎年1月31日までに(防災区民組織の結成時においては、結成を区に届け出た日から1箇月以内に)、同条第2号及び第3号の助成を受けようとする防災資機材助成対象者には、それぞれ防災区民組織結成を区に届け出た日から1箇月以内に次に掲げる書類を添付させた防災区民組織防災資機材助成申請書(第5号様式)を提出させなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 事業計画書(第12条第1号に係る申請に限る。)
- (3) 見積書(第12条第1号に係る申請に限る。)
- (4) 消防隊員名簿(第12条第3号に係る申請に限る。)
- (5) その他区長が必要と認める書類

(防災資機材助成の決定及び通知)

第15条 区長は、前条の申請書の提出があった場合、当該申請書の審査及び必要に応じて調査を行い、助成を決定し、又は助成しないことを決定したときは、防災区民組織防災資機材助成決定・不決定通知書(第6号様式)により、速やかに申請をした者にその旨を通知しなければならない。

2 第12条第3号の規定による可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ一式及び格納庫の助成の申請にあつては、前項の審査及び調査のほか、次に掲げる事項について満たしていることを審査及び調査するものとする。

- (1) 常時、地域住民6名以上の消火隊員が確保されていること。
- (2) 格納庫を設置する用地が確保されていること。
- (3) 消防水利が確保されていること。

(防災資機材助成の請求)

第16条 区長は、前条の助成の決定をしたときは、速やかに助成の決定を受けた者(以下「防災資機材助成事業者」という。)から防災区民組織防災資機材助成請求書(第7号様式)を提出させるものとする。

2 区長は前項の請求があつたときは、速やかに当該請求にかかる助成を行うものとする。

(可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ一式及び格納庫の再供与)

第17条 区長は、可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ一式及び格納庫の供与については、供与を受けた防災資機材助成対象者が適正な管理を行ったにもかかわらず、耐用年数(おおむね10年)を経過した供与品の老朽化が著しいと認めたときは、予算の定める範囲において再供与することができるものとする。

2 前項の供与を受けようとする者については、第14条から前条までの規定を準用する。

(防災資機材助成事業の変更の承認)

第18条 区長は、防災資機材助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ防災区民組織防災資機材助成事業変更・中止・廃止承認申請書(第8号様式)により承認を受けさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち、軽微なものについてはこの限りではない。

- (1) 防災資機材助成事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 防災資機材助成事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 防災資機材助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、防災資機材助成事業の変更又は中止若しくは廃止を承認し、その旨を防災区民組織防災資機材助成事業変更・中止・廃止承認書(第9号様式)により、申請をした防災資機材助成事業者に通知するものとする。

(防災資機材助成事業の事故報告)

第19条 区長は、防災資機材助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は防災資機材助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに防災資機材助成事業者から防災区民組織防災資機材助成事業事故報告書(第10号様式)により報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、適切な指示を書面によりしなければならない。

(防災資機材助成事業の遂行命令等)

第20条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査その他防災資機材助成事業者が提出する報告等により、当該防災資機材助成事業者の防災資機材助成事業が助成の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該防災資機材助成事業者からこれらに従って当該防災資機材助成事業を遂行すべきことを防災区民組織防災

資機材助成事業遂行命令通知書（第 1 1 号様式）により命ずるものとする。

- 2 2 区長は、防災資機材助成事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該防災資機材助成事業の一時停止を当該防災資機材助成事業者に防災区民組織防災資機材助成事業停止命令通知書（第 1 2 号様式）により命ずるものとする。

（防災資機材助成事業の実績報告）

第 2 1 条 区長は、防災資機材助成事業者に、防災資機材助成事業が終了したとき（第 1 8 条第 1 項第 3 号の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は会計年度終了後 3 0 日以内に、防災資機材助成事業の遂行状況について、防災区民組織防災資機材助成事業実績報告書（第 1 3 号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げるものを添付して報告させなければならない。

- （1） 防災区民組織の活動報告書
- （2） 防災資機材及び備蓄物品等の購入又は修繕にあっては、その領収書の写し
- （3） 防災資機材、可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ一式及び格納庫（以下「防災資機材等」という。）の供与にあっては、その受領書（第 1 4 号様式）
- （4） その他区長が必要と認めたもの

- 2 区長は、前項の実績報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要があると認めたときは、その報告に係る防災資機材助成事業の実施が、助成の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

（防災資機材助成事業の是正のための措置）

第 2 2 条 区長は、前条第 2 項による審査又は調査の結果、防災資機材助成事業の実施が助成の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該防災資機材助成事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを、防災資機材助成事業者に対して防災区民組織防災資機材助成事業是正命令通知書（第 1 5 号様式）により命ずるものとする。

- 2 区長は、前項の命令により防災資機材助成事業者が必要な処置をした場合は、当該防災資機材助成事業者はその結果を実績報告書により報告させなければならない。

（防災資機材助成決定の取消し）

第 2 3 条 区長は、防災資機材助成事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により助成を受けたとき。
- （2） 助成された金品を当該防災資機材助成事業以外の用途に使用又は流用したとき。
- （3） 第 2 1 条の実績報告による防災資機材助成事業の成果又は防災資機材助成事業の事業費の実績額が著しく第 1 4 条の助成申請の内容を下回るとき。
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、助成金の交付の決定の内容、これに付けた条件、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその内容を当該防災資機材助成事業者に防災区民組織防災資機材助成決定取消通知書（第 1 6 号様式。以下「取消通知書」という。）により通知しなければならない。

（防災資機材助成金等の返還）

第 2 4 条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、防災資機材助成事業の当該取消しに係る部分について、既に助成金又は防災資機材等が交付されているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を防災資機材助成事業者に命じなければならない。

（防災資機材助成金の違約加算金及び延滞金）

第 2 5 条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたとき（第 2 3 条第 1 項第 3 号の規定に該当

し、助成金の返還を命じたときを除く。)は、防災資機材助成事業者をしてその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、防災資機材助成事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

4 区長は、助成金の返還を命じた場合において、防災資機材助成事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない

(防災資機材助成金の違約加算金の計算)

第26条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、防災資機材助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(防災資機材助成金の延滞金の計算)

第27条 第25条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月28日から施行し、同月1日から適用する。

2 防災区民組織活動奨励金の交付及び防災資機材の供与に関する要綱(平成6年3月3日付世防発第149号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月22日2世烏地第885号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月1日4世北地第737号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日5世玉地第828号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

助成対象資機材の種類

区分	助成対象資機材の種類
情報連絡用資機材	ハンドマイク、トランシーバー、非常用ラジオ等
救出・救護用資機材	リヤカー、はしご、脚立、バール、スコップ、ハンマー、電動のこぎり、のこぎり、ジャッキ、救助用ロープ、担架、救急セット等
消火用資機材	可搬式消防ポンプ、スタンドパイプ、ホース、消火器、バケツ、ポリタンク等
避難用資機材	ヘルメット、投光器、腕章、発電機、強力ライト、乾電池、テント、ブルーシート、毛布、簡易トイレ、標旗、ガラス飛散防止フィルム、家具転倒防止器具等
備蓄用食糧	備蓄用食糧、備蓄用飲料水等
その他	資機材修繕のほか、区長が必要と認めたもの

別表第2（第13条関係）

助成限度額

（1） 結成時 50,000円＋世帯数による定額加算（結成後の助成額）

（2） 結成後

	世帯数		金額
①		200世帯未満	19,500円
②	200世帯以上	300世帯未満	24,500円
③	300世帯以上	500世帯未満	29,500円
④	500世帯以上	600世帯未満	34,500円
⑤	600世帯以上	800世帯未満	39,500円
⑥	800世帯以上	900世帯未満	44,500円
⑦	900世帯以上	1,100世帯未満	49,500円
⑧	1,100世帯以上	1,200世帯未満	54,000円
⑨	1,200世帯以上	1,400世帯未満	59,000円
⑩	1,400世帯以上	1,600世帯未満	69,000円
⑪	1,600世帯以上	1,800世帯未満	79,000円
⑫	1,800世帯以上	2,000世帯未満	89,000円
⑬	2,000世帯以上	2,500世帯未満	99,000円
⑭	2,500世帯以上	3,000世帯未満	108,500円
⑮	3,000世帯以上	3,500世帯未満	118,500円
⑯	3,500世帯以上	4,000世帯未満	128,500円
⑰	4,000世帯以上	4,500世帯未満	138,500円
⑱	4,500世帯以上		148,500円

別表第3（第13条関係）

組織結成時の防災資機材

品目	数量
大ハンマー（10 ポンド）	1
バール（1.2m）	1
剣スコップ	1
油圧ジャッキ（4 t）	1
ボルトクリッパー（600 mm）	1
ロープ（12 mm×20m）	1
片刃のこぎり（270 mm）	1
なた（135 mm）	1
防水シート（5.4m×3.6m）	1
三角巾（10 枚セット）	1

別表第4（第13条関係）

可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ式及び格納庫

品目	数量
可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ	1
可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ用格納庫	1
防火着衣一式	構成員人数分
ヘルメット	構成員人数分

〔資料第15〕

世田谷区区民防災会議規約

（名称及び組織）

第1条 本会議は、世田谷区区民防災会議（以下「区民防災会議」という。）と称する。

2 区民防災会議は、世田谷、北沢、玉川、砧及び烏山の各地域ごとに地域区民防災会議を組織し、各地域区民防災会議は、まちづくりセンターの区域を単位とした地区区民防災会議を組織する。

（目的）

第2条 区民防災会議は、震災から区民の生命と財産を守るため、「自らのまちは自ら守る」を基本理念とし、地域防災活動の推進主体として、区民相互の協力体制を構築することを目的とする。

（事業）

第3条 区民防災会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 災害時の助け合いネットワークづくりのための事業
- (2) 防災関係機関と防災区民組織の連携のための事業
- (3) 事業所及び学校施設等と防災区民組織の連携のための事業
- (4) 防災知識の普及、防災訓練の実施及び防災リーダーの育成
- (5) その他前条の目的の達成に必要な事業

（区民防災会議等の構成）

第4条 区民防災会議及び地域区民防災会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員
- (2) 専門委員

2 地区区民防災会議は、町会・自治会等、身近なまちづくり推進協議会、学校協議会等の地区防災に関係する者をもって構成する。

（委員）

第5条 委員は、地域防災活動の中核を担っている町会、自治会等のうちから選出する。

2 前項の委員の選出は、まちづくりセンターの区域を単位に2名とする。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

（専門委員）

第6条 専門委員は、次に掲げる者の内から委嘱する。

- (1) 防災に関し学識経験を有する者
- (2) 防災関係機関又は防災関係団体の関係者

2 前項各号に掲げる者のほか、地域区民防災会議においては、地域の実情に応じて必要と認められる者を委嘱することができる。

3 専門委員は、総会及び地域区民防災会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員)

第7条 区民防災会議に、次の役員を置く。

会 長	1 名	会 計	2 名
副会長	4 名	監 査	2 名
理 事	1 0 名		

2 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

4 会長は、会務を統轄し区民防災会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは副会長のうちからあらかじめ会長が指定する者が、その職務を代理する。

6 理事は、役員会においてその必要な事項を審議する。

7 会計は、区民防災会議の財務を担当する。

8 監査は、会計を監査する。

(役員の選出方法)

第8条 会長及び副会長は、第10条第1項に定める地域会長の互選により選出する。

2 理事は、各地域区民防災会議の委員の互選により2名ずつ選出する。

3 会計は、会長が理事の中から指名する。

4 監査は、理事でない委員の中から正副会長会が推薦し、役員会の承認を受け選出する。

(最高顧問・顧問・相談役)

第9条 区民防災会議に最高顧問、顧問及び相談役を置くことができる。

2 最高顧問、顧問及び相談役は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

3 最高顧問、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べる
ことができる。

(地域区民防災会議)

第10条 地域区民防災会議に地域会長を置き、地域区民防災会議の委員の互選により選出する。

- 2 地域会長は、地域区民防災会議の事務を掌理する。
- 3 地域会長に事故があるときは、地域区民防災会議の委員のうちから地域会長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。
- 4 地域区民防災会議に会計 1 名及 監査 2 名を置き、地域区民防災会議の委員の中より選出する。
- 5 地域区民防災会議は、区からの意見聴取や検討を依頼された事項、並びに各地域の課題等について協議を行い、協議の結果を踏まえた提案等については、正副会長会に提出することができる。
- 6 この規約に定めるもののほか地域区民防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、地域区民防災会議で定めることができる。

(総会)

第 11 条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
- 3 総会は、年 1 回以上開催し、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 事業計画の承認
 - (2) 予算の承認
 - (3) 事業報告の承認
 - (4) 会計決算の承認
 - (5) 規約の変更
 - (6) その他区の全域にわたる事項及び重要な事項
- 4 前項の規定にかかわらず、急を要するものは、第 13 条に規定する役員会に図り処理を行い、次の総会で承認を得なければならない。

(議事)

第 12 条 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第 13 条 役員会は、会長、副会長、理事及び会計をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が必要の都度招集し、その議長となる。
- 3 役員会は、役員会の構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
- 4 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項について議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 区民防災会議の運営に関する事項
 - (3) 地域区民防災会議から提案のあった事項についての事前調整

(4) 第6条に規定する専門委員の委嘱を行うこと。

(5) その他総会の議決を要しない事務の執行に関する事項

5 役員会の議事は、役員会の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長が指名する専門委員は、役員会に出席し課題に対し指導、助言することができる。

(正副会長会)

第14条 正副会長会は、会長及び副会長をもって構成する。

2 正副会長会は、会長が招集し、その議長となる。

3 正副会長会は、正副会長会の構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 正副会長会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 役員会に付議すべき事項

(2) その他総会又は役員会の議決を要しない事務の執行に関する事項

5 正副会長会は、前項(1)(2)について、地域区民防災会議から提案された事項をはじめ、区の全域にわたる事項について協議を行うものとする。

6 正副会長会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第15条 区民防災会議及び地域区民防災会議に第2条の目的を達成するため、その課題に応じて専門部会を設置することができる。

(会計)

第16条 区民防災会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 区民防災会議の収入及び支出を明らかにするため、会計帳簿等を整備する。

3 会計は、委員が会計帳簿等の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(会計監査)

第17条 監査は、会計年度終了後に行い、総会に報告しなければならない。

(事務局等)

第18条 区民防災会議の事務局は世田谷区（以下「区」という。）の危機管理部に置き、事務局長を危機管理部災害対策課長とし、総合支所地域振興課長及びまちづくりセンター所長の代表（各地域ごとのまちづくりセンター所長から選出された者）を代表幹事とする。

2 地域区民防災会議の事務局を区の総合支所に置き、地域事務局長を地域振興課長とし、

まちづくりセンター所長を地域幹事とする。

3 地区区民防災会議の事務局を区のまちづくりセンターに置き、地区事務局長をまちづくりセンター所長とする。

附 則

この規約は、平成11年8月24日から適用する。

(中略)

附 則

この規約は、平成28年7月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成29年8月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和5年9月1日から適用する。

東京都防災ボランティア等一覧

1 東京都防災ボランティア

名 称	所 管	資 格	活 動 内 容
防災（語学） ボランティア	スポーツ局 生活文化	一定以上の語学能力を有する者（満 18 歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
応急危険度 判定員	都市整備局	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条に規定する 1 級建築士、2 級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
危険被災宅地 判定士		宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 22 条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災 ボランティア	建設局	公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

2 交通規制支援ボランティア

所 管	資 格	活 動 内 容
警視庁	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

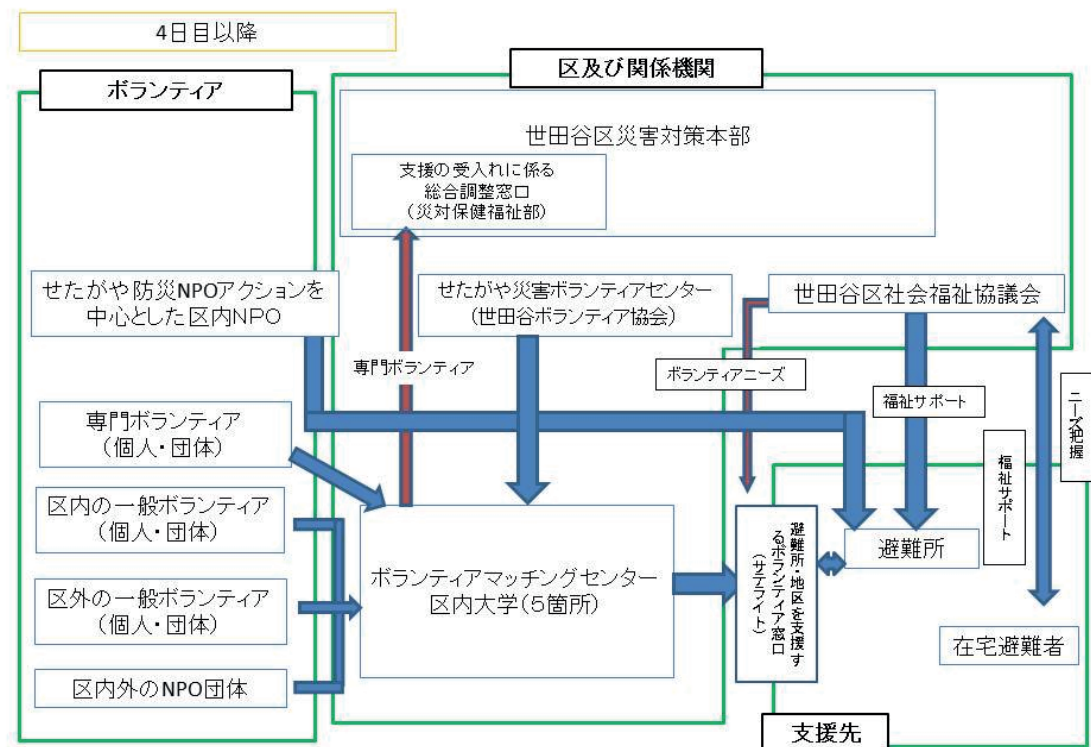
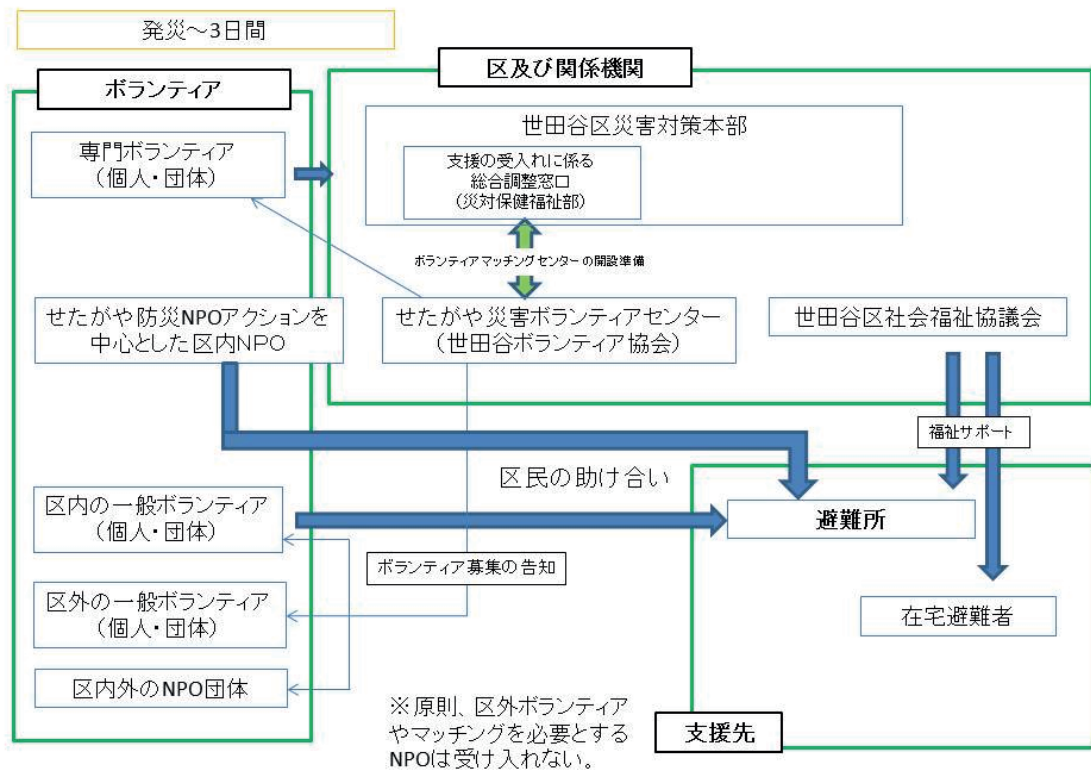
3 東京消防庁災害時支援ボランティア

所 管	資 格	活 動 内 容
東京消防庁	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区内に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある 15 歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団として 1 年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要なとなる資格、技術等を有する者	1 災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施 2 平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施

4 赤十字ボランティア

所 管	要 件	活 動 内 容
日本赤十字社東京都支部	《赤十字災害救護ボランティア》 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護セミナー）を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を実施
	《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所等において被災者等への支援活動の実施
	《特別赤十字奉仕団》 青年や学生、特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動を実施
	《赤十字個人ボランティア》 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動を実施

ボランティアの体制図



文化財の現況

令和 6 年 7 月 1 日時点

区分	名称	所在地
国指定文化財 主なもの	国宝・重要文化財	
	建 造 物	大場家住宅主屋および表門 世田谷 1-29-18
	絵 画	紙本金地著色源氏物語関屋及滯標図、紙本墨画 禅機図断簡、絹本墨画淡彩風雨山水図、絹本著色 普賢菩薩像 外 31 岡本 2-23-1 静嘉堂文庫
		紙本著色源氏物語絵巻、紙本墨画六祖挾担図、白 描絵料紙理趣経、紙本著色紫式部日記絵詞、紙本 著色三十六歌仙切 外 12 上野毛 3-9-25 五島美術館
	彫 刻	木造十二神将立像、木造広目天眷属立像 岡本 2-23-1 静嘉堂文庫
		木造愛染明王坐像 上野毛 3-9-25 五島美術館
	工 芸	太刀・銘包永、耀変天目茶碗、太刀・銘真長 外 18 岡本 2-23-1 静嘉堂文庫
		金欄手透彫花鳥文仙蓋瓶、外 13 上野毛 3-9-25 五島美術館
	書 籍	倭漢朗詠抄卷下残卷、趙子昂書、紙本墨書是則集 外 29 岡本 2-23-1 静嘉堂文庫
		古林清茂墨蹟、史記、無準師範墨蹟、紺紙金泥阿 弥陀経 外 61 上野毛 3-9-25 五島美術館
	考 古	日向国西都原古墳出土金銅馬具類、画文帯四仏 四獣鏡 外 3 〃
		野毛大塚古墳主体部出土品 世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
	史跡	
	史 跡	細井広沢墓 等々力 3-15-1 満願寺墓地内
		彦根藩主井伊家墓所 豪徳寺 2-24-7 豪徳寺墓地内
都指定文化財	有形文化財	
	建 造 物	武家屋敷門 下馬 2-11-6 西澄寺
	絵 画	絹本着色珂碩上人像 奥沢 7-41-3 浄真寺
	彫 刻	木造阿弥陀如来（九品）坐像（三仏堂安置）木造 釈迦如来坐像（本堂安置）、木造珂碩上人坐像 奥沢 7-41-3 浄真寺
		木造五百羅漢坐像 下馬 4-9-4 世田谷山観音寺

区分		名称	所在地
都指定文化財	工 芸 品	梵鐘	奥沢 7-41-3 浄真寺
	工芸品・ 考古資料	七鈴鏡	等々力 3-15-1 満願寺
	古 文 書	大場氏文書記録	世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
	無形民俗文化財		
	風 俗 慣 習	世田谷のボロ市	世田谷 1 他
		奥沢神社の大蛇お練り行事	奥沢 5-22-1
	民 俗 芸 能	浄真寺の二十五菩薩練共養	奥沢 7-41-3 浄真寺
	史跡		
	史 跡	世田谷代官屋敷	世田谷 1-29-18
		野毛大塚古墳	野毛 1-25 玉川野毛町公園内
		等々力溪谷三号横穴	等々力 1-22 等々力溪谷公園内
		御岳山古墳	等々力 1-18
		徳富蘆花旧宅	粕谷 1-20-1 蘆花恒春園内
	旧跡		
	旧 跡	世田谷城跡	豪徳寺 2 丁目一部世田 谷城趾公園内
		伊勢貞丈墓	世田谷 4-7-9 大吉寺墓地内
		喜多川歌麿墓	北烏山 4-28-1 専光寺墓地内
	名勝		
	名 勝	等々力溪谷	等々力 1・2 丁目他
	天然記念物		
	天 然 記 念 物	九品仏のカヤ、九品仏のイチョウ	奥沢 7-41-3 浄真寺内
		善養寺のカヤ	野毛 2-7-11 善養寺内
		桜小学校のオオアカガシ	世田谷 2-4-15 桜小学校校庭内

区分	名称	所在地
区登録文化財	有形文化財	
	建 造 物	東玉川神社社殿 東玉川神社
		善養院本堂ならびに庫裏 新町 2-5-12 善養院
		船橋観音堂厨子 船橋 1-20-16
		旧清水家住宅書院 玉川 1-16 区立二子玉川公園 帰真園内
	古 文 書	旧奥沢村原家文書 世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
	歴 史 資 料	有栖川宮幟仁親王原書「攻玉」木額 中町 2-29-1 区立玉川小学校
		山岡鐵舟書「深澤鬘」扁額 新町 1-4-24 区立深沢小学校
	天然記念物	
	天 然 記 念 物	駒留八幡神社のクロマツ 上馬 5-35-3 駒留八幡神社
		行善寺のヒノキ 瀬田 1-12-23 行善寺
		静嘉堂のギンモクセイ 岡本 2-23-1 静嘉堂文庫
		松沢病院のタギョウショウ 上北沢 2-1-1 松沢病院

区分		名称	所在地
区指定文化財	有形文化財		
	建 造 物	旧長崎家住宅	岡本 2-19-1 岡本公園民家園
		武家屋敷門	岡本 1-3 多摩川テラス
		旧加藤家住宅主屋、旧秋山家住宅土蔵、旧谷岡家表門、旧安藤家住宅	喜多見 5-27-14 次大夫堀公園民家園
		勝光院書院	桜 1-26-35 勝光院
		喜多見氷川神社石鳥居	喜多見 4-26 喜多見氷川神社
		浄真寺三仏堂（上・中・下品堂）、浄真寺仁王門	奥沢 7-41-3 浄真寺
		豪徳寺仏殿	豪徳寺 2-24-7 豪徳寺
		桜上水・八幡神社旧本殿	桜上水 3-21-6 桜上水八幡神社
		大蔵氷川神社本殿並びに棟札	大蔵 6-6-7 大蔵氷川神社
		齋田家住宅	代田 3
		旧小坂家住宅	瀬田 4-41 瀬田 4 丁目広場
		妙壽寺客殿	北鳥山 5-15-1 妙壽寺
		鈴木家住宅穀倉	等々力 2-39
		志村家住宅	成城 3-6-16
		代田八幡神社鳥居	代田 3-57-1
		旧棚網家住宅板倉	宇奈根考古資料室 （部材保管）
		旧山田家住宅	成城 4-20-25 成城みつ池緑地

区分		名称	所在地
区指定文化財	絵画 彫刻	本造薬師如来立像	赤堤 3-28-29 西福寺
		木造阿弥陀如来坐像	喜多見 5-13-10 宝寿院
		木造十一面観音立像	宇奈根 2-24-2 観音寺
		板絵着色大蔵氷川神社奉納絵図	大蔵 6-6-7 大蔵氷川神社
		乾漆珂碩上人倚像、木造五劫思惟阿弥陀如来坐像	奥沢 7-41-3 浄真寺
		豪徳寺仏殿像	豪徳寺 2-24-7 豪徳寺
		知行院の木造十一面観音菩薩立像	喜多見 5-19-2 知行院
		遊芸人図屏風	世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
		勝國寺の木造薬師如来及脇侍日光菩薩立像	世田谷 4-27-4 勝國寺
	工芸品	豪徳寺の梵鐘	豪徳寺 2-24-7 豪徳寺
		勝光院の梵鐘	桜 1-26-35 勝光院
	古文書	阿弥陀三尊・一尊種子板碑、阿弥陀三尊種子板碑、旧荏原郡太子堂村名主森家文書、旧多摩郡鎌田村名主橋本家文書、旧荏原郡上野毛村名主田中家文書、北条幻庵覚書、荏原小学校沿革誌(甲・乙号)、旧多摩郡船橋村名主鈴木家文書、旧多摩郡大蔵村井山家文書、石井家文書、宇津木家文書	世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
		阿弥陀三尊種子板碑(二基)	上祖師谷 6-12-1 上祖師谷阿弥陀堂
		阿弥陀三尊画像板碑	深沢 1
		阿弥陀一尊画像板碑	赤堤 3-28-29 西福寺
		大平家文書	等々力 7
		旧荏原郡代田村名主齋田家文書	代田 3 齋田家および、 世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
	歴 資 料	斎藤寛斎史料、木造岡本黄石正座像	世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
		井伊直弼画像、井伊直弼銅像	豪徳寺 2-24-7 豪徳寺
		旧荏原郡用賀村名主飯田家関係史料	上用賀 3・郷土資料館

区分		名称	所在地
区指定文化財	考 資 古 料	稲荷塚古墳出土品（喜多見稲荷塚古墳）、八幡塚古墳北主体部出土品、円乗院遺跡出土弥生土器一括、堂ヶ谷戸遺跡出土の顔面把手付土器	世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
		喜多見中通遺跡出土馬具、桜木遺跡出土の縄文時代遺物一括、瀬田遺跡環濠出土の古墳時代土器一括、祖師谷大道北遺跡出土独鈷石、奥沢台遺跡出土の注口土器	宇奈根 1-8-21 宇奈根考古資料室
	有形民俗文化財		
	有 形 民 俗 文 化 財	旧浦野家土蔵	岡本 2-19-1 岡本公園民家園
		旧城田家住宅主屋	喜多見 5-27-14 次大夫堀公園民家園
	無形民俗文化財		
	風 習 俗 慣	須賀神社の湯花神事	喜多見 4-3-23 須賀神社
		喜多見のまむしよけ	喜多見 3 齊藤家
		森巖寺の針供養	代沢 3-27-1 森巖寺
	民 俗 芸 能	喜多見氷川神社の節分祭行事と神前神楽	喜多見 4-26-1
		喜多見慶元寺の双盤念仏行事	喜多見 4-17-1
		代田餅搗き	代田（旧代田村）三土代会
	史跡		
	史 跡	砧中学校古墳群四号墳	成城 1-10-1 砧中学校校庭
		稲荷塚古墳（喜多見）	喜多見 4-7
		第六天塚古墳	喜多見 4-3
		常盤塚	上馬 5-30-19
		奥沢城跡	奥沢 7-41-3 浄真寺
		上野毛稲荷塚古墳	上野毛 2-12 区立上野毛 2 丁目緑地
		喜多見氏（江戸氏）墓所	喜多見 4-17-1 慶元寺
		吉良氏墓所	桜 1-26-35 勝光院
		桂太郎墓	若林 4-35

区分		名称	所在地
区指定文化財	天然記念物		
	天然記念物	乗泉寺世田谷別院のクスノキ	宮坂 2-1-5 乗泉寺世田谷別院
		慶元寺のケヤキ	喜多見 4-17-1 慶元寺
		玉川神社のクスノキ	等々力 3-27-7 玉川神社

〔資料第 19〕

世田谷区街路消火器設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大地震発生に伴い多発的に発生すると予想される火災又は随時発生する火災を区民等の協力によって初期に消火し、区民の生命と財産の安全を図るために、世田谷区が区内の街路等に設置する消火器（以下「街路消火器」という。）及び街路消火器の維持管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(街路消火器の規格)

第 2 条 街路消火器は、国家検定を合格したもので、粉末を用いるものにあつては A B C 粉末 1 0 型薬剤量 3 キログラム以上のもの、強化液を用いるものにあつては薬剤量 3 リットル以上の容量のものとする。

(街路消火器の設置基準)

第 3 条 街路消火器は、概ね次に掲げる場所に設置する。

- (1) 木造住宅密集地又は消防活動が困難な狭あい地等の延焼の危険が大きい住宅地
- (2) 中層アパート群がある地域又は駅周辺等の地域における防災意識の高揚及び火災への対応のために適切な場所
- (3) 広域避難場所への避難道路の安全を確保するため、当該避難道路に概ね 100 メートル間隔で設ける場所
- (4) 一時集合所、避難所の安全を確保するため、それらの周辺に設ける場所

(街路消火器の設置方法)

第 4 条 街路消火器の設置方法は、次のとおりとする。

- (1) 道路上等の目立ちやすく容易に使用することができる場所で、車両、歩行者等の通行の障害とならないこと。
- (2) 老朽防止及び盗難防止のため格納箱に収めること。
- (3) 格納箱はポールにより地面に固定し、又はポールによらない場合は塀等に固定し、当該格納箱の上端が地面から 1 メートル以上 1.5 メートル以下の高さになるようにすること。

(街路消火器の設置場所の承諾等)

第 5 条 区長は、街路消火器を設置しようとするときは、当該設置しようとする場所の所有者およびその場所に面した住宅等の居住者等から世田谷区街路消火器設置承諾書（様式）又は指定用紙により承諾を受けてから設置場所を決定しなければならない。

- 2 区長は、街路消火器の設置場所の所有者又はその場所に面した住宅等の居住者等から街路消火器の移設又は撤去を希望する旨の申出があったときは、当該申出を行った者と速やかに協議するとともに、街路消火器の新たな設置場所を決定し、移設又は撤去しなければならない。

(街路消火器の維持管理)

第 6 条 区長は、定期的な検査、薬剤の詰替え等、街路消火器の維持管理を行わなければならない。

2 区長は、街路消火器又は格納箱の使用若しくはいたずら等による放置、盗難、破損等の情報について通報等があった場合は、速やかに原状に復するよう対処しなければならない。

(区民への啓発)

第7条 区長は、消防署等の防災関係機関と協力し、区民等に対し街路消火器を含む消火器の取扱いについて講習を行う等の啓発を行わなければならない。

(賠償)

第8条 区長は、街路消火器又は格納箱等に損害を与えた者に対し、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、速やかに原状に回復させるものとする。ただし、区が原状に回復した後に街路消火器又は格納箱に損害を与えた者が判明した場合は、当該損害を与えた者に当該回復に要した費用を賠償させることがある。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、街路消火器の設置及び維持管理等に係る必要な事項は、その都度区長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

街路消火器の設置現況

(令和 6 年 10 月現在)

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計
消火器 設置本数	1, 356	1, 290	1, 094	725	525	4, 998

設置の目安

- 1 出火及び延焼危険の大きい住宅地を中心に設置（木造一般住宅密集地、消防活動困難な狭あい地、新興住宅地、等）
- 2 防災意識の高揚及び一般火災への対応のために適切なところに設置（中層アパート群、駅周辺、等）
- 3 避難路の安全を確保するため、主要道路に概ね 100m 間隔に設置
- 4 一時集合所、避難所等の周辺に重点的に設置

〔資料第 21〕

世田谷区消火器薬剤補充等に係る助成に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、世田谷区が火災発生時に消火活動に協力した区民等が使用した消火器に対し当該使用後に消火器の薬剤補充等の助成を行うことにより、区民等の消火活動に伴う経済的負担の軽減を図り、もって区の火災予防の施策に資することを目的とする。

(薬剤補充等の助成の対象となる消火器)

第 2 条 薬剤補充等の助成の対象となる消火器（以下「協力消火器」という。）は、世田谷区内又は世田谷区に隣接する区又は市（世田谷区との境界から概ね 100 メートル以内の地域とする。）で発生した火災の消火活動に協力して使用した消火器で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 世田谷区内の一戸建て住宅に居住する個人（世帯を含む。以下同じ。）が所有する消火器で、当該個人が居住する住宅等以外の建物等の火災に対して使用したもの
- (2) 世田谷区内の共同住宅（同一敷地内に複数棟の住宅がある場合を含む。以下同じ。）に居住する個人が所有する消火器で、当該個人が居住する住宅等以外の建物等の火災に対して使用したもの
- (3) 世田谷区内の共同住宅に居住する個人が所有する消火器で、当該共同住宅内の他の世帯の部屋等の火災に対して使用したもの
- (4) 世田谷区内の共同住宅に法令の定めにより設置されている消火器で、当該共同住宅以外の建物等の火災に対して使用したもの
- (5) 世田谷区内に所在する民間事業所が所有する消火器で、前各号に掲げるものに相当すると認められるもの
- (6) 世田谷区外に居住する個人又は世田谷区外に所在する民間事業者が所有する消火器で、世田谷区内の火災に対して使用したもののうち、当該個人の居住地又は事業所の所在地が属する区又は市からこの要綱による助成と同等の助成制度が適用にならないもの

(薬剤補充等の助成の対象とならない場合)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱による薬剤補充等の助成の対象としない。

- (1) 官公署、国公立学校に設置されている消火器を消火協力のために使用した場合
- (2) 公設民営の施設又は事業所等に設置されている消火器を消火協力のために使用した場合
- (3) 共同住宅に法令の定めにより設置されている消火器で、当該共同住宅の火災に対して使用した場合
- (4) 火災の原因について責任を有する者が、当該火災に対して使用した場合

(助成の方法)

第 4 条 助成の方法は、協力消火器への薬剤補充等による現物給付とする。

(助成に係る手続等)

第5条 区長は、薬剤補充等の助成を希望する協力消火器の所有者に、世田谷区消火器薬剤補充等助成申請書兼請求書（第1号様式）により申請させるものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに協力消火器の所有者の住所、氏名、電話番号、消火協力の内容、使用した消火器の保管場所、規格、数等を確認し、審査のうえ助成の可否を決定するものとする。

3 区長は、助成の可否を決定したときは、その決定内容を速やかに申請した者に対し世田谷区消火器薬剤補充等助成の可否決定通知書（第2号様式）により通知するとともに、助成を可としたものについて助成を行うものとする。

4 助成が終了したときは、申請した者に対し消火器薬剤補充等助成確認票（第3号様式）を提出させるものとする。

(個人情報の外部提供)

第6条 区長は、区が委託する業者を用いて薬剤補充等の助成を行う場合は、協力消火器の所有者の住所、氏名、電話番号、消火協力の内容、使用した消火器の保管場所、規格、数等の個人情報について区から当該委託業者に通知することをあらかじめ協力消火器の所有者から同意を得たうえで行わなければならない。

(虚偽の申し出等により助成を受けた場合の措置)

第7条 区長は、薬剤補充等の助成を受けた者が、虚偽の申し出等により、この要綱の規定に反して助成を受けたものであると認めるときは、助成に要した費用の返還を求める等の措置を講じなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成17年6月1日）

この要綱は、平成17年6月1日より施行する。

応急給水資器材配置場所一覧

区では飲料水や消火用水を確保するため、以下のように備えています。

1 スタンドパイプとは

道路等のマンホール内に格納されている消火栓に接続して給水する資器材。スタンドパイプの先に給水栓や消火用ホースをつないで使用します。

(1) 応急給水用

断水などが発生した際の飲料水等の供給は、東京都が設置する区内 10 カ所の給水拠点で行うこととしております。

区では避難所となる区立小中学校施設の水道設備が破損した際に備え、消火栓等を活用した応急給水を実施するため、東京都水道局から貸与された応急給水資器材（スタンドパイプや給水栓等、消火用としても使用可）を区立小中学校に配備しています。

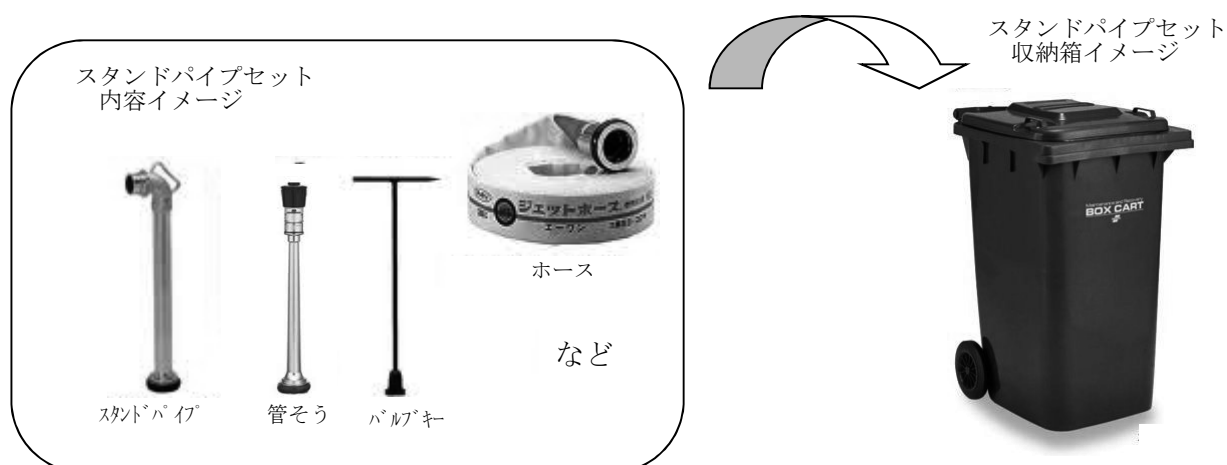
また、各小中学校の受水槽には非常用水栓を取り付けており、受水槽内の水を使用することができます。

（※ 改築工事、大規模改修工事対象校一部を除く。）

(2) 消火用

震災等による火災に備え、初期消火を行う資器材として消火用のスタンドパイプセットを 28 カ所のまちづくりセンター及び地区会館等計 52 カ所の区施設に配備しています。

緊急時に区民などが使用できるよう、日ごろより消防署の協力を得て町会・自治会や事業所等を対象に操作訓練を行っています。



消火用スタンドパイプ設置場所一覧

(令和6年12月1日現在)

	名称	所在地		名称	所在地
1	池尻まちづくりセンター	池尻 3-27-21	29	桜丘区民センター	桜丘 5-14-1
2	太子堂まちづくりセンター	太子堂 2-17-1	30	上北沢区民センター	上北沢 3-8-9
3	若林まちづくりセンター	若林 1-34-2	31	粕谷区民センター	粕谷 4-13-6
4	上町まちづくりセンター	世田谷 1-23-5	32	下馬南地区会館	下馬 6-41-6
5	経堂まちづくりセンター	宮坂 1-44-29	33	経堂地区会館	経堂 3-37-13
6	下馬まちづくりセンター	下馬 4-13-4	34	経堂南地区会館	経堂 5-21-6
7	上馬まちづくりセンター	上馬 4-10-17	35	三宿地区会館	三宿 2-7-10
8	梅丘まちづくりセンター	梅丘 1-61-16	36	世田谷地区会館	世田谷 2-25-10
9	代沢まちづくりセンター	代沢 5-1-15	37	中里地区会館	上馬 2-24-17
10	新代田まちづくりセンター	羽根木 1-6-14	38	野沢地区会館	野沢 1-8-14
11	北沢まちづくりセンター	北沢 2-8-18	39	桜上水南地区会館	桜上水 3-4-11
12	松原まちづくりセンター	松原 5-43-28	40	松原地区会館	松原 5-17-6
13	松沢まちづくりセンター	赤堤 5-31-5	41	代沢地区会館	代沢 5-8-19
14	奥沢まちづくりセンター	奥沢 3-15-7	42	代田地区会館	代田 4-14-3
15	九品仏まちづくりセンター	奥沢 7-35-4	43	奥沢東地区会館	奥沢 2-9-28
16	等々力まちづくりセンター	等々力 3-4-1	44	駒沢地区会館	駒沢 3-13-5
17	上野毛まちづくりセンター	中町 2-33-11	44	深沢地区会館	深沢 1-14-22
18	用賀まちづくりセンター	用賀 2-29-22	46	宇奈根地区会館	宇奈根 2-23-20
19	二子玉川まちづくりセンター	玉川 4-4-5	47	祖師谷地区会館	祖師谷 3-30-30
20	深沢まちづくりセンター	駒沢 4-33-12	48	大蔵地区会館	砧 3-5-6
21	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷 4-1-23	49	給田地区会館	給田 3-14-7
22	成城まちづくりセンター	成城 6-3-10 ※1	50	北烏山地区会館	北烏山 9-25-26
23	船橋まちづくりセンター	船橋 4-3-2	51	世田谷区役所西棟	世田谷 4-22-33
24	喜多見まちづくりセンター	喜多見 5-11-10	52	世田谷ボランティアセンター	下馬 2-20-14
26	上北沢まちづくりセンター	上北沢 4-32-9			
27	上祖師谷まちづくりセンター	上祖師谷 2-7-6			
28	烏山まちづくりセンター	南烏山 6-4-26 ※2			

※1 成城まちづくりセンター配備分は、砧総合支所（成城 6-2-1）に設置しています。

※2 烏山まちづくりセンター配備分は、烏山区民センター（南烏山 6-2-19）に設置しています。

〔資料第 23〕

消防車両等の内訳

令和 6 年 4 月 1 日現在

区分	ポンプ車	化学車	はしご車等	救助車	救急車	その他 指揮車・ 輸送車等	計
世田谷消防署	10 台	1 台	1 台	1 台	6 台	10 台	29 台
玉川消防署	8 台		1 台		4 台	10 台	23 台
成城消防署	6 台		1 台		5 台	11 台	23 台
計	24 台	1 台	3 台	1 台	15 台	31 台	75 台

〔資料第 24〕

消防水利

令和 6 年 4 月 1 日現在

種別	計	種別	計
公設消火栓	8,933	プール	137
私設消火栓	47	河川	53
防火水槽	2,115	池	9
貯水池	7	その他	26
受水槽	41	計	11,368

緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領(警視庁)

原議保存期間	10年(令和16年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警 察 庁 丁 規 発 第 9 3 号
令 和 5 年 7 月 1 8 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の制定について(通達)

大規模災害に伴う交通規制の実施に係る基本的事項については、「大規模災害に伴う交通規制の実施について(通達)」(令和5年7月18日付け警察庁丙規発第26号、丙交指発第28号)により示達されたところであるが、緊急通行車両の確認等に係る事務手続の細目的事項については、別添のとおり「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領」を制定し、令和5年9月1日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領

第1 目的

この要領は、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うべき災対法施行令の規定に基づく緊急通行車両の確認、災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の取扱い、その他の法令に基づく緊急通行車両の確認事務等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 災対法施行令に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

1 概要

公安委員会は、当該都道府県の知事（以下「知事」という。）と連絡を取りつつ、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）を実施するものとする。

緊急通行車両であることの確認は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時（以下「災害発生時等」という。）において行うこととされているところ、同条第2項において、災対法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。））の車両については、災害発生前においても緊急通行車両であることの確認を実施することができることとされている。

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けた車両が増えることにより、災害発生時等において緊急交通路の指定がなされた直後から、多くの緊急通行車両が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになるほか、災害発生時等における公安委員会等の負担軽減にもつながることから、公安委員会においては、積極的に災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

2 確認の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両であることの確認の対象とする車両は、次のとおりである。

(1) 緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

公安委員会は、大規模災害発生時において、指定行政機関等が防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両について、緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

なお、同項では、災害応急対策は次の(ア)～(ケ)に掲げる事項について行

うものとされている。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - (カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
 - (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (2) 災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両
公安委員会は、(1)で示す要件に該当する車両であって、かつ、指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

(3) 原動機付自転車等の取扱い

緊急交通路として指定される道路は、主として高速自動車国道又は自動車専用道路が見込まれるところ、これらの道路の通行が認められない原動機付自転車及び軽車両等については、緊急通行車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等に鑑みて緊急通行車両とすることはあり得る。

3 確認手続に係る留意事項

公安委員会は、災害発生前であると災害発生時等であるとを問わず、緊急通行車両であることの確認を行う際は、次の点に留意すること。

(1) 申出を行う者

緊急通行車両であることの確認の申出を行う者は、指定行政機関等の長や、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者とするほか、契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者とする。

(2) 標章及び証明書の交付

ア 標章及び証明書の交付

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認をしたときは、標章及び証明書を申出を行った者に交付するものとする。

イ 交付に係る処理経過

公安委員会は、別記様式第1の緊急通行車両確認証明書交付簿を警察本部又は警察署に備え付け、緊急通行車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(3) 標章及び証明書の記載事項

ア 標章

標章の表面に登録（車両）番号、有効期限を記すこととする。また、左上等の余白部分に緊急通行車両確認証明書交付簿で管理する番号（以下「交付番号」という。）を記入する。

原則として、交付番号の付し方は、以下に示す16桁の数字を付す方法によることとする。

(ア) 16桁の数字のうち左から1桁～2桁目

交付した年度（西暦）の下2桁とする。

(イ) 16桁の数字のうち左から3桁～8桁目

交付場所（所属等）の6桁とする。この場合において、警察本部及び警察署にあっては警察共通基盤システム等の対象業務に使用する共通コード表（都道府県（方面）本部課・室等別コード及び警察署別コード）を、交通検問所にある場合は原則として当該検問所の位置を管轄する警察署別コードを付すこととする。

(ウ) 16桁の数字のうち左から9桁～10桁目

交通検問所を区分する場合の2桁とし、都道府県警察が定める数字を付すこととする。ただし、交通検問所以外は「00」とする。

(エ) 16桁の数字のうち左から11桁目

緊急通行車両等の種別の1桁とし、以下のとおりとする。

なお、災対法と他の法令に基づくものと重複して申出を受けて確認を行った場合は、災対法に基づく緊急通行車両の番号を付すこととする。

- 1 災対法に基づく緊急通行車両
- 2 災対法に基づく規制除外車両
- 3 大震法に基づく緊急輸送車両
- 4 原災法又は国民保護法に基づく緊急通行車両
- 5 原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両

(オ) 16桁の数字のうち左から12桁～16桁目

5桁の一連番号とする。

なお、一連番号は年度ごとに付すこととする。

イ 証明書

(ア) 交付番号欄

標章に記入した交付番号と同一の番号を記入する。

(イ) 「車両の用途」欄

原則として2(1)に掲げる事項のうち、どの用途に該当するかを記載する。

(ウ) 「活動地域」欄

緊急通行車両であることの確認を受ける車両が、災害応急対策を実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等の地域を記載する。

なお、災害発生前の申出において、指定行政機関等の規模や、担っている災害応急対策の種類等に鑑みて、国内のどこにでも災害応急対策にあたることが見込まれる場合は、「全国一円」などと幅広く記載することを可能とする。

(エ) 「備考」欄

当該証明書が災対法施行令に基づく緊急通行車両であることを記載する。

(4) 原災法施行令又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を同時に申出を受けた場合等の取扱い

災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認、原災法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）又は国民保護法施行令第39条の規定により、災対法施行令第33条第1項の規定の例による確認（以下「国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）の申出を同時に受け、かつ有効期限が同じとなる場合は、証明書の「車両の用途」欄に、それぞれ該当する2(1)に掲げる事項（災対法第50条第1項に規定される災害応急対策、原災法第26条第1項に規定される緊急事態応急対策又は国民保護法第2条第3項に規定される国民の保護のための措置）のうちからどの用途に該当するかを記載することで、交付する標章及び証明書を1通にすることが出来るものとする。

また、先に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を受けていた車両について、追加で原災法施行令又は国民保護法に基づく緊急通

行車両であることの確認の申出を受けた場合は、先に交付した標章及び証明書の返納を求め、上記同時に申出を受けた場合の取扱いと同様に標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

(5) 知事との調整

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認並びに標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。

4 災害発生前における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

(1) 申出先

公安委員会は、災害発生前に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署において当該確認を行うものとする。ただし、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署以外の警察署（同一の都道府県内に限る。）において確認することを妨げない。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 災対法施行規則別記様式第3の緊急通行車両確認申出書（以下「申出書」という。）

イ 添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

災対法施行規則第6条第2項第1号の規定に基づき、当該車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証」という。）の写しを添付させるものとする。

原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類

災対法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づき、当該車両が災害応急対策を実施するために使用されることを示す書類を添付させるものとする。

具体的には、防災業務計画等（当該指定行政機関等が実施する災害応急対策に当該車両が従事することが読み取れる内容）の写し（抜粋可）が考えられる。

また、指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の場合は、上記に加え

て、契約書の写し、輸送協定書の写し、当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等（指定行政機関等による災害応急対策に当該車両が必要であることを客観的に認められる記載があるもの）のいずれかを添付させるものとする。

- (ウ) 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第6条第2項第3号の規定に基づき、申出に係る車両が災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関等）の車両であることを確かめるに足りる書類を添付させるものとする。

具体的には、指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリストや、指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類（指定行政機関等の車両であり、実際に災害応急対策を実施するために使用される蓋然性が極めて高いものであることが確認できるもの）が考えられる。

- (エ) 留意事項

(ア)～(ウ)の各書類については、他の書類を兼ねる場合も想定されることから、申出者から必要以上に添付書類の提出を求めることがないよう留意すること。

例えば、車検証の使用者が指定行政機関等自らとなっている場合であれば、車検証の写しが(ウ)の書類を兼ねることから車検証の写し及び(イ)の書類で足りることとなる。また、1通の書類において指定行政機関等が災害応急対策（の一部）を車両の使用者に委ねる旨の内容及び具体的に使用する車両を示している場合は、車検証の写し及び当該書類1通の添付で足りることとなる。

ウ 事務の合理化

同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応可）して申出書を1通とすることができるものとする。

その際、(イ)又は(ウ)の書類について重複する内容のものは1通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができるものとする。

- (3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、従前の運用（令和5年8月31日まで）に基づき緊急通行

車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合には、届出済証の提示を求めて内容を確認する。申出に必要な書類は(2)に記載のとおりであるが、当該届出済証を受けるにあたって提出されている緊急通行車両等事前届出書の添付書類に(2)イ(ア)、(イ)、(ウ)に該当する内容が含まれる場合は、既に添付書類が公安委員会に提出されていることから添付書類を改めて提出することは不要とすることができる。

(4) 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の交付の日から起算して5年後の日とする。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送協定書や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該満了日等が標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とする。

5 災害発生時等における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

災害が発生し、当該災害に係る緊急交通路を通行する緊急通行車両であることの確認を行う際の手続に関する留意事項は、下記のとおりである。

(1) 申出先

公安委員会は、災害発生時等に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、都道府県警察の本部、警察署又は交通検問所において当該確認を行うものとする。この場合において、確認の申出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察に限られるものではないことに注意を要する。

なお、交通検問所に確認の申出が集中すれば、交通渋滞の発生により緊急交通路としての機能が阻害される恐れがあることから、公安委員会は、災害発生時等においても可能な限り都道府県警察の本部又は警察署において緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 申出書

イ 添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

4 (2) イ(ア)と同様とする。

- (イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類

4 (2) イ (イ) と同様とする。

ウ 事務の合理化

4 (2) ウ と同様とする。

- (3) やむを得ない事由により添付書類を省略することができる場合

社会通念上やむを得ない事由があると認めるときは、添付書類を省略することができることとされているが、例えば、災害発生時に、指定行政機関等からの急きよの要請により災害応急対策を実施するための車両として使用されることとなる場合等において、指定行政機関等からの要請を受けた事実は確認できるものの、災害応急対策を実施するための車両であることを確かめるに足る書類を用意できない場合や、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けていた車両が被災するなどして、他の車両を急きよ使用せざるを得ない場合等が考えられる。

なお、やむを得ない事由により添付書類を省略した場合には、当該申出書及び証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

- (4) 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合については、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

申出に必要な書類については(2)に記載のとおりであるが、添付書類の取扱いについては4 (3)と同様とする。

- (5) 標章及び証明書の有効期限

4 (4) と同様とする。

6 確認後の手続（標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納）

- (1) 標章及び証明書の記載事項変更

公安委員会は、標章及び証明書の交付後に記載事項の変更が生じた旨の申出があった場合は、交付した標章及び証明書とともに、災対法施行規則別記様式第6の緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書及び変更した事項を確かめるに足る書類を提出させ、申出者に変更後の標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(2) 標章及び証明書の再交付

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した旨の申出があった場合は、残存する標章又は証明書とともに災対法施行規則別記様式第7の緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書を提出させ、申出者に標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿に新たに登録して交付番号を付与するとともに、亡失等にかかる緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(3) 標章及び証明書の返納

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた後に次のいずれかについて申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに標章及び証明書の交付を受けた公安委員会に返納させること。

ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき。

イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき。

ウ 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき。

この場合において、標章及び証明書の緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にその経緯を記載するものとする。

7 交通検問所における緊急通行車両の通行手続

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた車両の使用者が交通検問所に緊急交通路の通行を求めてきたときは、標章（交付番号、登録（車両）番号及び有効期限）を確認するとともに、証明書の提示を求めてその内容（番号標に表示されている番号、車両の用途、活動地域、有効期限等）を確認し、現に災害応急対策を実施するため運転中の車両であることを判断するものとする。

その際、標章及び証明書と実際の車両の登録（車両）番号等に齟齬がないか否かを確認するとともに、緊急交通路における通行日時、場所、台数等の把握・管理に資するため、規制除外車両と併せて別記様式第2の緊急交通路通行車両管理簿に通行年月日時、番号標に表示されている番号、車両の使用者氏名等を記載するものとする。

8 指定行政機関等に対する指導等

公安委員会は、指定行政機関等に対して、緊急通行車両であることの確認

の申出に係る確認手続、標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納の手続、標章及び証明書の一体的保管等についての指導を行うものとする。

また、公安委員会は、新規の届出済証の交付は行わないこととなるところ、既に届出済証の交付を受けている者に対し、可能な限り災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けるよう周知を図ること。

第3 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）に係る取扱い

1 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を受理するものとする。

2 事前届出の対象とする車両

公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、規制除外車両であることの標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としないこと。

3 原動機付自転車等の取扱い

緊急通行車両と同様に原動機付自転車等を規制除外車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等に鑑みて規制除外車両とすることはあり得る。

4 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者

規制除外車両であることの事前届出を行う者は、事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者とする。

イ 事前届出先

第2の4(1)（5ページ）と同様とする。

また、事前届出は警察庁、都道府県又は都道府県警察が整備するシス

テムを使用する方法により行うことができる。

ウ 事前届出の際に必要な書類

別記様式第3の規制除外車両事前届出書に加え、車検証の写し及び次のいずれかの書類の提出を受けるものとする。

なお、原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

- (ア) 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し
- (イ) 医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し
- (ウ) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(2) 除外届出済証の交付等

ア 除外届出済証の交付

公安委員会は、事前届出を受理したときは、別記様式第3の規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 除外届出済証の再交付等

- (ア) 公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から事前届出書の記載内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した旨の申出があった場合は、除外届出済証の再交付を行うものとする。この場合においては、除外届出済証に「再」と朱書きするものとする。

(イ) 除外届出済証の返納

公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から、当該車両が規制除外車両として使用されるものでなくなったとの申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに除外届出済証を返納させること。

ウ 事前届出の処理経過

公安委員会は、別記様式第4の規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

エ 事前届出をした者等に対する指導等

公安委員会は、規制除外車両であることの確認に係る事前届出をした者等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、除外届出済証の再交付及び返納の手続、除外届出済証の自動車検査証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

5 災害発生時等における事前届出車両の確認

- (1) 申出先については、第2の5(1)（7ページ）と同様とする。
- (2) 公安委員会は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、別記様式第5の規制除外車両確認申出書（以下「除外申出書」という。）の提出を求めた上で別記様式第6の規制除外車両確認証明書（以下「除外証明書」という。）に必要事項を記載させるものとする。
- (3) 公安委員会は、規制除外車両であることの確認を行った場合には、標章及び除外証明書を交付するものとし、標章及び除外証明書の記載事項については、第2の3(3)（3ページ～4ページ）と同様とするが、除外証明書の「車両の用途」欄については、原則として2に掲げる車両の用途から該当する内容を記載するものとする。この場合において、公安委員会は別記様式第7の規制除外車両確認証明書交付簿を備え付け、規制除外車両であることの確認の申出の受理、除外証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。標章及び証明書の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途警察庁が指示する場合を除き、交付の日から起算して1か月後の日とする。
- (4) 公安委員会は、事前届出に基づき除外届出済証を交付された車両の使用者から、規制除外車両であることの確認の申出を受けた場合には、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。
- (5) 交通規制の対象から除外する災害対策に従事する自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、標章を交付する必要はないことから、確認の対象としないこと。

6 事前届出車両以外の車両に係る確認

規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるも

のではない。

(1) 第一局面（大規模災害発生直後）

事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行う。

確認の申出先は、第2の5(1)（7ページ）と同様とし、確認の際に必要な書類は、除外申出書及び2(1)～(4)に応じた4(1)ウ(ア)～(エ)に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(2) 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

順次、規制除外車両の範囲を拡大し、規制除外車両の確認を行う。

これらの規制除外車両に対しても除外申出書及び規制除外車両に該当することを示す書類の提出を求めた上で標章及び除外証明書を交付することとする。

第4 その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い

公安委員会は、大震法施行令第12条第1項の規定に基づく確認（以下「大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認」という。）、原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認及び国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等を行う場合は、第2（1ページ～10ページ参照）及び第3（10ページ～13ページ参照）の規定に倣って行うものとする。ただし、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認のうち、次の事項については、その限りではない。

1 標章及び証明書の交付

(1) 交付に係る処理経過

別記様式第8の緊急輸送車両確認証明書交付簿を備え付け、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(2) 「輸送人員又は品名」欄

大震法施行規則別記様式第6の緊急輸送車両確認申出書の「輸送人員又は品名」欄は、原則として大震法第21条第1項に規定される地震防災応急対策に係る事項のうち、どの用途に該当するかを記載した上で、具体的に輸送を行う人員又は品名等を記載する。

(3) 緊急通行車両であることの確認と同時に申出を受けた場合の取扱い

災害発生前における緊急通行車両であることの確認の申出と警戒宣言が発せられる前における大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出を同時に受けた場合は、標章については双方の標章を兼ねたもの

として、両者の交付番号を併記した単一の標章を交付することとし、証明書については原則として一枚の用紙にそれぞれの様式に基づく証明書を両面で印刷したものを交付することとする。

2 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両を災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

3 交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

災対法の規定に基づく規制除外車両は、社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であるところ、大震法第9条に基づく警戒宣言は、地震予知情報を受けた場合に発せられるものであり、警戒宣言が発せられた時点においては、災害は発生していないことから、大震法の規定に基づく交通規制が行われている場合においては、規制除外車両は観念されないことに留意すること。したがって、第3（10ページ～13ページ参照）に記載の取扱いは行わないこと。

第5 その他

公安委員会は、緊急通行車両等の災害発生前における確認手続及び災害発生時等の車両の確認手続等について、地方防災会議、都道府県警察のホームページ等を通じて関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、申出要領等の周知徹底を図るものとする。

別記様式第 1

緊急通行車両確認証明書交付簿

[illegible]

別記様式第 2

緊急交通路通行車両管理簿

確認場所

通行年月日時	番号標に表示されている番号	車両の使用者氏名又は名称	活動地域	交付番号	備考
. . .					
. . .					
. . .					
. . .					
. . .					
. . .					
. . .					
. . .					
. . .					
. . .					
. . .					
. . .					
. . .					
. . .					
. . .					
. . .					
. . .					
. . .					
. . .					
. . .					

備考 1 備考欄には、災害対策基本法に基づく緊急通行車両の場合には、当該車両の用途について次の各区分の記号を記載することとする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における交通秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 その他の法令に基づく緊急通行（輸送）車両や規制除外車両については、その旨及び車両の用途の概要を記載すること。

別記様式第3

災害応急対策用 原子力災害保護措置用 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書		災害応急対策用 原子力災害保護措置用 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証		第 号
公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		年 月 日		左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日
番号標に表 示されている番号	車 両 の 使 用 者	住 所	(注)	
車 両 の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		() 局 番	1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のためには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けなければならない。	
			2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会 (警察本部経由) に届け出て再交付を受けてください。	
			3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両が該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
活動地域	(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第4

規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）

[illegible]

別記様式第 5

公安委員会 殿 年 月 日 規 制 除 外 車 両 確 認 申 出 書 申出者 住所 氏名	
番 号 標 に 表 示 されている番号	
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送 人員又は品名）	
活 動 地 域	
車 両 の 使 用 者	住 所 () 局 番
	氏 名 又 は 名 称
緊 急 連 絡 先	住 所 () 局 番
	氏 名
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 6

第 号 年 月 日 規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書 公安委員会 印	
番 号 標 に 表 示 されている番号	
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送 人員又は品名）	
活 動 地 域	
車 両 の 使 用 者	住 所 () 局 番
	氏 名 又 は 名 称
有 効 期 限	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第7

規制除外車両確認証明書交付簿

[illegible]

別記様式第 8

緊急輸送車両確認証明書交付簿

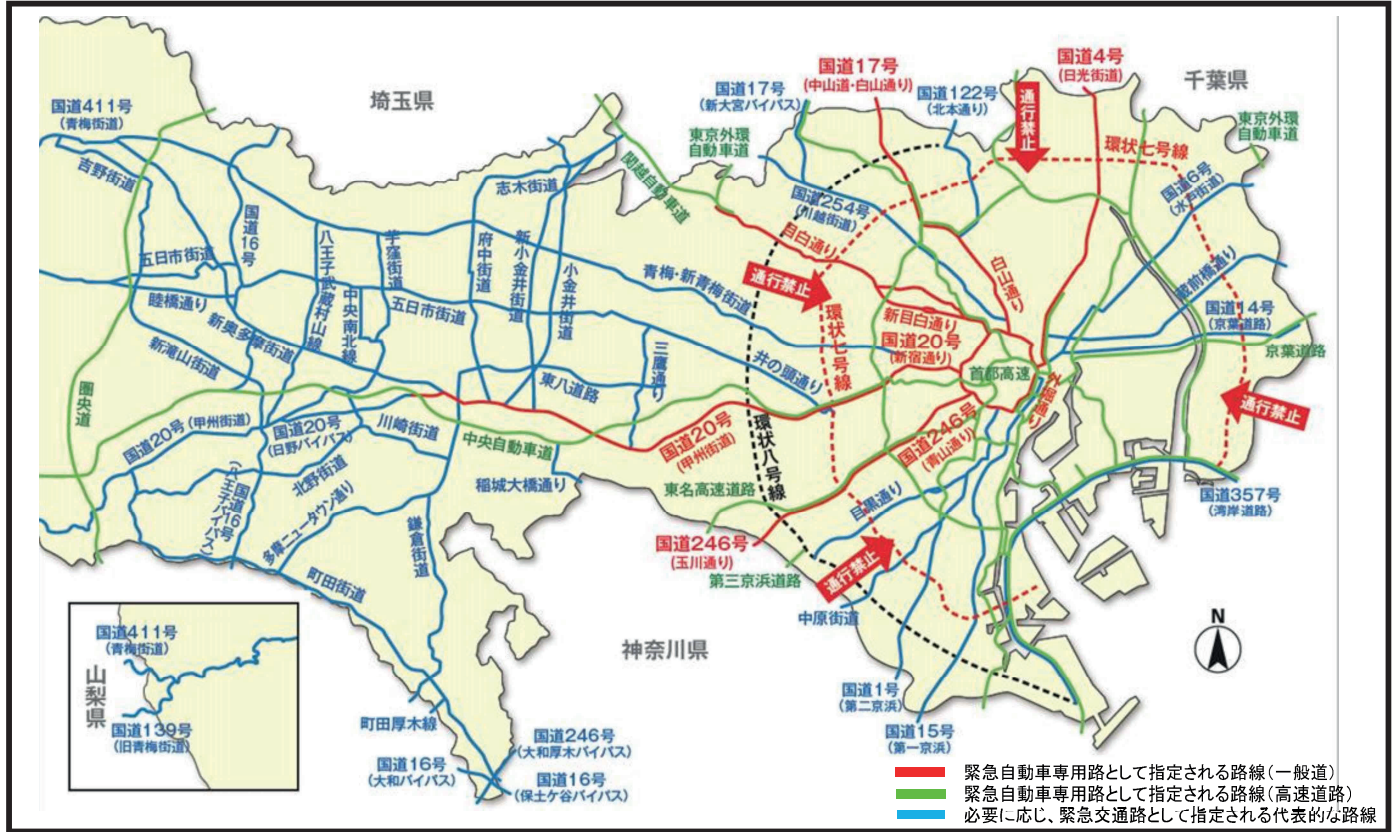
[illegible]

大震災(震度6弱以上)発生時における交通規制

【基本方針】

大震災発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制(第一次交通規制)を「道路交通法」に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を「災害対策基本法」に基づいて確保(第二次交通規制)するものです。

【交通規制図】



第一次交通規制(道路交通法)

- 1 環状七号線から都心方向への車両の通行を禁止
都心部の交通量を削減するため、都心方向へ流入する車両の通行禁止規制を実施します。
- 2 環状八号線から都心方向への車両の通行を抑制
信号制御により、都心方向への流入する車両の通行を抑制します。
- 3 「緊急自動車専用路」の指定
次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施します。

国道4号(日光街道他)	国道17号(中山道・白山通り他)
国道20号(甲州街道他)	国道246号(青山通り・玉川通り)
目白通り・新目白通り	外堀通り
高速自動車国道・首都高速道路等	

- 4 都内に極めて甚大な被害が生じている場合
被災状況に応じて、車両の交通規制を実施します。

第二次交通規制(災害対策基本法)

- 1 「緊急交通路」の優先指定
緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定します。
- 2 その他の「緊急交通路」の指定
被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定します。(主な路線名)

国道1号	国道6号	国道14号	国道15号
新大宮バイパス	北本通り	国道254号	国道367号
中原街道	青梅・新青梅街道	井の頭通り・五日市街道・環状通り	目黒通り
蔵前橋通り	国道16号	国道20号	国道139号
大和厚木バイパス	稲城大橋通り他	東八通り	小金井街道
府中・志木街道	鎌倉街道	川崎街道	新奥多摩街道
半蔵街道	町田街道	町田厚木線	八王子武蔵村山線
三鷹通り	中央南北線	多摩ニュータウン通り	新清山・瑞山・吉野街道
北野街道	新小金井街道	都道256号(甲州街道)	

※ 国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改訂の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しを行います。

震度5強の地震が発生した場合の交通規制(道路交通法)

都心部における交通混雑を回避するため、必要に応じて、環状七号線から都心方向への流入する車両の通行禁止規制を実施し、環状八号線から都心方向への車両の流入を抑制します。

警視庁

〔資料第 27〕

災害時臨時離着陸場候補地一覧

(令和6年10月現在)

	施設名	所在地	確保面積(m ³)	現況	備考
1	世田谷公園 軟式野球場	池尻 1-5	13,940	野球場	
2	都立駒沢オリンピック 公園上競技場	区駒沢公園 1 番 地	16,000	競技場	国立病院機構 東京医療セン ター
3	駒澤大学祖師谷 グラウンド	上祖師谷 2-8	13,750	大学グラウンド	
4	都立砧公園野球場	砧公園1番地	7,700	野球場	
5	都立祖師谷公園 少年運動場	上祖師谷 3-22	2,000	広場	至誠館第二病 院
6	明治大学八幡山 グラウンド	八幡山 2-13-9	48,833	大学グラウンド	
7	二子玉川緑地 運動場	鎌田1丁目先	12,100	河川敷	
8	日本体育大学 グラウンド	深沢 7-1		大学グラウンド	
9	東京農業大学 野球場	桜丘 1-1		野球場	公立学校共済 組合関東中央 病院
10	駒澤大学玉川校舎 グラウンド	宇奈根 1-1		大学グラウンド	
11	日本大学 グラウンド	桜上水 3-25-40	24,618	陸上グラウンド	
12	日本女子体育大学 グラウンド	北烏山 8-19-1	16,000	大学グラウンド	
13	玉川3丁目先 多摩川左岸河川敷	玉川 3 丁目先		河川敷	
14	世田谷区立羽根木公園	代田 4-38	10,600	公園(野球場)	
15	世田谷区立大蔵運動公園陸上 競技場	大蔵 4-6-1	6,555	陸上競技場	
16	国立成育医療研究センター	大蔵 2-10-1	437	屋上施設	
17	自衛隊中央病院	池尻 1-2-24	888	屋上施設	
18	都立松沢病院屋上	上北沢 2-1-1	940	屋上施設	
19	第一生命相模園グラウンド (SETAGAYA Qs-GARDEN 内)	給田 1-1-1	6,825	グラウンド	

各機関における情報連絡体制一覧

区分	内 容
区	1. 区は、東京都防災行政無線を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。なお、地震等による無線施設の損壊その他の支障の発生により、通信ルートが途絶した場合は、最寄りの消防署の有する消防電話用通信設備を活用する。 2. 災害の状況により、都本部に報告することができない場合は、国（総務省消防庁）に対し、直接情報連絡を行う。 3. 区は、保有する地域防災行政無線等を基幹に、又はその他の手段の活用により、区域内の各機関、都及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に災害時の通信を確保する。 4. 震災に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、管内の警察署、消防署、ライフライン機関等の協力を確保しておく。（世田谷区地域防災系無線協議会） 5. 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用するよう、NTT及び各施設管理者の協力を確保しておく。
都	東京都防災行政無線を基幹として、都各部局保有の無線、有線電気通信設備の利用、電気通信設備の優先利用、非常無線通信の利用等各種の通信連絡手段の活用により管下区市町村、都各出先機関、警察、消防等各防災機関と情報連絡を行う。
警視庁	警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各方面本部、管下警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
東京消防庁	消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、管下消防署、各方面本部・警防本部及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
防その機他関の	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。
東 N 日 T 本 T	1. NTTの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。 2. 広域避難場所に特設公衆電話を設置する。また、災害用伝言ダイヤルの運用をはかる。

消防団格納庫一覽

世田谷消防団

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

分団名	所 在	面積(占有面積)	分団名	所 在	面積(占有面積)
第 1 分団	池尻 2-7-17	16.5m ²	第 10 分団	松原 2-17-36	24.86m ²
	池尻 4-26	4.98m ²		松原 6-10-10	4.98m ²
	三宿 1-4	43.3m ²		松原 3-22-12	4.98m ²
第 2 分団	太子堂 2-16-11	57.76m ²	第 11 分団	赤堤 2-10-13	12.25m ²
	太子堂 3-30-8	4.98m ²		赤堤 5-27-8	56.7m ²
	太子堂 5-7-4	4.98m ²		赤堤 4-10-1	4.98m ²
第 3 分団	若林 1-34-2	14.76m ²	第 12 分団	下馬 6-42	4.98m ²
	若林 5-26-15	58.32m ²		野沢 2-24	32.4m ²
	三軒茶屋 2-33	5.43m ²		野沢 2-4-6	4.71m ²
第 4 分団	世田谷 4-22-13	76.84m ²	第 13 分団	上馬 1-13-15	54m ²
	桜 1-30	4.71m ²		駒沢 2-42	4.71m ²
	世田谷 1-23	5.43m ²		上馬 4-35-4	4.71m ²
第 5 分団	代田 1-9-17	12.88m ²	第 14 分団	下馬 1-42-12	23.01m ²
	梅丘 1-61-16	21.82m ²		下馬 2-26	14.34m ²
	梅丘 2-6	5.43m ²		下馬 4-10-5	4.71m ²
第 6 分団	宮坂 1-25-8	51.6m ²	第 15 分団	弦巻 3-18-22	15.09m ²
	経堂 5-34-1	70.52m ²		弦巻 5-13	4.98m ²
	宮坂 3-34-7	4.71m ²		弦巻 1-42-34	29.43m ²
第 7 分団	代沢 1-23-9	4.71m ²	第 16 分団	桜丘 2-22-2	45.97m ²
	代沢 4-42	39.99m ²		桜丘 1-19-17	4.7m ²
第 8 分団	代田 6-21-5	13.32m ²	第 17 分団	上北沢 1-13-4	22.2m ²
	大原 2-31	4.98m ²		桜上水 1-1-10	24m ²
	大原 1-4-6	5.8m ²		上北沢 1-32	81.82m ²
	羽根木 1-31-21	6.35m ²	第 18 分団	上北沢 2-1-5	70.32m ²
第 9 分団	北沢 5-6-1	5.43m ²		上北沢 3-34-21	5.43m ²
	北沢 1-41-22	4.71m ²			
	北沢 3-18-4	31.5m ²			

玉川消防団

分 団 名	所 在	面 積
第 1 分団	奥沢 3-1-1	42.3m ²
第 2 分団	奥沢 7-34-3	25.00m ²
	奥沢 8-4-17	4.71m ²
第 3 分団	等々力 3-14-12	78.20m ²
第 4 分団	中町 4-21-1	16.98m ²
第 5 分団	瀬田 4-32-16	14.25m ²
第 6 分団	深沢 5-11-21	40.00m ²
	深沢 1-15-22	52.94m ²
第 7 分団	玉川 2-2-1	20.14m ²
第 8 分団	野毛 3-4-22	79.3m ²
第 9 分団	等々力 2-17-14	25.00m ²
第 10 分団	新町 2-16-24	14.31m ²
	桜新町 2-6-1	4.71m ²
第 11 分団	用賀 4-10-4	25.37m ²
	上用賀 3-6-3	4.71m ²

成城消防団

分 団 名	所 在	面 積
第 1 分団	成城 2-33-14	22.5m ²
	成城 8-27	4.7m ²
第 2 分団	祖師谷 5-10-1	38.22m ²
	祖師谷 3-30-30	6.60m ²
第 3 分団	粕谷 4-13-6	24.00m ²
	八幡山 3-3-6	22.41m ²
	千歳台 3-31-9	31.92m ²
	船橋 4-5-1	59.50m ²
第 4 分団	給田 4-5-3	51.37m ²
	南烏山 4-21	39.86m ²
第 5 分団	岡本 1-21-14	26.12m ²
	大蔵 6-5-17	9.94m ²
	砧 5-25-5	19.44m ²
	砧 3-10-8	4.71m ²
第 6 分団	宇奈根 1-8-21	12.66m ²
	喜多見 1-4	5.43m ²
	喜多見 5-24	33.60m ²
	喜多見 8-23	4.98m ²
第 7 分団	上祖師谷 4-18-17	12.66m ²
	上祖師谷 1-24	4.98m ²

世田谷区災害対策本部条例

昭和38年7月2日条例第13号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、世田谷区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（本部の組織）

第2条 本部に本部長室および部をおく。

2 部に部長をおく。

3 本部長室および部に属すべき本部の職員は、世田谷区規則で定める。

（職務）

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

（雑則）

第4条 第2条および第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は世田谷区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月13日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月2日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区災害対策本部条例施行規則

昭和38年12月 2 日規則第19号

（趣旨）

第1条 この規則は、世田谷区災害対策本部条例（昭和38年7月世田谷区条例第13号。以下「条例」という。）の規定に基づき、世田谷区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

追加〔昭和61年規則22号〕

（本部長室の所掌事務）

第2条 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

- （1） 本部の非常配備態勢の確立及び廃止に関すること。
- （2） 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- （3） 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- （4） 避難指示等の発令に関すること。
- （5） 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の要請に関すること。
- （6） 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- （7） 東京都知事等に対する応援等要請に関すること。
- （8） 民間協力団体に対する協力要請に関すること。
- （9） 応急公用負担等に関すること。
- （10） 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- （11） 本部の廃止及び継続して行う災害業務の分担に関すること。
- （12） 前各号のほか、重要な災害対策に関すること。

一部改正〔昭和40年規則43号・54年44号・58年47号・61年22号・平成9年32号・令和3年95号・104号〕

（本部長室の構成）

第3条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- （1） 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- （2） 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- （3） 災害対策本部員（以下「本部員」という。）
- （4） 災害対策本部連絡調整員（以下「本部連絡員」という。）

一部改正〔昭和48年規則2号・52年28号・54年44号・55年33号・61年22号〕

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、区長とし、副本部長は、危機管理監、副区長及び教育長をもって充てる。

2 条例第3条第2項の規定による本部長の職務の代理は、危機管理監である副本部長がこれを行う。ただし、危機管理監である副本部長にも事故があるときは危機管理部を担任する副区長である副本部長が、危機管理部を担任する副区長である副本部長にも事故があるときは他の副区長である副本部長が、他の副区長である副本部長にも事故があるときは教育長である副本部長が本部長の職務を代理する。

全部改正〔昭和53年規則39号〕、一部改正〔昭和54年規則44号・61年22号・平成6年118号・19年50号・令和2年39号・5年96号〕

（本部員）

第5条 本部員は、次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 世田谷総合支所長
 - (2) 北沢総合支所長
 - (3) 玉川総合支所長
 - (4) 砧総合支所長
 - (5) 烏山総合支所長
 - (6) 政策経営部長
 - (7) 総務部長
 - (8) 危機管理部長
 - (9) 財務部長
 - (10) 生活文化政策部長
 - (11) 清掃・リサイクル部長
 - (12) 保健福祉政策部長
 - (13) 世田谷保健所長
 - (14) 都市整備政策部長
 - (15) 道路・交通計画部長
 - (16) 教育政策・生涯学習部長
 - (17) 技監
 - (18) 区内の消防署長が指定する消防吏員
- 2 前項に掲げる者のうち、世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長及び烏山総合支所長は、各地域にあつてそれぞれの職務に従事するものとする。
- 3 第1項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めたときは、区に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。
- 一部改正〔昭和40年規則43号・45年42号・48年2号・49年5号・39号・52年28号・53年39号・54年44号・55年33号・58年47号・61年22号・62年23号・平成3年42号・4年18号・7年26号・9年32号・10年56号・11年36号・12年38号・13年38号・15年71号・16年36号・17年63号・19年50号・28年53号・令和2年39号・3年54号・4年26号・5年26号〕

(本部連絡員)

第6条 本部連絡員は、次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 世田谷総合支所地域振興課長
- (2) 北沢総合支所地域振興課長
- (3) 玉川総合支所地域振興課長
- (4) 砧総合支所地域振興課長
- (5) 烏山総合支所地域振興課長
- (6) 政策経営部政策企画課長
- (7) 政策経営部広報広聴課長
- (8) 総務部総務課長
- (9) 危機管理部災害対策課長
- (10) 財務部経理課長
- (11) 生活文化政策部市民活動推進課長
- (12) 清掃・リサイクル部管理課長
- (13) 保健福祉政策部保健福祉政策課長
- (14) 世田谷保健所健康企画課長
- (15) 都市整備政策部都市計画課長
- (16) 道路・交通計画部道路管理課長
- (17) 教育総務課長
- (18) 区議会事務局次長

全部改正〔昭和58年規則47号〕、一部改正〔昭和61年規則22号・平成3年42号・4年18号・7年26号・9年32号・104号・10年56号・11年36号・12年38号・13年38号・15年71号・16年36号・17年63

号・18年57号・19年50号・28年53号・30年42号・令和2年39号・4年26号]

(部の名称)

第7条 部の名称は、次のとおりとする。

災対統括部
災対総務部
災対財政・広報部
災対物資管理部
災対世田谷地域本部
災対北沢地域本部
災対玉川地域本部
災対砧地域本部
災対烏山地域本部
災対区民支援部
災対清掃部
災対保健福祉部
災対医療衛生部
災対都市整備部
災対土木部
災対教育部

2 部の編成は、別表第1のとおりとし、同表に掲げる通常の行政組織に属しない職員は、本部長が配属する。

3 部の事務分掌は、別表第2のとおりとする。ただし、本部長は、特に必要があると認めるときは、部の事務分掌の一部を変更し、又は部に新たな事務を臨時に分掌させることができる。

4 部に班を置き、班の編成は、当該部の部長が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく世田谷区地域防災計画に定める計画に従って行うものとする。

5 前項の班に班長を置き、係長職以上の職にある者をもって充てる。ただし、当該部の部長が特に必要があると認めるときは、他の者をもって班長とすることができる。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、部内の体制及び事務分掌に関し必要な事項は、当該部の部長が定める。

全部改正〔昭和58年規則47号〕、一部改正〔昭和61年規則22号・平成3年42号・4年18号・9年32号・104号・10年56号・12年38号・15年29号・16年36号・18年123号・28年53号・令和3年54号〕

(会議の招集)

第8条 会議は、必要に応じ本部長が招集する。

全部改正〔昭和40年規則43号〕、一部改正〔昭和55年規則33号・61年22号〕

(職務権限)

第9条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

一部改正〔昭和54年規則44号・55年33号・61年22号〕

(雑則)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

一部改正〔昭和55年規則33号・61年22号〕

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 東京都災害救助隊世田谷区支隊規則（昭和34年9月東京都世田谷区規則第7号）は、廃止する。

(略)

- 附 則 (令和 3 年 3 月 31 日規則第 54 号)
- 附 則 (令和 3 年 5 月 31 日規則第 95 号)
- 附 則 (令和 3 年 6 月 30 日規則第 104 号)
- 附 則 (令和 3 年 8 月 31 日規則第 114 号)
- 附 則 (令和 3 年 11 月 30 日規則第 131 号)
- 附 則 (令和 3 年 12 月 10 日規則第 142 号)
- 附 則 (令和 4 年 3 月 31 日規則第 26 号)
- 附 則 (令和 5 年 3 月 31 日規則第 26 号)
- 附 則 (令和 5 年 10 月 31 日規則第 96 号)
- 附 則 (令和 6 年 3 月 29 日規則第 30 号)

別表第1（第7条関係）

部	部長、副部長等		部に属する行政組織
災対統括部	部長 副部長 副部長	危機管理部長 D X 推進担当部長 選挙管理委員会事務局長	災害対策課 地域生活安全課 D X 推進担当課 選挙管理委員会事務局
災対総務部	部長 副部長 副部長 副部長	総務部長 庁舎整備担当部長 区長室長 区議会事務局長	総務課 区政情報課 人事課 研修担当課 職員厚生課 庁舎管理担当課 庁舎建設担当課 秘書課 区議会事務局
災対財政・広報部	部長 副部長	政策経営部長 監査事務局長	政策企画課 官民連携・行政手法改革担当課 ふるさと納税対策担当課 政策研究・調査課 財政課 広報広聴課 監査事務局
災対物資管理部	部長 副部長	財務部長 会計管理者	経理課 課税課 納税課 用地課 会計課
災対世田谷地域本部	部長 副部長 副部長	世田谷総合支所長 世田谷総合支所副支所長 世田谷総合支所保健福祉センター所長	世田谷総合支所地域振興課（拠点隊に属する行政組織を除く。） 世田谷総合支所区民課 世田谷総合支所街づくり課 世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課 世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課 世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課 世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
	池尻拠点隊	拠点隊長 池尻まちづくりセンター所長	池尻まちづくりセンター
	太子堂拠点隊	拠点隊長 太子堂まちづくりセンター所長	太子堂まちづくりセンター
	若林拠点隊	拠点隊長 若林まちづくりセンター所長	若林まちづくりセンター
	上町拠点隊	拠点隊長 上町まちづくりセンター所長	上町まちづくりセンター
	経堂拠点隊	拠点隊長 経堂まちづくりセンター所長	経堂まちづくりセンター

部	部長、副部長等		部に属する行政組織
		長	
	下馬拠点隊	拠点隊長 下馬まちづくりセンター所長	下馬まちづくりセンター
	上馬拠点隊	拠点隊長 上馬まちづくりセンター所長	上馬まちづくりセンター
災対北沢地域本部	部長 副部長 副部長	北沢総合支所長 北沢総合支所副支所長 北沢総合支所保健福祉センター所長	北沢総合支所地域振興課（拠点隊に属する行政組織を除く。） 北沢総合支所区民課 北沢総合支所街づくり課 北沢総合支所拠点整備担当課 北沢総合支所保健福祉センター生活支援課 北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課 北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課 北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
	梅丘拠点隊	拠点隊長 梅丘まちづくりセンター所長	梅丘まちづくりセンター
	代沢拠点隊	拠点隊長 代沢まちづくりセンター所長	代沢まちづくりセンター
	新代田拠点隊	拠点隊長 新代田まちづくりセンター所長	新代田まちづくりセンター
	北沢拠点隊	拠点隊長 北沢まちづくりセンター所長	北沢まちづくりセンター
	松原拠点隊	拠点隊長 松原まちづくりセンター所長	松原まちづくりセンター
	松沢拠点隊	拠点隊長 松沢まちづくりセンター所長	松沢まちづくりセンター
災対玉川地域本部	部長 副部長 副部長	玉川総合支所長 玉川総合支所副支所長 玉川総合支所保健福祉センター所長	玉川総合支所地域振興課（拠点隊に属する行政組織を除く。） 玉川総合支所区民課 玉川総合支所街づくり課 玉川総合支所保健福祉センター生活支援課 玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課 玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課 玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
	奥沢拠点隊	拠点隊長	奥沢まちづくりセンター

部	部長、副部長等	部に属する行政組織
		奥沢まちづくりセンター所長
	九品仏拠点隊	拠点隊長 九品仏まちづくりセンター所長
	等々力拠点隊	拠点隊長 等々力まちづくりセンター所長
	上野毛拠点隊	拠点隊長 上野毛まちづくりセンター所長
	用賀拠点隊	拠点隊長 用賀まちづくりセンター所長
	二子玉川拠点隊	拠点隊長 二子玉川まちづくりセンター所長
	深沢拠点隊	拠点隊長 深沢まちづくりセンター所長
災対砦地域本部	部長 副部長 副部長	砦総合支所長 砦総合支所副支所長 砦総合支所保健福祉センター所長
		砦総合支所地域振興課（拠点隊に属する行政組織を除く。） 砦総合支所区民課 砦総合支所街づくり課 砦総合支所保健福祉センター生活支援課 砦総合支所保健福祉センター保健福祉課 砦総合支所保健福祉センター健康づくり課 砦総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
	祖師谷拠点隊	拠点隊長 祖師谷まちづくりセンター所長
	成城拠点隊	拠点隊長 成城まちづくりセンター所長
	船橋拠点隊	拠点隊長 船橋まちづくりセンター所長
	喜多見拠点隊	拠点隊長 喜多見まちづくりセンター所長
災対烏山地域本部	部長 副部長 副部長	烏山総合支所長 烏山総合支所副支所長 烏山総合支所保健福祉センター所長
		烏山総合支所地域振興課（拠点隊に属する行政組織を除く。） 烏山総合支所区民課

部	部長、副部長等		部に属する行政組織
			烏山総合支所街づくり課 烏山総合支所駅周辺整備担当課 烏山総合支所保健福祉センター生活支援課 烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課 烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課 烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
	上北沢拠点隊	拠点隊長 上北沢まちづくりセンター 所長	上北沢まちづくりセンター
	上祖師谷拠点隊	拠点隊長 上祖師谷まちづくりセンター 所長	上祖師谷まちづくりセンター
	烏山拠点隊	拠点隊長 烏山まちづくりセンター所 長	烏山まちづくりセンター
災対区民支援部	部長 副部長 副部長 副部長	生活文化政策部長 地域行政部長 スポーツ推進部長 経済産業部長	市民活動推進課 文化・国際課 人権・男女共同参画課 区民健康村・ふるさと・交流推進課 地域行政課 住民記録・戸籍課 マイナンバー担当課 スポーツ推進課 スポーツ施設課 拠点スポーツ施設整備担当課 商業課 経済課 工業・ものづくり・雇用促進課 都市農業課 消費生活課
災対清掃部	部長	清掃・リサイクル部長	管理課 事業課 世田谷清掃事務所 玉川清掃事務所 砧清掃事務所
災対保健福祉部	部長 副部長 副部長 副部長 副部長	保健福祉政策部長 高齢福祉部長 障害福祉部長 子ども・若者部長 児童相談所長	保健福祉政策課 保健医療福祉推進課 生活福祉課 国保・年金課 保険料収納課 高齢福祉課 介護保険課 介護予防・地域支援課 障害施策推進課 障害者地域生活課 障害保健福祉課 子ども・若者支援課 児童課 子ども家庭課

部	部長、副部長等		部に属する行政組織
			児童相談支援課 保育課 保育認定・調整課 児童相談課 一時保護課
災対医療衛生部	部長 副部長	世田谷保健所長 世田谷保健所副所長	健康企画課 健康推進課 感染症対策課 生活保健課
災対都市整備部	部長 副部長 副部長 副部長	都市整備政策部長 施設営繕担当部長 防災街づくり担当部長 環境政策部長	都市計画課 都市デザイン課 建築調整課 建築審査課 住宅課 居住支援課 公共施設マネジメント課 施設営繕第一課 施設営繕第二課 防災街づくり課 市街地整備課 建築安全課 環境計画課 環境・エネルギー施策推進課 環境保全課
災対土木部	部長 副部長 副部長	道路・交通計画部長 土木部長 みどり 33 推進担当部長	道路管理課 道路計画課 道路事業推進課 交通政策課 土木計画調整課 豪雨対策・下水道整備課 交通安全自転車課 工事第一課 工事第二課 みどり政策課 公園緑地課 公園整備利活用推進課
災対教育部	部長 副部長 副部長	教育政策・生涯学習部長 学校教育部長 教育総合センター長	教育総務課 学校健康推進課 教育環境課 生涯学習課 中央図書館 学校職員課 教育指導課 学務課 地域学校連携課 教育相談課 教育研究・ICT推進課 事業推進担当課 支援教育課 乳幼児教育・保育支援課

備考 部に世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）第12条第4項に規定する参事が属する場合は、当該部の部長は、当該参事を副部長とすることができる。

全部改正〔平成10年規則56号〕、一部改正〔平成11年規則36号・12年38号・13年38号・14年36号・15年29号・71号・77号・16年36号・17年63号・18年57号・93号・123号・19年50号・20年39号・21年36号・65号・73号・22年22号・23年14号・24年13号・79号・25年22号・75号・26年2号・25号・27年31号・28年53号・87号・29年21号・30年42号・31年20号・令和元年7号・2年39号・105号・3年54号・104号・131号・142号・4年26号・5年26号・6年30号〕

別表第2（第7条関係）

災対統括部

- 1 本部長及び副本部長の連絡に関すること。
- 2 本部長指令の総括に関すること。
- 3 災害対策の総合調整に関すること。
- 4 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡及び応援等の要請に関すること。
- 5 協力協定団体への協力要請の総括に関すること。
- 6 自衛隊への災害派遣の要請及び災害派遣部隊の受入れに関すること。
- 7 気象情報及び災害情報の収集の総括に関すること。
- 8 防災行政無線システム及び防災情報システムの運用管理及び復旧に関すること。
- 9 各災対地域本部への支援に関すること。

災対総務部

- 1 本庁舎来庁者の救護及び避難誘導に関すること。
- 2 本庁舎の管理及び保全に関すること。
- 3 本部会議の庶務に関すること。
- 4 被害状況報告の集計及び資料作成の総括に関すること。
- 5 区議会との連絡その他渉外に関すること。
- 6 職員の配置の調整に関すること。
- 7 職員の服務及び給与に関すること。
- 8 職員の被災状況の調査に関すること。
- 9 職員の給食に関すること。
- 10 職員の医療救護及び公務災害に関すること。
- 11 応急措置の実施に伴う損失補償、審査請求、訴訟等に関すること。
- 12 各災対地域本部への支援に関すること。
- 13 他の部に属しないこと。

災対財政・広報部

- 1 震災復興組織の設置準備に関すること。
- 2 広報及び広聴に関すること。
- 3 報道機関に対する情報提供等に関すること。
- 4 災害対策関係予算に関すること。
- 5 各災対地域本部への支援に関すること。

災対物資管理部

- 1 車両等の調達及び配分に関すること。
- 2 物資及び資器材の調達、輸送及び配分並びに備蓄物資の輸送及び配分の総括に関すること。
- 3 給水活動の総括に関すること。
- 4 災害対策に必要な経費及び物品の出納に関すること。
- 5 各災対地域本部への支援に関すること。

災対地域本部（拠点隊を除く。）

- 1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。
- 2 総合支所庁舎の管理及び保全に関すること。
- 3 拠点隊への指示及び支援に関すること。
- 4 来庁者、施設利用者及び被災者の救護及び避難誘導に関すること。

- 5 罹災証明書、火葬許可証等の発行の調整に関する事。
- 6 災害状況の調査及び情報収集に関する事。
- 7 救援物資、応急食料、飲料水その他資器材の輸送及び配布に関する事。
- 8 物資集積場の管理に関する事。
- 9 医療救護所の設置及び運営に関する事。
- 10 避難所の設置及び運営に関する事。
- 11 広域避難場所の運用に関する事。
- 12 道路、河川、橋りょう、溝渠、水門等の状況の把握のための情報収集に関する事。
- 13 道路、河川等の障害物の除去に係る情報収集に関する事。
- 14 水防活動に関する事。
- 15 遺体の捜索、収容及び埋葬に係る情報収集に関する事。
- 16 遺体収容所の設置、運営等の統括に関する事。
- 17 安否情報の収集に関する事。
- 18 避難行動要支援者の安否確認等に関する事。
- 19 被災区民への総合的な福祉サービスの提供に関する事。
- 20 総合相談窓口の設置に関する事。
- 21 災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金の支給に関する事。
- 22 帰宅困難者の支援に関する事。
- 23 福祉避難所の入所に関する事。
- 24 各被災地の医療衛生状況の把握及び災対医療衛生部との調整に関する事。
- 25 建築物の被災状況の確認及び被災建築物の危険度判定に関する事。
- 26 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用並びに工作物等の除去及び保管に関する事。
- 27 警戒区域への立入り制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令に関する事。

災対地域本部（拠点隊に限る。）

- 1 来庁者、施設利用者及び被災者の救護及び避難誘導に関する事。
- 2 災害状況の調査及び情報収集に関する事。
- 3 医療救護所の支援に関する事。
- 4 震災時避難所の支援に関する事。
- 5 水害時避難所の運営に関する事。
- 6 安否情報の収集に関する事。

災対区民支援部

- 1 安否情報の収集及び提供に関する事。
- 2 日本赤十字社東京都支部との連絡調整に関する事。
- 3 外国人災害時情報センターの設置に関する事。
- 4 災害時の女性への支援に関する事。
- 5 他自治体との連絡調整に関する事。
- 6 商工農業者等の被害状況調査及び支援に関する事。
- 7 義援金の受領及び配分に関する事。
- 8 生活再建の支援、広域火葬実施の調整及び罹災証明書の発行に係る総合調整に関する事。
- 9 各災対地域本部への支援に関する事。

災対清掃部

- 1 ごみの収集及び処理に関する事。
- 2 し尿の収集及び処理に関する事。
- 3 がれきの処理に関する事。
- 4 各災対地域本部への支援に関する事。

災対保健福祉部

- 1 ボランティアに関する総合調整に関する事。
- 2 高齢者、障害者及び乳幼児の対策に関する事。
- 3 避難行動要支援者への支援に関する総合調整に関する事。

- 4 福祉避難所の設置及び運営に関すること。
- 5 保育園、児童館等の再開に関すること。
- 6 各災対地域本部への支援に関すること。
- 7 児童相談所及び一時保護所の運営に関すること。

災対医療衛生部

- 1 災害医療コーディネーターの設置、被災状況、医療機関の活動状況等の把握に関すること。
- 2 医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会その他の医療関係団体への協力要請等に関すること。
- 3 被災地の総合衛生対策に関すること。
- 4 緊急医療救護所の設置及び運営に関すること。
- 5 各災対地域本部への支援に関すること。

災対都市整備部

- 1 公共建築物、被災建築物及び被災宅地の被害状況の調査並びに危険度判定の総合調整に関すること。
- 2 公営住宅の被害状況の把握に関すること。
- 3 仮設住宅の整備等に関すること。
- 4 環境保全の調査及び対策に関すること。
- 5 土砂災害警戒区域等における警戒及び建物等に係る台風等による風害への対応に関すること。
- 6 各災対地域本部への支援に関すること。

災対土木部

- 1 土木・造園・建築関係民間協力団体への協力要請に関すること。
- 2 遺体の搜索、収容及び埋葬に関すること。
- 3 公共交通機関との連絡調整に関すること。
- 4 水防活動に関すること。
- 5 道路、河川、橋りょう、溝渠、水門、公園等の点検整備及び応急復旧並びに障害物の除去に関すること。
- 6 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。
- 7 警戒区域への立入り制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令に関すること。
- 8 各災対地域本部への支援に関すること。

災対教育部

- 1 災害時における応急教育に関すること。
- 2 学校教育施設の整備点検及び応急復旧に関すること。
- 3 学校機能の復旧及び調整に関すること。
- 4 学校災害対策本部との連絡調整に関すること。
- 5 避難所運営における各災対地域本部との協力に関すること。
- 6 避難所における給食施設の調整に関すること。
- 7 各災対地域本部への支援に関すること。

全部改正〔平成15年規則29号〕、一部改正〔平成16年規則36号・18年123号・20年73号・25年22号・27年31号・28年53号・29年21号・令和3年54号・114号〕

〔資料第 32〕

世田谷区災害対策本部運営要綱

昭和61年 4 月 1 日施行

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、世田谷区災害対策本部条例施行規則（昭和 38 年 12 月世田谷区規則第 19 号。以下「規則」という。）第 10 条の規定に基づき、世田谷区災害対策本部（以下「本部」という。）の運営及び非常配備態勢に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、世田谷区災害対策本部条例（昭和 38 年 7 月世田谷区条例第 13 号。以下「条例」という。）及び規則において使用する用語の例による。

(職員の責務)

第 3 条 区に勤務する全ての職員は、本部が設置されたときは、直ちに災害対策本部長（以下「本部長」という。）の指揮下に入り、災害応急対策の業務に従事しなければならない。

第 2 章 本部の設置及び廃止等

(本部の設置)

第 4 条 区長は、区の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策の推進を図る必要があると認めるときは、本部を設置する。

2 危機管理部長は、本部を設置する必要があると認めるときは、規則第 5 条第 1 項に掲げる職にある者（危機管理室長を除く。次項において同じ。）と協議して、本部の設置を区長に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、危機管理部長の判断により本部の設置を区長に要請することができる。

3 規則第 5 条第 1 項に掲げる職にある者は、本部を設置する必要があると認めるときは、前項の規定による要請を発議することができる。

(設置の通知)

第 5 条 災対統括部の部長（以下「災対統括部長」という。）は、区長が本部を設置したときは、直ちにその旨を規則別表第 1 に掲げる部の部長及び東京都知事に通知しなければならない。

2 災対統括部長は、区長が本部を設置した場合において必要があると認めるときは、次に掲げる者に本部を設置した旨を通知するものとする。

(1) 区内防災機関

(2) 隣接区市長

3 第 1 項の規定による通知を受けた部長は、部に属する行政組織に属する職員に区長が本部を設置した旨を周知しなければならない。

(本部の標示)

第6条 災対統括部長は、区長が本部を設置したときは、「世田谷区災害対策本部」の標示を区役所本庁舎東棟正面玄関に掲出するものとする。

(本部の廃止)

第7条 本部長は、区の区域内において災害が発生するおそれがなくなったと認めたとき又は災害応急対策の業務をおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。

2 第5条の規定は、前項の規定により本部を廃止した場合に準用する。

第3章 情報連絡態勢及び非常配備態勢

(情報連絡態勢)

第8条 危機管理部長は、区の区域内において震度4以上の地震又は水害等が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は東海地震に関連する調査情報(臨時)が発せられたときは、職員に対し、別表第1に定める情報連絡態勢をとることを指令し、東海地震に関連する注意情報が発せられたときは、職員に対し、別表第2に定める情報連絡態勢をとることを指令するものとする。

(非常配備態勢)

第9条 区の区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合において区長が指定する場所に参加することをあらかじめ命ぜられている職員は、当該地震が発生したときは、当該指定する場所に参加し、災害応急対策の業務に従事しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該地震が発生した場合において負傷し、又は病した職員は、当該指定する場所に参加することを要しないものとする。職員の自宅が被害を受け、又は被害を受ける可能性が高い場合の当該職員についても同様とする。

3 第1項の指定する場所は、危機管理室災害対策課長があらかじめこれを通知する。

4 東海地震に関連する警戒宣言が発せられた場合及び局地的な災害が発生した場合において職員がとるべき態勢については、状況に応じて区長が別に指令する。

第4章 本部の運営

(本部長室の開設)

第10条 本部長室は、オペレーションルームに開設する。

2 災対総務部長は、本部が設置されたときは、直ちに本部長室を開設するために必要な措置をとるものとする。

(本部長室の運営)

第11条 本部長は、規則第2条各号に掲げる事項について本部の基本方針を審議策定する必要があると認めるときは、副本部長及び本部員を招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者を招集することができる。

3 本部員たる部長は、部の分掌事務について他の部長と協議する必要があると認めるときは、本部長にその旨を申し出るものとする。

(本部長への報告)

第12条 部長は、次に掲げる事項を処理したときは、速やかに本部長に報告し、必要に応じて他の部長に連絡しなければならない。

(1) 被害状況等の把握

(2) 応急措置

(3) 今後講じる応急措置の立案

(4) 本部長が特に指示した事項

(報道機関に対する発表)

第 13 条 臨時記者室及び臨時合同発表室は、原則として世田谷区民会館集会室に設置する。

2 災対財政・広報部の部長（以下「災対財政・広報部長」という。）は、本部が設置されたときは、直ちに前項の臨時記者室及び臨時合同発表室を開設するために必要な措置をとるものとする。

3 報道機関に対する本部としての発表は、災対財政・広報部長又は災対財政・広報部に属する組織の長のうち災対財政・広報部長が指定するものを行うものとする。

4 部長は、部の分掌事務について報道機関に対する発表をしようとするときは、あらかじめ災対財政・広報部長に協議しなければならない。

(通信の運用管理)

第 14 条 本部を運営するために使用する防災行政無線等による通信の運用管理は、災対統括部長が統括するものとする。

2 災対統括部長は、重要な情報の収集及び伝達を優先的かつ迅速に行うため必要があるときは、通信統制を行うことができる。

3 本部を運営するための通信は、次に掲げる事項を旨として行うものとする。

(1) 簡潔明瞭にすること。

(2) 文書に記録すること。

(3) 通知、要請、指示、命令、報告等に類別すること。

(4) 受信者及び発信者並びに取扱者を十分に確認すること。

(財務管理)

第 15 条 災害対策関連予算は、災対財政・広報部長が統括するものとする。

2 災害対策に必要な経費及び物品の出納は、災対物資管理部長が統括するものとする。

3 本部を運営するための財務管理を適正かつ円滑に行うため、部長はその処理方法について他の部長と協議しておくものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱の施行について必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

2 震災職員配備計画（昭和 39 年 4 月制定）及び震災職員動員計画（昭和 49 年 4 月制定）は、これを廃止する。

(略)

附 則（令和 2 年 3 月 26 日 31 世災対第 487 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 1 日 6 世災対第 311 号）

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

別表 1（第 8 条関係）

対象	態勢 (情報連絡態勢)	業務
災害対策課	全員	関連情報の収集と伝達 (庁内、関係機関、協力協定団体、区民)
広報広聴課		

別表 2（第 8 条関係）

対象	態勢 (情報連絡 態勢)	共通業務	個別業務
災害対策課	全員	警戒宣言発令時業務及び各所属の対応を確認 庁舎・事務室等の安全対策	災害対策の全体統括 情報の収集と伝達 都及び防災関係機関等との連絡調整
各総合支所 地域振興課調整係等			総合支所の庁舎の管理、職員の宿泊場所等の準備
各総合支所 地域振興課 地域振興・防災			各地域の災害対策の全体統括
広報広聴課			社会的混乱防止のための広報
総務課			庁舎の管理、職員の宿泊場所、寝具等の準備
職員厚生課			災对本部従事員の飲食料の準備
上記以外の全所属	係長級以上		

応援要請シート（区市町村）

作成日時 月 日 時 分作成

自治体名	
業務名	
分類	専門職 ☒ 一般職

日時	マネジメント層	一般	その他 ※備考欄に内容記入
時から 時まで			
時から 時まで			
時から 時まで			
時から 時まで			

※マネジメント層：課長・課長代理相当 一般：主事・主任相当

集合場所	
活動内容	
応援職員に求める要件	有 職種 資格 経験
	無
必要物品	有 内容
	無
業務マニュアル	有 ☒ 無
備考(夜間対応が必要な場合や、業務に係る留意事項がある場合など)	

担当部署名		
担当者名		
連絡先	TEL	
	防災行政無線番号	
	E-mail	

<都災害対策本部処理欄>

ク ロ ノ ロ ジー No.		
結 果 報 告	応 援 職 員 数	
	派 遣 元 所 属	
	備 考	

応援職員等名簿

年 月 日作成

- ◆ 本様式は、担当部署における応援職員等の受入れをする際に使用する。
- ◆ 名簿は、業務ごとに人員を受け入れる都度作成する。
- ◆ 都本部（人員調整部門又は国・他縣市等広域調整部門）への報告は「受援状況報告書（様式3－1又は3－2）」と合わせて行う。

業 務 名	
-------	--

No.	応援団体名等	氏 名	職種	派遣期間	性別等
1				月 日～ 月 日	
2				月 日～ 月 日	
3				月 日～ 月 日	
4				月 日～ 月 日	
5				月 日～ 月 日	
6				月 日～ 月 日	
7				月 日～ 月 日	
8				月 日～ 月 日	
9				月 日～ 月 日	
10				月 日～ 月 日	
11				月 日～ 月 日	
12				月 日～ 月 日	
13				月 日～ 月 日	
14				月 日～ 月 日	
15				月 日～ 月 日	
16				月 日～ 月 日	
17				月 日～ 月 日	
18				月 日～ 月 日	
19				月 日～ 月 日	
20				月 日～ 月 日	

受援状況報告書（区市町村）

年 月 日作成

- ◆ 本様式は、他団体等からの応援を受け入れた後、受援の状況を報告する際に使用する。
- ◆ 担当部署は、応援を受け入れた際、業務ごとに報告書を作成し、各区市町村災害対策本部等を経由して都本部（人員調整部門又は国・他縣市等広域調整部門）へ報告する。

自治体名・担当部署名					
担当者名・連絡先		電話番号： 防災行政無線： メールアドレス：			
業 務 名					
業 務 内 容					
活 動 状 況	No.	応援団体等名称	本日の 活動人員数	延べ 活動人員数	明日の 予定人員数
			名	名	名
			名	名	名
	合計		名	名	名
派 遣 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日			
		年 月 日 ～ 年 月 日			
活 動 場 所					
報 告 内 容 (活動実績、課題、 今後の予定等)					

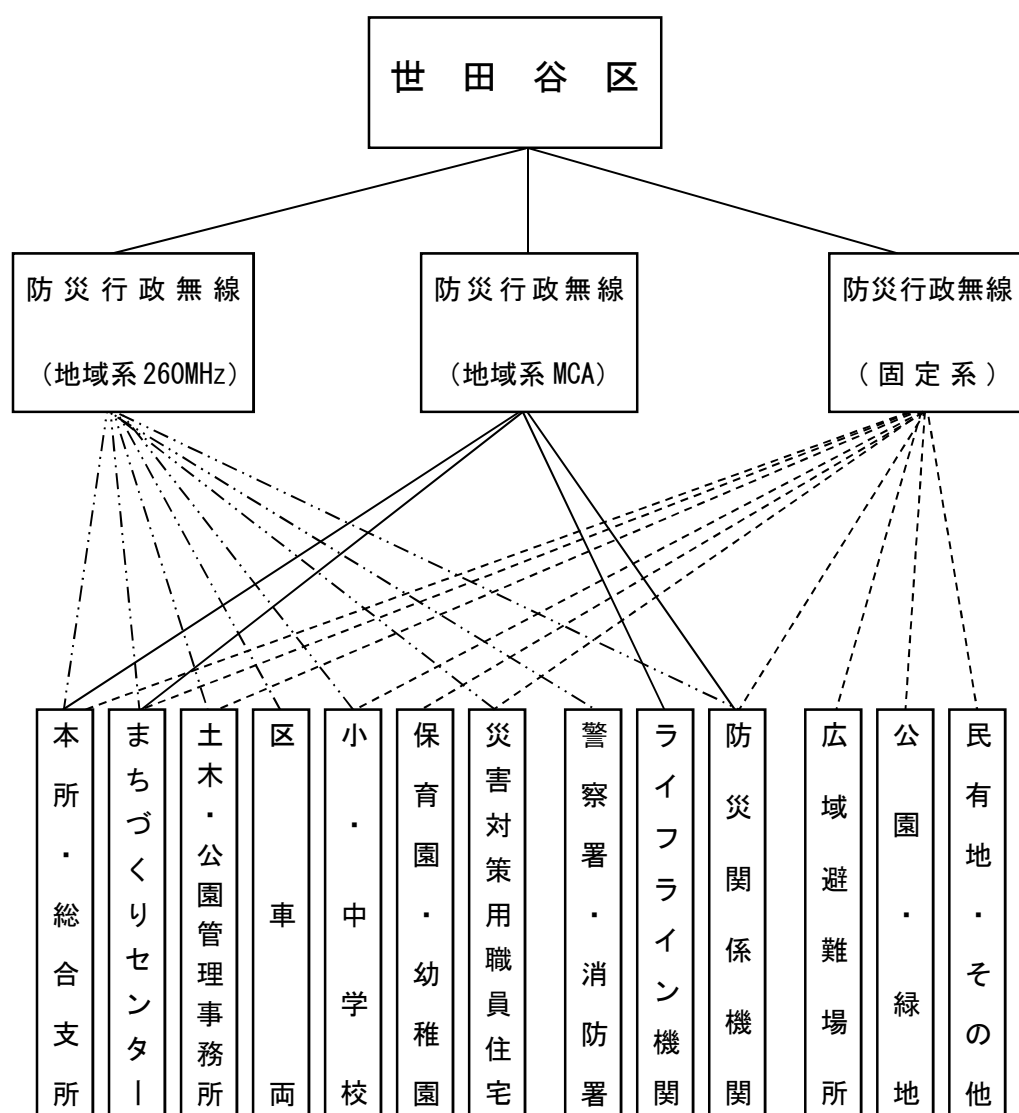
〔資料第 36〕

世田谷区の災害時電話設備一覧

(令和 6 年 7 月 1 日現在)

設備	設置場所	設置数
災害時優先電話	区施設等	219 台
災害対策用携帯電話	災害対策課等	172 台
衛星携帯電話	災害対策課等	6 台

世田谷区防災行政無線通信回線系統図



〔資料第38〕

世田谷区防災行政用無線局の管理及び運用規程

昭和58年4月20日訓令甲第10号
(令和2年4月1日訓令甲第28号)

(目的)

第1条 この規程は、世田谷区防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及びその関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波の送受のために必要な電氣的設備、非常用発電機及び遠隔制御器並びにその付帯設備をいう。
- (2) 無線従事者 電波法第40条に規定する無線従事者のうち特殊無線技士又はそれと同等以上の無線従事者の資格を有する者で防災行政用無線に従事するものをいう。
- (3) 無線従事職員 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「規則」という。）第4条第1項第12号に規定する陸上移動局の無線設備を操作する者をいう。
- (4) 通信統制 情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため通信を切断し、割込み、通信順序の指定等を行うこと又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

(通信原則)

第3条 通信は、世田谷区地域防災計画に基づく災害対策に係る事務又は行政上無線を利用する必要があると認められる事務について行うものとし、正確で簡潔明瞭に行わなければならない。

(無線局の統括)

第4条 無線局の管理及び運用に関する事務は、危機管理部長が統括し、次条に規定する管理責任者及び第9条第1項に規定する運用責任者を指揮監督する。

(無線局の管理)

第5条 無線局の管理の責任者（以下「管理責任者」という。）は、危機管理部災害対策課長とする。

- 2 管理責任者は、無線従事者、無線従事職員及び第9条第2項に規定する無線局取扱責任者を指揮監督して、無線設備の日常の点検及び保守を実施しなければならない。

(定期点検)

第6条 危機管理部長は、年1回以上、無線設備の定期点検を実施しなければならない。

(必要書類の保管及び検査)

第7条 規則第38条の備えつけを要する業務書類は、管理責任者が一括して保管しなければならない。

- 2 危機管理部長は、前項の書類について、年2回以上、その保管状況を検査しなければならない。

(無線従事者の配置)

第8条 危機管理部長は、無線局の運用に当たっては、規則第4条第1項第1号の固定局及び同

項第6号の基地局に無線従事者を配置し、無線設備の操作に従事させなければならない。

(運用体制)

第9条 無線局の運用の責任者（以下「運用責任者」という。）は、危機管理部災害対策課長とする。

2 運用責任者は、無線設備を配備した課及び所の職員のうちあらかじめ危機管理部長が指定する者（以下「無線局取扱責任者」という。）を指揮監督し、無線局の円滑な運用を図らなければならない。

3 無線局取扱責任者は、所属の無線従事者及び無線従事職員を指揮監督するとともに、無線局の円滑な運用を図らなければならない。

(通信統制)

第10条 危機管理部長は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、通信統制を行うことができる。

2 事故その他特別な理由により、危機管理部長が前項の通信統制を行うことができないときは、危機管理部災害対策課長が通信統制を行うことができる。

(無線業務日誌等)

第11条 無線業務日誌及び無線設備の管理の記録は、常に無線従事者が記録し、運用責任者又は管理責任者の検査を受けなければならない。

(通信訓練)

第12条 運用責任者は、通信訓練を実施しようとするときは、あらかじめ実施要領を作成し、危機管理部長の承認を得なければならない。

2 危機管理部長は、前項の承認をしたときは、無線設備を配備した課又は所の長にその旨を通知しなければならない。

(実施細目)

第13条 この規程の実施細目は、別に定める。

世田谷区防災行政用無線局の管理及び運用規程実施要綱

昭和58年 4 月 20 日施行

- 1 この要綱は、世田谷区防災行政用無線局の管理及び運用規程（昭和58年 4 月世田谷区訓令第10号。以下「運用規程」）第13条の規定に基づき、平常時防災行政用無線の管理運用実施に必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 運用規程第 8 条の規定による固定局及び基地局の区分は次による。
 - 固定局（固定系）

区本庁舎に設置された親局で屋外拡声装置（区民向）及び屋内戸別受信装置（区施設向）に放送する無線設備をいう。
 - 基地局（移動系・地域系）

区本庁舎に設置された親局で各所に配備された可搬型、車載型、携帯型の各無線局と相互に通信する無線設備で受令機を含めたものをいう。
- 3 運用規程第 3 条に基づき行政上無線を使用することのできる事務は次のとおりとする。（ただし、定時による放送は除く。）
 - （1） 固定系屋外拡声受信装置（区民向）
 - ア 光化学スモッグ注意報（警報）の発令及び解除
 - イ 青少年健全育成の一つとして、一定時刻のメロディチャイムの放送
 - ウ その他、区政運営上、特に区長が必要と認めるもの
 - （2） 固定系屋内戸別受信装置（区施設向）
 - ア 光化学スモッグ注意報（警報）発令及び解除
 - イ その他、行政事務を遂行するうえで必要とするもの
- 4 固定系防災行政用無線により放送を実施しようとする者は、事前に防災行政用無線（固定系）放送申込書（様式）を危機管理部長に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 運用規程第 9 条第 2 項に基づく危機管理部長が指定する無線局責任者は次の区分による。

無線配備課・所	無線局取扱責任者
各総合支所まちづくりセンター	まちづくりセンター所長
各総合支所地域振興課	地域振興・防災担当係長
各総合支所街づくり課 （世田谷総合支所除く）	街づくり担当係長
政策経営部広報広聴課	広報広聴担当係長
政策経営部 I C T 推進課	I C T 推進担当係長
危機管理部災害対策課	災害対策担当係長
区長室秘書課	秘書担当係長
清掃・リサイクル部管理課	調整係長
清掃・リサイクル部各清掃事務所	管理係長
保健福祉政策部保健福祉政策課	調整係長
障害福祉部障害者地域生活課	障害者地域生活担当係長
高齢福祉部高齢福祉課	管理係長
世田谷保健所健康企画課	調整係長
世田谷保健所生活保健課	生活保健担当係長
都市整備政策部都市計画課	調整係長
都市整備政策部市街地整備課	再開発担当係長
みどり33推進担当部みどり政策課	みどり保全・創出担当係長
みどり33推進担当部各公園管理事務所	公園管理事務所長

無線配備課・所	無線局取扱責任者
道路・交通計画部道路管理課	調整係長
道路・交通計画部交通政策課	交通企画担当係長
土木部土木計画調整課	土木計画担当係長
土木部土木管理事務所	土木管理事務所長

(略)

附 則（令和２年３月２６日第 31 世災対策 487 号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

〔資料第 40〕

世田谷区防災行政無線（固定系）防災無線塔一覧

（令和 6 年 7 月現在）

番号	設置場所名	住所	番号	設置場所名	住所
0	世田谷区役所 1 庁舎屋上	世田谷 4－2 1－2 7	32	富士中学校	代沢 1－2 3
1	旧池尻地区会館	池尻 2－3 4	33	池之上小学校	代沢 2－4 2
2	池尻まちづくりセンター	池尻 3－2 7	34	北沢八幡児童遊園	代沢 3－2 5
3	つくし保育室	太子堂 2－6	35	下北沢保育園	代沢 5－3 4
4	多聞小学校	三宿 2－2 6	36	羽根木公園（東側）	代田 4－3 8
5	池尻小学校	池尻 2－4	37	代田区民センター	代田 6－3 4
6	太子堂中学校	太子堂 3－2 7	38	羽根木緑地	羽根木 1－2 9
7	太子堂小学校	太子堂 5－7	39	羽根木神社	羽根木 2－1 7
8	中里小学校	三軒茶屋 1－4	40	下北沢小学校	大原 1－4－6
9	若林まちづくりセンター	若林 3－3 4	41	北沢南区民集会所	北沢 3－2 5
10	若林小学校	若林 5－2 7	42	旧北沢小学校	北沢 4－3 2
11	三軒茶屋小学校	三軒茶屋 2－4 2	43	北沢中学校	北沢 5－1 2
12	桜小学校	世田谷 2－4－1 5	44	弁天児童遊園	松原 3－2 2
13	桜木中学校	桜 1－4 8	45	松原公園	松原 5－3 5
14	桜公園	桜 2－7	46	松原小学校	松原 5－4 3
15	弦巻小学校	弦巻 1－9	47	児童相談所	松原 6－4 1
16	弦巻中学校	弦巻 1－4 2	48	赤堤小学校	赤堤 1－4 1
17	松丘小学校	弦巻 3－2 3	49	六所橋区民集会所	赤堤 2－1 0
18	松丘幼稚園	弦巻 5－2 1	50	赤松公園	赤堤 4－1 0
19	花見堂複合施設	代田 1－1 3	51	松沢小学校	赤堤 4－4 4
20	代田 2-14 遊び場	代田 2－1 4	52	経堂小学校	桜上水 1－2 3
21	旧代田保育園	代田 3－2 7－2 0	53	緑丘中学校	桜上水 3－1 9
22	梅丘まちづくりセンター	梅丘 1－6 1	54	松沢中学校	桜上水 4－5
23	世田谷小学校	宮坂 1－3 8	55	桜上水公園	桜上水 5－5
24	山下公園	宮坂 2－2 4	56	上北沢小学校	上北沢 4－2 2
25	桜丘中学校	桜丘 2－1	57	駒繫小学校	下馬 1－4 2
26	桜丘幼稚園	桜丘 5－2	58	駒留中学校	下馬 4－1 8
27	笹原小学校	桜丘 5－1 9	59	下馬保育園	下馬 5－3 2
28	八幡山 3 丁目公園	八幡山 3－9	60	下馬公園	下馬 6－4 2
29	経堂 5－3 1 烏山川緑道	経堂 5－3 1	61	旭小学校	野沢 1－4
30	経堂地区会館	経堂 3－3 7	62	南原公園	野沢 3－2
31	経堂保育園（私立）	経堂 4－1 3	63	野沢公園	野沢 3－1 9

番号	設置場所名	住所	番号	設置場所名	住所
64	野沢児童遊園	野沢 4-2 2	96	用賀小学校	上用賀 6-1 4
65	駒沢大学	駒沢 1-2 3	97	桜町小学校	用賀 1-5
66	駒沢小学校	駒沢 2-1 0	98	用賀 2 丁目公園	用賀 2-1 8
67	小泉公園	駒沢 2-4 2	99	駒沢緑泉公園	駒沢 3-1 9
68	東玉川公園	東玉川 1-3 2-2	100	深沢まちづくりセンター	駒沢 4-3 3
69	奥沢中学校	奥沢 1-4 2	101	駒沢オリンピック公園	駒沢公園内
70	奥沢東地区会館	奥沢 2-9	102	都立深沢高校	深沢 7-3
71	旧奥沢まちづくりセンター	奥沢 3-5	103	新町南公園	新町 2-2 1
72	九品仏まちづくりセンター	奥沢 7-3 5	104	桜新町区民集会所	桜新町 1-3 0
73	九品仏小学校	奥沢 8-1 2	105	世田谷新町公園	桜新町 2-6
74	八幡小学校	玉川田園調布 2-1 7	106	深沢ハウス	深沢 2-1
75	玉堤小学校	玉堤 2-1 1	107	東深沢小学校	深沢 3-7
76	玉川総合支所	等々力 3-4	108	三島公園	深沢 5-1 1
77	等々力児童館	等々力 3-2 5	109	都立園芸高校	深沢 5-3 8
78	等々力保育園（私立）	等々力 5-2 2	110	祖師谷小学校	祖師谷 3-4 9
79	八幡中学校	等々力 6-4	111	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷 4-1
80	等々力小学校	等々力 7-2 6	112	祖師谷 5 丁目公園	祖師谷 5-3 5
81	東京都市大学	玉堤 1-2 8	113	笠森公園	千歳台 1-4
82	尾山台中学校	尾山台 3-2 7	114	廻沢南公園	千歳台 2-2 3
83	上野毛自然公園	上野毛 2-1 7	115	明正小学校	成城 3-3
84	玉川野毛町公園	野毛 1-2 5	116	喜多見保育園	成城 3-1 8
85	野毛西公園	野毛 3-1 8	117	区有地（成城みつ池緑地）	成城 4-2 0
86	玉川小学校	中町 2-2 9	118	成城 6 丁目事務所棟（成城まちづくりセンター）	成城 6-3
87	中町保育園	中町 3-2 7	119	成城 7 丁目道路脇	成城 7-1 0
88	玉川中町公園	中町 5-1 9	120	都営成城八丁目アパート	成城 8-2 5
89	二子玉川小学校	玉川 4-6	121	千歳小学校	成城 9-6
90	セント・メリーズインターナショナルスクール	瀬田 1-6	122	上祖師谷保育園	上祖師谷 1-1 6
91	瀬田中学校	瀬田 2-1 7	123	上祖師谷神明公園	上祖師谷 4-1 9
92	大空閣寺	瀬田 4-2 1	124	上祖師谷カンナ緑地	上祖師谷 7-7
93	さくらの木保育園	玉川台 2-1 8	125	池田児童遊園	船橋 3-1 1
94	天神公園	上用賀 1-8	126	希望丘小学校	船橋 4-9
95	用賀中学校	上用賀 5-1 5	127	船橋小学校	船橋 4-4 1

番号	設置場所名	住所	番号	設置場所名	住所
128	希望丘公園	船橋 7-9	160	駒留公園	上馬 5-3 4
129	八幡山小学校	八幡山 1-1 4	161	上祖師谷パンダ公園	上祖師谷 3-4
130	芦花小学校（中学校）	粕谷 2-2 2	162	上祖師谷 4 丁目公園	上祖師谷 4-3 4
131	烏山土木公園管理事務所	粕谷 4-9	163	キタミクリーンファーム	喜多見 7-3
132	千歳台小学校	千歳台 4-2 4	164	西山野公園	砧 6-1 2
133	千歳中学校	千歳台 6-1 5	165	瀬田 3 丁目公園	瀬田 3-1 3
134	給田保育園	給田 2-1 3	166	深沢中村公園	深沢 4-3 6
135	給田小学校	給田 4-2 4	167	塚戸公園	祖師谷 6-2 0
136	烏山公園	北烏山 1-2 0	168	希望丘記念公園	千歳台 4-2
137	烏山北小学校	北烏山 6-3	169	桜丘南公園	桜丘 3-4
138	北烏山やぶこうじ公園	北烏山 7-7	170	千歳烏山南公園	南烏山 5-2 1
139	南烏山 2 丁目児童公園（こがや公園）	南烏山 2-3 2	171	給田 5 丁目公園	給田 5-2
140	烏山区民センター	南烏山 6-2	172	砧公園	砧公園内
141	喜多見地区会館	喜多見 8-2 3	173	権蔵橋公園	中町 1-1 4
142	喜多見野の花保育園	喜多見 3-2 1-2 2	174	森の公園	上野毛 4-2 9
143	砧小学校	喜多見 6-9	175	羽根木公園（北側）	代田 4-3 8
144	宇奈根地区会館	宇奈根 2-2 3	176	松原つみき公園	松原 1-3
145	玉川 3-4 2 新吉沢橋	鎌田 1-3	177	宇佐神社	尾山台 2-1 1
146	駒沢大学玉川校舎	宇奈根 1-1	178	等々力 6 丁目公園	等々力 6-1 5
147	砧南小学校	鎌田 4-3	179	玉川清掃事務所	野毛 1-3
148	成城消防団第 5 分団庫	岡本 1-2 1	180	喜多見公園	喜多見 2-1 0
149	岡本公園	岡本 2-1 9	181	烏山土木公園管理事務所資材置場	粕谷 1-9
150	岡本下山公園	岡本 2-2 4	182	松葉山公園	北烏山 3-2 3
151	南大蔵保育園	大蔵 1-7	183	久我山南ハイム	北烏山 4-3 6
152	総合運動場	大蔵 4-6	184	上北沢区民センター	上北沢 3-8
153	大蔵地区会館	砧 3-5	185	北沢タウンホール	北沢 2-8
154	観音公園	砧 4-1 5	186	奥沢交和会会館	奥沢 2-1 8-4
155	富士見公園	砧 4-3 6	187	砧下浄水所	鎌田 2-4-1
156	砧 8 丁目児童遊園	砧 8-2	188	日本女子体育大学	北烏山 8-1 9-1
157	上北沢 5 丁目公園	上北沢 5-1 7			
158	世田谷丸山公園	三軒茶屋 2-3 3			
159	弁天公園	桜丘 5-4 2			

〔資料第 41〕

世田谷区地域系防災行政無線呼出番号一覧

(1) 260MHz

呼出番号	設置場所	局種
001	基地局	
100	災害対策課	
101	災害対策課	統制半 固定
102	災害対策課	半固定
103	災害対策課	半固定
104	希望丘複合施設	携帯型
105	災害対策課	携帯型
106	災害対策課	携帯型
107	まもりやまテラス	携帯型
108	教育総合センター	携帯型
109	災害対策課	携帯型
110	災害対策課	携帯型
111	災害対策課	携帯型
112	災害対策課	携帯型
113	災害対策課	携帯型
114	災害対策課(リーフ)	車載型
115	災害対策課(バネット)	車載型
116	災害対策課	可搬型
117	災害対策課	可搬型
118	災害対策課	可搬型
119	災害対策課	可搬型
120	災害対策課	可搬型
121	災害対策課	可搬型
122	災害対策課	可搬型
123	災害対策課	可搬型
124	災害対策課	可搬型
125	世田谷区長自宅	可搬型
126	文化生活情報センター(キャロット タワー3階)	半固定
127	パーム下馬	半固定
128	パーム下馬	携帯型
129	パーム下馬	携帯型
130	ブライトホール(配膳室)	半固定
198	世田谷ビジネススクエア	中継半 固定
199	世田谷ビジネススクエア	中継半 固定
201	世田谷総合支所 地域振興課	半固定
202	世田谷総合支所 地域振興課	車載型
203	世田谷総合支所 地域振興課	可搬型
204	世田谷総合支所 地域振興課	携帯型
205	世田谷総合支所 地域振興課	携帯型
206	世田谷総合支所 地域振興課	携帯型
207	世田谷総合支所 地域振興課	携帯型
211	太子堂まちづくりセンター	半固定
212	経堂まちづくりセンター	半固定
213	池尻まちづくりセンター	半固定
214	若林まちづくりセンター	半固定

呼出番号	設置場所	局種
215	上町まちづくりセンター	半固定
216	下馬まちづくりセンター	半固定
217	上馬まちづくりセンター	半固定
301	北沢総合支所 地域振興課	半固定
302	北沢総合支所 地域振興課	車載型
303	北沢総合支所 地域振興課	車載型
304	北沢総合支所 地域振興課	可搬型
305	北沢総合支所 地域振興課	携帯型
306	北沢総合支所 地域振興課	携帯型
307	北沢総合支所 地域振興課	携帯型
308	北沢総合支所 地域振興課	携帯型
311	北沢まちづくりセンター	半固定
312	梅丘まちづくりセンター	半固定
313	代沢まちづくりセンター	半固定
314	新代田まちづくりセンター	半固定
315	松原まちづくりセンター	半固定
316	松沢まちづくりセンター	半固定
321	清掃・リサイクル部管理課	半固定
331	北沢総合支所 街づくり課	半固定
401	玉川総合支所 地域振興課	半固定
402	玉川総合支所 地域振興課	車載型
403	玉川総合支所 地域振興課	可搬型
404	玉川総合支所 地域振興課	携帯型
405	玉川総合支所 地域振興課	携帯型
406	玉川総合支所 地域振興課	携帯型
407	玉川総合支所 地域振興課	携帯型
411	等々力まちづくりセンター	半固定
412	用賀まちづくりセンター	半固定
413	二子玉川まちづくりセンター	半固定
414	奥沢まちづくりセンター	半固定
415	九品仏まちづくりセンター	半固定
416	上野毛まちづくりセンター	半固定
417	深沢まちづくりセンター	半固定
421	玉川総合支所 街づくり課	半固定
501	砧総合支所 地域振興課	半固定
502	砧総合支所 地域振興課	車載型
503	砧総合支所 地域振興課	可搬型
504	砧総合支所 地域振興課	携帯型
505	砧総合支所 地域振興課	携帯型
506	砧総合支所 地域振興課	携帯型
507	砧総合支所 地域振興課	携帯型
511	成城まちづくりセンター	半固定
512	祖師谷まちづくりセンター	半固定
513	船橋まちづくりセンター	半固定
514	喜多見まちづくりセンター	半固定
515	砧まちづくりセンター	半固定
521	砧総合支所 街づくり課	半固定
601	烏山総合支所 地域振興課	半固定

呼出番号	設置場所	局種
602	烏山総合支所 地域振興課	車載型
603	災害対策課	車載型
604	烏山総合支所 地域振興課	可搬型
605	烏山総合支所 地域振興課	携帯型
606	烏山総合支所 地域振興課	携帯型
607	烏山総合支所 地域振興課	携帯型
608	烏山総合支所 地域振興課	携帯型
611	烏山まちづくりセンター	半固定
612	上北沢まちづくりセンター	半固定
613	上祖師谷まちづくりセンター	半固定
621	烏山総合支所 街づくり課	半固定
701	DX 推進担当課	半固定
702	秘書課(区長車)	車載型
703	秘書課(区長・副区長車)	車載型
704	災害対策課	車載型
705	広報広聴課	半固定
706	世田谷清掃事務所	半固定
707	玉川清掃事務所	半固定
708	砧清掃事務所	半固定
709	世田谷清掃事務所弦巻分室	携帯型
710	保健福祉政策課	半固定
711	災害対策課	車載型
712	生活保健課	車載型
713	生活保健課	車載型
714	都市計画課	半固定
715	市街地整備課	車載型
716	みどり政策課	車載型
717	世田谷公園管理事務所	車載型
718	北沢公園管理事務所	車載型
719	玉川公園管理事務所	車載型
720	砧公園管理事務所	車載型
721	烏山公園管理事務所	車載型
722	道路管理課	半固定
723	土木計画調整課	車載型
724	道路管理課	車載型
725	交通政策課	車載型
726	土木計画調整課	車載型
727	土木計画調整課	車載型
728	世田谷土木管理事務所	半固定
729	世田谷土木管理事務所	車載型
730	世田谷土木管理事務所	車載型
731	世田谷土木管理事務所	車載型
732	北沢土木管理事務所	半固定
733	北沢土木管理事務所	車載型
734	北沢土木管理事務所	車載型
735	北沢土木管理事務所	車載型
736	玉川土木管理事務所	半固定
737	玉川土木管理事務所	車載型
738	玉川土木管理事務所	車載型
739	玉川土木管理事務所	車載型
740	玉川土木管理事務所	車載型
741	砧土木管理事務所	半固定

呼出番号	設置場所	局種
742	砧土木管理事務所	車載型
743	砧土木管理事務所	車載型
744	砧土木管理事務所	車載型
745	烏山土木管理事務所	半固定
746	烏山土木管理事務所	車載型
747	烏山土木管理事務所	車載型
748	烏山土木管理事務所	車載型
801	若林小学校	携帯型
802	三宿小学校	携帯型
803	災害対策課	携帯型
804	太子堂小学校	携帯型
805	桜小学校	携帯型
806	桜丘小学校	携帯型
807	代沢小学校	携帯型
808	下北沢小学校	携帯型
809	多聞小学校	携帯型
810	世田谷小学校	携帯型
811	松沢小学校	携帯型
812	駒沢小学校	携帯型
813	旭小学校	携帯型
814	中里小学校	携帯型
815	松原小学校	携帯型
816	北沢中学校第二校舎（旧北沢小学校）	携帯型
817	上北沢小学校	携帯型
818	駒繫小学校	携帯型
819	池之上小学校	携帯型
820	経堂小学校	携帯型
821	弦巻小学校	携帯型
822	山崎小学校	携帯型
823	中丸小学校	携帯型
824	代田小学校	携帯型
825	三軒茶屋小学校	携帯型
826	赤堤小学校	携帯型
827	松丘小学校	携帯型
828	池尻小学校	携帯型
829	笹原小学校	携帯型
830	さくら花見堂(花見堂複合施設)	携帯型
831	城山小学校	携帯型
832	深沢小学校	携帯型
833	玉川小学校	携帯型
834	京西小学校	携帯型
835	二子玉川小学校	半固定
836	八幡小学校	携帯型
837	奥沢小学校	携帯型
838	尾山台小学校	携帯型
839	東深沢小学校	携帯型
840	東玉川小学校	携帯型
841	桜町小学校	携帯型
842	九品仏小学校	携帯型
843	瀬田小学校	携帯型
844	等々力小学校	携帯型
845	用賀小学校	携帯型

呼出番号	設置場所	局種
846	中町小学校	携帯型
847	玉堤小学校	半固定
848	烏山小学校	携帯型
849	塚戸小学校	携帯型
850	祖師谷小学校	携帯型
851	砧小学校	携帯型
852	明正小学校	携帯型
853	烏山北小学校	携帯型
854	八幡山小学校	携帯型
855	芦花小学校	携帯型
856	船橋小学校	携帯型
857	砧南小学校	半固定
858	給田小学校	携帯型
859	山野小学校	携帯型
860	千歳小学校	携帯型
861	喜多見小学校	半固定
862	武蔵丘小学校	携帯型
863	希望丘小学校	携帯型
864	千歳台小学校	携帯型
865	世田谷中学校	携帯型
866	太子堂中学校	携帯型
867	桜丘中学校	携帯型
868	松沢中学校	携帯型
869	駒沢中学校	携帯型
870	北沢中学校	携帯型
871	緑丘中学校	携帯型
872	駒留中学校	携帯型
873	梅丘中学校	携帯型
874	桜木中学校	携帯型
875	災害対策課	携帯型
876	富士中学校	携帯型
877	弦巻中学校	携帯型
878	奥沢中学校	携帯型
879	八幡中学校	携帯型
880	玉川中学校	携帯型
881	瀬田中学校	携帯型
882	深沢中学校	携帯型
883	尾山台中学校	携帯型
884	用賀中学校	携帯型
885	東深沢中学校	携帯型
886	砧中学校	携帯型
887	烏山中学校	携帯型
888	千歳中学校	携帯型
889	芦花中学校	携帯型
890	災害対策課	携帯型
891	上祖師谷中学校	携帯型
892	砧南中学校	半固定
893	喜多見中学校	半固定
894	船橋希望中学校	携帯型
895	三宿中学校	携帯型
901	世田谷警察署	半固定
902	北沢警察署	半固定

呼出番号	設置場所	局種
903	玉川警察署	半固定
904	成城警察署	半固定
905	世田谷消防署	半固定
906	玉川消防署	半固定
907	成城消防署	半固定
911	エフエム世田谷	半固定
912	エフエム世田谷(SBS28 階バックアップ)	半固定
913	世田谷ボランティア協会	半固定

(2) MCA

呼出番号	設置場所	局種
100	災害対策課	指令局
901	災害対策課	携帯型
902	災害対策課	携帯型
905	災害対策課	半固定型
906	災害対策課	携帯型
907	保健医療福祉総合プラザ（区複合棟）	携帯型
909	災害対策課	携帯型
111	世田谷総合支所 地域振興課	半固定型
112	災害対策課	携帯型
121	北沢総合支所 地域振興課	半固定型
122	北沢総合支所 地域振興課	携帯型
131	玉川総合支所 地域振興課	半固定型
132	玉川総合支所 地域振興課	携帯型
141	砧総合支所 地域振興課	半固定型
142	砧総合支所 地域振興課	携帯型
151	烏山総合支所 地域振興課	半固定型
152	烏山総合支所 地域振興課	携帯型
113	太子堂まちづくりセンター	携帯型
114	経堂まちづくりセンター	携帯型
115	池尻まちづくりセンター	携帯型
116	若林まちづくりセンター	携帯型
117	上町まちづくりセンター	携帯型
118	下馬まちづくりセンター	携帯型
119	上馬まちづくりセンター	携帯型
123	北沢まちづくりセンター	携帯型
124	梅丘まちづくりセンター	携帯型
125	代沢まちづくりセンター	携帯型
126	新代田まちづくりセンター	携帯型
127	松原まちづくりセンター	携帯型
128	松沢まちづくりセンター	携帯型
133	等々力まちづくりセンター	携帯型
134	用賀まちづくりセンター	携帯型
135	奥沢まちづくりセンター	携帯型
136	九品仏まちづくりセンター	携帯型
137	上野毛まちづくりセンター	携帯型
156	二子玉川まちづくりセンター	携帯型
138	深沢まちづくりセンター	携帯型
143	成城まちづくりセンター	携帯型
144	祖師谷まちづくりセンター	携帯型
145	船橋まちづくりセンター	携帯型
146	喜多見まちづくりセンター	携帯型
147	砧まちづくりセンター	携帯型
153	烏山まちづくりセンター	携帯型
154	上北沢まちづくりセンター	携帯型
155	上祖師谷まちづくりセンター	携帯型
171	高齢福祉課	指令局
172	障害者地域生活課	携帯型
181	健康企画課	指令局
201	世田谷区医師会	指令局
211	世田谷区医師会会長	携帯型
214	世田谷区医師会理事	携帯型
202	玉川医師会	半固定型
221	玉川医師会会長	携帯型
224	玉川医師会理事	携帯型
212	世田谷区歯科医師会	携帯型
231	世田谷区歯科医師会会長	携帯型

呼出番号	設置場所	局種
222	世田谷区歯科医師会理事	携帯型
213	玉川歯科医師会理事	携帯型
232	玉川歯科医師会会長	携帯型
223	世田谷区薬剤師会	携帯型
904	玉川・砧薬剤師会	携帯型
301	古畑病院	半固定型
302	災害対策課	半固定型
303	下北沢病院	半固定型
304	青葉病院	半固定型
305	三軒茶屋病院	半固定型
306	児玉経堂病院	半固定型
307	吉川内科医院	半固定型
308	駒沢病院	半固定型
309	世田谷中央病院	半固定型
310	有隣病院	半固定型
311	世田谷北部病院	半固定型
312	久我山病院	半固定型
313	世田谷井上病院	半固定型
314	幸野メディカルクリニック	半固定型
315	成城木下病院	半固定型
316	至誠会第二病院	半固定型
317	関東中央病院	携帯型
318	おくさわ脳卒中リハビリテーション病院	携帯型
319	玉川病院	携帯型
320	奥沢病院	携帯型
321	世田谷記念病院	携帯型
322	世田谷神経内科病院	携帯型
903	成育医療センター	携帯型
323	松沢病院	携帯型
324	三軒茶屋第一病院	携帯型
325	東都三軒茶屋リハビリテーション病院	携帯型
326	昭和大学付属烏山病院	携帯型
327	東京医療センター	携帯型
401	特別養護老人ホーム 芦花ホーム	携帯型
402	特別養護老人ホーム 上北沢ホーム	携帯型
403	特別養護老人ホーム きたざわ苑	携帯型
404	特別養護老人ホーム 深沢共愛ホームズ	携帯型
405	特別養護老人ホーム 等々力共愛ホームズ	携帯型
406	高齢者在宅サービスセンター デイホーム等々力	携帯型
407	特別養護老人ホーム フレンズホーム	携帯型
408	特別養護老人ホーム 喜多見ホーム	携帯型
409	特別養護老人ホーム 有隣ホーム	携帯型
410	特別養護老人ホーム 久我山園	携帯型
411	特別養護老人ホーム 成城アルテンハイム	携帯型

呼出番号	設置場所	局種
412	特別養護老人ホーム 第2有隣ホーム	携帯型
413	特別養護老人ホーム 砧ホーム	携帯型
414	特別養護老人ホーム 千歳敬心苑	携帯型
415	特別養護老人ホーム 等々力の家	携帯型
416	特別養護老人ホーム 博水の郷	携帯型
417	特別養護老人ホーム 東京敬寿園	携帯型
418	特別養護老人ホーム フォーライフ桃郷	携帯型
419	養護老人ホーム 友愛ホーム	携帯型
420	災害対策課	携帯型
421	せたがや給田乃杜	携帯型
422	グランクレール馬事公苑	携帯型
423	グランクレール成城	携帯型
424	アライブ世田谷中町	携帯型
425	アライブ世田谷下馬	携帯型
426	アライブ世田谷代田	携帯型
427	ツクイ・サンシャイン成城	携帯型
428	白梅福祉作業所	携帯型
429	わくわく祖師谷	携帯型
430	まもりやま工房	携帯型
431	用賀福祉作業所	携帯型
432	おおらか学園	携帯型
433	ファクトリー藍	携帯型
434	社会就労センター パイ焼き窯	携帯型
435	トラストガーデン桜新町	携帯型
436	トラストガーデン用賀の杜	携帯型
437	トラストガーデン等々力	携帯型
438	ニチイホーム成城	携帯型
439	ニチイホーム千歳船橋	携帯型
440	特別養護老人ホーム 馬事公苑	携帯型
451	都立久我山青光学園	携帯型
452	都立光明学園	携帯型
453	都立青鳥特別支援学校	携帯型
454	災害対策課	携帯型
455	すまいる梅丘	携帯型
456	ほほえみ経堂	携帯型
457	岡本福祉作業ホーム	携帯型
458	岡本福祉作業ホーム玉堤分場	携帯型
459	三宿つくしんぼホーム	携帯型
460	桜上水福祉園	携帯型
461	給田福祉園	携帯型
462	奥沢福祉園	携帯型
463	すきっぷ	携帯型
464	砧工房	携帯型
465	砧工房分場キタミクリーンファーム	携帯型
466	駒沢生活実習所	携帯型
467	九品仏生活実習所	携帯型
468	千歳台福祉園	携帯型
469	下馬福祉工房	携帯型

呼出番号	設置場所	局種
470	玉川福祉作業所	携帯型
471	玉川福祉作業所等々力分場	携帯型
472	世田谷福祉作業所	携帯型
473	烏山福祉作業所	携帯型
474	九品仏生活実習所中町分場	携帯型
475	メディカルホームグランダ三軒茶屋	携帯型
476	グランダ世田谷上町	携帯型
477	エリザベート成城	携帯型
478	ゆとらいふ世田谷	携帯型
479	ハートハウス成城	携帯型
480	サピエンス祖師谷	携帯型
481	ニチイホーム用賀	携帯型
482	ガーデンテラス尾山台	携帯型
483	ウェルケアガーデン深沢	携帯型
484	東急ウェリナケア尾山台	携帯型
485	ニチイホーム八幡山	携帯型
486	災害対策課	携帯型
487	寿満ホーム かみきたざわ	携帯型
488	グランクレール世田谷中町	携帯型
490	世田谷希望丘ホーム	携帯型
491	リハビリホームまどか上祖師谷	携帯型
492	特別養護老人ホーム下馬の家	携帯型
493	チャームプレミア深沢	携帯型
494	介護老人保健施設 梅ヶ丘（高齢施設）	携帯型
495	災害対策課	携帯型
496	特別養護老人ホーム さくらほうむ	携帯型
497	イタル成城	携帯型
498	コイノニアかみきた	携帯型
499	にこにこみやさか	携帯型
501	陸上自衛隊第1普通科連隊重迫撃砲中隊	半固定型
502	陸上自衛隊衛生学校	半固定型
510	さわやかは一とあーす世田谷	携帯型
511	特別養護老人ホーム ときわぎ世田谷	携帯型
512	特別養護老人ホーム ラペニ子玉川	携帯型
513	ガーデンテラス久我山	携帯型
514	災害対策課	携帯型
515	ウェルケアガーデン馬事公苑	携帯型
516	ウェルケアヒルズ馬事公苑	携帯型
517	ガーデンテラス砧公園	携帯型
518	リアンレーブ世田谷	携帯型
601	東京電力渋谷支社	半固定型
602	東京ガス（株）西部導管事業部	半固定型
603	N T T白金ビル	半固定型
604	水道局南部支所	半固定型
701	桜小学校	携帯型
702	災害対策課	携帯型
703	駒沢小学校	携帯型
704	池ノ上小学校	携帯型
705	駒繫小学校	携帯型
706	代田小学校	携帯型

呼出番号	設置場所	局種
707	池尻小学校	携帯型
708	深沢小学校	携帯型
709	二子玉川小学校	携帯型
710	九品仏小学校	携帯型
711	烏山小学校	携帯型
712	祖師谷小学校	携帯型
713	明正小学校	携帯型
714	希望丘小学校	携帯型
715	松沢中学校	携帯型
716	玉川中学校	携帯型
717	芦花中学校	携帯型
718	桜丘中学校	携帯型
719	用賀中学校	携帯型
720	砧南中学校	携帯型
801	関東中央病院	携帯型
802	至誠会第二病院	携帯型
803	松沢病院	携帯型
804	玉川病院	携帯型
805	成育医療研究センター	携帯型
806	災害対策課	携帯型
908	駒澤大学高校	携帯型
910	二子玉川ライズ	携帯型

連絡責任者一覧

機 関 名	連絡責任者職名		電 話
区	正	災 害 対 策 課 長	5432－1111 内 2261
	副	災 害 対 策 担 当 係 長	5432－1111 内 2262
都建設局第二建設事務所	正	庶務課庶務担当課長代理	3774－0313 内 3111
	副	補修課調査担当課長代理	3774－8712 内 3612
都水道局南部支所 桜丘庁舎	正	庶 務 課 長	3420－6120
	副	課長代理（庶務担当）	3420－1110
都下水道局 南都下水道事務所	正	お客さまサービス課長	5734－5050
	副	課長代理（管路施設担当）	5734－5051
警視庁第三方面本部	正	警 備 担 当 管 理 官	3581－4321 内 7862 － 6640
	副	警 備 担 当 主 任	〃 内 7862 － 6642
世田谷警察署	正	警 備 課 長	3418－0110 内 4600
	副	警 備 係 長	〃 内 4612
北沢警察署	正	警 備 課 長	3324－0110 内 4600
	副	警 備 係 長	〃 内 4612
玉川警察署	正	警 備 課 長	3705－0110 内 4600
	副	警 備 係 長	〃 内 4612
成城警察署	正	警 備 課 長	3482－0110 内 4600
	副	警 備 係 長	〃 内 4612
東京消防庁 第三消防方面本部	正	副 本 部 長	3418－0119 内線 210
	副	指 揮 隊 長	〃 内線 301～3
世田谷消防署	正	署 隊 本 部 統 括 班 長	3412－0119
	副	大 隊 長	〃
玉川消防署	正	署 隊 本 部 統 括 班 長	3705－0119
	副	大 隊 長	〃

機 関 名	連絡責任者職名		電 話
成 城 消 防 署	正	署 隊 本 部 統 括 班 長	3416－0119
	副	大 隊 長	〃
国土交通省関東地方整備局 東 京 国 道 事 務 所	正	防 災 情 報 課 建 設 専 門 官	3512－9064
	副	防 災 情 報 課 防 災 情 報 係 長	〃
国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所田園調布出張所	正	出 張 所 長	3721－4288
	副	管 理 第 二 係 長	〃
東 日 本 電 信 電 話 (株) 東 京 南 支 店	正	エリアプロデュース担当課長	3444－7923
	副	エリアコーディネート担当課長	3444－7910
首 都 高 速 道 路 (株) 東 京 西 局	正	保全管理課危機管理担当課長	3264－8396
	副	保全管理課危機管理担当係長	3264－8424
東京電力パワーグリッド(株) 澁 谷 支 社	正	地 域 担 当 次 長	050－3090－0250
	副	企 画 総 括 グ ル ー プ	6374－5480
東 京 ガ ス (株) 東 京 中 支 店	正	課 長	03-5400-7512
	副	担 当 課 長	〃
日 本 郵 便 (株) 世 田 谷 郵 便 局	正	総 務 部 長	3418－4945
	副	総 務 部 課 長	〃
京 王 電 鉄 (株) 桜 上 水 駅	正	助 役	3302－0630
	副	助 役	〃
小 田 急 電 鉄 (株) 下 北 沢 駅	正	駅 長	3411－0126
	副	副 駅 長	〃
東 急 電 鉄 (株) 三 軒 茶 屋 駅	正	助 役	3419－0393
	副	助 役	〃
(一社)東京都トラック協会 世 田 谷 支 部	正	支 部 長	3706－1011
	副	事 務 長	〃
陸 上 自 衛 隊 第 1 普 通 科 連 隊	正	第 3 科 長	3933－1161 (内 536, 546)
	副	重 迫 撃 砲 中 隊 長	〃

高所カメラ設備一覧

令和 6 年 9 月現在

設備	設置場所	設置数
高所カメラ (区民公開用)	キャロットタワー	2 台 (東向き、西向き各 1 台)
災害時情報収集用 高所カメラ	キャロットタワー	2 台 (東向き、西向き各 1 台)
	二子玉川ライズ	2 台 (東向き、西向き各 1 台)

〔資料第44〕

緊急医療救護所・避難所救護所・福祉避難所（母子）一覧

（令和6年12月現在）

番号	分類	施設名	所在地
1-1	緊急医療救護所	至誠会第二病院 （災害拠点病院）	世田谷区上祖師谷 5－1 9－1
1-2	緊急医療救護所	関東中央病院 （災害拠点病院）	世田谷区上用賀 6－2 5－1
1-3	緊急医療救護所	玉川病院 （災害拠点病院）	世田谷区瀬田 4－8－1
1-4	緊急医療救護所	国立成育医療研究センター （災害拠点連携病院）	世田谷区大蔵 2－1 0－1
1-5	緊急医療救護所	松沢病院 （災害拠点連携病院）	世田谷区上北沢 2－1－1
1-6	緊急医療救護所	自衛隊中央病院 （災害医療支援病院）	世田谷区池尻 1－2－2 4
2-1	避難所救護所	池尻小学校	世田谷区池尻 2－4－1 0
2-2	避難所救護所	桜小学校	世田谷区世田谷 2－4－1 5
2-3	避難所救護所	桜丘中学校	世田谷区桜丘 2－1－3 9
2-4	避難所救護所	北沢中学校第二校舎 （旧北沢小学校）	世田谷区北沢 4－3 2－2 0
2-5	避難所救護所	代田小学校	世田谷区代田 4－2－3
2-6	避難所救護所	松沢中学校	世田谷区桜上水 4－5－2
2-7	避難所救護所	駒沢小学校	世田谷区駒沢 2－1 0－6
2-8	避難所救護所	駒繫小学校	世田谷区下馬 1－4 2－1 2
2-9	避難所救護所	代沢小学校	世田谷区代沢 5－1－1 0
2-10	避難所救護所	芦花中学校	世田谷区粕谷 2－2 2－2
2-11	避難所救護所	烏山小学校	世田谷区給田 1－2－1
2-12	避難所救護所	祖師谷小学校	世田谷区祖師谷 3－4 9－1
2-13	避難所救護所	希望丘小学校	世田谷区船橋 4－9－1
2-14	避難所救護所	明正小学校	世田谷区成城 3－3－1
2-15	避難所救護所	砧南中学校	世田谷区鎌田 3－1 3－2 0
2-16	避難所救護所	用賀中学校	世田谷区上用賀 5－1 5－1
2-17	避難所救護所	玉川中学校	世田谷区中町 4－2 1－1
2-18	避難所救護所	深沢小学校	世田谷区新町 1－4－2 4
2-19	避難所救護所	二子玉川小学校	世田谷区玉川 4－6－1
2-20	避難所救護所	九品仏小学校	世田谷区奥沢 8－1 2－1

番号	分類	施設名	所在地
3-1	福祉避難所（母子）	佼成学園女子中学高等学校	世田谷区給田 2－1－1
3-2	福祉避難所（母子）	サレジオ国際学園世田谷中学高等学校	世田谷区大蔵 2－8－1
3-3	福祉避難所（母子）	日本体育大学	世田谷区深沢 7－1－1
3-4	福祉避難所（母子）	昭和女子大学	世田谷区太子堂 1－7－5 7
3-5	福祉避難所（母子）	日本女子体育大学附属二階堂高等学校	世田谷区松原 2－1 7－2 2
3-6	福祉避難所（母子）	東京農業大学	世田谷区桜丘 1－1－1
3-7	福祉避難所（母子）	日本女子体育大学	世田谷区北烏山 8－1 9－1
3-8	福祉避難所（母子）	玉川聖学院中等部・高等部	世田谷区奥沢 7－1 1－2 2

世田谷区災害医療運営連絡会設置要綱

平成15年 7 月 1 日 世保企第136号

(設置)

第1条 災害時の医療救護活動の円滑な実施を図るため、世田谷区災害医療運営連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、災害時の医療救護活動の円滑な実施のために、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 医療救護活動に関する協力協定の変更等に関すること。
- (2) 医療救護活動に関する総合調整に関すること。
- (3) 医療救護活動に必要な経費負担に関すること。
- (4) 医療救護活動に必要な物資及び資器材等の調達、輸送及び配分に関すること。
- (5) 前各号のほか、重要な医療救護活動計画に関すること。

(構成)

第3条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、世田谷保健所長をもって充てる。

3 副会長は、世田谷保健所副所長をもって充てる。

4 委員は、次の者をもって充てる。

- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| (1) 世田谷区医師会担当理事 | (2) 玉川医師会担当理事 |
| (3) 世田谷区歯科医師会担当理事 | (4) 玉川歯科医師会担当理事 |
| (5) 世田谷薬剤師会担当理事 | (6) 玉川砧薬剤師会担当理事 |
| (7) 東京都獣医師会世田谷支部長 | (8) 世田谷区柔道整復師会担当理事 |
| (9) 一般社団法人 至誠会第二病院長 | (10) 東京都立松沢病院長 |
| (11) 公立学校共済組合関東中央病院長 | (12) 独立行政法人 国立病院機構東京医療センター院長 |
| (13) 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター院長 | |
| (14) 公益財団法人 日産厚生会 玉川病院長 | |
| (15) 世田谷警察署警備課長 | (16) 北沢警察署警備課長 |
| (17) 玉川警察署警備課長 | (18) 成城警察署警備課長 |
| (19) 世田谷消防署警防課長 | (20) 玉川消防署警防課長 |
| (21) 成城消防署警防課長 | (22) 総合支所地域振興課長代表 |
| (23) 危機管理部災害対策課長 | (24) 保健福祉政策部保健福祉政策課長 |
| (25) 総合支所保健福祉センター健康づくり課長代表 | |
| (26) 教育委員会事務局教育総務課長 | (27) 区立小学校長代表（医療救護所設置校） |
| (28) 区立中学校長代表（医療救護所設置校） | |

(運営)

第4条 会長は、連絡会を招集し、会議を主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 委員が出席することができないときは、代理者が出席することができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させることができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、世田谷保健所健康企画課において処理する。

(会議出席の特例)

第6条 会長は、重大な感染症のまん延又は大規模な災害の発生等により、連絡会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該委員を連絡会を招集する場所以外の場所

から連絡会に参加させることができるものとする。

(略)

附 則（令和４年７月15日４世保企第1005号）

この要綱は、令和４年７月28日から施行する。

避難所救護所用災害医療セット

(令和6年7月31日現在)

	品 名	規 格	数 量
蘇生セット	聴診器	リットマン型	3台
	血圧計	メーター式（携帯型）	1台
	体温計	予測式	2本
	簡易人工蘇生器	レスキューマスク（ケース付）	3セット
	開口器	ハイステル	1個
	バイトブロック	大／中／小	各5
	エアウェイ	パーマンエアウェイ 大／小	各1
	気管切開カニューレ	5mm／8mm	各1
	気管切開セット	トラヘルパー	2セット
	滅菌ガーゼ	尺角 5枚入	20包
	ネラトンカテーテル	6Fr／12Fr	各1本
	雑剪刀	220mm	1個
	懐中電灯	単Ⅱ電池2個型	1個
	テガダーム	大／中	各50枚
	気管内チューブ	5mm／7mm／8mm	各2本
	喉頭鏡セット	ハンドル、ブレード大／中／小 単Ⅱ電池2個型	1セット
	手動式吸引器		1個
創傷セット	処置キット（縫合用）	共通メッキンバック	1個（全体用包材）
		包材	75cm×75cm 1枚
		プラトレー1型	1枚
		消毒トレー	1槽式 2枚
		ガーゼ	8つ折り 10枚
		注射針	18G×1-1/2RB 1本
		注射針	23G×1-1/4RB
		シリンジ	10mlロック 1本
		外科用メスF	No. 11
		鑷子 有鉤	1本
		鉗子ケリー	曲・直 各1本
		持針器クライルウッド	1本
		処置用剪刀	SB（直）130mm 1本
		タフティックBOCO	2本
		メッキンテープ	吸ラミ丸穴T 1枚
	消毒キット	綿球	中サイズ 6個
		ブラセッシ	1本
		高吸水ガーゼ	75×100mm（4折）4枚入
		PET製容器	195mm×95mm 1個
		ポビドン液10%	250ml
		スキンステプラー	レギュラー15針（6個/箱）／ワイド15針（6個/箱）
		サージカルテープ	12mm×9m 24巻/箱
		粘着包帯	5cm×5m（6巻/箱）／7.5cm×5m（4巻/箱）／10cm×5m（3巻/箱）
		伸縮包帯	5cm×9m／7.5cm×9m／9cm×9m
		イソジンスクラブ	7.5% 500ml
		オーキュウバンエコ	76×250mm（12枚/箱）
		止血帯	エスマル

熱傷セット	滅菌ガーゼ	尺角 5枚入	20包
	タオル	白無地	3枚
	シーツ	無地 100×180cm	4枚
	伸縮包帯	5cm×9m／7.5cm×9m／9cm×9m	各10本
	三角巾	105×105×150cm	10枚
	ピンセット	有鉤／無鉤	各2本
	雑剪刀	220mm	1本
	生理食塩水	500ml	1本
骨折セット	サムスプリント	スタンダード／ジュニア	各5本
	呉氏副木	木製 大／中／小	各3本
	ネット包帯	4号／3号／2号	各1本
	伸縮包帯	5cm×9m／7.5cm×9m／9cm×9m	各10本
	カットバン	55mm×2.5m (2巻/箱)	2箱
	三角巾	105×105×150cm	10枚
	雑剪刀	240mm	1本
	粘着包帯	5cm×5m (6巻/箱)／7.5cm×5m (4巻/箱)／10cm×5m (3巻/箱)	各1箱
輸液セット	コールドバック	230×155mm (12個/箱)	4箱
	輸液セット	本体 (TI-U250P)	5セット
	輸液セット用注射針	注射針 (NN-2138S)	5本
	ソリタT 3号	500ml	10本
	静脈留置針	22G／24G	各10本
	翼状針	23G	10本
	乳酸化リンゲル液	ラクテック注 500ml	10本
	生理食塩水	500ml	10本
薬品セット	テガダーム	大／中	各50枚
	アトロピン硫酸塩注0.5mg	0.05%・1ml×10A	1箱
	ソルコーテフ注	100mg×5V	2箱
	ホリゾン注	10mg 2ml×10A	1箱
	ブスコパン注20mg	2% 1ml×10A	1箱
	破傷風トキソイド (バイヤル)	0.5ml 10V (要冷蔵)	1箱
	ソセゴン注	15mg 1ml×10A	2箱
	キシロカイン注ポリアンプ	1% 5ml×10A	4箱
	ニトロール錠5mg	舌下錠 100錠	2箱
	カロナール錠300	300mg・PTP100錠	1箱
	注射器	2.5ml×22G・100入り／5ml×22G、100入り	各1箱
	ボスミン注1mg	0, 1% 1ml×20A	1箱
眼耳鼻咽喉セット	フランドルテープ40mg	1g×50枚	1箱
	洗眼瓶	ポリ容器 100cc	1本
	開眼器	デスマル	1個
	額帯反射鏡	スタンダード	1個
	咽喉巻綿子	ハルトマン	1個
	咽頭鏡	大／中／小	各1個
	耳鼻ピンセット	中	1本
	鼻鏡	ハルトマン	1個
	鼻用消息子	ルーツェ式	1個
	鼻用巻綿子	ハルトマン	3個
	綿棒	綿付	200本
	耳鏡	大／中／小	各1個
	眼帯	ガーゼ付 1枚入	20包

雑品 セ ツ ト	懐中電灯	単Ⅰ電池2個型	3個
	ペンライト	単Ⅲ電池2個型	2本
	シート	1m ビニール	2枚
	タオル	白無地	4枚
	石鹸	薬用	1個
	ペンチ		1本
	サインペン	赤／黒	各1本
	ボールペン	赤／黒	各5本
	トリアージタグ		400枚
	ナイフ	ステンレス	1本
	ピンセット	180mm	1本
	安全ピン		12個
	三角巾	105×105×150cm	10枚
	ディスポアルコール綿	ワンショットプラス 160枚	6包
	使い捨て手袋	ディスポグローブ [®] (100枚/箱)	1箱
	ゴミ袋	45L	10枚
	ビニール袋	34×24cm	100枚

※各避難所救護所及び各総合支所健康づくり課に1セットずつ配備

〔資料第47〕

避難所救護所用その他医療物品

(令和6年7月31日現在)

	品名	規格	数量
衛生材料	単回使用パッド入り副木 Mサイズ	厚さ20mm×幅90mm×長さ720mm	1箱(6本入)
	単回使用パッド入り副木 SSサイズ	厚さ20mm×幅70mm×長さ510mm	1箱(6本入)
	単回使用パッド入り副木 4Sサイズ	厚さ20mm×幅45mm×長さ320mm	1箱(6本入)
	さらし	33cm×10m	5反
	耳付純綿包帯 4裂	7cm×9m	5反
	耳付純綿包帯 5裂	5.6cm×9m	5反
	三角巾L	105cm×105cm×150cm	10枚

※各避難所救護所に1セットずつ配備

〔資料第48〕

災害用歯科医療セット

(令和6年9月1日現在)

No.	品名	規格	数量
1	マイクロモーター標準セット	バッテリー駆動マイクロモーター1、コントロールユニット1、チャージャー1、ストレートハンドピース1、ハンドピーススタンド1、プロキットケース1	1個
2	ミラー	ディスポ10本入パック・ポリカーボネート製ミラー ・本体ABS	2箱
3	ピンセット	ディスポ1本入パック	20本
4	エクスプローラー	ディスポ10本入パック	2箱
5	滅菌済みガーゼ	50×50mm 1枚×50袋入り	1箱
6	滅菌済みカット綿	40×40mm・5g×10個	1箱
7	サージカルマスク	大／小 各50枚入	各1箱
8	医療用手袋	S／M／L 各100枚入 パウダーフリータイプ	各1箱
9	手指用消毒剤	500ml	1本
10	ペンライト	必要数の乾電池を含む	1本
11	ポビドンヨード含嗽剤	250ml	1本
12	消毒用エタノール	500ml (70%)	1本
13	ブローチホルダー		6本
14	歯科用ファイル	20／25／30／35／40／45 各1本	各1本
15	仮封剤	粉末1本 (50g) 液1本 (25g)	1セット
16	セメント	粉末1本 (125g) 液1本 (100g)	1セット
17	咬合紙	122×22mm 12枚×10冊	1箱
18	多目的即時重合レジンセット	粉35g A2, A3, No8 (各1本)、液100g1本、ラバーカップ2個、粉末計量器1個、液計量器1個、プラスチックヘラ1本、小筆1本、液瓶ノズルキャップ1個、カップホルダー1個	1セット
19	床裏装材セット	粉120g、液100ml、粉量計1、スポイト1、混和器1、スパチュラ1、ステップカード1	1セット
20	プライヤー	ピーソー	1本
21	ワイヤーニッパー	パワーカッター	1本
22	カーボランダムポイント	No13／No44	各3本
23	歯科用カルテ		50枚
24	ブローチ針	6.0 (1箱)	1箱
25	オキシドール (H2O2)	500cc	1本
26	口腔粘膜、根管消毒剤	20g	1本
27	根管消毒、歯髄鎮痛鎮静剤	10g	2本
28	不織布エプロン	縦560×横430mm 100枚入り	1箱
29	薬ボトル (角薬瓶)	大2本、小4本	計6本
30	クラスプ線	1mm×5m	1本
31	ピンセット	大／中	各1本
32	紙トレイ	50枚パック	1箱
33	スパチュラ (プラスチック)	3本入 148mm	1箱
34	練和紙	50枚	1包

No.	品名	規格	数量
35	薬用固形石けん	95g以上	1個
36	仮封剤	5g	1本
37	防湿剤	10g	1本
38	薬剤 フロモックス100mg錠	100錠	1箱
39	薬剤 クラリス200mg錠	100錠	1箱
40	薬剤 クラリスDS10%小児用	0.5g×120包	1箱
41	薬剤 デキサメタソン軟膏	0.1% 5g	1箱
42	薬剤 カロナール錠	200mg×100錠	1箱
43	薬袋	内用薬袋#2063／外用薬袋#2073	各1箱
44	バット	フタ付き、プラスチック 270×210mm	1個
45	滅菌バッグ	135×260mm	20枚

緊急医療救護所用医療器具一覧

(令和6年7月現在)

	品名		規格	数量
セ ッ ト 基 本	聴診器		リットマン型	1 個
	携帯型血圧計		メーター式（携帯型）	1 個
	体温計		平型1分計	2 本
創 傷 セ ッ ト	縫 合 セ ッ ト （ E O G 滅 菌 済 ）	共通メッキンバック	全体用包材	32 個
		包材	75×75cm	32 枚
		プラトレイ1型	1枚	32 枚
		消毒トレイ	1槽式	64 枚
		ガーゼ	8つ折	320 枚
		注射針	18G×1-1／2RB	32 本
		注射針	23G×1-1／4RB	32 本
		シリンジ	10mlロック	32 本
		外科用メスF	No. 11	32 本
		鑷子	有鉤	32 本
		鉗子ケリー	曲	32 本
		持針器クライルウッド		32 本
		処置用剪刀	SB（直）130mm	32 本
		スポンジスティック1	消毒用	64 本
		メッキンドレープ	吸ラミ丸穴T	32 枚
	パック消毒剤			100 本
	ポピヨドン液10%		250ml	2 本
	スキンステプラー		ワイド 15針	20 本
	サージカルテープ		12mm×9m	24 巻
	粘着包帯	5cm×10m		12 巻
		7.5cm×10m		8 巻
		9cm×10m		6 巻
	粘着性弾力包帯（エラテックス）		5cm×10m	6 巻
	伸縮包帯	5cm×9m		10 巻
		7.5cm×9m		10 巻
		9cm×9m		10 巻
	カットバン（救急絆創膏）		55mm×2.5m	2 巻
	滅菌ガーゼ		尺角 5枚入り	200 包
	イソジンスクラブ		7.5% 500ml	1 本
	布絆創膏ユートクバン ヤール判		17.5cm×91cm	2 枚

	品名	規格	数量
熱傷セット	トレックスガーゼC	200mm×70mm	20 枚
	伸縮包帯	5cm×9m	10 巻
		7.5cm×9m	10 巻
		9cm×9m	10 巻
	三角巾	105×105×150cm	10 枚
	ピンセット	有鉤	2 本
		無鉤	2 本
	雑剪刀	ステンレス製 240mm	1 本
	滅菌舌圧子	150mm×17mm程度	300 袋
骨折セット	ロールスプリント	スタンダード	5 個
		ジュニア	5 個
	アルフェンスシーネ	1号	3 個
		4号	3 個
		11号	3 個
	ネット包帯（プレスネット）	2号 25m	3 巻
		3号 25m	3 巻
		4号 25m	3 巻
	伸縮包帯	5cm×9m	6 巻
		7.5cm×9m	4 巻
		9cm×9m	3 巻
	三角巾	105×105×150cm	10 枚
	雑剪刀	240mm	1 本
	粘着包帯	5cm×9m	10 巻
		7.5cm×9m	10 巻
		9cm×9m	10 巻
消耗品セット	メッキンドレープ	吸ラミ丸穴T	30 枚
	注射針	18G×1-1／2RB	50 本
	注射針	23G×1-1／4RB	50 本
	シリンジ	10ml ロック	50 本
	外科用強彎角針	5号1/2バネ穴×10本組	6 セット
	外科用強彎角針	3号1/2バネ穴×10本組	6 セット
	ナイロン縫合糸	青3-0 40cm×10本入	50 包
	P反巻（耳付きホータイ）	3裂	2 巻
		4裂	2 巻
		5裂	1 巻
		6裂	1 巻
		8列	1 巻
	処置用手袋	S	100 枚
		M	100 枚
		L	100 枚
	滅菌手袋	6.5号	20 双
		7号	20 双
		7.5号	20 双

〔資料第50〕

緊急医療救護所用医薬品一覧

(令和6年7月現在)

品名	薬効	数量
カロナール錠200mg	解熱・鎮痛・抗炎症	2,000錠
ロキソニン錠60mg	解熱・鎮痛・抗炎症	600錠
ケフレックスカプセル250mg	抗菌薬	1,000錠
フロモックス小児用細粒100mg	抗菌薬	480包
アダラートL錠10mg	降圧剤	100錠
プレドニン錠5mg	副腎皮質ホルモン剤	100錠
アズノール軟膏	軟膏	チューブ20g×50本 壺型500g×1
キシロカイン注ポリアンブ1%	局所麻酔薬	200管
エタプラスゲル	手指消毒剤	5本
ヒビテン液5%	消毒剤	2本
消毒用エタノール(パックタイプ)	消毒剤	500枚
注射用生食100ml		40本
スティックシュガー3g		100本
サルタノールインヘラー100 μ	喘息治療薬	5本

※上記の表に記載の医薬品が流通状況等により確保が困難である場合は、同成分品又は同一作用機序品(抗菌薬の場合は化学構造による同一クラス分類)の代替の医薬品を備蓄する。

〔資料第51〕

避難所用応急救急セット

(令和6年7月31日現在)

品 名	規 格	数 量
滅菌折りガーゼ	4つ折り 10枚×10袋入	1箱
脱脂綿	100g	10袋
包帯	3裂／4裂／5裂 各9m	各3本
プレスネット	4号(頭部用)3.5cm×0.9m	1枚
	3号(下肢用)2.5cm×1m	1枚
	2号(上肢用)2cm×1.2m	1枚
油紙	39×27cm 2枚入	5包
ヤールバン	17.5cm×0.91m	2本
消毒剤	マキロンS 75ml	5本
紙バン	9mm×10m 10巻入	2箱
三角巾	105×105×150cm	10枚
副木	大／中／小	各3本
止血帯	アメゴム製 エスマルヒ	2個
タオル	白色 無地	3枚
ピンセット	先曲がり ステンレス製18cm	3本
災害用ハサミ	万能剪刀	3本
綿棒	耳鼻用 100本入	1箱
眼帯	貼れる眼帯 50枚入	1箱
やけど薬	テラ・コートリル軟膏 6g	3本
一般点眼薬	ソフトサンティア 5ml×4本入	3箱
抗菌点眼薬	サンテ新抗菌目薬 12ml	3本
総合感冒薬	ベンザブロックIP錠 45錠入	1箱
解熱鎮痛剤	タイレノールA 20錠入	1箱
うがい薬 顆粒分包品	含嗽用ハチアズレ顆粒 2g×250包入	1箱
胃腸薬	正露丸糖衣A 120錠入	1箱
整腸剤	新ビオフェルミンS 細粒 45g	1箱
救急絆創膏	バンドエイド スタンダード 50枚入	2箱
救急絆創膏	バンドエイド ワイド 20枚入	5箱
ポリ袋	12号	100枚

遺体収容所一覧

(令和 6 年 10 月現在)

施 設 名	所 在 地	電話番号	敷地面積 ㎡	総床面積㎡ (専有面積㎡)	備 考
池 尻 地 区 会 館	池 尻 2－3－11	3422-1777	2,259	(622)	市民大学、健康増進・交流施設（せたがやがやがや館）、池尻保育園、池尻児童館と同一施設
世田谷地区会館	世 田 谷 2－25－10	—	504	291	
経堂南地区会館	経 堂 5－21－6	—	362	685	
上 馬 地 区 会 館	上 馬 4－10－17	3421-5567	1,032	(912)	上馬まちづくりセンター、上馬あんしんすこやかセンターと同一施設
松原地区会館	松原 5－17-6	—	534	461	
桜上水南地区会館	桜 上 水 3－4－11	—	6,022	(497)	都営住宅内
九品仏地区会館	奥 沢 7－34－3	—	457	499	
尾山台地区会館	等 々 力 2－17－14	3703-0211	844	(2,056)	尾山台図書館と同一施設
船 橋 地 区 会 館	船 橋 3－11－8	—	1,401	428	
宇 奈 根 地 区 会 館	宇 奈 根 2－23－10	—	887	512	
上北沢地区会館	上 北 沢 2－1－3	3302-4205	1,501	562	
上祖師谷地区会館	上祖師谷 4－5－6	—	1,261	992	上祖師谷ぱる児童館と同一施設
北 烏 山 地 区 会 館	北 烏 山 9－25－26	—	661	352	

世田谷区における遺体収容所は、総合支所ごとにあらかじめ指定した地区会館を利用するが、災害の状況に応じ、区立総合運動場体育館、又は、使用していない避難所の体育館等を区と警察署が協議して指定するものとする。

帰宅困難者のための支援施設

※一時滞在施設、帰宅困難者支援施設、災害時帰宅支援ステーションの区別

区分	一時滞在施設	帰宅困難者支援施設	災害時帰宅支援ステーション
設置時期	発災から 7 2 時間（最大 3 日間）程度まで	発災から 2 4 時間程度まで	発災後、協定を結んだ地方公共団体から要請を受けた時
目的	帰宅困難者等の受け入れ	徒歩帰宅者の帰宅支援	徒歩帰宅者の帰宅支援
支援事項	食料、水、ブランケット、トイレ、休憩場所、情報等	飲料水、トイレ、休憩場所等	飲料水、トイレ、帰宅支援情報等

※ 帰宅困難者支援施設の詳細については、「資料第 54 帰宅困難者支援施設一覧」を参照のこと。

※ 災害時帰宅支援ステーションの詳細については、「資料第 55 災害時帰宅支援ステーション一覧」を参照のこと。

「^{いちじ}一時滞在施設」一覧^{いちじ}一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。対象となる施設は、都県や区市町村の指定を受けるか、協定を締結した施設。受け入れた帰宅困難者等が安全に帰宅開始できるまで、最長で発災後 3 日間の運営を標準とする。床面積 3.3 m²につき 2 人の収容を目安とし、飲料水、食料、ブランケット、トイレ、周辺の被害状況や道路・鉄道の運行状況などの情報等の提供を行う。

(令和 6 年 10 月現在)

<都指定施設>

施設名	所在地
世田谷市場	大蔵 1-4-1
世田谷総合高等学校	岡本 2-9-1
駒沢オリンピック公園総合運動場	駒沢公園 1-1
松原高等学校	桜上水 4-3-5
総合工科高等学校	成城 9-25-1
園芸高等学校	深沢 5-38-1
深沢高等学校	深沢 7-3-14

<区協定締結施設>

施設名	所在地
東京中央農業組合 本店・千歳支店	粕谷 3-1-1
社会福祉法人康和会 久我山園	北鳥山 2-14-14
学校法人和光学園 和光小学校	桜 2-18-18
東洋ドライループ株式会社	代沢 1-26-4
二子玉川ライズ	玉川 2-21-1
東神開発株式会社（玉川高島屋 S・C）	玉川 3-17-1

施設名	所在地
トヨタモビリティ東京株式会社 レクサ ス用賀	上用賀 5-13-6
トヨタモビリティ東京株式会社 瀬田店	玉川台 1-8-6
トヨタモビリティ東京株式会社 世田谷 桜丘店	桜丘 4-14-1
トヨタモビリティ東京株式会社 レクサ ス若林	若林 3-13-1
トヨタモビリティ東京株式会社 成城店	千歳台 3-19-22
トヨタモビリティ東京株式会社 烏山店	給田 4-1-1

〔資料第 54〕

「帰宅困難者支援施設」一覧

災害時、近距離徒歩帰宅者の支援等を行う施設。対象となる施設は、区が指定する施設（11箇所）及び協定締結による施設。可能な範囲で飲料水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などの提供を行う。

（令和 6 年 10 月現在）

< 区指定施設 >

No.	地域	施設名	所在地	周辺駅・道路
1	世田谷	太子堂区民センター	太子堂 1-14-20	三軒茶屋駅・国道 246 号
2	世田谷	上馬地区会館	上馬 4-10-17 （上馬複合施設内）	国道 246 号
3	世田谷	経堂地区会館	経堂 3-37-13	経堂駅
4	北沢	北沢総合支所	北沢 2-8-18	下北沢駅
5	北沢	代田区民センター	代田 6-34-13	新代田駅・環状 7 号線
6	玉川	深沢区民センター	深沢 4-33-11	駒沢通り
7	玉川	桜新町区民集会所	桜新町 1-30-14	桜新町駅・国道 246 号
8	砧	砧区民会館成城ホール	成城 6-2-1	成城学園前駅
9	砧	大蔵第二運動場ロビー	大蔵 4-7-1	世田谷通り
10	烏山	烏山区民センター	南烏山 6-2-19	千歳烏山駅・甲州街道
11	烏山	上北沢区民センター	上北沢 3-8-9	上北沢駅

< 区協定締結施設 >

No.	地域	施設名	所在地	周辺駅・道路
1	世田谷	世田谷郵便局	三軒茶屋 2-1-1	三軒茶屋駅・国道 246 号

「災害時帰宅支援ステーション」一覧

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

以下は、令和 5 年 10 月末時点の九都県市及び東京都の協定締結施設。

協定締結の主体	No.	協定の相手方	協定締結年月日
九都県市	1	株式会社セブンーイレブンジャパン	平成 17 年 8 月 31 日
	2	山崎製パン株式会社	
	3	株式会社ファミリーマート	
	4	ミニストップ株式会社	
	5	株式会社ローソン	
	6	株式会社吉野家	
	7	株式会社ポプラ	平成 17 年 9 月 22 日
	8	山田食品産業株式会社	
	9	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	平成 19 年 2 月 8 日等
	10	ロイヤルフードサービス株式会社	
	11	株式会社モスフードサービス	平成 20 年 6 月 11 日
	12	株式会社壺番屋	平成 22 年 8 月 20 日
	13	ワタミ株式会社	平成 23 年 6 月 20 日
	14	チムニー株式会社	
	15	株式会社第一興商	平成 23 年 9 月 1 日
	16	株式会社 B & V	
	17	サガミレストランツ株式会社	平成 24 年 8 月 31 日
	18	味の民芸フードサービス株式会社	
	19	埼玉県カラオケ業防犯協力会	平成 24 年 9 月 19 日
	20	千葉県カラオケ事業者防犯協力会	
	21	東京カラオケボックス事業者防犯協力会	
	22	神奈川県カラオケボックス協会	
	23	サトフードサービス株式会社	平成 24 年 12 月 1 日
	24	株式会社ダスキン	平成 25 年 3 月 11 日

協定締結の主体	No.	協定の相手方	協定締結年月日
九都県市	25	タリーズコーヒージャパン株式会社	平成 25 年 3 月 11 日
	26	株式会社ストロベリーコーンズ	平成 25 年 10 月 8 日
	27	株式会社オートバックスセブン	平成 26 年 11 月 6 日
	28	ケアパートナー株式会社	令和 2 年 3 月 25 日
	29	株式会社共和コーポレーション	令和 4 年 2 月 28 日
東京都	30	ガソリンスタンド	
	31	都立学校 (※)	
	32	日産自動車系販売店	平成 26 年 12 月 19 日
	33	トヨタ自動車系販売店	平成 27 年 12 月 21 日
	34	農業協同組合等	平成 28 年 11 月 2 日
	35	関東マツダ系販売店	令和 2 年 3 月 27 日

(※) 世田谷区内の都立学校は次のとおり。

学校名	所在地	電話	FAX	管轄支所
都立青鳥特別支援学校	池尻 1-1-4	3424-2525	3424-4433	世田谷
都立光明学園	松原 6-38-27	3323-8421	3327-8428	北沢
都立桜町高等学校	用賀 2-4-1	3700-4330	3700-9141	玉川
都立千歳丘高等学校	船橋 3-18-1	3429-7271	3429-2441	砧
都立深沢高等学校	深沢 7-3-14	3702-4145	3702-6767	玉川
都立松原高等学校	桜上水 4-3-5	3303-5381	3304-3062	北沢
都立芦花高等学校	粕谷 3-8-1	5315-3322	3305-8180	烏山
都立園芸高等学校	深沢 5-38-1	3705-2154	3705-1808	玉川
都立総合工科高等学校	成城 9-25-1	3483-0204	3483-1194	砧
都立世田谷泉高等学校	北烏山 9-22-1	3300-6131	3300-3687	烏山
都立世田谷総合高等学校	岡本 2-9-1	3700-4771	3700-0866	砧
都立久我山青光学園	北烏山 4-37-1	3300-6235	3300-7136	烏山

※都立青鳥特別支援学校：改築のため、令和 5 年 4 月 1 日から 4 年間の予定で下馬 2-38-23 へ移転中

「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方

(1) 背景

首都直下地震等発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がないことが想定されている。このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を可能な限り多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。また、国内外の観光客や外国人を想定した対策も重要である。

(2) 用語の定義

ア 帰宅困難者

大規模地震の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。具体的には、地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者(近距離を徒歩で帰宅する人)を除いた帰宅断念者(自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人)と遠距離徒歩帰宅者(遠距離を徒歩で帰宅する人)をいう。

イ 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。あらかじめ公表するものと、あらかじめ公表しないものとに分けられる。

※あらかじめ公表するか、公表しないかは、各施設で選択する。

(あらかじめ公表することによって、社会貢献としてのPR等が期待できる。)

ウ 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設をいう。

エ 避難所

地震による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため、市区町村又は民間事業者等が開設する施設をいう。

オ 施設管理者

一時滞在施設として提供する施設を管理する事業者等をいう。施設の特性によって、施設の所有者、占有者、管理者のいずれか又は複数が該当する。

カ 施設滞在者

一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等をいう。

(3) 対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、都県や市区町村から帰宅困難者等を一時的に受け入れることについての指定を受けるか、又は協定を締結した施設の全部又は一部の区域を基本とする。

例えば、集会場、庁舎やオフィスビル、ホテル、学校等に加え、地下道等も想定される。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条

件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、耐震性（昭和56年に導入された新耐震基準）を有した建物（耐震改修により同基準を満たした建物を含む）であることが必要である。

また、平成26年4月1日に施行された建築基準法施行令において、特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。）の脱落防止措置が定められており、改正規定が適用される天井は脱落防止措置を講じる必要がある。

（４）開設基準

ア 受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまでの間、原則として発災後3日間の運営を標準とする。

イ 帰宅困難者の受入は、床面積3.3㎡当たり2人の収容（必要な通路の面積は算入しない）を目安とする（「避難所管理運営の指針」（東京都）を参考）。

（５）施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。また、必要に応じ、受入者へ施設運営の協力を要請する。

ア 施設の安全を確認した後、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる。

イ 水や食料、毛布等の支援物資を配布する。

ウ トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行う。

エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び施設滞在者に対する情報提供を行う。

（６）要配慮者や通学中の小中学生のニーズへの対応

施設管理者は、市区町村や関係機関とも連携し、要配慮者に特に配慮する。

ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、遠距離通学の小中学生等

待機スペースの一部をこれらの者への優先スペースにすることや、一時滞在施設から緊急に避難が必要となった場合の具体的な避難誘導方法を検討する。

あわせて、障がい者については、必要な支援や配慮を受けるため障がい者が他者に支援を求めるカード（例：ヘルプカード（東京都））の活用やユニバーサルデザイン※の案内板（例：大きくはっきりとしたピクトグラム（図記号）（東京都））の活用等が考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

※ユニバーサルデザインについては、「店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」（東京都）等参照

イ 外国人

誘導の案内や情報提供などについては、外国人でも分かりやすいピクトグラム等の活用や、英語、中国語等の外国語の誘導案内板等による対応も検討する。

「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の 運営の準備（平常時）

（１）運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入に係る運営計画又はこの受入を含む防災計画をあらかじめ作成しておく。

その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携や行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。その際、その地域がビジネス街なのか、繁華街なのか、商業地域と住宅街との混在地域なのかなど、地域の特性を反映した計画とすることも重要である。

施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。

テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

（２）運営体制の取決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営計画又は防災計画に、運営体制に関する次の点を定めておくことが必要である。

ア 施設内における受入場所

受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である。

また、受入場所については、暗がりの部屋、入り組んだ場所のように管理が行き届かない場所を避け、防犯面についても配慮しておくことが重要である。

イ 受入定員

約 3.3 ㎡当たり 2 人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。

また、通路として使用する部分等については定員の算出から除外する。

ウ 運営要員の確保

自社ビルの施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員を自社内から確保するように努める。テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合の施設所有者は、当該ビルの管理者及び占有者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、所有者・テナント・自治体の 3 者間による協定を結ぶなどして、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。この場合、運営に係る役割分担と責任についてもあらかじめ決めておくことがのぞましい。

なお、運営要員の確保にあたっては、施設滞在者やその他のボランティアの活用等も検討する。

エ 関係機関との連絡の手順

施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

オ 帰宅困難者の受入の手順

カ 施設滞在者への情報提供の手順

- キ 備蓄品の配布手順
- ク 要配慮者への対応
- ケ セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報を適切に管理する体制の整備を行う。

また、帰宅困難者を受け入れた際のトラブル防止（盗難等）の体制の整備もあわせて行う。

（３）受入れのための環境整備

ア 平時からの施設の安全確保

一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を安全に受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。

また、災害発生時の建物内の点検箇所（受入のための安全確保という観点から、建物の構造部だけでなく、天井や天井設置設備等も重要となる。）をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックシートを作成する。

（チェックシートは、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針（平成２７年２月内閣府（防災担当）」）を参考とするとよい。）

なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。また、停電時等に一時滞在施設として運営すべきか否か、運営する場合には建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画又は防災計画で定めておく。

イ 書類・帳票の整備

受入者に対し、受入時に受入条件を承諾のうえ利用してもらうため、受入条件の掲示や、受入条件に承諾したことを示す署名が出来るよう、書面・帳票を準備しておく。

また、施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については、施設管理者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。

以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する。

- ① 受入者名簿
- ② 受入記録日計表
- ③ 一時滞在施設運営及び収容状況記録票
- ④ 一時滞在施設設置及び運営に要した物品受払証拠書類

ウ 情報入手手段及び施設滞在者への情報提供体制の準備

施設には、テレビ、ラジオ、インターネットと接続できるパソコン等を備えておく。また、その他の災害に強い通信手段の確保に努める。

入手した情報を施設滞在者に提供できるよう、ホワイトボード等の掲示板や周辺の地図を準備しておくとともに、可能であれば、館内放送等で伝達する。

エ 安否確認のための体制整備（特設公衆電話、Wi-Fi など）

帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、特設公衆電話やWi-Fi等の通信手段を整備しておくよう努める。

災害用伝言板サービス等の使い方を説明できる体制を整えておく。

オ 備蓄品、非常用電源設備等の確保

施設管理者は、帰宅困難者の受入に必要な水、食料、毛布、ブランケット、簡易トイレ等の物資の備蓄に努める。提供する備蓄食料については賞味期限等の一般的な衛生管理に留意することが重要である。

施設管理者は、施設内に必要な物資の備蓄が困難な場合においては、行政や関係機関との連携により、災害時に利用可能な備蓄手段及び輸送手段等の確保について検討する。

また、非常用電源設備や電池等の確保を行うなど、可能な範囲で災害時の停電時等に備えておくことが望ましい。

※非常用電源設備等が確保できない場合の消防用設備等の機能に関しては、災害対策基本法第 86 条の 2 第 2 項において、事前に都県や市区町村と締結した協定に基づき開設された一時滞在施設など、地方公共団体の長が設置する避難所等について、消防用設備等の設置、維持に関する規定（消防法第 17 条）を適用しない旨の特例が定められている。

カ 防災関係者連絡体制の整備

施設管理者は、災害時の都県及び市区町村の連絡先を把握するほか、近隣の警察、消防及び他の一時滞在施設等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成し、配備する。

（４）訓練等における定期的な手順の確認

施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて一時滞在施設の開設に関する訓練を年 1 回以上定期的に実施し、帰宅困難者等の受入の手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行う。

また、施設管理者は当該訓練の結果について検証し、必要に応じて計画等に反映させる。

指定避難所一覧(対象区域別編)

(令和6年10月現在)

地 域	避難所数
世田谷	26
北沢	18
玉川	24
砧	18
烏山	10
合計	96

No.	地域	避難所名	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域	担当ま ちづくり リセン	住所	電話 番号	FAX
1	世田谷	三宿小学校	池尻西町会、池尻北自治会、三宿自治会、太子堂2丁目大塚町会	池尻3丁目全域、三宿1丁目1～24・27～30番、太子堂2丁目1～13番	池尻	三宿1-12-6	3411-8456	3411-7560
2	世田谷	多聞小学校	池尻4丁目町会、三宿北町会	池尻4丁目1～32番、三宿2丁目1～27・28番の一部・29～39番	池尻	三宿2-26-11	3413-2026	3413-4094
3	世田谷	池尻小学校	池尻東親会、池尻南睦会、池尻団地自治会	池尻1丁目全域、池尻2丁目全域	池尻	池尻2-4-10	3424-2410	3424-2152
4	世田谷	太子堂小学校	太子堂5丁目町会、太子堂三軒茶屋町会、太子堂4丁目西山町会、若林町会(1・2丁目の一部)	太子堂2丁目14～28番、太子堂4丁目全域、太子堂5丁目3～14・17～35番、若林1丁目33～41番、若林2丁目1～5(6番の一部)	太子堂	太子堂5-7-4	3413-4621	3413-4799
5	世田谷	中里小学校	三軒茶屋町会(三軒茶屋1丁目)	三軒茶屋1丁目8～10番・22～41番・(21番の一部)	太子堂	三軒茶屋1-4-1	3422-7474	3422-7577
6	世田谷	太子堂中学校	太子堂本町会、太子堂下の谷町会	三宿1丁目25・26番、三宿2丁目28番、太子堂2丁目29～38番、太子堂3丁目全域、太子堂5丁目1・2・15・16番	太子堂	太子堂3-27-17	3413-0810	3413-1332
7	世田谷	三宿中学校	太子堂1丁目町会、下馬2丁目北町会	太子堂1丁目全域、下馬2丁目20～44番	太子堂	太子堂1-3-43	3413-4511	3413-4409
8	世田谷	若林小学校	若林町会(若林1・2丁目の一部を除く、若林3・4・5丁目全域) ※両避難所については、避難所運営を一体的に行うため、避難所の受付は「若林小学校」で行う。	若林1丁目11～32番、若林2丁目7～41番・(6番の一部)、若林3丁目全域、若林4丁目全域、若林5丁目全域	若林	若林5-27-18	3413-0654	3413-0770
9	世田谷	教育総合センター			若林	若林5-38-1	6453-1500	6453-1534
10	世田谷	三軒茶屋小学校	上馬西町会(上馬2丁目)、三軒茶屋町会(三軒茶屋2丁目)、若林町会(1丁目の一部)、上馬北部町会(上馬2丁目)	三軒茶屋2丁目全域、若林1丁目1～10番、上馬2丁目全域	若林	三軒茶屋2-42-1	3421-2195	3421-2751
11	世田谷	桜小学校	世田谷2丁目町会、世田谷上町町会	世田谷1丁目17～48番・(16番の一部)、世田谷2丁目1～31番・(29番の一部を除く)、世田谷3丁目1～13番、弦巻5丁目16番	上町	世田谷2-4-15	3420-5381	3420-5626
12	世田谷	弦巻小学校	世田谷東町会	世田谷1丁目1～15番・(16番の一部)、世田谷3丁目14～26番、世田谷4丁目全域、上馬5丁目19～22・26番、弦巻1丁目9番	上町	弦巻1-9-18	3428-0187	3428-0965

No.	地域	避難所名	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域	担当まちづくりセン	住所	電話番号	FAX
13	世田谷	松丘小学校	松丘町会、弦巻町会 (弦巻4・5丁目)	弦巻3丁目23番の一部、弦巻4丁目全域、弦巻5丁目1～15・17～36番、桜2丁目1～3番、桜3丁目全域	上町	弦巻3-23-12	3429-4278	3429-5627
14	世田谷	弦巻中学校	弦巻町会(弦巻1・2・3丁目)	弦巻1丁目全域(9番を除く)、弦巻2丁目全域、弦巻3丁目全域(23番の一部を除く)	上町	弦巻1-42-22	3428-8381	3428-8537
15	世田谷	桜木中学校	桜町会	世田谷2丁目29番の一部・32番、桜1丁目全域、桜2丁目4～22番	上町	桜1-48-15	3420-0149	3420-0763
16	世田谷	桜丘小学校	経堂南町会、経堂1丁目町会	経堂1丁目全域、経堂4丁目全域(6・7番の一部を除く)、経堂5丁目全域、桜丘1丁目19番の一部	経堂	桜丘1-19-17	3429-1375	3429-1339
17	世田谷	世田谷小学校	宮坂1・2丁目町会	宮坂1丁目全域、宮坂2丁目全域	経堂	宮坂1-38-4	3420-7241	3420-8137
18	世田谷	経堂小学校	経堂北町会、宮坂3丁目町会	経堂2丁目全域、経堂3丁目全域、宮坂3丁目全域、桜上水1丁目23番	経堂	桜上水1-23-3	3420-3278	3420-2903
19	世田谷	笹原小学校	桜丘町会(桜丘2丁目の一部・3丁目を除く)、桜丘南町会	桜丘2丁目15～29番、桜丘3丁目25～28番・30番の一部・35番、桜丘4丁目全域、桜丘5丁目全域、経堂4丁目6・7番の一部、砧1丁目18・31・32番の一部	経堂	桜丘5-19-1	3428-8383	3428-8535
20	世田谷	桜丘中学校	桜丘町会(桜丘2丁目の一部および3丁目)、桜丘1丁目町会	桜丘1丁目全域(19番の一部を除く)、桜丘2丁目1～14番、桜丘3丁目1～24・29・31～34・36・37番	経堂	桜丘2-1-39	3429-6203	3429-6385
21	世田谷	駒沢小学校	駒沢親和会、上馬西町会(上馬3・4丁目)、上馬北部町会(上馬4丁目)	上馬3丁目全域、上馬4丁目1～15・19～25・32・33番、駒沢1丁目全域、駒沢2丁目1～31番	上馬	駒沢2-10-6	3424-0855	3424-1701
22	世田谷	駒沢中学校	上馬・駒沢明和会	上馬4丁目16～18・26～31・34～41番、上馬5丁目1～18・23～25・27～40番、駒沢2丁目32～61番	上馬	駒沢2-39-25	3422-7401	3422-7899
23	世田谷	旭小学校	野沢1丁目明朗会、野沢2丁目町会、野沢四丁目自治会、上馬東町会	野沢1丁目全域、野沢2丁目1～6番、7番の一部、9～34番、野沢4丁目全域、上馬1丁目全域、三軒茶屋1丁目1～4、11～20番、21番の一部、下馬2丁目17・18番、下馬3丁目35番・36番	下馬	野沢1-4-3	3424-1337	3424-1251
24	世田谷	駒繫小学校	下馬1丁目町会、駒繫西自治会	下馬1丁目全域、下馬2丁目1～16・19番、三軒茶屋1丁目5～7番	下馬	下馬1-42-12	3424-0820	3424-2622
25	世田谷	中丸小学校	野沢3丁目町会、下馬6丁目町会	野沢3丁目全域、下馬6丁目1～36・41～54番	下馬	野沢3-34-16	3424-4422	3424-4990
26	世田谷	駒留中学校	下馬新生自治会、下馬5丁目町会	下馬3丁目全域(35・36番を除く)、下馬4丁目全域、下馬5丁目全域、下馬6丁目37～40番、野沢2丁目7番の一部、8番	下馬	下馬4-18-1	3424-3070	3424-3641
27	北沢	山崎小学校	梅丘1丁目町会、代田自治会(代田3丁目)	梅丘1丁目全域、代田3丁目全域	梅丘	梅丘3-9-1	3420-7341	3420-8278
28	北沢	さくら花見堂	代田自治会(代田1・2丁目)	代田1丁目全域、代田2丁目1～11・13～17番	梅丘	代田1-13-14	3414-2836	5430-6201

No.	地域	避難所名	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域	担当ま ちづく りセン	住所	電話 番号	FAX
29	北沢	城山小学校	豪徳寺1丁目町会、豪徳寺1丁目山下自治会、豪徳寺2丁目町会、世田谷東町会	豪徳寺1丁目全域、豪徳寺2丁目全域	梅丘	梅丘2-1-11	3429-2047	3429-2049
30	北沢	世田谷中学校	梅丘2・3丁目町会	梅丘2丁目全域、梅丘3丁目全域	梅丘	梅丘3-8-1	3420-7173	3420-7175
31	北沢	代沢小学校	下代田西町会、代沢4丁目西町会、代沢5丁目町会、代沢5丁目東町会、北沢2丁目南町会	代沢3丁目1～5番、(12番の一部)、代沢4丁目全域、池尻4丁目39番、三宿2丁目38番、代沢5丁目全域、北沢2丁目1～21番	代沢	代沢5-1-10	3413-4551	3413-5665
32	北沢	富士中学校	下代田東町会、代沢中町会	代沢1丁目1～32・37番(33・36番の一部)、代沢2丁目1～4・7～28番、代沢3丁目6～27番(12番の一部)、池尻4丁目33～38番	代沢	代沢1-23-17	3414-5174	3414-5902
33	北沢	下北沢小学校	守山町会、大原南町会、代田南町会、北沢2丁目協和会、北沢3・4丁目西町会	代田6丁目1～16番、大原1丁目1～29番、北沢2丁目22～40番、北沢3丁目20～34番、北沢4丁目8～16番	新代田	大原1-4-6	3468-0291	3468-6974
34	北沢	まもりやまテラス (旧守山小学校)	代田北町会・羽根木町会	代田6丁目17～34番、羽根木1丁目1～8・15～32番(9・14番の一部)、羽根木2丁目全域、松原1丁目(18～20番の一部)	新代田	代田6-21-5	6407-1685	6407-1686
35	北沢	代田小学校	代田4丁目町会、根津山会、代田東町会	代田4丁目全域、代田2丁目12・18～36番、代田5丁目全域	新代田	代田4-2-3	3323-3761	3323-9343
36	北沢	池之上小学校	代沢2丁目北町会、北沢1丁目町会	代沢1丁目34・35番(33・36番の一部)、代沢2丁目5・6・29～48番、北沢1丁目1～17・26～44・46番(24・45番の一部)	代沢	代沢2-42-15	3411-8314	3411-8440
37	北沢	北沢中学校第二校舎 (旧北沢小学校)	東北沢自治会、北沢4丁目町会、北沢中央自治会	北沢1丁目18～23・25・47番(24・45番の一部)、北沢3丁目1～19番、北沢4丁目1～7・17～33番、北沢5丁目1～7・18・19・23番	北沢	北沢4-32-20	6416-8073	6416-8414

No.	地域	避難所名	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域	担当ま ちづく りセン	住所	電話 番号	FAX
38	北沢	北沢中学校	大原北町会、大原西町会、北沢5丁目町会	大原1丁目30～63番、大原2丁目全域(29番の一部を除く)、羽根木1丁目10～13番(9・14番の一部)、北沢5丁目8～17・20～22・24～43番	北沢	北沢5-12-3	3468-2501	3468-7549
39	北沢	松原小学校	松原1丁目町会、松原2丁目町会	松原1丁目全域(18～20番の一部を除く)、松原2丁目全域、松原5丁目20・34～39・41～43・48番(18・19番の一部)、大原2丁目29番の一部	松原	松原5-43-26	3322-0191	3322-4351
40	北沢	梅丘中学校	松原5・6丁目自治会	松原5丁目1～17・21～33・40・44～47・49～61番(18・19番の一部)、松原6丁目全域	松原	松原6-5-11	3322-7491	3322-7443
41	北沢	松沢小学校	松原3・4丁目自治会、赤堤4丁目町会	松原3丁目全域、松原4丁目全域、赤堤4丁目全域	松沢	赤堤4-44-22	3323-0441	3323-9293
42	北沢	赤堤小学校	赤堤1丁目町会、赤堤二丁目町会、赤堤三丁目自治会、	赤堤1丁目全域、赤堤2丁目全域、赤堤3丁目全域	松沢	赤堤1-41-24	3323-0291	3323-9751
43	北沢	松沢中学校	赤堤5丁目町会、桜上水三丁目自治会、桜上水四丁目町会、都営桜上水三丁目アパート自治会、桜上水ガーデンズ団地管理組合法人	赤堤5丁目全域、桜上水3丁目全域、桜上水4丁目全域	松沢	桜上水4-5-2	3303-7381	3303-7151
44	北沢	緑丘中学校	桜上水一丁目町会、桜上水2丁目町会、桜上水5丁目自治会、経堂赤堤通り団地自治会	桜上水1丁目全域(23番を除く)、桜上水2丁目全域、桜上水5丁目全域	松沢	桜上水3-19-12	3303-7332	3303-7581
45	玉川	奥沢小学校	東玉川町会、奥沢交和会	東玉川1丁目28～41番、東玉川2丁目19～41番、奥沢1丁目6～12・22～26・30～37・50～56番、奥沢3丁目全域	奥沢	奥沢3-1-1	3727-3535	3727-1398
46	玉川	東玉川小学校	東玉川町会、奥沢交和会	東玉川1丁目1～27番、東玉川2丁目1～18番、奥沢1丁目1～5・13～16番	奥沢	奥沢1-1-1	3720-4211	3720-4621
47	玉川	奥沢中学校	奥沢交和会	奥沢1丁目17～21・27～29・38～49・57～65番、奥沢2丁目全域	奥沢	奥沢1-42-1	3726-2561	3726-2597
48	玉川	八幡小学校	奥沢中和会、玉川田園調布会	奥沢4丁目全域、奥沢5丁目全域、玉川田園調布1丁目全域、玉川田園調布2丁目全域	九品仏	玉川田園調布2-17-	3721-8991	3721-8990
49	玉川	九品仏小学校	九品仏自治会	奥沢6丁目全域、奥沢8丁目全域	九品仏	奥沢8-12-1	3703-0458	3703-0630
50	玉川	八幡中学校	九品仏自治会、等々力六丁目町会	奥沢7丁目全域、等々力6丁目1～7・8～11の一部・12～40番、深沢1丁目(1・7・8番の一部)	九品仏	等々力6-4-1	3701-2161	3701-2164
51	玉川	尾山台小学校	協和会	等々力2丁目1～31・33番の一部・34～38番、尾山台3丁目7～10・18～26・33・34番	等々力	尾山台3-11-1	3701-2183	3701-2355

No.	地域	避難所名	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域	担当ま ちづく りセン	住所	電話 番号	FAX
52	玉川	等々力小 学校	等々力三和会	等々力7丁目1～16・18・22～ 27番(17番の一部)、等々力8丁 目全域、深沢3丁目28・29番	等々力	等々力 7-26-1	3702- 2185	3702- 2188
53	玉川	玉堤小学 校	玉堤町会、協和会、 尾山台クラブ、尾山 台自治会、尾山台灯 交会、野毛町会	玉堤1丁目全域、玉堤2丁目全 域、等々力1丁目全域、尾山台 1丁目全域、尾山台2丁目全 域、野毛1丁目全域、野毛2丁 目全域	等々力	玉堤2- 11-1	3701- 1536	3702- 7951
54	玉川	尾山台中 学校	等々力和敬会東部、 尾山台3丁目町会	尾山台3丁目1～6・12～17・27 ～32番、等々力4丁目1・2・9 ～15・19～24番、等々力5丁目 全域、等々力6丁目(8～11番の 一部)	等々力	尾山台 3-27- 23	3701- 1171	3701- 1195
55	玉川	中町小学 校	中町4・5丁目町会、 上野毛町会	中町4丁目6～14・23～32番、 中町5丁目1～7・11～41番、上 野毛4丁目1～4・9～21・25～ 37番、(5・6・7・8番の一部)	上野毛	中町4- 23-1	3703- 0651	3703- 0691
56	玉川	玉川小学 校	等々力和敬会西部、 野毛町会、上野毛町 会、玉川中町会	等々力2丁目32・39・40番、 (33番の一部)、等々力3丁目全 域、等々力4丁目3～8・16～18 番、中町1丁目全域、中町2丁 目全域、野毛3丁目全域、上野 毛1丁目1～18番、上野毛2丁目 全域、上野毛3丁目全域	上野毛	中町2- 29-1	3703- 1601	3703- 1688
57	玉川	玉川中学 校	上野毛町会、玉川中 町会	上野毛1丁目19～34番、中町3 丁目全域、中町4丁目1～5・15 ～23・33～38番	上野毛	中町4- 21-1	3701- 7128	3701- 7173
58	玉川	京西小学 校	用賀町会	上用賀1丁目19番、用賀3丁目1 ～11・14～27番、用賀4丁目4 ～38番、玉川台2丁目5・6・18 ～30・34～39番、(3・17・31 番の一部)	用賀	用賀4- 27-4	3700- 1128	3700- 1399
59	玉川	桜町小学 校	中町4・5丁目町会、 用賀南町会、桜新町 親和会	中町5丁目8～10番、用賀1丁目 全域、用賀2丁目全域、用賀3 丁目12・13番、用賀4丁目1～3 番、玉川台1丁目8～16番、 (5・6番の一部)、瀬田3丁目 (13～15番の一部)、桜新町1丁 目28～36番、(25・27番の一 部)、深沢7丁目8～13・23～25 番、深沢8丁目10～19番	用賀	用賀1- 5-1	3703- 0161	3703- 0166
60	玉川	用賀小学 校	上用賀町会、馬事公 苑前ハイム管理組合	上用賀2丁目全域、上用賀4丁 目全域、上用賀6丁目全域	用賀	上用賀 6-14-1	3428- 8391	3428- 8856
61	玉川	用賀中学 校	上用賀町会	上用賀1丁目1～18・20～26 番、上用賀3丁目全域、上用賀 5丁目全域	用賀	上用賀 5-15-1	3700- 5600	3700- 5568
62	玉川	二子玉川 小学校	玉川町会	玉川1丁目全域、玉川2丁目全 域、玉川3丁目全域、玉川4丁 目全域	二子玉 川	玉川4- 6-1	3700- 5531	3700- 6588
63	玉川	瀬田小学 校	瀬田町会	上野毛4丁目22～24・38・39 番、(5・6・7・8番の一部)、 瀬田1丁目全域、瀬田2丁目全 域、瀬田3丁目1～12番、(13～ 15番の一部)、瀬田4丁目全	二子玉 川	瀬田2- 15-1	3700- 3345	3700- 3352

No.	地域	避難所名	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域	担当ま ちづく りセン	住所	電話 番号	FAX
64	玉川	瀬田中学校		域、瀬田5丁目全域、玉川台1丁目1～4・7番、(5・6番の一部)、玉川台2丁目1・2・4・7～16・32・33番、(3・17・31番の一部)	二子玉川	瀬田2-17-1	3700-6900	3700-6560
65	玉川	東深沢小学校	深友会、東深沢町会	等々力7丁目19～21番、(17番の一部)、深沢1丁目2～6・9～41番、(1・7・8番の一部)、深沢2丁目全域、深沢3丁目1～27・30・31番、深沢4丁目1～7番	深沢	深沢3-7-1	3703-1606	3703-1780
66	玉川	深沢小学校	駒沢3丁目町会、駒沢町会、新町公民会	駒沢3丁目全域、駒沢4丁目全域、新町1丁目3～15・19～23・33～35番、(18・24・32番の一部)、新町2丁目1～29・32～38番、新町3丁目全域、桜新町1丁目9～12番、(8・13番の一部)、桜新町2丁目1～4番	深沢	新町1-4-24	3428-1366	3428-8765
67	玉川	深沢中学校	深沢三友会、桜新町親和会、桜新町町会	新町1丁目1・2・16～17・25～31・36番、(18・24・32番の一部)、深沢6丁目全域、深沢7丁目1～7・14～22番、新町2丁目30・31番、桜新町1丁目1～7・14～24・26・37～41番、(8・13・25・27番の一部)、深沢8丁目1～9番、桜新町2丁目5～31番	深沢	新町1-26-29	3703-0158	3703-2733
68	玉川	東深沢中学校	交和会、深沢三友会	駒沢5丁目全域、深沢4丁目8～36番、深沢5丁目全域	深沢	深沢4-18-28	3703-0151	3703-0156
69	砧	祖師谷小学校	祖師谷第2自治会、祖師谷第3自治会、祖師谷第4自治会、祖師谷第5自治会、祖師谷第6自治会、祖師谷住宅自治会、祖師谷3丁目南町会、公社・祖師谷住宅自治会	祖師谷1丁目4・6～37番、祖師谷2丁目全域、祖師谷3丁目全域、祖師谷4丁目全域、祖師谷5丁目1～5・16～27・32番、千歳台1丁目17番、千歳台2丁目3～19番	祖師谷	祖師谷3-49-1	3482-2467	3482-2432
70	砧	明正小学校	法人格成城自治会(成城3～6丁目)、喜多見北部町会、喜多見西部町会	成城3丁目全域、成城4丁目全域、成城5丁目全域、成城6丁目全域、喜多見8丁目全域、喜多見9丁目全域	成城	成城3-3-1	3415-5591	3415-5940
71	砧	砧中学校	法人格成城自治会(成城1・2丁目)	成城1丁目全域、成城2丁目全域	成城	成城1-10-1	3417-2367	3417-2380
72	砧	塚戸小学校	祖師谷千歳台自治会	祖師谷5丁目28～38番、祖師谷6丁目全域、上祖師谷3丁目1・5～7・12番、千歳台2丁目15・34～46番	祖師谷	千歳台6-7-1	3300-5166	3300-5174
73	砧	船橋小学校	船橋会	船橋1丁目21～55番、船橋2丁目全域、船橋3丁目11～26番、船橋4丁目23～27・31～43番	船橋	船橋4-41-1	3482-2367	3482-2317
74	砧	希望丘小学校	フレール西経堂自治会	船橋5丁目17番	船橋	船橋4-9-1	3484-1972	3484-1878

No.	地域	避難所名	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域	担当ま ちつく りセン	住所	電話 番号	FAX
75	砧	千歳台小 学校	千歳台廻沢町会、芦 花公園スカイハイツ 自治会	千歳台1丁目33～35番、千歳台 2丁目1・2・5・20～35番、千 歳台3丁目全域、千歳台4丁目 全域、千歳台5丁目全域、千歳 台6丁目1～14番	船橋	千歳台 4-24-1	3482- 0335	3482- 0757
76	砧	船橋希望 中学校	希望ヶ丘団地自治 会、船橋4丁目住宅自 治会	船橋6丁目26番、船橋7丁目全 域、船橋4丁目1～22・28～30 番	船橋	船橋4- 20-1	3329- 3731	3329- 7361
77	砧	希望丘複 合施設	船橋葭根会	船橋5丁目1～16・18～35番、 船橋6丁目1～25・27番、八幡 山1丁目6番	船橋	船橋6- 25-1		
78	砧	千歳丘高 校	船橋会、船橋葭根会	船橋1丁目1～20番、船橋3丁目 1～10番、船橋5丁目1～5番	船橋	船橋3- 18-1	3429- 7271	
79	砧	千歳中学 校	千歳中学校学校協議 会、東京テラス防災 自治会	千歳台6丁目15～17番	祖師谷	千歳台 6-15-1	3300- 7361	3300- 7370
80	砧	砧小学校	喜多見上部自治会、 石井戸会、大蔵東部 町会、大蔵住宅自治 会	大蔵1丁目全域、大蔵2丁目全 域、大蔵3丁目全域、大蔵4丁 目全域、大蔵5丁目全域、砧公 園全域、喜多見5丁目7～9番、 喜多見6丁目全域、砧7丁目2 番、成城1丁目1～5番、砧1丁 目3・6～10・13番	砧	喜多見 6-9-1	3417- 4477	3417- 4484

No.	地域	避難所名	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域	担当ま ちづく りセン	住所	電話 番号	FAX
81	砧	砧南小学 校	宇奈根町会、鎌田協 和会、大蔵本村睦会	宇奈根1丁目2～14・19～21・ 25～43番、宇奈根2丁目全域、 宇奈根3丁目全域、鎌田3丁目 14・27～35番、鎌田4丁目全 域、大蔵6丁目全域	喜多見	鎌田4- 3-1	3417- 2378	3417- 4943
82	砧	喜多見小 学校	喜多見東部町会	喜多見1丁目全域、喜多見3丁 目全域、喜多見4丁目1～7番・ 19番、喜多見5丁目1～6番・10 ～23・26番	喜多見	喜多見 3-11-1	3416- 8232	3416- 8284
83	砧	喜多見中 学校	喜多見中部町会、喜 多見西部町会、都営 喜多見2丁目団地自治 会	喜多見2丁目全域、喜多見4丁 目8～36番、喜多見5丁目24～ 25・27番、喜多見7丁目全域	喜多見	喜多見 4-20-1	3417- 4971	3417- 4963
84	砧	砧南中學校	法人格鎌田南睦会、 岡本自治会	宇奈根1丁目1・15～18・22～ 24番、鎌田1丁目全域、鎌田2 丁目全域、鎌田3丁目1～13・ 15～26番、岡本1丁目全域、岡 本2丁目全域、岡本3丁目全 域、瀬田4丁目38～41番、瀬田 5丁目6・9・28番	喜多見	鎌田3- 13-20	3417- 6791	3417- 6799
85	砧	山野小学 校	砧町町会、法人格砧 町自治会、千歳台睦 町会、千歳台南会	砧1丁目1～5・11～34番、砧2 丁目全域、砧3丁目全域、砧4 丁目全域、砧5丁目全域、砧6 丁目全域、砧7丁目全域、砧8 丁目全域、千歳台1丁目1～ 32・36～41番、祖師谷1丁目1 ～5・18～21番	砧	砧6-7- 1	3417- 3322	3417- 3348
86	砧	千歳小学 校	法人格成城自治会(成 城7～9丁目)、成城団 地自治会、藤自治 会、成城通りパーク ウエスト自治会(烏山 管内)	成城7丁目全域、成城8丁目全 域、成城9丁目全域、祖師谷5 丁目6～15・37～48番、上祖師 谷4丁目2番	成城	成城9- 6-1	3482- 3153	3482- 3466
87	烏山	上北沢小 学校	上北沢町会	上北沢2丁目全域、上北沢3丁 目全域、上北沢4丁目全域、上 北沢5丁目全域	上北沢	上北沢 4-22- 29	3302- 0485	3302- 7351
88	烏山	八幡山小 学校	上北沢1丁目自治会、 八幡山町会	上北沢1丁目全域、八幡山1丁 目全域、八幡山2丁目1～18・ 20～22番、八幡山3丁目全域 (37番を除く)	上北沢	八幡山 1-14-1	3302- 2618	3302- 4064
89	烏山	芦花小学 校	烏山下町会、児ヶ谷 会、芦花公園団地自 治会、コーシャハイ ム芦花公園自治会、 都営八幡山アパート 自治会、粕谷会、烏 山南住宅自治会、都 営粕谷2丁目アパー ト自治会	南烏山1丁目1～30番、南烏山2 丁目1～6・9～37番、南烏山5 丁目1～14番、粕谷1丁目全 域、粕谷2丁目、粕谷3丁目全 域、粕谷4丁目全域、八幡山2 丁目19・23～25番、八幡山3丁 目37番、南烏山2丁目7～8番	上祖師 谷	粕谷2- 22-1	3303- 3301	3303- 6431
90		芦花中学 校	※両避難所について は校舎が一体の建物 のため、避難所運営 は一体的に行なう。			粕谷2- 22-2	3302- 2571	3302- 7491

No.	地域	避難所名	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域	担当ま ちづく りセン	住所	電話 番号	FAX
91	烏山	上祖師谷 中学校	上祖師谷自治会、祖 師谷橋自治会、成城 通りパークウエスト 自治会	上祖師谷1丁目1番～21番、上 祖師谷2丁目1番～21番、上祖 師谷3丁目1～4・7～23、上祖 師谷4丁目全域、上祖師谷5丁 目全域、上祖師谷6丁目1～ 20・26～31番、上祖師谷7丁目 1～24番、祖師谷6丁目23～33 番	上祖師 谷	上祖師 谷7- 10-1	3308- 9683	3308- 9778
92	烏山	給田小学 校	給田町会、給田西住 宅管理組合	給田3丁目25～34番、給田4丁 目全域、給田5丁目全域、北烏 山5丁目2～6・17～23番、北烏 山7丁目全域、北烏山8丁目全 域、北烏山9丁目全域	烏山	給田4- 24-1	3308- 5671	3308- 5797
93	烏山	烏山北小 学校	烏山中町会、親和 会、あやめ会、烏山 北住宅賃貸自治会、 烏山北住宅自治会、 コートヒルズ久我山 自治会、北烏山みむ ね管理組合、烏山寺 院連合会	北烏山2丁目1～8・11～14番(3 番の一部除く)、北烏山3丁目 全域、北烏山4丁目全域、北烏 山5丁目1・7～16番、18番、北 烏山6丁目全域	烏山	北烏山 6-3-1	3300- 5764	3300- 5785
94	烏山	烏山小学 校	給田町会、給田南住 宅自治会、給田北住 宅自治会、上祖師谷 自治会、祖師谷橋自 治会	給田1丁目全域、給田2丁目全 域、給田3丁目1～24番、南烏 山5丁目15～36番、上祖師谷1 丁目22～41番、上祖師谷2丁目 22～38番、上祖師谷6丁目21～ 25番、上祖師谷7丁目25～30番	上祖師 谷	給田1- 2-1	3300- 6158	3300- 6199
95	烏山	武蔵丘小 学校	上北沢町会、烏山下 町会、千駄山町会、 北烏山2丁目アパー ト自治会、北烏山青 葉団地管理組合、 パークアベニュー芦 花公園自治会	南烏山3丁目1～11・13～25 番、北烏山1丁目全域、北烏山 2丁目3・9・10番、上北沢5丁 目44～52番	烏山	北烏山 1-47- 11	3308- 6722	3308- 6773
96	烏山	烏山中学 校	烏山上町会	南烏山3丁目12番、南烏山4丁 目全域、南烏山6丁目全域	烏山	南烏山 4-26-1	3300- 6361	3300- 6363

予備避難所一覧

(令和 6 年 1 0 月 1 日現在)

43 箇所

No.	管轄	避 難 所 名	所 在 地
1	世田谷	東京学芸大学附属高等学校	下馬 4-1-5
2	世田谷	スポーツクラブ&スパルネサンス経堂	宮坂 3-1-45
3	世田谷	駒澤大学	駒沢 1-23-1
4	世田谷	世田谷学園	三宿 1-16-31
5	世田谷	国士舘	世田谷 4-28-1
6	世田谷	昭和女子大学	太子堂 1-7-57
7	世田谷	筑波大学附属駒場高等学校	池尻 4-7-1
8	世田谷	筑波大学附属駒場中学校	池尻 4-7-1
9	世田谷	東京農業大学	桜丘 1-1-1
10	北沢	日本大学櫻丘高等学校	桜上水 3-24-22
11	北沢	日本大学文理学部	桜上水 3-25-40
12	北沢	都立松原高等学校	桜上水 4-3-5
13	北沢	二階堂高等学校	松原 2-17-22
14	北沢	日本学園中学校・高等学校	松原 2-7-34
15	北沢	駒場学園	代沢 1-23-8
16	北沢	下北沢成徳高等学校	代田 6-12-39
17	北沢	松蔭学園	北沢 1-16-10
18	北沢	北澤八幡神社	代沢 3-25-3
19	玉川	駒澤大学高校	上用賀 1-17-12
20	玉川	東京都市大学	玉堤 1-28-1
21	玉川	専修学校 日本菓子専門学校	上野毛 2-24-21
22	玉川	多摩美術大学	上野毛 3-15-34
23	玉川	東京学芸大学附属世田谷小学校	深沢 4-10-1
24	玉川	東京学芸大学附属世田谷中学校	深沢 4-3-1
25	玉川	都立園芸高等学校	深沢 5-38-1
26	玉川	日本体育大学	深沢 7-1-1
27	玉川	都立深沢高等学校	深沢 7-3-14
28	玉川	田園調布学園中高等部	東玉川 2-21-8
29	玉川	産業能率大学	等々力 6-39-15
30	玉川	都立桜町高等学校	用賀 2-4-1
31	玉川	セント・メリーズ・インターナショナル・スクール	瀬田 1-6-19
32	砧	都立世田谷総合高等学校	岡本 2-9-1
33	砧	フィットネスクラブ・ティップネス喜多見店	喜多見 9-25-8

No.	管轄	避難所名	所在地
34	砧	ゆうぼうと世田谷レクセンター	鎌田 2-17-1
35	砧	日本大学商学部	砧 5-2-1
36	砧	成城大学	成城 6-1-20
37	砧	都立総合工科高等学校	成城 9-25-1
38	砧	大東学園	船橋 7-22-1
39	烏山	都立芦花高等学校	粕谷 3-8-1
40	烏山	日本女子体育大学	北烏山 8-19-1
41	烏山	都立世田谷泉高等学校	北烏山 9-22-1

水害時避難施設

No.	管轄	避難所名	所在地
42	砧	聖ドミニコ学園	岡本 1-10-1
43	砧	氷川神社	大蔵 6-6-7

福祉避難所一覧

(令和 6 年 12 月現在)

1. 福祉避難所（高齢者）（障害者）

No	避 難 所 名	所 在 地	電 話	F A X
1	特別養護老人ホーム 芦花ホーム	粕谷 2-23-1	5317-1094	5317-1090
2	特別養護老人ホーム 上北沢ホーム	上北沢 1-28-17	3306-5155	3306-1222
3	特別養護老人ホーム きたざわ苑	北沢 5-24-18	5453-5620	5453-5621
4	特別養護老人ホーム 等々力共愛ホームズ	等々力 1-24-11	5706-6588	5706-6597
5	高齢者在宅サービスセンター デイホーム等々力	等々力 5-19-11	3705-1055	3705-1053
6	特別養護老人ホーム 喜多見ホーム	喜多見 7-20-26	5727-1161	5727-1164
7	特別養護老人ホーム フレンズホーム	下馬 2-21-11	3422-7211	3422-7227
8	特別養護老人ホーム 有隣ホーム	船橋 2-15-38	3484-0600	3484-5503
9	特別養護老人ホーム 第 2 有隣ホーム	船橋 2-15-38	3482-3911	3483-3938
10	特別養護老人ホーム 久我山園	北烏山 2-14-14	3309-3211	3326-6054
11	特別養護老人ホーム 成城アルテンハイム	成城 6-13-17	3483-8001	3483-8002
12	特別養護老人ホーム 砧ホーム	砧 3-9-11	3416-3164	3416-3494
13	養護老人ホーム 友愛ホーム	砧 3-9-11	3416-3164	3416-5782
14	特別養護老人ホーム 千歳敬心苑	給田 5-9-5	3307-1165	3307-1140
15	特別養護老人ホーム 等々力の家	等々力 8-26-16	5752-0030	5752-0029
16	特別養護老人ホーム 東京敬寿園	上祖師谷 7-1-1	5313-0008	3308-0303
17	特別養護老人ホーム フォーライフ桃郷	北烏山 7-8-11	3300-1600	3300-1607
18	特別養護老人ホーム 博水の郷	鎌田 3-16-6	5491-0340	5491-0343
19	特別養護老人ホーム せたがや給田乃杜	給田 5-3-5	5384-7277	5384-2011
20	グランクレール馬事公苑	上用賀 1-22-23	5717-7300	5717-7301
21	グランクレール成城	成城 8-20-1	5490-7180	5490-7182
22	アライブ世田谷中町	中町 3-5-23	3701-6530	3701-6531
23	アライブ世田谷下馬	下馬 6-29-22	5433-5210	5433-5310
24	アライブ世田谷代田	代田 2-26-8	5433-6100	5433-6101
25	ツクイ・サンシャイン成城	上祖師谷 6-29-19	5314-3453	5314-3454
26	トラストガーデン桜新町	弦巻 2-11-1	5451-7722	5451-7723
27	トラストガーデン用賀の杜	用賀 1-3-1	5752-4581	5752-4582
28	トラストガーデン等々力	等々力 7-22-12	5760-7711	5760-7713
29	ニチイホーム成城	上祖師谷 4-24-15	5384-7511	5384-7512
30	ニチイホーム千歳船橋	船橋 3-19-14	5490-7100	5490-7102

No	避 難 所 名	所 在 地	電 話	F A X
31	特別養護老人ホーム エリザベート成城	成城 8-27-24	3789-8100	3789-8144
32	メディカルホームグランダ三軒茶屋	太子堂 2-37-2	5431-5025	5431-5026
33	グランダ世田谷上町	桜 3-32-10	5426-3922	5426-3924
34	ゆうらいふ世田谷	粕谷 2-8-5	5316-5650	5316-5659
35	ニチイホーム用賀	玉川台 2-17-11	5717-9832	5717-9836
36	サピエンス祖師谷	上祖師谷 4-20-13	3326-8099	3326-8095
37	特別養護老人ホーム 深沢共愛ホームズ	深沢 1-32-21	5760-6331	5760-6821
38	ガーデンテラス尾山台	玉堤 1-17-18	6432-2105	6432-2106
39	特別養護老人ホーム ハートハウス成城	成城 3-2-9	3416-5820	3416-5821
40	グランクレール世田谷中町ケアレジデンス	中町 5-9-9	6432-3200	6432-3248
41	東急ウェリナケア尾山台	玉堤 1-24-15	5758-1289	5758-1281
42	特別養護老人ホーム 寿満ホームかみきたざわ	上北沢 1-32-11	6824-9080	3302-5520
43	ウェルケアガーデン深沢	深沢 1-32-18	5707-7631	5707-1560
44	ニチイホーム八幡山	八幡山 1-19-18	5317-7824	5317-7826
45	グループホーム花みず木	岡本 3-19-9	5429-6245	3416-6503
46	特別養護老人ホーム 世田谷希望丘ホーム	船橋 6-25-25	5316-5388	5316-5387
47	リハビリホームまどか上祖師谷	上祖師谷 6-7-15	5314-3321	5314-3346
48	特別養護老人ホーム 下馬の家	下馬 2-25-8	6805-5620	6805-5805
49	チャームプレミア深沢	深沢 7-4-1	5752-1600	5752-160 1
50	特別養護老人ホーム 馬事公苑	上用賀 4-15-12	6804-4835	6804-4836
51	介護老人保健施設 梅ヶ丘	松原 6-37-1	6379-0427	6379-0428
52	特別養護老人ホーム ときわぎ世田谷	下馬 2-3-10	6413-8571	6413-8572
53	特別養護老人ホーム さくらほうむ	弦巻 3-3-17	6809-7603	6809-7604
54	特別養護老人ホーム ラペ二子玉川	瀬田 4-5-5	6805-6678	6805-6621
55	ガーデンテラス久我山	北鳥山 2-2-19	6279-6684	6279-6694
56	ウェルケアガーデン馬事公苑	上用賀 2-2-15	5799-1601	5799-1603
57	ウェルケアヒルズ馬事公苑	上用賀 4-1-8	5451-0221	3425-7011
58	ガーデンテラス砧公園	大蔵 1-6-18	5727-8560	5727-8561
59	リアンレーヴ世田谷	上用賀 1-26-20	3700-2313	3700-2318
60	地域密着型特別養護老人ホーム ハートフル若林	若林 5-38-20	6805-4517	6805-4518
61	特別養護老人ホーム 弦巻の家	弦巻 5-34-5	6413 - 7880	6413 - 7875
62	夢のみずうみ村新樹苑 都市型軽費老人ホーム	八幡山 3-18-27	6379 - 9822	6379 - 9829

No	避 難 所 名	所 在 地	電 話	F A X
63	イリーゼ用賀	用賀 1-19-22	5491-6031	5491-6032
64	都立久我山青光学園	北烏山 4-37-1	3300-6235	3300-7136
65	都立光明学園	松原 6-38-27	3323-8421	3327-8428
66	都立青島特別支援学校	下馬 2-38-23 ※改築のため、 池尻 1-1-4 から移 転(R5. 4. 1 から4年 間の予定)	3424-2525	3424-4433
67	すまいる梅丘	梅丘 1-36-2-101	3425-5710	3426-6995
68	ほほえみ経堂	経堂 3-6-24	5451-5151	5451-5153
69	岡本福祉作業ホーム	岡本 2-33-24	3415-3366	3415-4976
70	岡本福祉作業ホーム玉堤分場	玉堤 2-3-1 地下1階	5707-9431	5707-9433
71	三宿つくしんぼホーム	三宿 2-30-7	3411-4711	5481-3734
72	桜上水福祉園	桜上水 2-13-16	5317-6395	5317-6397
73	給田福祉園	給田 5-2-7	3308-9361	3308-9362
74	奥沢福祉園	奥沢 6-29-2	5758-3546	5758-3548
75	障害者就労支援センターすきっぷ	船橋 5-33-1	3302-7911	3302-7925
76	砧工房	砧 4-32-14	3417-4604	3417-3342
77	砧工房分場キタミ・クリーンファーム	喜多見 7-3-1	3749-3880	3749-3885
78	駒沢生活実習所	弦巻 2-1-5	5430-6311	5430-6314
79	九品仏生活実習所	奥沢 7-39-13	3703-1519	3703-1493
80	千歳台福祉園	千歳台 3-31-9	3789-9801	3789-9802
81	下馬福祉工房	下馬 2-20-14 2階	5712-5103	3410-3812
82	玉川福祉作業所	玉川 1-7-2	3707-0498	3707-7589
83	玉川福祉作業所等々力分場	等々力 2-13-4	5707-1330	5707-1332
84	世田谷福祉作業所	下馬 2-31-6	3414-0141	3412-1084
85	烏山福祉作業所	北烏山 1-29-15	3326-8001	3326-8010
86	九品仏生活実習所中町分場	中町 2-25-17	5706-7301	5706-7330
87	ケアセンターふらっと	下馬 2-20-14 1階	5712-5105	3410-3813
88	白梅福祉作業所	松原 6-43-17	3325-5407	3325-5056
89	わくわく祖師谷	祖師谷 3-21-1	3789-8727	3789-8728
90	まもりやま工房	代田 6-21-5	3460-9019	3460-9034
91	用賀福祉作業所	用賀 4-7-1	3708-5061	3708-5062
92	泉の家	岡本 2-33-23	3417-3451	3417-3463
93	友愛園	砧 3-9-11	3416-3161	3416-5782

No	避 難 所 名	所 在 地	電 話	F A X
94	世田谷更生館	砧 3-9-11	3416-7131	3415-5221
95	友愛デイサービスセンター	砧 3-9-11	3416-0262	3416-0262
96	コーポ友愛	砧 3-9-11	3416-3164	3417-5126
97	おおらか学園（子どもの生活研究所）	船橋 1-30-9	3426-2323	3706-7242
98	あけぼの学園	三宿 2-30-9	3413-6781	3413-6919
99	F a c t o r y 藍	若林 5-2-9	3412-1366	3412-1364
100	社会就労センターパイ焼き窯	等々力 2-36-13	3702-0459	3702-0439
101	東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘	松原 6-37-1	6379-0427	6379-0428
102	さわやかは一とあーす世田谷	上用賀 4-16-11	6413-0610	6413-7455
103	コイノニアかみきた	上北沢 1-32-14	5316-2251	5316-2252
104	にこにこみやさか	宮坂 2-26-17 1 階	6413-7585	6413-7586
105	イタル成城	成城 8-27-11	6277-9911	3483-8911

2. 福祉避難所（母子）

（令和 6 年 12 月現在）

No	避 難 所 名	所 在 地	電 話	F A X
1	校成学園女子中学高等学校	給田 2-1-1	3300-2351	3309-0617
2	サレジアン国際学園世田谷中学高等学校	大蔵 2-8-1	3416-1150	3416-3899
3	日本体育大学	深沢 7-1-1	5706-0911	5706-0981
4	昭和女子大学	太子堂 1-7-57	3411-5123	3487-6850
5	日本女子体育大学附属二階堂高等学校	松原 2-17-22	3322-9151	3327-6164
6	東京農業大学	桜丘 1-1-1	5477-2218	5477-2243
7	日本女子体育大学	北烏山 8-19-1	3300-2259	3300-2258
8	玉川聖学院中等部・高等部	奥沢 7-11-22	3702-4141	3702-8002

〔資料第61〕

いっとき
一時集合所種類別一覧

(令和6年12月現在)

種類	地域別					総合計
	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	
区施設	3	6	0	3	0	12
学校	41	27	46	18	16	148
公園等	69	43	30	53	27	222
緑道	3	5	0	1	0	9
神社・寺院	12	7	11	13	3	46
その他	9	6	13	10	1	39
合計	137	94	100	98	47	476

一時集合所

危険回避のために一時的に集合して様子を見る場所。

町会・自治会・事業者等の集団で行動し、周囲の状況を確認する場所。

一時集合所一覧

(令和6年12月現在)

No.	管轄総合支所	管轄まちづくりセンター	一時集合所	所在地	町会・自治会
1	世田谷	池尻まちづくりセンター	ヤマト運輸前広場	池尻2-23-4	池尻東親会
2	世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻稲荷神社	池尻2-34-15	池尻南睦会
3	世田谷	池尻まちづくりセンター	目黒区立東山公園	目黒区東山3-24	池尻東親会
4	世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻3丁目公園	池尻3-27-21	池尻西町会・池尻北自治会
5	世田谷	池尻まちづくりセンター	世田谷公園	池尻1-5-27	池尻南睦会
6	世田谷	池尻まちづくりセンター	三菱UFJ銀行池尻クラブ前広場	池尻3-6先	池尻北自治会
7	世田谷	池尻まちづくりセンター	目黒川緑道	池尻3-9先	池尻北自治会
8	世田谷	池尻まちづくりセンター	マンションニュー池尻中庭	池尻3-11-31	池尻北自治会
9	世田谷	池尻まちづくりセンター	警察官宿舎内空地	池尻4-3	池尻4丁目町会
10	世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻住宅内広場	池尻4-8-21	池尻4丁目町会
11	世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻4丁目児童遊園	池尻4-27-16	池尻4丁目町会
12	世田谷	池尻まちづくりセンター	淡島通り公園	池尻4-29-18	池尻4丁目町会
13	世田谷	池尻まちづくりセンター	都営池尻団地内5ヶ所	池尻2-3	池尻団地自治会
14	世田谷	池尻まちづくりセンター	三宿小学校	三宿1-12-6	三宿自治会
15	世田谷	池尻まちづくりセンター	世田谷学園	三宿1-16-31	三宿自治会
16	世田谷	池尻まちづくりセンター	三宿の森緑地	三宿2-27-27	三宿北町会
17	世田谷	池尻まちづくりセンター	多聞小学校	三宿2-26-11	三宿北町会
18	世田谷	池尻まちづくりセンター	三宿神社	三宿2-27-6	三宿北町会
19	世田谷	太子堂まちづくりセンター	昭和女子大学	太子堂1-7-57	太子堂1丁目町会
20	世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂2-11遊び場	太子堂2-11-7	太子堂2丁目大塚町会
21	世田谷	太子堂まちづくりセンター	三軒茶屋ふれあい広場	太子堂2-17	太子堂三軒茶屋町会
22	世田谷	太子堂まちづくりセンター	烏山緑道(山中橋)	太子堂2-32先	太子堂下ノ谷町会
23	世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂中学校	太子堂3-27-17	太子堂本町会
24	世田谷	太子堂まちづくりセンター	円泉寺	太子堂3-30-8	太子堂本町会
25	世田谷	太子堂まちづくりセンター	グランドヒルズ三軒茶屋	太子堂3-37	太子堂本町会
26	世田谷	太子堂まちづくりセンター	西太子堂公園	太子堂4-5-13	太子堂4丁目西山町会
27	世田谷	太子堂まちづくりセンター	教学院	太子堂4-15-1	太子堂4丁目西山町会
28	世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂小学校	太子堂5-7-4	太子堂5丁目町会
29	世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂八幡広場	太子堂5-23-4	太子堂5丁目町会
30	世田谷	若林まちづくりセンター	中里小学校	三軒茶屋1-4-1	三軒茶屋町会
31	世田谷	若林まちづくりセンター	三軒茶屋公園	三軒茶屋2-27-8	三軒茶屋町会
32	世田谷	若林まちづくりセンター	世田谷丸山公園	三軒茶屋2-33-18	三軒茶屋町会
33	世田谷	若林まちづくりセンター	三軒茶屋小学校	三軒茶屋2-42-1	三軒茶屋町会
34	世田谷	若林まちづくりセンター	三軒茶屋小学校	三軒茶屋2-42-1	若林町会(1丁目)
35	世田谷	若林まちづくりセンター	太子堂小学校	太子堂5-7-4	若林町会(1丁目)
36	世田谷	若林まちづくりセンター	若林1丁目公園	若林1-18-8	若林町会(1丁目)
37	世田谷	若林まちづくりセンター	若林ふれあいひろば公園	若林1-32-1	若林町会(1丁目)
38	世田谷	若林まちづくりセンター	太子堂小学校	太子堂5-7-4	若林町会(2丁目)
39	世田谷	若林まちづくりセンター	若林稲荷神社	若林2-18-1	若林町会(2丁目)
40	世田谷	若林まちづくりセンター	若林公園	若林4-34-2	若林町会(3丁目)
41	世田谷	若林まちづくりセンター	若林ぞうさん公園	若林3-11-6	若林町会(3丁目)
42	世田谷	若林まちづくりセンター	若林公園	若林4-34-2	若林町会(4丁目)
43	世田谷	若林まちづくりセンター	若林小学校	若林5-27-18	若林町会(4丁目)
44	世田谷	若林まちづくりセンター	若林もみじ公園	若林4-29-23	若林町会(4丁目)
45	世田谷	若林まちづくりセンター	若林小学校	若林5-27-18	若林町会(5丁目)
46	世田谷	若林まちづくりセンター	若林公園	若林4-34-2	若林町会(5丁目)
47	世田谷	上町まちづくりセンター	天祖神社(山中橋)	世田谷1-23-5	世田谷上町町会
48	世田谷	上町まちづくりセンター	桜小学校	世田谷2-4-15	世田谷上町町会
49	世田谷	上町まちづくりセンター	弦巻小学校	弦巻1-9-18	世田谷東町会
50	世田谷	上町まちづくりセンター	大吉寺	世田谷4-7-9	世田谷東町会
51	世田谷	上町まちづくりセンター	世田谷区役所	世田谷4-21-27	世田谷東町会
52	世田谷	上町まちづくりセンター	勝国寺	世田谷4-27-4	世田谷東町会
53	世田谷	上町まちづくりセンター	城山小学校	梅丘2-1-11	世田谷東町会
54	世田谷	上町まちづくりセンター	くめぎ公園	世田谷4-17-14	世田谷東町会
55	世田谷	上町まちづくりセンター	せたがやみどり公園	世田谷1-11-28	世田谷東町会
56	世田谷	上町まちづくりセンター	世田谷2丁目ふれあい公園	世田谷2-22-8	世田谷2丁目町会
57	世田谷	上町まちづくりセンター	桜木中学校	桜1-48-15	桜町会
58	世田谷	上町まちづくりセンター	桜みんなの公園	桜2-3-4	桜町会
59	世田谷	上町まちづくりセンター	桜みんなの公園	桜2-3-4	松丘町会
60	世田谷	上町まちづくりセンター	オークラランド住宅公園	桜3-24-1	松丘町会
61	世田谷	上町まちづくりセンター	オークラランド駐車場	桜3-24-1	松丘町会
62	世田谷	上町まちづくりセンター	弦巻中学校	弦巻1-42-22	弦巻町会
63	世田谷	上町まちづくりセンター	弦巻小学校	弦巻1-9-18	弦巻町会
64	世田谷	上町まちづくりセンター	弦巻どんぐり山公園	弦巻3-15-1	弦巻町会
65	世田谷	上町まちづくりセンター	弦巻三丁目東公園	弦巻3-5-20	弦巻町会
66	世田谷	上町まちづくりセンター	弦巻神社	弦巻3-18-22	弦巻町会
67	世田谷	上町まちづくりセンター	松丘小学校	弦巻3-23-12	弦巻町会
68	世田谷	経堂まちづくりセンター	経堂大橋公園	経堂1-4-13	経堂1丁目町会
69	世田谷	経堂まちづくりセンター	烏山川緑道(中村橋)	経堂1-37/38先	経堂1丁目町会
70	世田谷	経堂まちづくりセンター	石仏公園	経堂3-6-5	経堂北町会
71	世田谷	経堂まちづくりセンター	経堂小学校	桜上水1-23-3	経堂北町会
72	世田谷	経堂まちづくりセンター	経堂4丁目児童遊園	経堂4-33-9	経堂南町会
73	世田谷	経堂まちづくりセンター	南台公園	経堂5-38-11	経堂南町会
74	世田谷	経堂まちづくりセンター	南公園	経堂5-36-20	経堂南町会
75	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘小学校	桜丘1-19-17	経堂南町会
76	世田谷	経堂まちづくりセンター	世田谷八幡宮駐車場	宮坂1-26-20	宮坂1・2丁目町会
77	世田谷	経堂まちづくりセンター	経堂出張所・経堂まちづくりセンター	宮坂1-44-29	宮坂1・2丁目町会
78	世田谷	経堂まちづくりセンター	世田谷小学校	宮坂1-38-4	宮坂1・2丁目町会
79	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜木中学校	桜1-48-15	宮坂1・2丁目町会
80	世田谷	経堂まちづくりセンター	区立山下公園	宮坂2-24-14	宮坂1・2丁目町会
81	世田谷	経堂まちづくりセンター	区立山下公園	宮坂2-24-14	宮坂3丁目町会
82	世田谷	経堂まちづくりセンター	山下西公園	宮坂3-34-7	宮坂3丁目町会
83	世田谷	経堂まちづくりセンター	経堂小学校	桜上水1-23-3	宮坂3丁目町会
84	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘小学校	桜丘1-19-17	桜丘1丁目町会
85	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘中学校	桜丘2-1-39	桜丘1丁目町会
86	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘3丁目児童遊園	桜丘3-10-19	桜丘町会
87	世田谷	経堂まちづくりセンター	西原公園	桜丘5-11-22	桜丘町会
88	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘中学校	桜丘2-1-39	桜丘町会

一時集合所一覧

(令和6年12月現在)

No.	管轄総合支所	管轄まちづくりセンター	一時集合所	所在地	町会・自治会
89	世田谷	経堂まちづくりセンター	稲荷森稲荷神社	桜丘2-29	桜丘町会
90	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘こぶし公園	桜丘3-19-8	桜丘町会
91	世田谷	経堂まちづくりセンター	笹原小学校	桜丘5-19-1	桜丘町会
92	世田谷	経堂まちづくりセンター	弁天公園	桜丘5-42-1	桜丘町会
93	世田谷	経堂まちづくりセンター	宇山稲荷神社	桜丘4-14-18	桜丘南町会
94	世田谷	経堂まちづくりセンター	笹原小学校	桜丘5-19-1	桜丘南町会
95	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘5丁目公園	桜丘5-28-24	桜丘町会
96	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘すみれば庭園	桜丘4-23-12	桜丘町会
97	世田谷	経堂まちづくりセンター	桜樹広場	桜丘2-22-2	桜丘町会
98	世田谷	下馬まちづくりセンター	駒繫小学校	下馬1-42-12	下馬1丁目町会
99	世田谷	下馬まちづくりセンター	世田谷公園	池尻1-5-27	下馬1丁目町会
100	世田谷	下馬まちづくりセンター	中里小学校	三軒茶屋1-4-1	駒繫西自治会
101	世田谷	下馬まちづくりセンター	駒繫小学校	下馬1-42-12	駒繫西自治会
102	世田谷	下馬まちづくりセンター	世田谷公園	池尻1-5-27	駒繫西自治会
103	世田谷	下馬まちづくりセンター	こどものひろば公園	下馬2-31-4	下馬2丁目北町会
104	世田谷	下馬まちづくりセンター	下馬公園	下馬6-42-1	下馬6丁目町会
105	世田谷	下馬まちづくりセンター	南原公園	野沢3-2-12	下馬6丁目町会
106	世田谷	下馬まちづくりセンター	碑文谷公園	目黒区碑文谷6-9-11	下馬6丁目町会
107	世田谷	下馬まちづくりセンター	下馬中央公園	下馬4-1-1	下馬新生自治会
108	世田谷	下馬まちづくりセンター	子の神公園	下馬4-10-5	下馬新生自治会
109	世田谷	下馬まちづくりセンター	駒繫公園	下馬4-28-3	下馬新生自治会
110	世田谷	下馬まちづくりセンター	下馬中央公園	下馬4-1-1	下馬5丁目町会
111	世田谷	下馬まちづくりセンター	駒繫公園	下馬4-28-3	下馬5丁目町会
112	世田谷	下馬まちづくりセンター	旭小学校	野沢1-4-3	野沢1丁目明朗会
113	世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢明朗公園	野沢1-29-27	野沢1丁目明朗会
114	世田谷	下馬まちづくりセンター	鶴ヶ久保公園	野沢2-4-6	野沢2丁目町会
115	世田谷	下馬まちづくりセンター	旭小学校	野沢1-4-3	野沢2丁目町会
116	世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢二丁目公園	野沢2-26-20	野沢2丁目町会
117	世田谷	下馬まちづくりセンター	龍雲寺	野沢3-38	野沢3丁目町会
118	世田谷	下馬まちづくりセンター	中丸小学校	野沢3-34-16	野沢3丁目町会
119	世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢公園	野沢3-19-6	野沢3丁目町会
120	世田谷	下馬まちづくりセンター	南原公園	野沢3-2-12	野沢3丁目町会
121	世田谷	下馬まちづくりセンター	関電工敷地	野沢4-8-17	野沢四丁目自治会
122	世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢児童遊園	野沢4-22-1	野沢四丁目自治会
123	世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬公園	上馬1-10-18	上馬東町会
124	世田谷	上馬まちづくりセンター	旭小学校	野沢1-4-3	上馬東町会
125	世田谷	上馬まちづくりセンター	中里小学校	三軒茶屋1-4-1	上馬東町会
126	世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬1やまもも広場	上馬1-27-7	上馬東町会
127	世田谷	上馬まちづくりセンター	野沢児童遊園	野沢4-22-1	上馬西町会
128	世田谷	上馬まちづくりセンター	中里地区会館敷地	上馬2-24-17	上馬西町会
129	世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬東公園	上馬2-10-2	上馬北部町会
130	世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬北公園	上馬2-30-9	上馬北部町会
131	世田谷	上馬まちづくりセンター	三軒茶屋小学校	三軒茶屋2-42-1	上馬北部町会
132	世田谷	上馬まちづくりセンター	小泉公園	駒沢2-42-1	上馬・駒沢明和会
133	世田谷	上馬まちづくりセンター	駒沢中学校	駒沢2-39-25	上馬・駒沢明和会
134	世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬四丁目公園	上馬4-35-4	上馬・駒沢明和会
135	世田谷	上馬まちづくりセンター	駒沢小学校	駒沢2-10-6	駒沢親和会
136	世田谷	上馬まちづくりセンター	駒沢オリンピック公園	駒沢公園1-1	駒沢親和会
137	世田谷	上馬まちづくりセンター	駒沢一丁目西公園	駒沢1-22-18	駒沢親和会
138	北沢	梅丘まちづくりセンター	梅丘まちづくりセンター	梅丘1-61-16	梅丘1丁目町会
139	北沢	梅丘まちづくりセンター	梅丘とちのき公園	梅丘3-7-1	梅丘2・3丁目町会
140	北沢	梅丘まちづくりセンター	国士館大学地域交流文化センター前	梅丘2-8-17	梅丘2・3丁目町会
141	北沢	梅丘まちづくりセンター	豪徳寺1丁目オーリーブ公園	豪徳寺1-25	豪徳寺1丁目町会
142	北沢	梅丘まちづくりセンター	世田谷城址公園	豪徳寺2-14-1	豪徳寺二丁目町会
143	北沢	梅丘まちづくりセンター	善性寺	豪徳寺1-55	豪徳寺一丁目山下自治会
144	北沢	梅丘まちづくりセンター	さくら花見堂（花見堂複合施設）	代田1-13-14	代田自治会
145	北沢	梅丘まちづくりセンター	羽根木公園	代田4-38-52	代田自治会
146	北沢	梅丘まちづくりセンター	代田広場	代田3-18-5	代田自治会
147	北沢	梅丘まちづくりセンター	円乗院前	代田2-17	代田自治会
148	北沢	代沢まちづくりセンター	富士中学校	代沢1-23-17	下代田東町会
149	北沢	代沢まちづくりセンター	池之上青少年交流センター	代沢2-37-18	代沢2丁目北町会
150	北沢	代沢まちづくりセンター	池之上小学校	代沢2-42-15	代沢2丁目北町会
151	北沢	代沢まちづくりセンター	北沢八幡児童遊園	代沢3-25-3	代沢中町会
152	北沢	代沢まちづくりセンター	北沢川緑道	代沢3-1先	下代田西町会
153	北沢	代沢まちづくりセンター	代沢四丁目広場	代沢4-18-12	下代田西町会
154	北沢	代沢まちづくりセンター	代沢せせらぎ公園	代沢4-36-1	下代田西町会
155	北沢	代沢まちづくりセンター	北沢川緑道	代沢5-1（橋場橋付近）	代沢4丁目西町会
156	北沢	代沢まちづくりセンター	代沢小学校	代沢5-1-10	代沢五丁目町会
157	北沢	代沢まちづくりセンター	区立シモキタ雨庭広場	代沢5-34-11	代沢五丁目町会
158	北沢	代沢まちづくりセンター	代沢小学校	代沢5-1-10	代沢5丁目東町会
159	北沢	代沢まちづくりセンター	区立シモキタ雨庭広場	代沢5-34-11	代沢5丁目東町会
160	北沢	新代田まちづくりセンター	代田小学校	代田4-2-3	代田4丁目町会
161	北沢	新代田まちづくりセンター	羽根木公園	代田4-38-52	代田4丁目町会
162	北沢	新代田まちづくりセンター	羽根木公園	代田4-38-52	根津山会
163	北沢	新代田まちづくりセンター	北沢土木管理事務所前	代田5-19-1	代田東町会
164	北沢	新代田まちづくりセンター	世田谷代田駅周辺	代田2-31	代田東町会
165	北沢	新代田まちづくりセンター	代田5丁目公園	代田5-32	代田東町会
166	北沢	新代田まちづくりセンター	下北沢小学校	大原1-4-6	代田南町会
167	北沢	新代田まちづくりセンター	下北沢成徳高等学校	代田6-12-39	守山町会
168	北沢	新代田まちづくりセンター	下北沢小学校	大原1-4-6	守山町会
169	北沢	新代田まちづくりセンター	代田北広場	代田6-11	守山町会
170	北沢	新代田まちづくりセンター	まもりやまテラス（旧守山小学校）	代田6-21-5	代田北町会
171	北沢	新代田まちづくりセンター	下北沢小学校	大原1-4-6	大原南町会
172	北沢	新代田まちづくりセンター	大原南広場	大原1-12-7	大原南町会
173	北沢	新代田まちづくりセンター	大原さんかく公園	大原1-13	大原南町会
174	北沢	新代田まちづくりセンター	玉川上水緑道	大原1-57先	大原北町会
175	北沢	新代田まちづくりセンター	和田堀給水所	大原2-30	大原西町会
176	北沢	新代田まちづくりセンター	玉川上水緑道	大原2-20先	大原西町会
177	北沢	新代田まちづくりセンター	羽根木神社	羽根木2-17	羽根木町会
178	北沢	新代田まちづくりセンター	羽根木1丁目公園	羽根木1-17	羽根木町会

一時集合所一覧

(令和6年12月現在)

No.	管轄総合支所	管轄まちづくりセンター	一時集合所	所在地	町会・自治会
179	北沢	新代田まちづくりセンター	羽根木2丁目公園	羽根木2-9	羽根木町会
180	北沢	北沢まちづくりセンター	カトリック世田谷教会	北沢1-45-12	北沢1丁目町会
181	北沢	北沢まちづくりセンター	北沢3丁目公園	北沢3-14	東北沢自治会
182	北沢	北沢まちづくりセンター	北沢公園	北沢3-4	東北沢自治会
183	北沢	北沢まちづくりセンター	北沢タウンホール	北沢2-8-18	北沢2丁目南町会
184	北沢	北沢まちづくりセンター	下北沢駅中央口ピーコック前	北沢2-24	北沢2丁目協和会
185	北沢	北沢まちづくりセンター	北沢4丁目公園	北沢4-12-17	北沢3・4丁目西町会
186	北沢	北沢まちづくりセンター	どんぐりひろば公園	北沢3-26-18	北沢3・4丁目西町会
187	北沢	北沢まちづくりセンター	北沢中学校第二校舎（旧北沢小学校）	北沢4-32-20	北沢4丁目町会
188	北沢	北沢まちづくりセンター	北沢中学校第二校舎（旧北沢小学校）向かい 井の頭通り沿いの5丁目側	北沢5-3	北沢中央自治会
189	北沢	北沢まちづくりセンター	玉川上水第2緑道	北沢5-23先	北沢5丁目町会
190	北沢	北沢まちづくりセンター	北沢中学校	北沢5-12-3	北沢5丁目町会
191	北沢	北沢まちづくりセンター	北沢5丁目児童遊園	北沢5-13	北沢5丁目町会
192	北沢	北沢まちづくりセンター	2000ねん公園	北沢5-37	北沢5丁目町会
193	北沢	松原まちづくりセンター	和田堀給水所前路上	大原2-30	松原1丁目町会
194	北沢	松原まちづくりセンター	松原つみき公園	松原1-3-7	松原1丁目町会
195	北沢	松原まちづくりセンター	松原小学校	松原5-43-26	松原1丁目町会
196	北沢	松原まちづくりセンター	日本学園	松原2-7-34	松原2丁目町会
197	北沢	松原まちづくりセンター	二階堂高等学校	松原2-17-22	松原2丁目町会
198	北沢	松原まちづくりセンター	松原公園	松原5-35	松原2丁目町会
199	北沢	松原まちづくりセンター	松原小学校	松原5-43-26	松原2丁目町会
200	北沢	松原まちづくりセンター	赤松ぼっくり庭園緑地	赤堤2-51-22	松原三・四丁目自治会
201	北沢	松原まちづくりセンター	弁天児童遊園	松原3-22-12	松原三・四丁目自治会
202	北沢	松原まちづくりセンター	赤羽根公園	松原5-30	松原5・6丁目自治会
203	北沢	松原まちづくりセンター	松原小学校	松原5-43-26	松原5・6丁目自治会
204	北沢	松原まちづくりセンター	梅丘中学校	松原6-5-11	松原5・6丁目自治会
205	北沢	松沢まちづくりセンター	赤堤小学校	赤堤1-41-24	赤堤1丁目町会
206	北沢	松沢まちづくりセンター	赤堤1丁目みんなの公園	赤堤1-3-4	赤堤1丁目町会
207	北沢	松沢まちづくりセンター	六所神社	赤堤2-25-2	赤堤2丁目町会
208	北沢	松沢まちづくりセンター	赤松ぼっくり庭園緑地	赤堤2-51-22	赤堤2丁目町会
209	北沢	松沢まちづくりセンター	西福寺境内	赤堤3-28-6	赤堤3丁目自治会
210	北沢	松沢まちづくりセンター	赤松公園	赤堤4-10-1	赤堤4丁目町会
211	北沢	松沢まちづくりセンター	松沢小学校	赤堤4-44-22	赤堤4丁目町会
212	北沢	松沢まちづくりセンター	日大グラウンド（陸上競技場）	桜上水3-23	赤堤5丁目町会
213	北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水のびのび公園	桜上水3-8-5	赤堤5丁目町会
214	北沢	松沢まちづくりセンター	赤堤けやき公園	赤堤5-22-10	赤堤5丁目町会
215	北沢	松沢まちづくりセンター	経堂小学校	桜上水1-23	桜上水1丁目町会
216	北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水1丁目公園	桜上水1-25	桜上水1丁目町会
217	北沢	松沢まちづくりセンター	密蔵院	桜上水2-24-6	桜上水2丁目町会
218	北沢	松沢まちづくりセンター	土と農の交流園	桜上水2-11-1	桜上水2丁目町会
219	北沢	松沢まちづくりセンター	日大グラウンド（陸上競技場）	桜上水3-23	桜上水3丁目自治会
220	北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水3丁目広場	桜上水3-3	桜上水3丁目自治会
221	北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水のびのび公園	桜上水3-8-5	桜上水3丁目自治会
222	北沢	松沢まちづくりセンター	向山広場	桜上水3-10-12	桜上水3丁目自治会
223	北沢	松沢まちづくりセンター	緑丘中学校	桜上水3-19-12	桜上水3丁目自治会
224	北沢	松沢まちづくりセンター	日大グラウンド（陸上競技場）	桜上水3-23	桜上水4丁目町会
225	北沢	松沢まちづくりセンター	松沢中学校	桜上水4-5-2	桜上水4丁目町会
226	北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水公園	桜上水5-5-11	桜上水5丁目自治会
227	北沢	松沢まちづくりセンター	団地内広場（7号棟の前）	桜上水1-1	経堂赤堤通り団地自治会
228	北沢	松沢まちづくりセンター	せせらぎ通り	桜上水1-1付近	経堂赤堤通り団地自治会
229	北沢	松沢まちづくりセンター	団地内広場	桜上水3-5	都営桜上水3丁目アパート自治会
230	北沢	松沢まちづくりセンター	向山広場	桜上水3-10-12	都営桜上水3丁目アパート自治会
231	北沢	松沢まちづくりセンター	敷地内広場	桜上水4-1	桜上水ガーデンズ団地管理組合法人
232	玉川	奥沢まちづくりセンター	奥沢中学校	奥沢1-42-1	奥沢交和会
233	玉川	奥沢まちづくりセンター	奥沢2丁目公園	奥沢2-39-9	奥沢交和会
234	玉川	奥沢まちづくりセンター	奥沢小学校	奥沢3-1-1	奥沢交和会
235	玉川	奥沢まちづくりセンター	東玉川小学校	奥沢1-1-1	奥沢交和会
236	玉川	奥沢まちづくりセンター	奥沢公園	奥沢1-19-2	奥沢交和会
237	玉川	奥沢まちづくりセンター	東玉川公園	東玉川1-32-2	東玉川町会
238	玉川	奥沢まちづくりセンター	東玉川神社	東玉川1-32	東玉川町会
239	玉川	奥沢まちづくりセンター	東玉川第2公園	東玉川1-19-11	東玉川町会
240	玉川	奥沢まちづくりセンター	東玉川小学校	奥沢1-1-1	東玉川町会
241	玉川	奥沢まちづくりセンター	奥沢小学校	奥沢3-1-1	東玉川町会
242	玉川	奥沢まちづくりセンター	田園調布学園（運動場）	東玉川2-9	東玉川町会
243	玉川	九品仏まちづくりセンター	八幡小学校	玉川田園調布2-17-15	玉川田園調布会
244	玉川	九品仏まちづくりセンター	ほかほか広場	玉川田園調布1-19-2	玉川田園調布会
245	玉川	九品仏まちづくりセンター	八幡小学校	玉川田園調布2-17-15	奥沢中和会
246	玉川	九品仏まちづくりセンター	九品仏小学校	奥沢8-12-1	九品仏自治会
247	玉川	九品仏まちづくりセンター	八幡中学校	等々力6-4-1	九品仏自治会
248	玉川	九品仏まちづくりセンター	浄真寺参道付近	奥沢7-41	九品仏自治会
249	玉川	等々力まちづくりセンター	尾山台小学校	尾山台3-11-1	協和会
250	玉川	等々力まちづくりセンター	等々力不動尊	等々力1-22	協和会
251	玉川	等々力まちづくりセンター	玉堤小学校	玉堤2-11-1	協和会
252	玉川	等々力まちづくりセンター	尾山台中学校	尾山台3-27-23	等々力と敬会
253	玉川	等々力まちづくりセンター	等々力五丁目はなみずき公園	等々力5-20-15	等々力と敬会
254	玉川	等々力まちづくりセンター	満願寺駐車場	等々力3-26	等々力と敬会
255	玉川	等々力まちづくりセンター	玉川小学校	中町2-29-1	等々力と敬会
256	玉川	等々力まちづくりセンター	等々力七丁目公園	等々力7-22-14	等々力三和会
257	玉川	等々力まちづくりセンター	等々力八丁目公園	等々力8-18-3	等々力三和会
258	玉川	等々力まちづくりセンター	等々力小学校	等々力7-26-1	等々力三和会
259	玉川	等々力まちづくりセンター	八幡中学校	等々力6-4-1	等々力6丁目町会
260	玉川	等々力まちづくりセンター	ねこじゃらし公園	奥沢7-46-5	等々力6丁目町会
261	玉川	等々力まちづくりセンター	玉堤小学校	玉堤2-11-1	尾山台クラブ
262	玉川	等々力まちづくりセンター	尾山台駐在所前	尾山台2-17-11	尾山台クラブ
263	玉川	等々力まちづくりセンター	宇佐神社前	尾山台2-11	尾山台灯交会
264	玉川	等々力まちづくりセンター	宇佐神社前	尾山台2-11	尾山台自治会
265	玉川	等々力まちづくりセンター	尾山台中学校	尾山台3-27-23	尾山台3丁目町会
266	玉川	等々力まちづくりセンター	尾山台小学校	尾山台3-11-1	尾山台3丁目町会
267	玉川	等々力まちづくりセンター	玉堤小学校	玉堤2-11-1	玉堤町会
268	玉川	上野毛まちづくりセンター	上野毛自然公園	上野毛2-17	上野毛町会

一時集合所一覧

(令和6年12月現在)

No.	管轄総合支所	管轄まちづくりセンター	一時集合所	所在地	町会・自治会
269	玉川	上野毛まちづくりセンター	森の公園	上野毛4-29-18	上野毛町会
270	玉川	上野毛まちづくりセンター	玉川小学校	中町2-29-1	上野毛町会
271	玉川	上野毛まちづくりセンター	中町小学校	中町4-23-1	上野毛町会
272	玉川	上野毛まちづくりセンター	玉川中学校	中町4-21-1	上野毛町会
273	玉川	上野毛まちづくりセンター	玉川野毛町公園	野毛1-25	野毛町会
274	玉川	上野毛まちづくりセンター	玉川小学校	中町2-29-1	玉川中町会
275	玉川	上野毛まちづくりセンター	中町小学校	中町4-23-1	玉川中町会
276	玉川	上野毛まちづくりセンター	都立園芸高校	深沢5-38-1	玉川中町会
277	玉川	上野毛まちづくりセンター	玉川中学校	中町4-21-1	玉川中町会
278	玉川	上野毛まちづくりセンター	権蔵橋公園	中町1-14	玉川中町会
279	玉川	上野毛まちづくりセンター	中町小学校	中町4-23-1	中町4・5丁目町会
280	玉川	上野毛まちづくりセンター	玉川中学校	中町4-21-1	中町4・5丁目町会
281	玉川	上野毛まちづくりセンター	都立園芸高校	深沢5-38-1	中町4・5丁目町会
282	玉川	上野毛まちづくりセンター	玉川中町公園	中町5-19	中町4・5丁目町会
283	玉川	二子玉川まちづくりセンター	二子玉川東公園	玉川1-15-1	玉川町会
284	玉川	二子玉川まちづくりセンター	二子玉川公園	玉川1-16-1	玉川町会
285	玉川	二子玉川まちづくりセンター	諏訪神社	玉川3-26	玉川町会
286	玉川	二子玉川まちづくりセンター	二子玉川小学校	玉川4-6-1	玉川町会
287	玉川	二子玉川まちづくりセンター	畑（長崎氏所有）	瀬田1-25	瀬田町会
288	玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田中学校	瀬田2-17-1	瀬田町会
289	玉川	二子玉川まちづくりセンター	天理教玉瀬分教会	瀬田3-9-13	瀬田町会
290	玉川	二子玉川まちづくりセンター	畑（大塚氏所有）	瀬田5-12	瀬田町会
291	玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田フラワーランド	瀬田5-30-1	瀬田町会
292	玉川	二子玉川まちづくりセンター	聖アントニオ神学校	瀬田4-16	瀬田町会
293	玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田小学校	瀬田2-15-1	瀬田町会
294	玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田三丁目公園	瀬田3-13-2	瀬田町会
295	玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田玉川神社	瀬田4-11-31	瀬田町会
296	玉川	用賀まちづくりセンター	用賀神社境内	用賀2-16-26	用賀南町会
297	玉川	用賀まちづくりセンター	桜町小学校	用賀1-5-1	用賀南町会
298	玉川	用賀まちづくりセンター	佐川急便世田谷用賀営業所	用賀1-15-23	用賀南町会
299	玉川	用賀まちづくりセンター	京西小学校	用賀4-27-4	用賀町会
300	玉川	用賀まちづくりセンター	玉川台公園	玉川台2-18-20	用賀町会
301	玉川	用賀まちづくりセンター	郵政省宿舍前庭	用賀3-6-9	用賀町会
302	玉川	用賀まちづくりセンター	用賀小学校	上用賀6-14-1	上用賀町会
303	玉川	用賀まちづくりセンター	用賀中学校	上用賀5-15-1	上用賀町会
304	玉川	用賀まちづくりセンター	上用賀テニスクラブ	上用賀3-9-21	上用賀町会
305	玉川	用賀まちづくりセンター	天神公園	上用賀1-8-1	上用賀町会
306	玉川	深沢まちづくりセンター	駒沢公園（テニスコート付近）	駒沢公園1-1	深友会
307	玉川	深沢まちづくりセンター	東深沢小学校	深沢3-7-1	深友会
308	玉川	深沢まちづくりセンター	畑	深沢1-17-4	深友会
309	玉川	深沢まちづくりセンター	竹林	深沢1-40-20	深友会
310	玉川	深沢まちづくりセンター	竹林	深沢1-37-11	深友会
311	玉川	深沢まちづくりセンター	畑	深沢2-7-1	深友会
312	玉川	深沢まちづくりセンター	畑	深沢3-6-20	深友会
313	玉川	深沢まちづくりセンター	竹林	深沢4-5-1	深友会
314	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢公園	深沢3-13-12	東深沢町会
315	玉川	深沢まちづくりセンター	東深沢小学校	深沢3-7-1	東深沢町会
316	玉川	深沢まちづくりセンター	駒沢公園（西口野球場付近）	駒沢公園1-1	交和会
317	玉川	深沢まちづくりセンター	東深沢中学校	深沢4-18-28	交和会
318	玉川	深沢まちづくりセンター	三島公園	深沢5-11-8	深沢三友会
319	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢神社	深沢5-11-1	深沢三友会
320	玉川	深沢まちづくりセンター	都立園芸高校	深沢5-38-1	深沢三友会
321	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢中学校	新町1-26-29	深沢三友会
322	玉川	深沢まちづくりセンター	新町南公園	新町2-21-8	新町公民会
323	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢小学校	新町1-4-24	新町公民会
324	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢中学校	新町1-26-29	新町公民会
325	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢西公園	深沢8-15-10	桜新町親和会
326	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢郵政宿舍広場	深沢8-1	桜新町親和会
327	玉川	深沢まちづくりセンター	桜新町1-1遊び場	桜新町1-1-8	桜新町親和会
328	玉川	深沢まちづくりセンター	新町公園	桜新町2-6-1	桜新町町会
329	玉川	深沢まちづくりセンター	駒沢緑泉公園	駒沢3-19-8	駒沢3丁目町会
330	玉川	深沢まちづくりセンター	駒沢公園（西口付近）	駒沢公園1-1	駒沢町会
331	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢小学校	新町1-4-24	駒沢町会
332	砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷3丁目公園	祖師谷3-14-23	祖師谷第2自治会
333	砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷小学校校庭	祖師谷3-49-1	祖師谷第2自治会
334	砧	祖師谷まちづくりセンター	廻沢南児童遊園	千歳台2-23-9	祖師谷第4自治会
335	砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷神明社境内	祖師谷5-1	祖師谷第5自治会
336	砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷小学校校庭	祖師谷3-49-1	祖師谷第6自治会
337	砧	祖師谷まちづくりセンター	塚戸小学校校庭	千歳台6-7	祖師谷千歳台自治会
338	砧	祖師谷まちづくりセンター	塚戸公園	祖師谷6-20-1	祖師谷千歳台自治会
339	砧	祖師谷まちづくりセンター	区立祖師谷六丁目広場	祖師谷6-33	祖師谷千歳台自治会
340	砧	祖師谷まちづくりセンター	上祖師谷公園	上祖師谷3-4	祖師谷千歳台自治会
341	砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷公園	上祖師谷4-1	祖師谷千歳台自治会
342	砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷公園	祖師谷6-11	祖師谷千歳台自治会
343	砧	祖師谷まちづくりセンター	中央広場集会所前	祖師谷4-28	祖師谷住宅自治会
344	砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷公園	上祖師谷4-1	藤自治会
345	砧	祖師谷まちづくりセンター	笠森公園	千歳台1-4-1	千歳台睦町会
346	砧	祖師谷まちづくりセンター	都営住宅集会所周辺	千歳台1-8-8	千歳台睦町会
347	砧	祖師谷まちづくりセンター	笠森公園	千歳台1-4-1	千歳台南会
348	砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷3丁目南みちばた公園	祖師谷3-6-17	祖師谷3丁目南町会
349	砧	成城まちづくりセンター	砧中学校校庭	成城1-10-1	法人格成城自治会
350	砧	成城まちづくりセンター	区立明正公園	成城3-1	法人格成城自治会
351	砧	成城まちづくりセンター	明正小学校校庭	成城3-3-1	法人格成城自治会
352	砧	成城まちづくりセンター	成城さくら公園	成城3-18-17	法人格成城自治会
353	砧	成城まちづくりセンター	野川緑地広場	成城4-32-11	法人格成城自治会
354	砧	成城まちづくりセンター	区立成城みつ池開放緑地	成城4-20	法人格成城自治会
355	砧	成城まちづくりセンター	区立成城7丁目公園	成城7-35	法人格成城自治会
356	砧	成城まちづくりセンター	区立成城7丁目緑地	成城7-21	法人格成城自治会
357	砧	成城まちづくりセンター	祖師谷公園	上祖師谷4-1	法人格成城自治会
358	砧	成城まちづくりセンター	団地内南広場	成城8-25	成城団地自治会

一時集合所一覧

(令和6年12月現在)

No.	管轄総合支所	管轄まちづくりセンター	一時集合所	所在地	町会・自治会
359	砧	成城まちづくりセンター	区立成城8丁目広場	成城8-28、29	成城団地自治会
360	砧	成城まちづくりセンター	千歳小学校校庭	成城9-6-1	成城団地自治会
361	砧	船橋まちづくりセンター	船橋1丁目児童遊園	船橋1-4-21	船橋会
362	砧	船橋まちづくりセンター	船橋郵政社宅内広場	船橋2-25	船橋会
363	砧	船橋まちづくりセンター	池田児童遊園	船橋3-11-12	船橋会
364	砧	船橋まちづくりセンター	千歳丘高校正門付近	船橋3-18-1	船橋会
365	砧	船橋まちづくりセンター	船橋本村公園	船橋4-9-4	船橋会
366	砧	船橋まちづくりセンター	船橋希望中学校校庭	船橋4-20-1	船橋会
367	砧	船橋まちづくりセンター	船橋神明神社境内周辺	船橋4-40	船橋会
368	砧	船橋まちづくりセンター	船橋小学校校庭	船橋4-41-1	船橋会
369	砧	船橋まちづくりセンター	希望丘公園	船橋7-9-2	船橋会
370	砧	船橋まちづくりセンター	葎根公園	船橋6-21-1	船橋葎根会
371	砧	船橋まちづくりセンター	フレール西経堂団地広場	船橋5-17	船橋葎根会
372	砧	船橋まちづくりセンター	西経堂児童遊園	船橋3-25-13	フレール西経堂自治会
373	砧	船橋まちづくりセンター	西経堂第二児童遊園	船橋5-17-1	フレール西経堂自治会
374	砧	船橋まちづくりセンター	フレール西経堂団地広場	船橋5-17	フレール西経堂自治会
375	砧	船橋まちづくりセンター	希望丘南公園	千歳台3-15-7	千歳台廻沢町会
376	砧	船橋まちづくりセンター	希望丘記念公園	千歳台4-2-7	千歳台廻沢町会
377	砧	船橋まちづくりセンター	希望丘中公園	千歳台4-11-29	千歳台廻沢町会
378	砧	船橋まちづくりセンター	希望丘北公園	千歳台4-29-1	千歳台廻沢町会
379	砧	船橋まちづくりセンター	廻澤稲荷神社境内	千歳台5-17	千歳台廻沢町会
380	砧	船橋まちづくりセンター	団地内広場	船橋7-8	希望ヶ丘団地自治会
381	砧	船橋まちづくりセンター	希望丘公園	船橋7-9-1	希望ヶ丘団地自治会
382	砧	船橋まちづくりセンター	船橋4丁目ふれあいひろば	船橋4-30	船橋4丁目住宅自治会
383	砧	船橋まちづくりセンター	船橋希望中学校校庭	船橋4-20-1	船橋4丁目住宅自治会
384	砧	船橋まちづくりセンター	船橋小学校校庭	船橋4-41-1	船橋4丁目住宅自治会
385	砧	喜多見まちづくりセンター	知行院境内	喜多見5-19-2	喜多見東部町会
386	砧	喜多見まちづくりセンター	多摩川河川敷（警視庁交通安全指導所前）	喜多見1-1	喜多見東部町会
387	砧	喜多見まちづくりセンター	宝寿院前	喜多見5-13-10	喜多見東部町会
388	砧	喜多見まちづくりセンター	須賀神社境内	喜多見4-3-23	喜多見東部町会
389	砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見公園	喜多見2-10-45	喜多見東部町会
390	砧	喜多見まちづくりセンター	次大夫堀公園	喜多見5-10-13	喜多見東部町会
391	砧	喜多見まちづくりセンター	砧小学校校庭	喜多見6-9-1	喜多見上部自治会
392	砧	喜多見まちづくりセンター	次大夫堀公園（下流）	喜多見5-10-13	喜多見上部自治会
393	砧	喜多見まちづくりセンター	慶元寺境内	喜多見4-17-1	喜多見中部町会
394	砧	喜多見まちづくりセンター	多摩川河川敷	喜多見1-1	喜多見中部町会
395	砧	喜多見まちづくりセンター	次大夫堀公園	喜多見5-10-13	喜多見中部町会
396	砧	喜多見まちづくりセンター	滝下橋緑道	喜多見7-8	喜多見西部町会
397	砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見中学校校庭	喜多見4-20-1	喜多見西部町会
398	砧	喜多見まちづくりセンター	明正小学校校庭	成城3-3-1	喜多見西部町会
399	砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見第3苗圃	喜多見9-14	喜多見北部町会
400	砧	喜多見まちづくりセンター	きたみふれあい広場	喜多見9-25	喜多見北部町会
401	砧	喜多見まちづくりセンター	宇奈根氷川神社	宇奈根2-13	宇奈根町会
402	砧	喜多見まちづくりセンター	リョーランド	宇奈根1-5	宇奈根町会
403	砧	喜多見まちづくりセンター	三角公園	鎌田1-6	法人格鎌田南睦会
404	砧	喜多見まちづくりセンター	鎌田2丁目南公園	鎌田2-19-1	法人格鎌田南睦会
405	砧	喜多見まちづくりセンター	ゆうほうと世田谷レクセンター周辺	鎌田2-18-18	法人格鎌田南睦会
406	砧	喜多見まちづくりセンター	砧南中学校校庭	鎌田3-13-20	法人格鎌田南睦会
407	砧	喜多見まちづくりセンター	鎌田天神社境内	鎌田4-11-19	鎌田協和会
408	砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見公園	喜多見2-10-45	都営喜多見2丁目団地自治会
409	砧	砧まちづくりセンター	砧町公園	砧3-10	砧町町会
410	砧	砧まちづくりセンター	三峰公園	砧4-6-1	砧町町会
411	砧	砧まちづくりセンター	観音公園	砧4-15	砧町町会
412	砧	砧まちづくりセンター	砧まちづくりセンター駐車場敷地	砧5-8-18	砧町町会
413	砧	砧まちづくりセンター	富士見公園	砧4-36	法人格砧町自治会
414	砧	砧まちづくりセンター	山野小学校校庭	砧6-7-1	法人格砧町自治会
415	砧	砧まちづくりセンター	砧6丁目公園一帯	砧6-22-10	法人格砧町自治会
416	砧	砧まちづくりセンター	砧8丁目児童遊園	砧8-2-21	法人格砧町自治会
417	砧	砧まちづくりセンター	石井戸公会堂敷地	大蔵5-18-19	石井戸会
418	砧	砧まちづくりセンター	妙法寺境内	大蔵5-12-3	石井戸会
419	砧	砧まちづくりセンター	石井戸公園	大蔵5-1-20	石井戸会
420	砧	砧まちづくりセンター	横根稲荷神社境内	大蔵1-6	大蔵東部町会
421	砧	砧まちづくりセンター	大蔵3丁目公園	大蔵3-2	大蔵住宅自治会
422	砧	砧まちづくりセンター	大蔵氷川神社境内	大蔵6-6	大蔵本村睦会
423	砧	砧まちづくりセンター	聖ドミニコ学園ランド	岡本1-10-1	岡本自治会
424	砧	砧まちづくりセンター	コヤマドライビングスクール成城校	岡本3-40-2	岡本自治会
425	砧	砧まちづくりセンター	岡本民家園	岡本2-20	岡本自治会
426	砧	砧まちづくりセンター	長園寺駐車場	岡本1-20-1	岡本自治会
427	砧	砧まちづくりセンター	都立世田谷総合高校ランド	岡本2-9	岡本自治会
428	砧	砧まちづくりセンター	区立岡本地区会館広場	岡本1-25-4	岡本自治会
429	砧	砧まちづくりセンター	岡本の丘緑地	岡本2-33-20	岡本自治会
430	鳥山	上北沢まちづくりセンター	上北沢公園	上北沢2-1	上北沢町会
431	鳥山	上北沢まちづくりセンター	上北沢小学校	上北沢4-22-9	上北沢町会
432	鳥山	上北沢まちづくりセンター	区立きんもくせい広場	上北沢5-48	上北沢町会
433	鳥山	上北沢まちづくりセンター	区立将軍池広場	上北沢2-1	上北沢町会
434	鳥山	上北沢まちづくりセンター	区立上北沢5丁目公園	上北沢5-18	上北沢町会
435	鳥山	上北沢まちづくりセンター	明大八幡山ランド	八幡山2-17-41	八幡山町会
436	鳥山	上北沢まちづくりセンター	八幡社境内	八幡山1-12-30	八幡山町会
437	鳥山	上北沢まちづくりセンター	区立八幡山3丁目公園	八幡山3-9-21	八幡山町会
438	鳥山	上北沢まちづくりセンター	八幡山公園	八幡山1-27-24	八幡山町会
439	鳥山	上北沢まちづくりセンター	都営八幡山アパート内広場	八幡山3-37	八幡山町会
440	鳥山	上北沢まちづくりセンター	都営八幡山アパート内広場	八幡山3-37	都営八幡山アパート自治会
441	鳥山	上北沢まちづくりセンター	八幡山小学校	八幡山1-14-1	八幡山町会
442	鳥山	上祖師谷まちづくりセンター	八幡神社	粕谷1-23	粕谷会
443	鳥山	上祖師谷まちづくりセンター	神明社境内	上祖師谷4-19	上祖師谷自治会
444	鳥山	上祖師谷まちづくりセンター	祖師谷橋周辺	上祖師谷6-21	祖師谷橋自治会
445	鳥山	上祖師谷まちづくりセンター	団地内工作室前広場	上祖師谷4-5	成城通りパークウエスト自治会
446	鳥山	鳥山まちづくりセンター	佼成学園	給田2-1-1	給田町会
447	鳥山	鳥山まちづくりセンター	給田小学校	給田4-24-1	給田町会
448	鳥山	鳥山まちづくりセンター	鳥山小学校	給田1-2-1	給田町会

一時集合所一覧

(令和6年12月現在)

No.	管轄総合支所	管轄まちづくりセンター	一時集合所	所在地	町会・自治会
449	烏山	烏山まちづくりセンター	給田西住宅内広場	給田4-28	給田町会
450	烏山	烏山まちづくりセンター	給田北住宅内広場	給田3-9	給田町会
451	烏山	烏山まちづくりセンター	第一生命グラウンド	給田1-1	給田町会
452	烏山	烏山まちづくりセンター	日本女子体育大学周辺	北烏山8-19	烏山上町会
453	烏山	烏山まちづくりセンター	北烏山9丁目公園	北烏山9-18	烏山上町会
454	烏山	烏山まちづくりセンター	南烏山りんれい広場	南烏山4-21-2	烏山中町会
455	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山北小学校	北烏山6-3-1	烏山中町会
456	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山中学校	南烏山4-26-1	烏山中町会
457	烏山	烏山まちづくりセンター	武蔵丘小学校	北烏山1-47-11	烏山下町会
458	烏山	烏山まちづくりセンター	グローリオ芦花公園前広場	南烏山3-12	烏山下町会
459	烏山	烏山まちづくりセンター	芦花小学校	粕谷2-22-1	烏山下町会
460	烏山	烏山まちづくりセンター	芦花中学校	粕谷2-22-2	烏山下町会
461	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山公園	北烏山1-20-1	千駄山町会
462	烏山	烏山まちづくりセンター	芦花小学校	粕谷2-22-1	児ヶ谷会
463	烏山	烏山まちづくりセンター	都営烏山アパート内広場	北烏山2-9	都営烏山アパート自治会
464	烏山	烏山まちづくりセンター	日本女子体育大学運動場	北烏山5-16	烏山寺院連合会
465	烏山	烏山まちづくりセンター	日本女子体育大学運動場	北烏山5-16	あやめ会
466	烏山	烏山まちづくりセンター	芦花公園団地内広場 12号棟前	南烏山2-30	芦花公園団地自治会
467	烏山	烏山まちづくりセンター	芦花公園団地内中央広場	南烏山2-30	芦花公園団地自治会
468	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山松葉通住宅1号棟前広場	北烏山3-11	烏山松葉通住宅自治会
469	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山北住宅内木の公園	北烏山3-13	烏山北住宅自治会
470	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山北住宅14号棟前中央公園	北烏山3-13	烏山北住宅賃貸自治会
471	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山北住宅12号棟前広場	北烏山3-13	烏山北住宅賃貸自治会
472	烏山	烏山まちづくりセンター	給田西住宅内広場	給田4-28	給田西住宅自治会
473	烏山	烏山まちづくりセンター	給田南住宅内広場	給田2-12	給田南住宅自治会
474	烏山	烏山まちづくりセンター	給田北住宅内広場	給田3-9	給田北住宅自治会
475	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山南住宅内広場	南烏山2-8	烏山南住宅自治会
476	烏山	烏山まちづくりセンター	烏山北小学校	北烏山6-3-1	親和会

広域避難場所一覧

避難地番号	広域避難場所名 〈所在地〉	区域面積 (m ²)	避難有効 面積 (m ²)	利用 区名	避難 計画 人口 計(万 人)	1人 当り 面積(m ² /人)	町丁名	最遠 地点
								避難 距離 (km)
40	駒場東大一带 〈目黒区駒場、世田谷区北沢、渋谷区松 濤、富ヶ谷〉	394,096	222,874	目黒	4.26	5.23	代沢2(一部)、代田 6、大原1、北沢1.2 (各一部)、3.4.5	1.6
				世田谷				
				渋谷				
42	世田谷公園一带 〈目黒区東山、世田谷区池尻〉	286,870	165,906	目黒	4.91	3.37	池尻1.2.3	1.4
				世田谷				
54	日本大学文理学部一带 〈世田谷区桜上水〉	245,523	134,021	世田谷	5.77	2.32	宮坂3(一部)、松原3. 4、赤堤1.2.3.4. 5、桜上水1.2.3.4. 5、上北沢1.3.4	1.5
55	羽根木公園一带 〈世田谷区代田、松原〉	93,049	47,691	世田谷	3.35	1.42	代田1.2.3.4.5、 松原5(一部).6、梅丘 1	1.1
56	昭和女子大学一带 〈世田谷区下馬、太子堂〉	238,137	128,487	世田谷	5.88	2.18	太子堂1.4.5、若林 1.2、三軒茶屋1.2、 下馬1.2.3(一部)、 上馬1、野沢1(一部)	1.4
57	駒沢オリンピック公園一带 〈目黒区東が丘、八雲、世田谷区駒沢、駒 沢公園、深沢〉	492,406	314,497	目黒	15.51	2.03	弦巻2、駒沢公園、野 沢4、上馬2.3.4. 5、新町1.2.3、 駒沢1.2.3.4.5、 深沢1.2.6	2.8
				世田谷				
58	都立園芸高校 〈世田谷区深沢〉	94,926	44,299	世田谷	3.91	2.03	上野毛1(一部)4、瀬 田3(一部)等々力3. 8、中町2.3.4.5、 深沢5.7.8、用賀1	1.3
59	砧公園・大蔵運動公園一带 〈世田谷区大蔵、砧公園〉	747,086	448,421	世田谷	8.02	5.59	桜丘4.5、喜多見5(一 部).6、上用賀5.6、岡 本1.3、用賀4、大蔵 1.2.3.4.5.6、瀬 田4.5、砧1.2.3. 4.5.6.7.8、玉川台 1.2、砧公園、成城1. 2.3	1.6
60	馬事公苑・東京農業大学一带 〈世田谷区上用賀、桜、桜台〉	500,060	269,565	世田谷	10.74	2.51	世田谷1.2、経堂1. 2.3.4.5、桜1.2. 3、上用賀2.3、弦巻 1.3.4.5、用賀2. 3、宮坂1.2.3(一 部)、桜新町1.2、桜 丘1.2.3	1.6
61	祖師谷公園・総合工科高校一带 〈世田谷区上祖師谷、成城〉	147,228	67,792	世田谷	2.3	2.94	祖師谷5.6、成城4. 5.8.9、上祖師谷3. 4	1.4
62	第一生命グランド一带 〈世田谷区上祖師谷、給田〉	143,984	43,498	世田谷	3.35	1.3	上祖師谷1.2.5.6. 7、南鳥山6、給田1. 2.3.4.5	1.4

避難地番号	広域避難場所名 〈所在地〉	区域面積 (m ²)	避難有効 面積 (m ²)	利用 区名	避難 計画 人口 計(万人)	1人 当たり 面積(m ² /人)	町丁名	最遠 地点
								避難 距離 (km)
63	芦花公園・明大八幡山グランドー 帯 〈世田谷区粕谷、八幡山、船橋〉	461,113	235,722	世田谷 杉並	9.59	2.46	上北沢2.5、八幡山1.2.3、千歳台2.3.4.5.6、粕谷1.2.3.4、船橋1.2.3.4.5.6.7、南鳥山1.2.3.4.5	1.1
73	明大和泉校舎一帯 (杉並区永福、下高井戸)	188,379	99,493	世田谷 杉並	6.07	1.64	大原2、羽根木1.2、松原1.2.5(一部)	1.6
128	玉川野毛町公園一帯 〈世田谷区野毛〉	78,434	34,440	世田谷	0.45	7.62	野毛1(一部)、上野毛1(一部)、中町1	0.7
142	成城学園一帯 (世田谷区成城、祖師谷)	134,494	55,537	世田谷	2.71	2.04	成城6.7、祖師谷1.2.3.4、千歳台1	1.1
159	国士舘大学一帯 〈世田谷区梅丘、世田谷、若林〉	96,297	41,519	世田谷	3.85	1.08	若林3.4.5、梅丘2.3、世田谷3.4、豪徳寺1.2	0.9
160	きたみふれあい広場一帯 〈世田谷区喜多見〉	44,984	25,948	世田谷	0.85	3.02	喜多見7.8.9	1.6
161	学芸大学附属高校一帯 〈世田谷区下馬〉	66,150	31,828	世田谷	2.79	1.14	下馬3(一部).4.5.6、野沢1(一部)2.3	1
162	鳥山北住宅・日本女子体育大学一帯 〈世田谷区北鳥山〉	110,875	56,349	世田谷	2.8	2.01	北鳥山1.2.3.4.5.6.7.8.9	1.2
186	多摩川河川敷・二子橋一帯 〈世田谷区宇奈根、鎌田、喜多見、玉川〉	589,124	482,267	世田谷	3.43	14.06	宇奈根1.2.3、岡本2、鎌田1.2.3.4、喜多見1.2.3.4.5(一部)、玉川3.4	1.3
187	多摩川河川敷・田園調布先一帯 〈大田区田園調布、世田谷区玉堤、野毛〉	403,899	229,196	世田谷 大田	9.07	2.52	奥沢1.2.3.4.5.6.7.8、玉川田園調布1.2、玉堤1.2、東玉川1.2、等々力1.2.4.5、尾山台1.2.3、野毛1(一部).2	2
209	東京学芸大学附属世田谷小・中学校一帯 〈世田谷区深沢〉	62,587	33,974	世田谷	1.5	2.26	深沢3.4、等々力6.7	0.9
214	太子堂円泉ヶ丘公園・三宿の森緑地一帯 〈世田谷区三宿、太子堂〉	54,020	22,745	世田谷	2.19	1.04	太子堂2.3、三宿1.2、代沢4	0.7
238	駒場地区 (目黒区駒場、大橋、世田谷区池尻)	192,063	109,951	目黒 世田谷	3.43	3.2	池尻4、北沢1.2(各一部)、代沢1.2(一部).3.5	1.3
244	区立二子玉川公園 (世田谷区玉川、上野毛、野毛)	90,167	80,966	世田谷	2.34	3.46	上野毛2.3、瀬田1.2、玉川1.2、野毛3	1.2
合 計		5,955,951	3,426,986	—	—	—	—	—

避難所用感染症対策セット

品名	数量
手指消毒剤（1L）	10 本
非接触型電子温度計	2 台
マスク	500 枚
手洗い用せっけん液（1kg）	12 本
電子体温計	2 個
塩素系漂白剤（600ml）	3 本
スプレーボトル（500ml）	10 本
ペーパータオル	2,000 枚
ごみ袋（4 5 L）	100 枚
フェイスシールド	50 個
使い捨て手袋Mサイズ	200 枚
使い捨て手袋Lサイズ	200 枚
使い捨てエプロン	50 枚
ビニール袋	500 枚
消毒綿	160 枚

※ 全指定避難所に 1 セットずつ配備。

指定緊急避難場所一覧

令和6年11月1日現在

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数 (避難計画人口)
				洪水	崖崩れ、土 石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		
1	池尻区民集会所	池尻3-27-21	03-3413-3060	○	○					○			225(3.3㎡2人)
2	桜木中学校 (体育館、柔道場及びプール 横更衣室棟)	桜1-48-15	03-3420-0149	○	○					○		○	80(3.3㎡2人)
3	経堂地区会館	経堂3-37-13	03-3428-9237	○						○			168(3.3㎡2人)
4	下馬地区会館	下馬4-13-4	03-3421-7469	○						○			172(3.3㎡2人)
5	上馬地区会館	上馬4-10-17	03-3421-5567	○						○			285(3.3㎡2人)
6	北沢タウンホール	北沢2-8-18	03-5478-8028	○						○			491(3.3㎡2人)
7	池之上青少年会館	代沢2-37-18	03-5478-8028		○								57(3.3㎡2人)
8	松沢区民集会所	赤堤5-31-5	03-5478-8028	○						○			108(3.3㎡2人)
9	八幡小学校	玉川田園調布2-17-15	03-3721-8991	○								○	1,256(3.3㎡2人)
10	九品仏小学校	奥沢8-12-1	03-3703-0458	○								○	1,383(3.3㎡2人)
11	尾山台小学校	尾山台3-11-1	03-3701-2183	○								○	1,586(3.3㎡2人)
12	尾山台中学校	尾山台3-27-23	03-3701-1171	○								○	370(3.3㎡2人)
13	玉川区民会館	等々力3-4-1	03-3702-1675	○									1,745(3.3㎡2人)
14	尾山台地区会館	等々力2-17-14	03-3703-0211		○								228(3.3㎡2人)
15	玉川小学校	中町2-29-1	03-3703-1601	○								○	86(3.3㎡2人)
16	中町小学校	中町4-23-1	03-3703-0651		○								2,124(3.3㎡2人)
17	玉川中学校	中町4-21-1	03-3701-7128	○								○	467(3.3㎡2人)
18	上野毛地区会館	中町2-33-11	03-3705-8866		○								2,622(3.3㎡2人)
19	瀬田小学校	瀬田2-15-1	03-3700-3345	○								○	2,149(3.3㎡2人)
20	瀬田中学校	瀬田2-17-1	03-3700-6900	○								○	83(3.3㎡2人)
21	瀬田地区会館	瀬田4-18-11	03-3702-1636		○								1,638(3.3㎡2人)
22	都立園芸高校	深沢5-38-1	03-3705-2154	○									1,562(3.3㎡2人)
23	都立深沢高校	深沢7-3-14	03-3702-4145	○									786(3.3㎡2人)
24	祖師谷小学校	祖師谷3-49-1	03-3482-2467	○								○	41(3.3㎡2人)
25	明正小学校	成城3-3-1	03-3415-5591	○								○	1,185(3.3㎡2人)
26	千歳小学校	成城9-6-1	03-3482-3153	○								○	605(3.3㎡2人)
27	砧中学校	成城1-10-1	03-3417-2367	○								○	2,006(3.3㎡2人)
28	砧総合支所	成城6-2-1	03-3482-1313	○									2,439(3.3㎡2人)
29	成城さくら児童館	成城3-18-23	03-3482-2169		○								2,103(3.3㎡2人)
30	希望丘複合施設(区民集会所)	船橋6-25-1	03-3482-2169	○									2,372(3.3㎡2人)
31	千歳温水プール	船橋7-9-1	03-3789-3911	○									399(3.3㎡2人)
32	砧小学校	喜多見6-9-1	03-3417-4477	○								○	201(3.3㎡2人)
33	砧南中学校	鎌田3-13-20	03-3417-6791	○(※)								○	152(3.3㎡2人)
34	喜多見地区会館	喜多見8-23-23	03-3482-2001		○								206(3.3㎡2人)
35	鎌田区民集会所	鎌田2-1-24	03-3482-2001	○(※)									1,493(3.3㎡2人)
36	山野小学校	砧6-7-1	03-3417-3322	○								○	88(3.3㎡2人)
37	岡本地区会館	岡本1-25-4	03-3482-2001		○								35(3.3㎡2人)
38	大蔵地区会館	砧3-5-6	03-3482-2001		○								2,512(3.3㎡2人)
39	区立総合運動場体育館	大蔵4-6-1	03-3417-4276	○									129(3.3㎡2人)
40	区立大蔵第二運動場体育館	大蔵4-7-1	03-3416-1212	○									86(3.3㎡2人)
41	聖ドミニコ学園	岡本1-10-1	03-3700-0017	○(※)									703(3.3㎡2人)
42	駒澤大学玉川校舎	宇奈根1-1-1	03-3700-2767	○(※)									654(3.3㎡2人)
43	ゆうほうと世田谷レクセンター	鎌田2-17-1	03-3709-0161	○(※)									819(3.3㎡2人)
44	鎌田区民センター	鎌田3-35-1	03-3709-4311	○(※)									1,050(3.3㎡2人)
45	氷川神社	大蔵6-6-7	03-3482-2169	○(※)									600(3.3㎡2人)
46	上北沢区民センター	上北沢3-8-9	03-3290-3701	○						○			165(3.3㎡2人)
47	上祖師谷地区会館	上祖師谷4-5-6	03-3326-9376	○						○			67(3.3㎡2人)
48	烏山区民センター	南烏山6-2-19	03-3326-3511	○						○			152(3.3㎡2人)
													119(3.3㎡2人)
													756(3.3㎡2人)

※野川・仙川洪水時避難所。多摩川洪水のおそれがない場合のみ開設する。

指定避難所一覧(災害対策基本法)(面積・人数算定)

令和6年9月1日現在

No	施設名	住所	施設種別	棟数	面積 (㎡)	うち耐震性有		想定 収容 人数	算定基準
						棟数	面積 (㎡)		
1	若林小学校	若林5-27-18	区立小学校	3	3257	3	3257	1973	3.3㎡2人
2	三宿小学校	三宿1-12-6	区立小学校	4	2088	4	2088	1265	3.3㎡2人
3	太子堂小学校	太子堂5-7-4	区立小学校	2	3300	2	3300	2000	3.3㎡2人
4	桜小学校	世田谷2-4-15	区立小学校	1	2946	1	2946	1785	3.3㎡2人
5	桜丘小学校	桜丘1-19-17	区立小学校	4	5622	4	5622	3407	3.3㎡2人
6	代沢小学校	代沢5-1-10	区立小学校	3	2925	3	2925	1772	3.3㎡2人
7	下北沢小学校	大原1-4-6	区立小学校	2	3029	2	3029	1944	3.3㎡2人
8	多聞小学校	三宿2-26-11	区立小学校	2	3746	2	3746	2270	3.3㎡2人
9	世田谷小学校	宮坂1-38-4	区立小学校	3	2374	3	2374	1438	3.3㎡2人
10	松沢小学校	赤堤4-44-22	区立小学校	3	4712	3	4712	2855	3.3㎡2人
11	駒沢小学校	駒沢2-10-6	区立小学校	3	3620	3	3620	2193	3.3㎡2人
12	旭小学校	野沢1-4-3	区立小学校	4	2463	4	2463	1492	3.3㎡2人
13	中里小学校	三軒茶屋1-4-1	区立小学校	3	1958	3	1958	1186	3.3㎡2人
14	松原小学校	松原5-43-26	区立小学校	6	2898	6	2898	1756	3.3㎡2人
15	北沢中学校第二校舎 (旧北沢小学校)	北沢4-32-20	区立中学校	3	1913	3	1913	1159	3.3㎡2人
16	上北沢小学校	上北沢4-22-29	区立小学校	3	3216	3	3216	1949	3.3㎡2人
17	駒繫小学校	下馬1-42-12	区立小学校	4	2275	4	2275	1378	3.3㎡2人
18	池之上小学校	代沢2-42-15	区立小学校	2	1780	2	1780	1078	3.3㎡2人
19	経堂小学校	桜上水1-23-3	区立小学校	5	3315	5	3315	2009	3.3㎡2人
20	弦巻小学校	弦巻1-9-18	区立小学校	4	3013	4	3013	1826	3.3㎡2人
21	山崎小学校	梅丘3-9-1	区立小学校	2	2288	2	2288	1386	3.3㎡2人
22	中丸小学校	野沢3-34-16	区立小学校	3	2320	3	2320	1406	3.3㎡2人
23	代田小学校	代田4-2-3	区立小学校	3	2117	3	2117	1283	3.3㎡2人
24	三軒茶屋小学校	三軒茶屋2-42-1	区立小学校	3	2328	3	2328	1410	3.3㎡2人
25	赤堤小学校	赤堤1-41-24	区立小学校	4	3602	4	3602	2183	3.3㎡2人
26	松丘小学校	弦巻3-23-12	区立小学校	6	3697	6	3697	2240	3.3㎡2人
27	池尻小学校	池尻2-4-10	区立小学校	4	4441	4	4441	2691	3.3㎡2人

指定避難所一覧(災害対策基本法)(面積・人数算定)

令和6年9月1日現在

No	施設名	住所	施設種別	棟数	面積 (㎡)	うち耐震性有		想定 収容 人数	算定基準
						棟数	面積 (㎡)		
28	笹原小学校	桜丘5-19-1	区立小学校	3	2966	3	2966	1797	3.3㎡2人
29	城山小学校	梅丘2-1-11	区立小学校	3	2773	3	2773	1680	3.3㎡2人
30	深沢小学校	新町1-4-24	区立小学校	4	2838	4	2838	1720	3.3㎡2人
31	玉川小学校	中町2-29-1	区立小学校	4	3568	4	3568	2162	3.3㎡2人
32	京西小学校	用賀4-27-4	区立小学校	1	3426	1	3426	2076	3.3㎡2人
33	二子玉川小学校	玉川4-6-1	区立小学校	5	3530	5	3530	2138	3.3㎡2人
34	八幡小学校	玉川田園調布2-17-15	区立小学校	2	2072	2	2072	1255	3.3㎡2人
35	奥沢小学校	奥沢3-1-1	区立小学校	3	2303	3	2303	1395	3.3㎡2人
36	尾山台小学校	尾山台3-11-1	区立小学校	4	2649	4	2649	1605	3.3㎡2人
37	東深沢小学校	深沢3-7-1	区立小学校	3	3101	3	3101	1879	3.3㎡2人
38	東玉川小学校	奥沢1-1-1	区立小学校	3	2192	3	2192	1328	3.3㎡2人
39	桜町小学校	用賀1-5-1	区立小学校	4	4226	4	4226	2561	3.3㎡2人
40	九品仏小学校	奥沢8-12-1	区立小学校	4	2257	4	2257	1367	3.3㎡2人
41	瀬田小学校	瀬田2-15-1	区立小学校	3	2622	3	2622	1589	3.3㎡2人
42	等々力小学校	等々力7-26-1	区立小学校	4	2575	4	2575	1560	3.3㎡2人
43	用賀小学校	上用賀6-14-1	区立小学校	5	2998	5	2998	1816	3.3㎡2人
44	中町小学校	中町4-23-1	区立小学校	2	4245	2	4245	2572	3.3㎡2人
45	玉堤小学校	玉堤2-11-1	区立小学校	3	2745	3	2745	1663	3.3㎡2人
46	烏山小学校	給田1-2-1	区立小学校	3	2978	3	2978	1804	3.3㎡2人
47	塚戸小学校	千歳台6-7-1	区立小学校	6	4178	6	4178	2532	3.3㎡2人
48	祖師谷小学校	祖師谷3-49-1	区立小学校	4	3312	4	3312	2007	3.3㎡2人
49	砧小学校	喜多見6-9-1	区立小学校	4	2465	4	2465	1493	3.3㎡2人
50	明正小学校	成城3-3-1	区立小学校	4	4260	4	4260	2581	3.3㎡2人
51	烏山北小学校	北烏山6-3-1	区立小学校	3	4556	3	4556	2761	3.3㎡2人
52	八幡山小学校	八幡山1-14-1	区立小学校	4	4809	4	4809	2914	3.3㎡2人
53	芦花小学校	粕谷2-22-1	区立小学校	4	5021	4	5021	3043	3.3㎡2人
54	船橋小学校	船橋4-41-1	区立小学校	4	4536	4	4536	2749	3.3㎡2人
55	砧南小学校	鎌田4-3-1	区立小学校	5	5553	5	5553	3365	3.3㎡2人

指定避難所一覧(災害対策基本法)(面積・人数算定)

令和6年9月1日現在

No	施設名	住所	施設種別	棟数	面積 (㎡)	うち耐震性有		想定 収容 人数	算定基準
						棟数	面積 (㎡)		
56	給田小学校	給田4-24-1	区立小学校	3	4191	3	4191	2540	3.3㎡2人
57	山野小学校	砧6-7-1	区立小学校	3	4021	3	4021	2436	3.3㎡2人
58	千歳小学校	成城9-6-1	区立小学校	3	3616	3	3616	2191	3.3㎡2人
59	喜多見小学校	喜多見3-11-1	区立小学校	3	3487	3	3487	2113	3.3㎡2人
60	武蔵丘小学校	北烏山1-47-11	区立小学校	2	2420	2	2420	1466	3.3㎡2人
61	千歳台小学校	千歳台4-24-1	区立小学校	5	3069	5	3069	1860	3.3㎡2人
62	太子堂中学校	太子堂3-27-17	区立中学校	2	2535	2	2535	1536	3.3㎡2人
63	桜丘中学校	桜丘2-1-39	区立中学校	3	3228	3	3228	1956	3.3㎡2人
64	松沢中学校	桜上水4-5-2	区立中学校	4	3017	4	3017	1828	3.3㎡2人
65	駒沢中学校	駒沢2-39-25	区立中学校	4	3296	4	3296	1997	3.3㎡2人
66	北沢中学校	北沢5-12-3	区立中学校	4	2782	4	2782	1686	3.3㎡2人
67	緑丘中学校	桜上水3-19-12	区立中学校	5	3377	5	3377	2046	3.3㎡2人
68	駒留中学校	下馬4-18-1	区立中学校	4	3213	4	3213	1947	3.3㎡2人
69	梅丘中学校	松原6-5-11	区立中学校	4	2978	4	2978	1804	3.3㎡2人
70	桜木中学校	桜1-48-15	区立中学校	4	3003	4	3003	1820	3.3㎡2人
71	富士中学校	代沢1-23-17	区立中学校	3	2797	3	2797	1695	3.3㎡2人
72	弦巻中学校	弦巻1-42-22	区立中学校	5	3176	5	3176	1924	3.3㎡2人
73	奥沢中学校	奥沢1-42-1	区立中学校	3	2504	3	2504	1517	3.3㎡2人
74	八幡中学校	等々力6-4-1	区立中学校	4	2926	4	2926	1773	3.3㎡2人
75	玉川中学校	中町4-21-1	区立中学校	2	4174	2	4174	2529	3.3㎡2人
76	瀬田中学校	瀬田2-17-1	区立中学校	5	2580	5	2580	1563	3.3㎡2人
77	深沢中学校	新町1-26-29	区立中学校	6	3285	6	3285	1990	3.3㎡2人
78	尾山台中学校	尾山台3-27-23	区立中学校	4	2913	4	2913	1765	3.3㎡2人
79	用賀中学校	上用賀5-15-1	区立中学校	3	3488	3	3488	2113	3.3㎡2人
80	東深沢中学校	深沢4-18-28	区立中学校	2	3759	2	3759	2278	3.3㎡2人
81	砧中学校	成城1-10-1	区立中学校	4	3890	4	3890	2357	3.3㎡2人
82	烏山中学校	南烏山4-26-1	区立中学校	4	3240	4	3240	1963	3.3㎡2人
83	千歳中学校	千歳台6-15-1	区立中学校	3	3332	3	3332	2019	3.3㎡2人

指定避難所一覧(災害対策基本法)(面積・人数算定)

令和6年9月1日現在

No	施設名	住所	施設種別	棟数	面積 (㎡)	うち耐震性有		想定 収容 人数	算定基準
						棟数	面積 (㎡)		
84	芦花中学校	粕谷2-22-2	区立中学校	3	3913	3	3913	2371	3.3㎡2人
85	船橋希望中学校	船橋4-20-1	区立中学校	4	4617	4	4617	2798	3.3㎡2人
86	上祖師谷中学校	上祖師谷7-10-1	区立中学校	2	2914	2	2914	1766	3.3㎡2人
87	砧南中学校	鎌田3-13-20	区立中学校	3	2914	3	2914	1766	3.3㎡2人
88	喜多見中学校	喜多見4-20-1	区立中学校	3	2556	3	2556	1549	3.3㎡2人
89	三宿中学校	太子堂1-3-43	区立中学校	3	3588	3	3588	2174	3.3㎡2人
90	世田谷中学校	梅丘3-8-1	区立中学校	3	3423	3	3423	2074	3.3㎡2人
91	希望丘小学校	船橋4-9-1	区立小学校	3	2910	3	2910	1763	3.3㎡2人
92	まもりやまテラス	代田6-21-5	複合施設	2	1076	2	1076	603	3.3㎡2人
93	さくら花見堂	代田1-13-14	複合施設	2	2989	2	2989	1811	3.3㎡3人
94	教育総合センター	若林5-38-1	教育施設	1	600	1	600	363	3.3㎡2人
95	希望丘複合施設	船橋6-25	複合施設	1	1344	2	1344	814	3.3㎡2人
96	千歳丘高校	船橋3-18-1	都立高校	1	760	1	760	460	3.3㎡2人

食料の備蓄状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

品目	対象 (目安)	必要量 (1 日分)	現況
ビスケット	1 歳～ 74 歳	$\frac{151,290 \text{ 人} \times \text{※1}}{\times 0.8773 \times \text{※2}} \times 2 \text{ 食}$ =265,453 食	342,400 食
アルファ米	1 歳～ 74 歳	$\frac{151,290 \text{ 人} \times \text{※1}}{\times 0.8773 \times \text{※2}} \times 1 \text{ 食}$ =132,727 食	171,200 食
調製粉乳	0 歳児	$(\frac{151,290 \text{ 人} \times \text{※1}}{\times 0.0062 \times \text{※3}} \times 150\text{g (一日必要量)})$ $\times 3 \text{ 日分} \div 300\text{g} = 1,407 \text{ 缶}$	2,787 缶
おかゆ	75 歳～	$\frac{151,290 \text{ 人} \times \text{※1}}{\times 0.1165 \times \text{※4}} \times 3 \text{ 食}$ =52,876 食	61,632 食
保存水 (調製粉乳及び アルファ米用)	—	【アルファ米】 $(1,407 \text{ 缶} \times 3 \text{ リットル}) \div 2 \text{ リットル}$ =2,111 本 【調製粉乳】 $132,727 \text{ 食} \times 0.16 \text{ リットル} \div 2 \text{ リットル}$ =10,618 本	20,355 本

※1 世田谷区避難所生活者数

「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和 4 年 5 月)より

※2 1 歳～74 歳の人口構成比 (807,621 人÷920,596 人=0.8773)

※3 0 歳児の人口構成比 (5712 人÷920,596 人=0.0062)

※4 75 歳以上の人口構成比 (107,263 人÷920,596 人=0.1165)

※2～4 の人口構成比は、令和 6 年 4 月 1 日時点の世田谷区の統計情報の数値

〔資料第 68〕

食料の主な調達先

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

要請先	内 容
東京都米穀小売商業組合世田谷支部	米穀
世田谷区商店街連合会	食品等全般
都福祉保健局	食品(米穀、副食、調味料、調整粉乳、生鮮食品等)
サントリービバレッジソリューション(株)	飲料
サントリーフーズ(株)	
大塚食品(株)	食料品、飲料水等
大塚製薬(株)	
(株)オオゼキ	食料品、飲料水等

〔資料第 69〕

生活必需品の主な調達先

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

要 請 先	内 容
東京都石油商業組合世田谷支部	燃料類等
世田谷燃料組合睦会	
玉川燃料組合	
(株)コヤマドライビングスクール二子玉川校	
(社)東京都 L P ガス協会城西城南支部	プロパンガス等
世田谷区商店街連合会	生活必需品等全般
都福祉保健局	生活必需品等全般
東日本三菱自動車販売(株)、三菱自動車工業(株)	電動車両等
日産東京販売(株)、日産自動車(株)	
トヨタモビリティ東京(株)	

基本備蓄物品

1 指定避難所用備蓄物品

(1) 食料等

品名	数量	品名	数量
ビスケット	348,800 食	調整粉乳	2,200 缶
アルファ米	174,400 食	調整粉乳 (ミルクアレルギー対応)	220 缶
おかゆ	62,784 食	保存水 (2 L)	21,444 本

(2) 生活必需品等

品名	数量	品名	数量
毛布 (真空パック)	70,320 枚	大容量ポータブル蓄電池	129 台
コンパクトタオル	53,250 枚	給水ポリタンク	1,621 個
大人用紙おむつ	14,520 枚	ポリバケツ	2,317 個
子供用紙おむつ	44,000 枚	応急給水資機材	96セット
生理用ナプキン	290,400 個	延長コード	1,067 本
肌着 (男性用)	21,800セット	コードリール	401 本
肌着 (女性用)	21,800セット	リヤカー	123 台
使い捨て哺乳瓶	21,800 本	救助資機材セット	96セット
紙食器セット	159,700セット	多目的テント	192 基
ポット	194 個	簡易間仕切り	194ユニット
ボイル器セット	155 組	ブルーシート	26,745 枚
カセットコンロ	535 個	アルミロールマット	1,120 枚
カセットボンベ (カセットコンロ用)	3,312 本	マンホールトイレ (一般用)	939 組
安全キャンドル	4,800 個	マンホールトイレ (障害者用)	99 組
LED投光器	96 台	ウェットティッシュ	145,500 枚
照明灯	1,475 個	排便収納袋	307,400 枚
LEDランタン	3,091 個	トイレットペーパー	5,232ロール
強力ライト	1,269 個	トイレ用脱臭剤	1,536 本
乾電池 (単1)	13,300 個	防犯ブザー	4,800 個
乾電池 (単2)	5,080 個	コミュニケーション支援ボード	291 冊
LEDランタン用乾電池 (単1)	9,810 個	筆談器	97 個
トランジスタメガホン	309 個	バンドナ	97 枚
ラジオ	1,031 台	多言語シート	96セット
発電機	653 台	コピー用紙	97,000 枚
ガス式発電機	200 台	エンジンオイル	436 缶
灯油ポリタンク	485 個	ガソリン缶	3,270 缶
ソーラー蓄電器	96 台	灯油缶	1,090 缶

品名	数量	品名	数量
カセットボンベ（ガス式発電機用）	4,664 本	マジック	194セット
ヘルメット	1,280 個	ビニール袋	48,500 枚
軍手	9,600 双	ごみ袋	97,000 枚
避難所運営用ボックス	96セット	トラロープ	125 本
模造紙	1,940 枚	テント	80 組
初動ボックス	96セット	充電スポット運営用物品	118セット
テント型間仕切り	11,400 組	簡易ベッド	10,050 台
ダンボールベッド	1,350 台	簡易間仕切り	95ユニット

2 都寄託物資

（1）食料等

品名	数量	品名	数量
アルファ米（白米）	9,400 食	クリームサンドビスケット	116,200 食
アルファ米（五目ご飯）	56,500 食	白粥	15,600 食
アルファ米（わかめご飯）	56,500 食		

（2）生活必需品等

品名	数量
毛布	1,000 枚

3 帰宅困難者用物品

※帰宅困難者支援施設及び広域用防災倉庫に備蓄

（1）食料等

品名	数量	品名	数量
ビスケット	12,544 食	保存水（500ml）	10,848 本

（2）生活必需品等

品名	数量	品名	数量
アルミブランケット	7,100 枚	排便収納袋	7,100 枚

4 福祉避難所用物品

（1）食料等

品名	数量	品名	数量
ビスケット	1,000 食	保存水	4,320 本

（2）生活必需品等

品名	数量	品名	数量
紙おむつ	1,800 枚	尿取りパッド	4,500 枚
エアーマット	1,500 枚	ウェットティッシュ	30,000 枚

避難所運営用防災倉庫備蓄物品一覧（標準版）

種別	品名	規格	定数	単位
食料等	ビスケット	1 箱 128 食	3,200	食
	アルファ米	1 箱 50 食	1,600	食
	おかゆ	1 箱 24 食	576	缶
	調整粉乳	ミルク	20	缶
	調整粉乳	ミルクアレルギー対応	2	缶
	保存水	2L ペットボトル	174	本
生活必需品等	毛布（真空パック）	アクリル	500	枚
		マイクロファイバー		
	コンパクトタオル		500	枚
	大人用紙オムツ	ML サイズ	120	枚
	子供用紙オムツ	S サイズ	164	枚
		M サイズ	128	
		L サイズ	108	
	生理用ナプキン		2,400	枚
	肌着（男性用）		200	セット
	肌着（女性用）		200	セット
	使い捨て哺乳瓶		200	本
	紙食器セット	お椀、割り箸、紙コップ	1,000	セット
	ポット	調整粉乳保温用	2	台
	ボイル器セット	ボイル器、バーナー、鍋、蓋、ペール缶	1	組
	カセットコンロ	風防付	5	台
	カセットボンベ	カセットコンロ用	30	本
	安全キャンドル		50	個
	LED 投光器		1	台
	照明灯		10	個
	LED ランタン		30	個
	強力ライト		10	個
	乾電池	単 1	100	個
		単 2	40	
	LED ランタン用乾電池	単 1	90	個
	トランジスタメガホン	サイレン付	2	個
	ラジオ	3 バンド	10	台
	発電機	2300W インバータ付	1	台
		1500W	5	台
	ガス式発電機	900W	2	台
	エンジンオイル	1 L	4	缶

種別	品名	規格	定数	単位
生活必需品等	ガソリン缶	1 L	30	缶
	灯油缶	1 L	10	缶
	カセットボンベ	ガス式発電機用	46	本
	ソーラー蓄電器	蓄電容量 600Wh	1	台
	大容量ポータブル蓄電池	蓄電池本体（蓄電容量 3000Wh）、充電用ソーラーパネル、USB 充電ポート等	1	台
	給水ポリタンク	20L	15	個
	灯油ポリタンク		5	個
	ポリバケツ	フタ付き 20L	20	個
	応急給水資機材		1	セット
	延長コード	10m	6	本
	コードリール	30m	3	巻
	リヤカー	担架付き	1	台
	救助資機材セット	ハンマー、バール等	1	セット
	多目的テント	プライベートルーム	2	基
	簡易間仕切り	プラスチック	2	ユニット
	ブルーシート	2 間× 3 間	250	枚
	アルミロールマット	200×100× 8 ミリ	10	枚
	マンホールトイレ（一般用）	道路・学校マンホール兼用	9	組
	マンホールトイレ（障害者用）	道路・学校マンホール兼用	1	組
	ウェットティッシュ	1 パック 30 枚	1, 500	枚
	排便収納袋		3, 000	枚
	トイレットペーパー		48	ロール
	トイレ用脱臭剤		16	本
	応急救急セット	資料第 51 参照	1	セット
	感染症対策セット	資料第 64 参照	1	セット
	防犯ブザー	LED ライト付	50	個
	コミュニケーション支援ボード	聴覚障害者・支援者用	3	冊
	筆談器	聴覚障害者・支援者用	1	個
	バンダナ	聴覚障害者・支援者用	1	枚
	多言語シート		1	セット
	コピー用紙	A 3	500	枚
		A 4	500	枚
	模造紙		20	枚
	マジック	8 色セット	2	セット
	ビニール袋	26cm×36cm	500	枚
	ごみ袋	黒 7 0 L	500	枚
		白 7 0 L	500	枚

種別	品名	規格	定数	単位
生活必需品等	トラロープ	9mm200m巻	1	本
	軍手		100	双
	ヘルメット	MP型	10	個
	避難所運営用ボックス	腕章、立入禁止テープ、老眼鏡等	1	セット
	充電スポット用物品		1	セット
	初動ボックス		1	セット

用途	種別	品名	規格・備考	単位					
					上用賀※1	下馬	桜上水	羽根木	中玉
指定避難所及び予備避難所用備蓄物品	食料等	ビスケット	1箱128食	食	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
		アルファ米	1箱50食	食	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
		おかゆ	1箱24食	食	576	576	576	576	576
		調製粉乳	ミルク	缶	20	20	20	20	20
			ミルクアレルギー対応	缶	2	2	2	2	2
		保存水	2リットル ペットボトル	本	174	174	174	174	174
	生活必需品等	毛布（真空パック）	アクリル／ マイクロファイバー	枚	760	600	1,100	1,880	1,880
		コンパクトタオル		枚					250
		大人用紙おむつ	MLサイズ	枚	120	120	120	120	120
			Sサイズ	枚	120	120	120	120	120
		子ども用紙おむつ	Sサイズ	枚	164	164	164	164	164
			Mサイズ	枚	128	128	128	128	128
			Lサイズ	枚	108	108	108	108	108
		生理用ナプキン		個	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
		肌着（男性用）		セット	200	200	200	200	200
		肌着（女性用）		セット	200	200	200	200	200
		使い捨て哺乳瓶		本	200	200	200	200	200
		紙食器セット	お椀、割箸、紙コップ	セット	5,100	5,500	4,500	6,500	5,100
		ボイル器セット	ボイル器、バーナー、 鍋、蓋、ペール缶	セット	5	7	7	7	5
		カセットコンロ	風防付	個					25
		カセットボンベ	カセットコンロ用	本		12			156
		照明灯		個	54	56	48	40	40
		LEDランタン		個	15	15	10	10	20
		強力ライト		個	43	55	36	30	10

備蓄物品一覧

(令和6年10月1日現在)

※1 一時撤去中のため、下馬広域用防災倉庫等へ仮置き。

※2 一時撤去中のため、希望丘広域用防災倉庫へ仮置き。

広域用防災倉庫												合計
野毛	喜多見※2	大蔵	希望丘	烏山	中央自動車道高架下	二子玉川公園	粕谷	玉川	356(小田急代田富士場)広場	おなが	成城	
3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200						38,400
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600						19,200
576	576	576	576	576	576	576						6,912
20	20	20	20	20	20	20			20			260
2	2	2	2	2	2	2			2			26
174	174	174	174	174	174	174					2,478	4,566
2,410	1,020	3,320	1,620	2,540	1,990	2,600	100					21,820
			500	1,000	2,000	1,000						4,750
120	120	120	120	120	120	120						1,440
120	120	120	120	120	120	120						1,440
164	164	164	164	164	164	164			164			2,132
128	128	128	128	128	128	128			128			1,664
108	108	108	108	108	108	108			108			1,404
4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800						57,600
200	200	200	200	200	200	200						2,400
200	200	200	200	200	200	200						2,400
200	200	200	200	200	200	200			200			2,600
5,100	5,100	5,100	4,800	5,100	5,100	5,700						62,700
5	5	5	5		5	1	1					58
	20	10										55
	120	72			42							402
62	50	44	40	21	50							505
21	10	10	20	15	15	10			10			181
20	15	30	20	10	30	10						309

用途	種別	品名	規格・備考	単位					
					上用賀※1	下馬	桜上水	羽根木	中玉
指定避難所及び予備避難所用備蓄物品	生活必需品等	乾電池	単 1	個	300	300	300	300	300
		乾電池	単 2	個	100	100	100	100	100
		LEDランタン用乾電池	単 1	個	90	90	90	90	90
		トランジスタメガホン	サイレン付	個	14	11	13	13	6
		ラジオ	3 バンド	台	5	7	5	5	6
		発電機	ガソリン式	台	3	5	12	5	12
		発電機	ガス式	台					0
		エンジンオイル	1 L	缶	4	4	4	4	4
		ガソリン缶	1 L	缶	30	30	30	30	30
		灯油缶	1 L	缶	10	10	10	10	10
		カセットボンベ	ガス発電機用	本	10	10	10		10
		給水ポリタンク		個	20	10		5	9
		ポリバケツ		個	2	18	15	14	3
		延長コード		本	75	102	80	27	
		コードリール		個	1	2	5	2	1
		リヤカー		台	1	1	1	2	1
		ブルーシート	2 間× 3 間	枚	130	1,030	130	140	
		アルミロールマット	200×100× 8 ミリ		30	40	10		10
		マンホールトイレ用 テント(一般用)		基	4			10	
		マンホールトイレ用 テント(障害者用)		基					
		排便収納袋		個					6,000
		トイレットペーパー		ロール	48	48	48	48	48
		トラロープ		本			9	4	
		ヘルメット	MP 型	個			240		20
		テント	2 間× 3 間	張	5	4	7	7	7

備蓄物品一覧

(令和6年10月1日現在)

※1 一時撤去中のため、下馬広域用防災倉庫等へ仮置き。

※2 一時撤去中のため、希望丘広域用防災倉庫へ仮置き。

広域用防災倉庫											合計	
野毛	喜多見※2	大蔵	希望丘	烏山	中央自動車道 高架下	二子玉川公園	粕谷	玉川	小田急上部 (代田富士 356広場)	おなが		成城
300	300	300	300	300	300	300						3,600
100	100	100	100	100	100	100						1,200
90	90	90	90	90	90	90						1,080
12	13	10	3	10	2	10						117
4	8	6		5	10	10						71
9	0	3	2	5	16	0						72
		1			1	2	2					6
4	4	4	4	4	4	4						48
30	30	30	30	30	30	30		0				360
10	10	10	10	10	10	10						120
10	10	20		10	64	24	24					202
5	26	20	15	31	15	10						166
48	41	47		10	27	152						377
36	18	83	24		30	10						485
23	47	16	5		5	3						110
2	2	3	2		5	7						27
40	140	35	40	200	100	410			100			2,495
10		10	10	10	10	10						150
		12				49						75
		2				1						3
	4,000	4,400		3,000	4,000		1,000					22,400
48	48	48	48	48	48	48						576
3	1	4	3		5							29
		60										320
11	7	9	8		10	5						80

広域用防災倉庫

用途	種別	品名	規格・備考	単位					
					上用賀※1	下馬	桜上水	羽根木	中玉
		テント型間仕切り	2 m × 2 m	張		100		100	
		簡易ベッド		台		100		100	
		ダンボールベッド		台		20		20	100
		簡易間仕切り	紙管	ユニット		20		20	20
帰宅困難者用備蓄物品	食料等	ビスケット	1 箱128食	食					
		保存水	500ミリリットル ペットボトル	本					
	必需品等	アルミブランケット		枚					
		排便収納袋		枚					
福祉避難所用備蓄物品	食料等	ビスケット	1 箱20食	食	100	100	100	100	100
		保存水	500ミリリットル ペットボトル	本	432	432	432	432	432
	生活必需品等	紙おむつ	MLサイズ	枚	180	180	180	180	180
		尿取りパッド（男性用）	1 箱45枚	枚	225	225	225	225	225
		尿取りパッド（女性用）	1 箱45枚	枚	225	225	225	225	225
		エアーマット		枚	150	150	150	150	150
		ウェットティッシュ	1袋30枚	枚	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
都寄託物資	食料等	アルファ米	白米	食					
		アルファ米	五目ご飯	食					
		アルファ米	わかめご飯	食					
		クリームサンドビスケット		食					
		白粥		食					
	必需品等	毛布		枚					

備蓄物品一覧

(令和6年10月1日現在)

※1 一時撤去中のため、下馬広域用防災倉庫等へ仮置き。

※2 一時撤去中のため、希望丘広域用防災倉庫へ仮置き。

広域用防災倉庫												合計
野毛	喜多見※2	大蔵	希望丘	烏山	中央自動車道 高架下	二子玉川公園	粕谷	玉川	小田急上部 (代田富士 356広場)	おなが	成城	
100		100		2,500	100	500		100	100	100		3,800
100		100		1,000	100	500						2,000
20		20		100	20	100						400
		15			20							95
				640	640		1,024	5,120				7,424
				480	480		1,008	5,040				7,008
				100	100		1,000	5,000				6,200
				100	100		1,000	5,000				6,200
100	100	100		100	100							1,000
432	432	432		432	432							4,320
180	180	180		180	180							1,800
225	225	225		225	225							2,250
225	225	225		225	225							2,250
150	150	150		150	150							1,500
3,000	3,000	3,000		3,000	3,000							30,000
							7,800	1,600				9,400
								8,250		48,250		56,500
								8,250		48,250		56,500
							10,000	54,960		51,240		116,200
								8,100		7,500		15,600
							1,000					1,000

災害時給水ステーション（給水拠点）一覧

（令和 6 年 12 月 1 日現在）

施設名	所在地	確保水量 (m ³)
駒沢給水所	弦巻 2-41-5	3, 200
世田谷区立こどものひろば公園内震災対策用応急給水施設 （応急給水槽）	下馬 2-31-4	1, 500
和田堀給水所 ※	大原 2-30-43	20, 200
玉川給水所	玉川田園調布 1-19-1	20, 000
世田谷区立中町二丁目公園内震災対策用応急給水施設（応急給水槽）	中町 2-34-1	100
世田谷区立葭根公園内震災対策用応急給水施設（応急給水槽）	船橋 6-21	1, 500
砧浄水場	喜多見 2-9-1	8, 300
砧下浄水所	鎌田 2-4-1	700
大蔵給水所	砧 2-8-1	13, 300
都立祖師谷公園内震災対策用応急給水施設（応急給水槽）	上祖師谷 4-2	1, 500
都立代々木公園内震災対策用応急給水施設（応急給水槽）	渋谷区神園町 2-1	1, 500
和泉水圧調整所	杉並区和泉 2-5-23	16, 600
杉並区立昭栄公園内震災対策用応急給水施設（応急給水槽）	杉並区高井戸西 1-12	1, 500
仙川浄水所	調布市仙川町 3-6-27	320

※ 和田堀給水所は、令和 4 年 12 月 19 日から令和 8 年 3 月 31 日（予定）まで、施設整備工事のため利用停止。

※ 上北沢給水所（仮称） 世田谷区上北沢 5-2-1 令和 7 年 9 月設置完了予定

〔資料第 74〕

区有井戸一覧

(令和 6 年 7 月現在)

地 域	所 在 場 所
世田谷	経堂地区会館、上馬塩田緑地、太子堂 2－1 1 遊び場、若林もみじ公園、三軒茶屋小、中里地区会館、世田谷区役所（西棟裏）
北沢	なし
玉川	瀬田農業公園、深沢 4 丁目環境共生住宅（2 本）、玉川中、玉堤小、深沢中、瀬田中、尾山台中、用賀小、玉川総合支所
砧	なし
烏山	シティーコート世田谷給田、上祖師谷 6－1 2 墓地内

〔資料第 75〕

震災対策用井戸数と選定基準

(令和 6 年 1 2 月現在)

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計
井戸数	300	268	300	140	157	1,172

選定基準

- 1 区内にあること。
- 2 現在、井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用を予定しているものであること。
- 3 災害時に付近の住民に井戸水の提供ができる井戸であること。

世田谷区震災対策用井戸の指定に関する要綱

平成 13 年 8 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この要綱は、大震災等の災害時に供給が困難となるおそれのある生活用水を確保するため、世田谷区震災対策用井戸の指定及び維持管理等について必要な事項を定める。

(震災対策用井戸の種類)

第 2 条 震災対策用井戸として指定する井戸（以下「指定井戸」という。）の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 手動式ポンプ井戸
- (2) 電動式ポンプ井戸
- (3) 手動・電動式併用ポンプ井戸

(指定要件)

第 3 条 指定井戸は、次の要件を備えるものとする。

- (1) 区内にあること。
- (2) 現在、井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用を予定しているものであること。
- (3) 災害時に付近の住民に井戸水の提供ができる井戸であること。

(指定井戸所有者又は管理者の責務等)

第 4 条 区長は、指定井戸の所有者又は管理者（以下「指定井戸所有者」という。）に、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 指定井戸を適正に管理し、災害時に井戸水を付近の住民に提供すること。
 - (2) 「震災時井戸水提供の家」の看板を門・扉・塀など近隣から見える場所へ表示すること。
- 2 区長は、災害対策に寄与するため、区が実施する次に掲げる事項を指定井戸所有者に承諾させるものとする。
- (1) 防災関係資料（防災マップ等）へ指定井戸に関する情報を掲載すること。
 - (2) 防災を目的として活動する町会長、自治会長等の区民へ指定井戸に関する情報を提供すること。
 - (3) 指定井戸の水質検査のため、区が委託する水質検査の業者に指定井戸に関する情報を提供すること。

(指定等の手続)

第 5 条 区長は、指定井戸として指定を受けようとする井戸の所有者に、震災対策用井戸指定申請書（第 1 号様式）により申請させるものとする。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、審査を行い指定の可否を決定し、当該決定をしたときは速やかに申請をした者に対し、震災対策用井戸指定可否決定通知書（第 2 号様式）により通知する。
- 3 世帯主の変更又は相続等により、指定井戸所有者を親族内で変更した場合は、震災対策用井戸所有者（管理者）名義変更届出書（第 3 号様式）を区長に提出させるものとする。
- 4 住居の売買等により、指定井戸所有者を親族でない者に変更した場合で、引き続き指定井戸として指定を受けようとするときは、第 1 項の規定により申請させるものとする。

(維持管理等)

第6条 区長は、指定井戸の平常時の維持管理を指定井戸所有者に行わせるものとする。

2 指定井戸の水質検査は、登録時及び2年に1回(区が一年おきに一斉に実施するとき。)行うものとし、当該検査に係る費用は、区が負担する。

3 区長は、指定井戸の水質検査の結果について、必要に応じて町会長、自治会長に通知する。

4 区長は、指定井戸に係る修理に要した経費につき世田谷区震災対策用井戸のポンプの設置及び修理に要する経費補助金交付要綱(平成11年2月15日世防発第396号)に基づき、補助することができる。

(指定解除)

第7条 指定井戸の指定を解除する場合は、次に掲げるときとする。

(1) 指定井戸所有者から震災対策用井戸指定解除申請書(第4号様式)による申請があったとき。

(2) 第3条に規定する指定要件を満たさなくなったとき又は指定井戸所有者が第4条に規定する責務を果たさないとき。

(3) 区長が、指定井戸として適当でないと認めたとき。

2 前項第1号の場合においては震災対策用井戸指定解除決定通知書(第5号様式)、同項第2号又は第3号の場合においては震災対策用井戸指定解除決定通知書(第6号様式)により指定井戸所有者であったものに通知する。

附 則

1 この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に選定基準に基づき震災対策用井戸の指定を受けている井戸で、所有者又は管理者が指定を継続する意思表示をしたものは、この要綱の規定に基づき指定を受けた指定井戸とみなし、指定の継続を希望しない旨の意思表示をしたものは、指定解除として取り扱う。

附 則(令和3年3月26日 2世烏地第907号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区震災対策用井戸のポンプの設置及び修理に要する経費補助金交付要綱

(通則)

第1条 世田谷区震災対策用井戸のポンプの設置及び修理に要する経費に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付については、世田谷区補助金交付規則(昭和57年5月世田谷区規則第38号)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、世田谷区震災対策用井戸の指定に関する要綱(平成13年8月1日施行)により指定を受けた井戸(以下「指定井戸」という。)にポンプを設置し、又は指定井戸の修理をすることとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助事業者」という。)は、指定井戸の所有者又は管理者として登録を受けた者であって補助事業を行うものとする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、補助事業に要した経費の2分の1の額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、一の補助事業につき50,000円を上限とする。

2 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(補助金の交付)

第5条 区長は、補助金の交付を受けようとする補助事業者に、指定井戸にポンプを設置し、又は指定井戸の修理を行った施行業者の発行した領収書及び内訳書の写し(自ら指定井戸にポンプを設置し、又は指定井戸の修理を行った者にあつては、それに要した費用を証明するもの。)を添付した指定井戸補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を提出させなければならない。

2 申請書の提出期限は、指定井戸へのポンプの設置又は指定井戸の修理が完了した日の1箇月後とする。

(交付決定等)

第6条 区長は、申請書の提出があつたときは、関係書類を審査し、交付の可否及び補助金の交付額を決定しなければならない。

2 区長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、補助金交付・不交付決定通知書(第2号様式)により速やかに申請書を提出した補助事業者(以下「申請者」という。)に通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第7条 区長は、前条の規定により交付の決定をしたときは、申請者に補助金交付請求書(第3号様式)を提出させるものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに補助金を支払わなければならない。

(調査等)

第8条 区長は、必要があると認めたときは、補助金の交付の決定を受けた申請者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(決定の取消し及び返還)

第9条 区長は、補助金の交付の決定を受けた申請者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、その決定の全部又は一部について取り消し、既に補助金が交付されているときは、

期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第 10 条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 11 条 前条第 1 項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 12 条 第 10 条第 2 項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は危機管理室長が別に定める。

附 則（平成 26 年 3 月 7 日 25 世地第 965 号）

(略)

附 則（令和 3 年 3 月 26 日 2 世烏地第 906 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

浄水場（所）・給水所等及び応急給水槽の施設数、確保水量一覧

(令和 6 年 12 月 1 日現在)

区分	施設名	所在地	確保水量 (m^3)
浄水場（所） ・給水所等	砧浄水場	喜多見二丁目 9 番 1 号	8,300
	砧下浄水所	鎌田二丁目 4 番 1 号	700
	和田堀給水所 ※	大原二丁目 30 番 43 号	20,200
	玉川給水所	玉川田園調布一丁目 19 番 1 号	20,000
	和泉水圧調整所	杉並区和泉二丁目 5 番 23 号	16,600
	大蔵給水所	砧二丁目 8 番 1 号	13,300
	駒沢給水所	弦巻二丁目 41 番 5 号	3,200
	仙川浄水所	調布市仙川町三丁目 6 番 27 号	320
応急給水槽 (1,500 m^3)	区立こどものひろば公園	下馬二丁目 31 番 4 号	1,500
	区立 よしね 霞根公園	船橋六丁目 21 番	1,500
	都立祖師谷公園	上祖師谷四丁目 2 番	1,500
	杉並区立昭栄公園	杉並区高井戸西一丁目 12 番	1,500
	都立代々木公園	渋谷区代々木神園町 2-1	1,500
小規模 応急給水槽 (100 m^3)	区立中町二丁目公園	中町二丁目 34 番 1 号	100
計	14 か所		90,220

※ 和田堀給水所は、令和 4 年 1 2 月 1 9 日から令和 8 年 3 月 3 1 日（予定）まで、施設整備工事のため利用停止。

※ 上北沢給水所（仮称） 世田谷区上北沢 5－2－1 令和 7 年 9 月設置完了予定

指定避難所内受水槽容量一覧

令和6年9月現在

	避難所名	受水槽 (m ³)
1	若林小学校	12
2	三宿小学校	28
3	太子堂小学校	20
4	桜小学校	13.5
5	桜丘小学校	25
6	代沢小学校	15
7	多聞小学校	15
8	世田谷小学校	20
9	松沢小学校	12.5
10	駒沢小学校	22.5
11	旭小学校	25
12	中里小学校	8
13	松原小学校	24
14	上北沢小学校	13.5
15	駒繫小学校	12
16	北沢中学校第二校舎（旧北沢小学校）	12
17	経堂小学校	20
18	弦巻小学校	30
19	山崎小学校	13.5
20	中丸小学校	15.5
21	代田小学校	25
22	三軒茶屋小学校	15
23	赤堤小学校	30
24	松丘小学校	54.5
25	池尻小学校	27
26	笹原小学校	20
27	城山小学校	15
28	深沢小学校	20
29	玉川小学校	30
30	京西小学校	15
31	二子玉川小学校	42
32	八幡小学校	20
33	奥沢小学校	20
34	尾山台小学校	20
35	東深沢小学校	16
36	東玉川小学校	16
37	桜町小学校	15.53
38	九品仏小学校	27
39	瀬田小学校	16
40	等々力小学校	25
41	用賀小学校	24
42	中町小学校	37
43	玉堤小学校	34.5
44	烏山小学校	15
45	塚戸小学校	20
46	祖師谷小学校	24
47	砧小学校	12
48	明正小学校	40.1

	避難所名	受水槽 (m ³)
49	烏山北小学校	20
50	八幡山小学校	22.5
51	芦花小学校	36
52	船橋小学校	18.75
53	砧南小学校	25
54	給田小学校	24
55	山野小学校	15
56	千歳小学校	14.2
57	喜多見小学校	17.5
58	武蔵丘小学校	6
59	希望丘小学校	22.5
60	千歳台小学校	22.5
61	下北沢小学校	21
62	太子堂中学校	30
63	桜丘中学校	18
64	松沢中学校	20
65	駒沢中学校	25
66	北沢中学校	19
67	緑丘中学校	18
68	駒留中学校	36
69	梅丘中学校	20
70	桜木中学校	12
71	富士中学校	12
72	弦巻中学校	36.25
73	奥沢中学校	13
74	八幡中学校	20
75	玉川中学校	0
76	瀬田中学校	41.25
77	深沢中学校	15
78	尾山台中学校	25
79	用賀中学校	44
80	東深沢中学校	12.5
81	砧中学校	18
82	烏山中学校	12.5
83	千歳中学校	38
84	芦花中学校	15
85	上祖師谷中学校	16
86	砧南中学校	18
87	喜多見中学校	35
88	三宿中学校	18
89	世田谷中学校	12
90	船橋希望中学校	10
91	都立千歳丘高等学校	13.5
92	まもりやまテラス（旧守山小学校）	12
93	さくら花見堂（旧花見堂小学校）	0
94	教育総合センター	0
95	希望丘複合施設	10
96	池之上小学校	8

広域用防災倉庫一覧（令和 6 年 1 0 月 1 日現在）

No.	倉庫名称	所在地	構造及び規模	供用開始年月
1	上用賀※	上用賀 2-1	R C 造 2 階建 100 m ²	昭 49. 12
2	桜上水	桜上水 3-17	R C 造 2 階建 120 m ²	昭 52. 3
3	下馬	下馬 2-26	R C 造 1 階建 150 m ²	昭 53. 7
4	喜多見※	喜多見 3-13	R C 造 1 階建 150 m ²	昭 54. 1
5	大蔵	大蔵 4-6	S 造併設 2 階 150 m ²	昭 54. 4
6	羽根木	代田 4-38	R C 造併設 2 階 150 m ²	昭 55. 10
7	野毛	野毛 1-25	R C 造 1 階建 120 m ²	昭 56. 4
8	希望丘	船橋 4-20-1	R C 造併設地階 170 m ²	昭 57. 4
9	烏山	北烏山 2-3	公共住宅併設 1 階 146 m ²	昭 56. 3
10	中町・玉川	中町 4-21	S R C 併設 1 階 136 m ²	平 7. 12
11	中央自動車道高架下	北烏山 4-2	軽量鉄骨防火造 1 階建 120 m ²	平 14. 3
12	二子玉川公園	玉川 1-16	鉄筋コンクリート造 2 階 173. 34 m ²	平 25. 4
13	粕谷	粕谷 3-1-1	民間施設併設 地下 1 階 70 m ²	平 26. 12
14	玉川	玉川 1-14-1	民間施設併設 地下 1 階 155. 98 m ²	平 27. 4
15	小田急上部 (代田富士 356 広場)	代田 3-56	プレハブ造 15. 25 m ²	平 28. 4
16	おなが	世田谷 4-14	鉄筋コンクリート造 147. 40 m ²	平 29. 11
17	成城	成城 1-4-19	民間施設併設 1 階 86. 23 m ²	平 31. 1
18	三軒茶屋	三軒茶屋 1-41-10	民間施設併設 地下 1 階 97 m ²	令 6. 5

※上用賀及び喜多見については、周辺工事等のため一時撤去中。

〈参考〉

都有倉庫

北烏山倉庫；北烏山7-1及び8-1、540m²

船橋倉庫；船橋4-41-17、1,569 m²

公用車両一覧

(令和 6 年 10 月 1 日現在)

車種	本部管理 車両台数	地域本部管理 車両台数	計
自家用普通乗用車	9	6	15
自家用小型乗用車	12	1	13
自家用軽四輪乗用車	12	1	13
自家用軽四輪貨物車	157	42	199
自普貨 0.5t 超 2t 以下	15	0	15
自普貨 2t 超 7t 未満	2	0	2
自家用小型貨物車	21	9	30
自家用バス（小型）	1	0	1
普通ダンプ 2t 超	1	0	1
小型ダンプ	7	0	7
特殊（その他）	2	0	2
A種工作車（その他）	10	0	10
合計	249	59	308

車種	本部 管理台数	地域本部 管理台数	計
原動機付自転車	45	3	48

世田谷区災害義援金要綱

平成 16 年 10 月 24 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、世田谷区に寄託された災害義援金に関する事項を定め、義援金の迅速性、透明性及び公平性を確保し、その取扱いの適正を図り、もって被災者の生活支援に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において義援金とは、国内の災害等に際し、被災者の当面の生活を支えるために区民の自発的意思によって世田谷区に寄託された金銭をいう。

(義援金の受付)

第 3 条 区長は、原則として災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害等で被災者の生命及び財産に大きな被害が及んだ場合に、義援金の受付を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、災害の被害の規模が大規模若しくは広域に及ぶ場合は、被災地の都道府県と協議の上、義援金の受付を行うことができる。

(専用口座の開設)

第 4 条 区長は、義援金の受付を行うに当たっては、金融機関に専用口座を開設するものとする。

(受付状況の周知)

第 5 条 区長は、義援金の受付を行うに当たっては、直ちに受付期間及び受付方法について周知するものとする。

(使途等の指定)

第 6 条 区長は、寄託者から義援金の使途等について申し入れがあった場合は、その要請に応えるよう努めるものとする。ただし、特定の個人又は団体等への配分を指定した義援金は受け付けないものとする。

(領収書の発行)

第 7 条 区長は、義援金の寄託を受け付けた場合で領収書を求められたときは、領収書を発行するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条に規定する専用口座に振込まれた義援金については、金融機関の払込金受領証等をもって領収書に代えることができる。

(会計処理)

第 8 条 義援金については、災害ごとに通帳等を備え、その受払いを明確にするものとする。

2 義援金は、私費会計として処理する。

3 義援金は、世田谷区会計事務規則（昭和 40 年 3 月世田谷区規則第 9 条）に準じて速やかに金融機関に預け入れるものとする。

(義援金配分委員会への送金)

第 9 条 区長は、受け付けた義援金をとりまとめて、被災地の自治体が組織する義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）に速やかに送金し、迅速かつ公平な配分を行うよう求めることができる。

(配分委員会解散後の義援金の扱い)

第 10 条 区長は、配分委員会の解散後に義援金の寄託を受け付けた場合は、速やかに被災地の自治体と協議の上、当該自治体に送金するものとする。

(受付状況の周知)

第 11 条 区長は、義援金の取扱いについて透明性を確保するため、寄託された義援金の受付及び配分委員会への送金を周知するものとする。

(事務経費の負担)

第 12 条 義援金の取扱いに要する経費は、歳出予算から支出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、被害が甚大な災害等で多額の義援金の寄託があった場合は、義援金から次の経費を支出できるものとする。

(1) 義援金受領証の作製、郵送経費

(2) 受付状況、結果の広報費用

附 則

この要綱は、平成 16 年 10 月 24 日から施行する。

指定避難所マンホールトイレ整備実績一覧

(令和 6 年10月現在)

No.	地域	避難所名	住所	マンホールトイレ 基数
1	世田谷	三宿小学校	三宿 1-12-6	10
2	世田谷	多聞小学校	三宿 2-26-11	10
3	世田谷	池尻小学校	池尻 2-4-10	5
4	世田谷	太子堂小学校	太子堂 5-7-4	5
5	世田谷	中里小学校	三軒茶屋 1-4-1	10
6	世田谷	太子堂中学校	太子堂 3-27-17	5
7	世田谷	三宿中学校	太子堂 1-3-43	5
8	世田谷	若林小学校	若林 5-27-18	10
9	世田谷	教育総合センター	若林 5-38-1	5
10	世田谷	三軒茶屋小学校	三軒茶屋 2-42-1	5
11	世田谷	桜小学校	世田谷 2-4-15	10
12	世田谷	弦巻小学校	弦巻 1-9-18	5
13	世田谷	松丘小学校	弦巻 3-23-12	5
14	世田谷	弦巻中学校	弦巻 1-42-22	5
15	世田谷	桜木中学校	桜 1-48-15	10
16	世田谷	桜丘小学校	桜丘 1-19-17	5
17	世田谷	世田谷小学校	宮坂 1-38-4	5
18	世田谷	経堂小学校	桜上水 1-23-3	5
19	世田谷	笹原小学校	桜丘 5-19-1	5
20	世田谷	桜丘中学校	桜丘 2-1-39	10
21	世田谷	駒沢小学校	駒沢 2-10-6	10
22	世田谷	駒沢中学校	駒沢 2-39-25	5
23	世田谷	旭小学校	野沢 1-4-3	5
24	世田谷	駒繫小学校	下馬 1-42-12	5
25	世田谷	中丸小学校	野沢 3-34-16	5
26	世田谷	駒留中学校	下馬 4-18-1	5
27	北沢	山崎小学校	梅丘 3-9-1	4
28	北沢	さくら花見堂（旧花見堂小学校）	代沢 1-13-14	5
29	北沢	城山小学校	梅丘 2-1-11	5
30	北沢	世田谷中学校	梅丘 3-8-1	10
31	北沢	代沢小学校	代沢 5-1-10	5
32	北沢	富士中学校	代沢 1-23-17	5

No.	地域	避難所名	住所	マンホールトイレ 基数
33	北沢	下北沢小学校	大原 1-4-6	5
34	北沢	まもりやまテラス(旧守山小学校)	代田 6-21-5	5
35	北沢	池之上小学校	代沢 2-42-15	5
36	北沢	代田小学校	代田 4-2-3	5
37	北沢	北沢中学校第二校舎(旧北沢小学校)	北沢 4-32-20	5
38	北沢	北沢中学校	北沢 5-12-3	5
39	北沢	松原小学校	松原 5-43-26	5
40	北沢	梅丘中学校	松原 6-5-11	5
41	北沢	松沢小学校	赤堤 4-44-22	10
42	北沢	赤堤小学校	赤堤 1-41-24	10
43	北沢	松沢中学校	桜上水 4-5-2	5
44	北沢	緑丘中学校	桜上水 3-19-12	5
45	玉川	奥沢小学校	奥沢 3-1-1	5
46	玉川	東玉川小学校	奥沢 1-1-1	5
47	玉川	奥沢中学校	奥沢 1-42-1	5
48	玉川	八幡小学校	玉川田園調布 2-17-15	5
49	玉川	九品仏小学校	奥沢 8-12-1	4
50	玉川	尾山台小学校	尾山台 3-11-1	5
51	玉川	等々力小学校	等々力 7-26-1	5
52	玉川	玉堤小学校	玉堤 2-11-1	5
53	玉川	八幡中学校	等々力 6-4-1	5
54	玉川	尾山台中学校	尾山台 3-27-23	5
55	玉川	中町小学校	中町 4-23-1	5
56	玉川	玉川小学校	中町 2-29-1	5
57	玉川	玉川中学校	中町 4-21-1	5
58	玉川	京西小学校	用賀 4-27-4	10
59	玉川	二子玉川小学校	玉川 4-6-1	10
60	玉川	桜町小学校	用賀 1-5-1	10
61	玉川	瀬田小学校	瀬田 2-15-1	5
62	玉川	瀬田中学校	瀬田 2-17-1	5
63	玉川	用賀小学校	上用賀 6-14-1	5
64	玉川	用賀中学校	上用賀 5-15-1	5
65	玉川	東深沢小学校	深沢 3-7-1	10
66	玉川	深沢小学校	新町 1-4-24	5
67	玉川	深沢中学校	新町 1-26-29	10

No.	地域	避難所名	住所	マンホールトイレ 基数
68	玉川	東深沢中学校	深沢 4-18-28	5
69	砧	祖師谷小学校	祖師谷 3-49-1	5
70	砧	明正小学校	成城 3-3-1	5
71	砧	砧中学校	成城 1-10-1	10
72	砧	塚戸小学校	千歳台 6-7-1	10
73	砧	船橋小学校	船橋 4-41-1	5
74	砧	希望丘小学校	船橋 4-9-1	5
75	砧	千歳台小学校	千歳台 4-24-1	10
76	砧	船橋希望中学校	船橋 4-20-1	10
77	砧	希望丘複合施設	船橋 6-25-1	10
78	砧	千歳丘高校	船橋 3-18-1	10
79	砧	千歳中学校	千歳台 6-15-1	5
80	砧	砧小学校	喜多見 6-9-1	5
81	砧	砧南小学校	鎌田 4-3-1	5
82	砧	喜多見小学校	喜多見 3-11-1	5
83	砧	喜多見中学校	喜多見 4-20-1	5
84	砧	砧南中学校	鎌田 3-13-20	5
85	砧	山野小学校	砧 6-7-1	5
86	砧	千歳小学校	成城 9-6-1	5
87	烏山	上北沢小学校	上北沢 4-22-29	10
88	烏山	八幡山小学校	八幡山 1-14-1	5
89	烏山	芦花小学校	粕谷 2-22-1	8
90	烏山	芦花中学校	粕谷 2-22-2	12
91	烏山	上祖師谷中学校	上祖師谷 7-10-1	5
92	烏山	給田小学校	給田 4-24-1	10
93	烏山	烏山北小学校	北烏山 6-3-1	10
94	烏山	烏山小学校	給田 1-2-1	5
95	烏山	武蔵丘小学校	北烏山 1-47-11	5
96	烏山	烏山中学校	南烏山 4-26-1	5

被害程度の認定基準

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月末満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「大規模半壊」とは、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
- (4) 「中規模半壊」とは、居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
- (5) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (6) 「準半壊」とは、住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
- (7) 「準半壊に至らない（一部損壊）」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修

を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

(8) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

(9) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

(1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

(1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

(5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7) 「河川」とは、河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

(9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13) 「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。

(14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上没水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

【出典等】

- 1 東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）[別冊資料]P.269[資料第123]被害程度の認定基準（都総務局）より抜粋。
- 2 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年5月、内閣府（防災担当））より、「中規模半壊」を追加。「準半壊に至らない（一部損壊）」を名称修正。

区市町村被害概数情報

災害名 :

世田谷区

報告番号		報告日時			
報告機関		報告者		無線番号	312-611

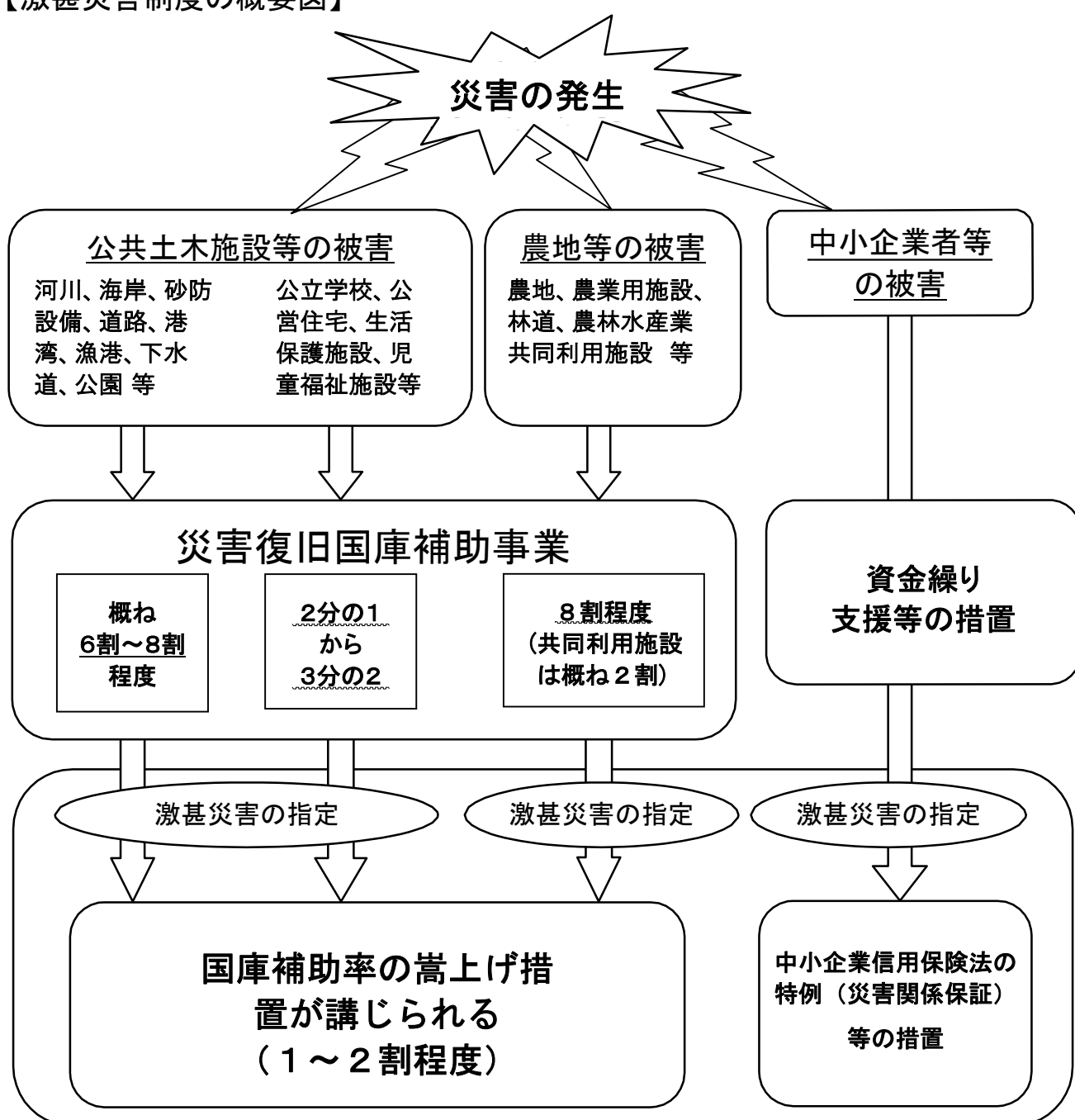
人	死者	約 人	重傷	約 人		
	行方不明者	約 人	軽傷	約 人		
火災	火災建物	約 件	火災危険物	約 件		
	火災その他	約 件				
	り災世帯数	約 世帯	り災者数	約 人		約 人
住家	全壊（棟）	約 棟	全壊（世帯）	約 世帯	全壊（人）	約 人
	半壊（棟）	約 棟	半壊（世帯）	約 世帯	半壊（人）	約 人
	一部損壊（棟）	約 棟	一部損壊（世帯）	約 世帯	一部損壊（人）	約 人
	床上浸水（棟）	約 棟	床上浸水（世帯）	約 世帯	床上浸水（人）	約 人
	床下浸水（棟）	約 棟	床下浸水（世帯）	約 世帯	床下浸水（人）	約 人
非住	公共建物	約 棟				
	その他	約 棟				
その他	田 流出・埋没	約 ha	田 冠水	約 ha		
	畑 流出・埋没	約 ha	畑 冠水	約 ha		
	文教施設	約 個所	病院	約 個所	道路	約 個所
	橋梁	約 個所	河川	約 個所	港湾	約 個所
	砂防	約 個所	清掃施設	約 個所	崖崩れ	約 個所
	鉄道不通	約 個所	被害船舶	約 隻	水道	約 戸
	電話	約 回線	電気	約 戸	ガス	約 戸
	ブロック塀等	約 個所				
被害金額	公立文教施設	千円	農林水産業施設	千円		
	公共土木施設	千円	その他の公共施設	千円	小 計	千円
	農産被害	千円	林産被害	千円		
	畜産被害	千円	水産被害	千円		
	商工被害	千円	その他	千円	被害総額	千円
通信欄						

激甚災害制度について

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。

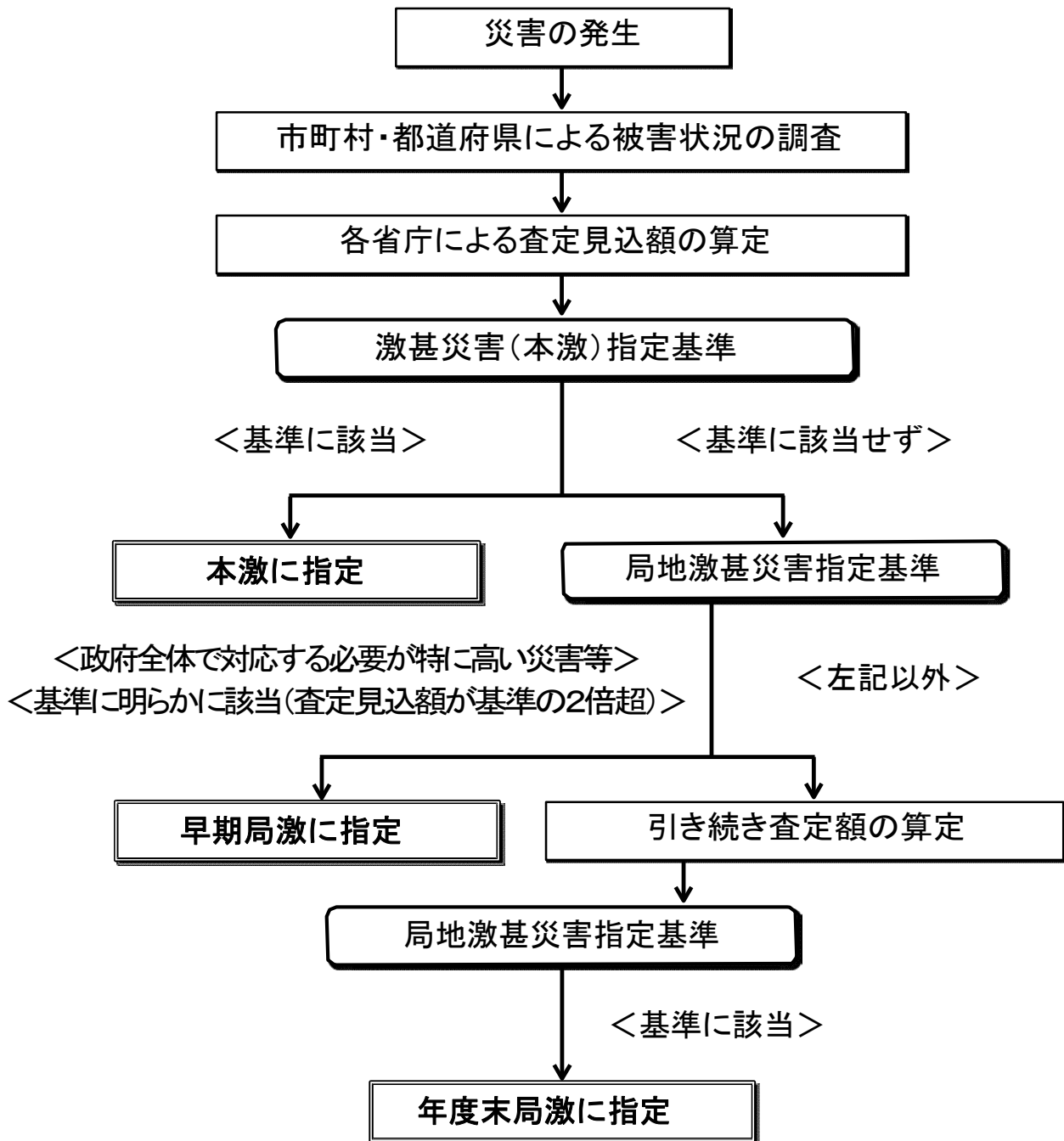
なお、指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。

【激甚災害制度の概要図】



激甚災害指定の流れ

【激甚災害指定の基本的な流れ】



激甚災害制度について

1 激甚災害制度の概要

じん

激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度であり、政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

なお、激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている、「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。

2 激甚災害法に基づく主要な適用措置（本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

① 公共土木施設災害復旧事業等(注)に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）

（注）公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等

② 農林水産業に関する特別の助成

- イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）
- ロ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）
- ハ 天災融資法の特例（第8条）
- ニ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（第10条）
- ホ 共同利用小型漁船の建造費の補助（第11条）
- ヘ 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）

③ 中小企業に関する特別の助成

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）

④ その他の特別の財政援助及び助成

- イ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第16条）
- ロ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第17条）
- ハ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（第22条）
- ニ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

3 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業 等に関する特別の財政援助	A 公共施設 災害復 旧事業 費 等の査 定見込 額>全 国標準 税 収入×0.5% B 公共施設 災害復 旧事業 費 等の査定 見込額 >全国 標準税 収 入×0.2% かつ (1) 一の都道 府県 の査定 見込 額>当該 都道府 県の標準税 収 入×25% ……の県 が1以 上 又は (2) 県内市町村 の査 定見込 総 額>県内 全市町 村の標準税 収 入×5% ……の県 が1以 上
第 5 条	農地等の災害 復旧事 業等 に係る補助 の特別 措置	A 農地等 の災害 復旧事 業費等 の査定 見込額 >全国 農業所 得 推定額×0.5% B 農地 等 の災害 復旧事 業費等 の査定 見込額 >全国 農業所 得 推定額×0.15% か つ (1) 一の都道 府県 の査定 見込 額>当該 都道府 県の農業所 得 推定額×4% ……の県 が1以 上 又は (2) 一の都道 府県 の査定 見込 額>10 億円 ……の県が1以 上
第 6 条	農林水産 業共同 利用施 設 災害復旧 事業費 の補助特 例	(1) 第5条 の措置 が適 用される場合 又は (2) 農業被害見込額 >全国農業所得推定 額× 1.5 % で第8条の措 置が適 用される 場合 ただし、(1)(2)とも、当該 被害見込額が5千 万円以 下の場合は除く。 ただし、上記に該当 しない場合であつても、水産 業共同利 用施設に係るものについて、 当該災害 に係る漁業被 害見込額が農業被害見込額を超え、 かつ、次のいずれかに該 当する激甚災害 に適 用する。 (3) 漁船等の被 害見込 額>全 国漁業所 得推定 額×0.5% 又 は (4) 漁業被害見 込額>全国 漁業所 得推定額× 1.5%で第8条の措置が適用され る場 合 ただし、(3)(4)とも、水産 業共同 利用施設 に係る被害見 込額 が5千万円 以下 の場合を除く。
第 8 条	天災による被 害農林 漁業 者等に対する資 金の融通 に関する暫定措 置の特例	A 農業被害 見込額 >全国 農業 所得推定 額×0.5% B 農業被害見込額 >全国 農業 所得推定 額×0.15% か つ 一の都 道府県 の特 別被害 農業 者>当該 都道府 県の農業者 ×3% ……の県 が1以 上 ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災 害であつて、その被害の態様か ら、この 基 準 によりがたいと認められるものについては、災害の発生 のつど被害の実 情 に応じて個 別に考慮する。
第 11 条 の2	森林災害 復旧事 業に対す る補 助	A 林業被害 見込額 >全国 生産 林業所得 推定額 ×5% B 林業被害 見込額 >全国 生産 林業所得 推定額 ×1.5% か つ (1) 一の都道 府県 の林業 被害 見込額 >当該都 道府県 の生 産林業 所 得推定額 ×60% ……の県 が1以 上 又は (2) 一の都道 府県 の林業 被害 見込額>全国生 産林業 所得推 定額×1% ……の県 が1以 上 ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生 産部門 に限る。
第 12 条	中小企業 信用保 険法 によ る災害関係 保証 の特例	A 中小企業 関係被 害額>全国 中小企業 所得推 定額×0.2%

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
		B 中小企業 関係被 害額＞全国 中小企業 所得推 定額×0.06% かつ (1) 一の都道 府県 の中小 企 業 関係被害額 ＞当該都 道府県 の中 小企業 所 得推定額 ×2% ……の県 が1以 上 又は (2) 一の都道 府県 の中小 企業 関係被害 額＞1,400 億円 ……の県 が1以 上 ただし、火災 の場合又は第 12 条 の適用 の場合 における中小 企業 関連被害額の全国中 小企業所得 推定額 に対する割合については、被害の実情 に応じ特例 的措施を講ずることがある。
第 16 条 第 17 条 第 19 条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第 2 章（第 3 条 及 び第 4 条）の措置 が適用 される場合。 ただし、当該 施設に係る被害 又は当該 事業 量が軽微 であると認められる場合 を除く。
第 22 条	罹災者公 営住宅 建設等 事業に 対する補助 の特例	A 被災地全 域滅失 戸数≥4,000 戸 B (1) 被災地全域 滅失戸 数≥2,000 戸 かつ 一の市 町村 の区域 内の滅失戸 数≥200 戸 又は住 宅戸 数の 1 割以 上 ……の市町村 が1以上 又は (2) 被災地全域 滅失戸 数≥1,200 戸 かつ 一の市 町村 の区域 内の滅失戸 数≥400 戸 又は住 宅戸 数の 2 割以 上 ……の市町村 が1以上 ただし、(1)(2)とも、火 災の場合における被 災地全域の滅 失戸数については、被 害の実情 に応 じ特例 的措施を講ずることがある。
第 24 条	小災害債 に係る元利償 還金の基 準財政 需要額 への算入等	第 2 章（第 3 条 及 び第 4 条）又は第 5 条の措 置が適用 される場合。
第 7 条	開拓者等 の施 設の災害復 旧事業 に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第 9 条	森林組合 等の行なう堆積 土砂の排除事 業に対する 補助	
第 10 条	土地改良 区等 の行なう湛 水排除事 業に対する補 助	
第 11 条	共同利用 小型漁 船の建造 費の補 助	
第 14 条	事業協同 組合等 の施 設の災害復 旧事業 に対する補助	
第 20 条	母子及び父子並 びに寡婦 福祉法 による国 の貸付けの特例	
第 21 条	水防資材 費の補助 の特例	
第 25 条	雇用保険 法による求 職者 給付の支給 に関する特例	

4 激甚災害法に基づく主要な適用措置（局激）

(1) 局地激甚災害 激甚災害指定基準（本激）では、全国を単位として積み上げられた被害額を基準としているため、激甚災害制度の創設（昭和 37 年）当初は、ある特定地域に激甚な被害を及ぼした災害であっても、全国レベルで見ればさほどの被害とはならず、指定基準を越えられない（激甚災害として指定されない）という状況が生じていた。そこで、市町村単位の被害額を基

準とする局地激甚災害指定基準を昭和 43 年に創設し、限られた地域内で多大な被害を被った地域に対して各種の特例措置が適用されることとした。

俗に、従来の全国レベルの激甚災害は「本激」と、局地激甚災害は「局激」と呼ばれている。

(2) 局地激甚災害指定により適用される措置（局激） 激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第 2 章：第 3 条、第 4 条）
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第 5 条）
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第 6 条）
- ④ 森林災害復旧事業に対する補助（第 11 条の 2）
- ⑤ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第 12 条）
- ⑥ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第 24 条）

(3) 本激と局激の違い 激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

5 局地激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第 2 章 (第 3 条) (第 4 条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 次のいずれかに該当する災害 ①(イ) 当 該市町村 が負担する公 共施設災 害復旧 事業費 等の査 定事業額 $\text{＞当該市 町村 の標準 税収入} \times 50\%$ (査定 事業費 が1千万 円未満 のものを除く。) (ロ) 当 該市町村 の標準税 収入 が 50 億円 以下であり、かつ、当 該市町村 が負 担する 公共施設 災害復 旧事業 費等 の査定 事業額 が 2 億 5 千万 円を超 える市 町村 当該市町 村が負担する公共施 設災害復 旧事業 費等 の査定 事業額 $\text{＞当該市 町村 の標準 税収入} \times 20\%$ (ハ) 当該市町 村の標準 税収入 が 50 億円 を超え、かつ、100 億円 以下の市 町村 当 該市町 村が負担する公共施 設災害復 旧事業 費等 の査定 事業額 $\text{＞当該市 町村 の標準 税収入} \times 20\%$ $\text{+ (当該市 町村 の標準 税収入 - 50 億円) } \times 60\%$ ただし、この基準に該当する市町 村ごとの査 定事業 費を合 算した額がおおむね 1 億円 未満 である場合を除く。 ②①の公共施設災害復旧事業 等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害 に明らか に該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係 る被害箇所の数 が おおむね十 未 満のものを除く。)
第 5 条	農地等の災害 復旧事 業等 に係る補助 の特別 措置	(2) 次のいずれかに該当 する災 害 ①当該市 町村内 の農 地等 の災 害復旧事 業に要する経 費 $\text{＞当該市 町村 の農業 所得推 定額} \times 10\%$ (災害 復旧事 業に要する経 費 が1千万 円未満 のものを除く。) ただし、当該 経 費の合算 額がおおむね 5 千万 円 未満 である場合を除く。 ②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明 らかに該 当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被 害箇所の数がおお むね十未 満のものを 除く。)

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第 6 条	農林水産 業共同 利用施 設災 害復旧 事業費 の補 助特例	(2) 次のいずれかに該 当 する災 害 ①当該市 町村内 の農 地等 の災 害復旧事 業に要する経 費 $\text{＞ 当該市 町村 の農業 所得推 定 額} \times 10\%$ (災害 復旧事 業に要する経 費 が1千万 円未 満 のものを除く。) ただし、当該 経 費の合算 額がおおむね5 千万円未 満である場 合を除く。 ②①の農地等の災 害復旧事業 に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明 らかに 該当することとなると見込 まれる災害(当該災害に係る被 害箇所数がおお むね十未 満 のものを除く。) ただし、上 記に該 当しない場合であつても、水産業共 同利用 施設に係るものにつ いて、 当該市町 村内 の漁業 被害額 が当該市町 村内 の農業 被害額を超え、か つ、 当該市町 村内 の漁船 等の被害 額$\text{＞ 当該 市町村 の漁 業所得 推 定額} \times 10\%$ (漁船 等の被害額 が1千万 円未 満のものを除く。) ただし、これに該 当する市町 村ごとの当該漁 船等の被害 額を合算 した額がおお むね5 千万 円 未 満である場 合を除く。
第 11 条 の 2	森林災害 復旧事 業に對する 補 助	(3) 当 該市町 村内 の林業 被害 見込額(樹木 に係るもの) $\text{＞ 当該市町 村に係る生 産林業 所得推定 額(木材生 産部門)} \times 1.5$ (林業 被害見 込額 が当該 年度の全国生産 林業所 得(木材生 産 部門)推定額 の おおむね 0.05%未 満のものを除く。) かつ (1) 大火による災 害にあつては、要復旧見 込面積 $\text{＞} 300\text{ha}$ 又は (2) その他 の災 害 にあつては、 要復旧見込面 積$\text{＞ 当 該市町 村の民 有林面 積(人 工 林に係るもの)} \times 25\%$
第 12 条	中小企業 信用保 険法による災 害関係保証の特例	(4) 中 小企業 関係被 害額$\text{＞ 当 該市町村 の中 小企業 所得推 定 額} \times 10\%$ (被害 額が1千 万円 未 満 のものを除く。) ただし、当該被 害額を合 算した額がおおむね5千 万円未 満である場 合を除く。
第 24 条	小災害債 に係る元利償 還 金の基 準財政 需要額 への 算 入等	第 2 章 (第 3 条 及 び第 4 条) 又は第 5 条の措 置が適用 される場合。

世田谷区災害対策基金条例

平成20年3月11日条例第14号

(設置の目的)

第1条 災害予防、災害応急対策及び災害復旧に要する経費の財源に充てるため、世田谷区災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 区長は、財政上必要があると認めたときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的に必要な場合、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 世田谷区災害対策基金条例（平成7年3月世田谷区条例第7号）は、廃止する。

附 則（令和6年3月5日条例第6号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区被災建築物応急危険度判定実施要綱

平成 29 年 1 月 23 日 28 世建調第 341 号

改正令和 6 年 10 月 1 日 6 世建調第 104 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、世田谷区地域防災計画に基づき、地震により多くの建築物が被災した場合において、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次被害を防止し、区民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況の調査、危険度の判定及び表示等を行う被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）に係る必要な事項を定めることにより、判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 判定員 判定の業務に従事する者であって、東京都防災ボランティアに関する要綱（平成 7 年 5 月 11 日 6 総災防第 280 号。以下「東京都防災ボランティア要綱」という。）に基づき東京都知事（以下「都知事」という。）により防災ボランティアの認定を受けた者又は道府県の知事が定める者をいう。
- (2) 判定コーディネーター 判定に当たって、世田谷区災害対策本部条例施行規則（昭和 38 年 12 月 世田谷区規則第 19 号）第 7 条に規定する災対都市整備部被災建築物調査班と判定員との連絡調整、判定員その他の判定の業務に従事する者に対する判定の指導等の業務に従事する者をいう。
- (3) 地元判定員 判定員のうち区内に在住し、又は在勤する者をいう。
- (4) 建築関係団体 東京建築士会世田谷支部、一般社団法人東京都建築士事務所協会世田谷支部、公益社団法人日本建築家協会その他の建築関係団体をいう。

（判定実施の決定及び判定実施本部の設置）

第 3 条 判定は、震度 6 弱以上の地震が発生した場合に実施するものとする。この場合において、災害対策本部（世田谷区災害対策本部条例（昭和 38 年 7 月 世田谷区条例第 13 号）第 1 条の世田谷区災害対策本部をいう。次条において同じ。）に被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）を設置する。

- 2 判定実施本部の長（以下「判定実施本部長」という。）は、都市整備政策部建築調整課長（以下「建築調整課長」という。）をもって充てる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、判定実施の要否は、被害の状況に応じた判定実施本部長の判断に基づき、決定することができる。

（実施計画）

第 4 条 判定実施本部は、災害対策本部が収集した次に掲げる被災に関する情報に基づき、判定の実施計画を策定する。

- (1) 地震の震源及び規模
 - (2) 区内のライフライン、交通機関、避難所となる公共施設等の被害状況
- 2 前項の実施計画には、判定実施本部の執務場所、判定を実施する期間及び区域並びに判定に要する判定員の数その他必要な事項を定めるものとする。

（判定を実施する区域）

第 5 条 判定実施本部長は、被害情報等をもとに被災範囲を推定し、建築物の倒壊等被害が大きいと予想される区域に設定する。なお、情報量の増加に伴い適宜見直しを行うこととする。ただし、次に掲げる区域

を除くものとする。

- (1) 危険物の貯蔵所、製造所、取扱所等が存する区域
- (2) 崖が崩壊するおそれのある区域
- (3) 延焼のおそれのある区域
- (4) 暴動が発生している区域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、二次被害が発生するおそれのある区域

2 前項の規定による区域の設定は、情報量の増加に伴い適宜見直しを行うこととする。

(判定の対象となる建築物)

第6条 判定の対象となる建築物は、判定を実施する区域に存する民間の住宅（共同住宅を含む。）であつて、階数が10階未満のものとする。

2 判定実施本部長は、被害状況により必要があると認めるときは、前項の住宅以外の建築物について判定を実施することができる。

(実施の連絡)

第7条 判定実施本部は、判定の実施を決定したときは、直ちに、都知事及び区内の建築関係団体にその旨及び第4条第1項の実施計画の内容を連絡するものとする。

(情報提供)

第8条 判定実施本部長は、判定の実施を決定したときは、判定に係る次に掲げる事項について、報道機関の協力を得て被災者等へ周知を図るものとする。

- (1) 開始日時
- (2) 実施する期間
- (3) 実施する区域
- (4) 問い合わせ窓口となる連絡先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(判定員に対する参集要請)

第9条 判定実施本部は、第4条第1項の規定により実施計画を策定したときは、地元判定員に対して参集要請を行うものとする。

2 前項の参集要請は、建築関係団体に所属する地元判定員を優先して行うものとする。

3 参集する地元判定員は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 判定を実施する際に支障となる健康上の問題がないこと
- (2) 食事、飲み物等を用意できること
- (3) 参集場所又は判定を実施する場所への移動手段があること

(判定コーディネーターの指名)

第10条 判定実施本部長は、判定実施本部と判定員との連絡調整、判定員その他の判定の業務に従事する者に対する判定の指導等を行わせるため、東京都が作成した判定コーディネーターの名簿に登載されている者の中から判定コーディネーターを指名する。

2 前項の名簿に登載されている者の中に総合支所街づくり課に所属する職員が含まれている場合は、当該職員を優先して判定コーディネーターに指名する。

(都知事に対する支援の要請)

第11条 判定実施本部長は、地震による被害が大規模であること等により、判定員、判定コーディネーター及び判定資機材の数に不足が生ずると判断した場合は、都知事に対し、判定員又は判定コーディネーター

一の派遣、判定資機材の提供等について支援を要請するものとする。

- 2 判定実施本部長は、判定員（地元判定員を除く。）又は判定コーディネーターの宿泊施設を区内において確保することができないときは、震災時における応急危険度判定員への宿泊施設の提供に関する協定に基づき、都知事に対し宿泊施設の提供を依頼するものとする。

（判定の方法等）

第12条 判定の方法は、外部からの目視又は簡易な道具を用いる方法とし、調査項目は建築物の沈下及び傾斜並びに構造躯体の損傷その他の被害状況とする。

- 2 判定は、各総合支所街づくり課を拠点として実施するものとする。

（危険度の表示）

第13条 判定実施本部長は、判定員が判定を終結したときは、当該判定員に判定の対象とした建築物の出入口、外壁等の見やすい位置に「調査済」、「要注意」及び「危険」の表示を施させるものとする。

（都知事への通知等）

第14条 判定実施本部は、毎月20日までに、前月分に係る判定の業務に従事した判定員及び判定コーディネーターの人数、氏名、活動期間等を書面により都知事に通知するものとする。

- 2 判定実施本部は、前項の判定員及び判定コーディネーターに対する補償に関する事務を行う都知事に協力するものとする。

（他の自治体に対する支援）

第15条 区長は、都知事から他の自治体に対する支援の要請があったときは、判定員及び判定コーディネーターの派遣、派遣に伴う交通、宿泊施設の確保及び判定資機材の提供に関し、都知事との間で必要な連絡及び調整を行うものとする。

- 2 前項の要請に応じるために他の自治体に区職員を判定員又は判定コーディネーターとして派遣する場合は、公務として扱うものとする。

（業務マニュアル）

第16条 この要綱に定めるもののほか、判定は、被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの定めるところにより実施するものとする。

（判定資機材等の備蓄）

第17条 区長は、平常時において、判定資機材等の備蓄を行うものとする。

（地元判定員との連絡体制等）

第18条 区長は、地元判定員に対して参集要請を行うための連絡網を作成し、連絡訓練等により地元判定員との協力体制を構築する。

- 2 前項の連絡網は、必要に応じて再編することとする。

（報酬および費用負担）

第19条 判定活動は無報酬とし、食費、交通費、宿泊費等に要する費用は自己負担とする。

2 判定活動中又は訓練中に、負傷若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領の規定を適用し、災害補償を行う。

（委任）

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、判定実施本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

東京都被災宅地危険度判定実施要綱

平成13年11月9日決定

東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会

（目的）

第1条 この要綱は、区市町村において、災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宅地判定士

被災宅地危険度判定を実施する者として、東京都被災宅地危険度判定士認定登録要綱（以下「認定登録要綱」という。）に基づき知事が認定し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登録した者をいう。

二 宅地

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1項に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

三 被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）

宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

四 危険度判定実施本部

危険度判定を実施するために、被災した区市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

五 危険度判定支援本部

被災した区市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、都に設置する組織をいう。

（実施体制の整備等）

第3条 知事及び区市町村長は、危険度判定の実施に関する事項について、相互に協議し、調整に努める。

2 知事は、国土交通省及び道府県と連携して、危険度判定の円滑な実施のため、支援体制の整備を行う。

3 区市町村長は、速やかな危険度判定の実施ため、実施体制の整備を行う。

（実施体制等）

第4条 この要綱による危険度判定は、被災した区市町村長が実施する。

2 区市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実

施を決定する。

- 3 区市町村長は、危険度判定の実施を決定したときは、災害対策本部に危険度判定実施本部を設置するものとする。
- 4 区市町村長は、危険度判定のため、必要に応じて宅地判定士の派遣などの支援を知事に要請することができる。
- 5 危険度判定士の派遣を要請した区市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。

(支援体制)

第5条 知事は、区市町村長から宅地判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定実施本部を設置し、速やかに宅地判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。

- 2 知事は、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて道府県に対して宅地判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し派遣等について調整を要請することができる。
- 3 知事は、道府県又は国土交通省から危険度判定の実施のための支援要請があった場合、宅地判定士の派遣等、措置を講じる。

(判定調整員)

第6条 区市町村長は、危険度判定の実施にあたり、宅地判定士である者で次の事項の業務を適正に行うことができると認めた者を、被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）として指名するものとする。

- 2 判定調整員は、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係わる宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う。

(判定結果の表示等)

第7条 区市町村長は、二次災害を軽減、防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

(宅地判定士の認定登録)

第8条 知事は、危険度判定を実施する者として、あらかじめ宅地判定士を認定登録要綱に基づき認定し、宅地判定士名簿に登録する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成13年11月9日から施行する。

〔資料第 90〕

第 5 号様式（第 6 条関係）

証 第 号
年 月 日

罹 災 証 明 書

罹 災 場 所		世 田 谷 区 丁 目 番 号		
世 帯 主 名		事 業 主 名 （ 所 有 者 名 ）		事 業 所 名 また は 建 物 名
罹 災 状 況	罹 災 年 月 日	平成 年 月 日		
	罹 災 の 原 因	1. 風 水 害 2. 震 災 3. その他（ ）		
	建 物 の 種 類	1. 住 家 2. 事 務 所 3. 倉 庫 4. 工 場 5. 事 業 所 6. その他（ ）		
	罹 災 程 度	1. 全 壊 2. 流 失 3. 半 壊 4. 床 上 浸 水 5. 床 下 浸 水 6. 大 規 模 半 壊 7. その他（ ）		
住 家 世 帯 の 構 成 記 入	氏 名	続 柄	生 年 月 日	備 考
		世 帯 主		

上記のとおり、罹災したことを証明する。

年 月 日

世 田 谷 区 長



＜罹災証明について＞

- ・この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に区長が確認できる程度の被害について証明するものです。

※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

- ・「罹災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判断します。

※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象とはなりません。

- ・集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「罹災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。

- ・「罹災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。

※表面に現れない被害（例；地中の杭の折損、壁、構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「罹災程度」と異なることもあります。

この証明は、原則として一世帯に一枚の発行となりますので、大切に保管してください。

第3号様式（第5条関係）

罹災届出書兼証明書

申請者	住 所			
	氏 名	㊞	罹災者との 関 係	

下記のとおり、り災したことを届出します。

罹 災 日 時	年 月 日 時 分ごろ
罹 災 場 所	世田谷区
罹災者氏名	
罹災者住所	
届出の内容	

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明する。

第 号
年 月 日

世田谷区長



罹災証明書発行事務取扱要綱

平成21年 3 月30日

20世災対第796号

改正 平成21年 9 月 4 日21世災対第491号

平成31年 3 月29日30世災対第488号

令和 3 年 4 月28日 3 世災対第62号

(趣旨)

第1条 この要綱は、区民又は区内の事業者が風水害、震災等の自然災害等による罹災（以下「罹災」という。）をした場合のその損害について行う罹災証明等について、必要な事項を定めるものとする。

(証明の区分)

第2条 区長は、次に掲げる区分により、罹災等の証明を行うものとする。

(1) 罹災証明 り災の状況が罹災をした者による立証、職員による現場調査等の方法等により確認することができる場合で、罹災した物件等の所有者等の申請に基づき行う。

(2) 罹災届出証明 前号の規定による確認が困難な場合で、罹災した者から罹災した旨の届出があったときに、その届出の事実について行う。

2 前項の規定にかかわらず、火災による罹災証明及び罹災届出証明は、原則として行わないものとし、当該証明については東京消防庁証明事務処理規程（昭和61年 3 月東京消防庁訓令第17号）による東京消防庁の証明を案内するものとする。

(罹災状況の認定基準)

第3条 罹災状況の認定は、災害の被害認定基準について（平成13年 6 月28日府政第518号内閣府政策統括通知）に定める基準に基づき行うものとする。

(り災台帳)

第4条 罹災証明の発行に当っては、区長は、あらかじめ罹災台帳（第1号様式）を作成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、風水害被害による罹災は、世田谷区見舞金支給要綱（平成20年 3 月31日19世地調第1022号）第5条の規定による災害状況調査報告書を罹災台帳に代えるものとする。

(証明の申請等)

第5条 区長は、罹災した物件の所有者、管理者、占有者その他区長が特に認める関係者が罹災した物件等の罹災の証明を希望する場合であって、第2条第1項第1号に該当する時は罹災証明申請書（第2号様式）を、同項第2号に該当する時は罹災届出書兼証明書（第3号様式）を、提出させるものとする。

2 前項の規定による提出は、風水害の場合はその住所地又は事務所の所在地を管轄するまちづくりセンターで行うものとし、大地震等の大規模災害の場合は区長が指定する場所で行わせるものとする。

- 3 第1項に規定する者以外の者が罹災の証明を希望する場合は、当該提出を行う者に委任状（第4号様式）を提出させるものとする。この場合において、当該委任状の委任者の欄は、第1項に規定する者による自筆であることを要するものとする。

（証明書の交付）

第6条 区長は、前条第1項の規定による罹災証明申請書の提出があった場合は、罹災証明書（第5号様式）を当該提出をした者に交付するものとする。

- 2 区長は、前条第1項の規定による罹災届出書兼証明書の提出があった場合は、当該罹災届出書兼証明書の写しに区長公印を押印し、当該提出した者に交付するものとする。この場合において、罹災届出書兼証明書の原本は区長が保管するものとする。

（手数料）

第7条 この要綱による証明に係る手数料は、無料とする。

（様式の特例）

第8条 罹災証明書及び罹災届出書兼証明書の写しを保険会社等に提出する場合で、当該提出先で罹災証明申請書又はこれらの証明書に相当する様式の定めがある場合は、当該書式をもって代えることができる。この場合において、証明の範囲は、この要綱で定める証明の内容の範囲とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則（平成21年9月4日21世災対第491号）

この要綱は、平成21年10月1日より施行する。

附 則（平成31年3月29日30世災対第488号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月28日3世災対第62号）

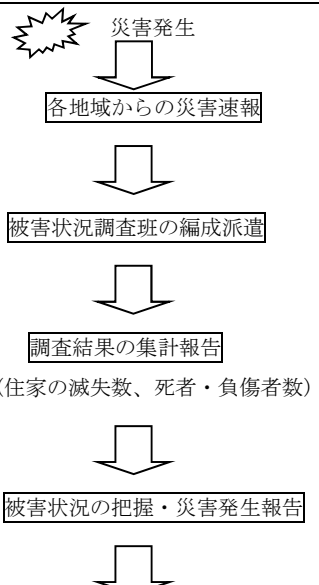
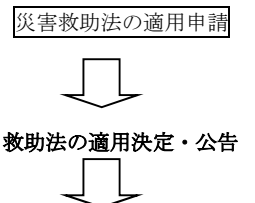
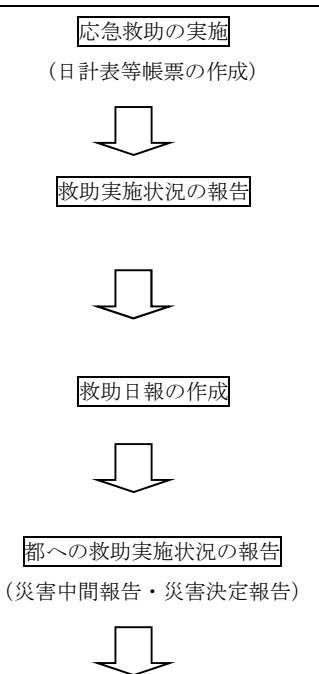
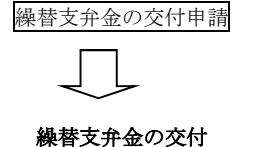
この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

がれき仮置場一覧

(平成 28 年 4 月現在)

名称	住所	予定面積
上北沢器材置き場	桜上水 3 - 1 7 - 5	450 m ²
粕谷器材置き場	粕谷 1 - 9 - 3 4	900 m ²
稲荷橋器材置き場	大蔵 1 - 7	450 m ²
大蔵器材置き場	大蔵 5 - 2 1	660 m ²
羽根木公園	代田 4 - 3 8 - 5 2	125 m ²
世田谷土木管理事務所内 ごみ集積所	若林 1 - 3 4 - 2	970 m ²
世田谷公園	池尻 1 - 5 - 2 7	805 m ²
玉川土木管理事務所 ごみ集積所	中町 4 - 1 - 1	525 m ²
玉川野毛町公園	野毛 1 - 2 5 - 1	660 m ²

災害救助法適用の流れ

	業 務 内 容	連 絡 系 統	担 当 災 対 部	必 要 帳 票
被害状況の把握		拠点隊→地域本部→本部 本部→地域本部→拠点隊 拠点隊→地域本部→本部 本部→都総務局	拠点隊・地域本部 本部・地域本部 拠点隊・地域本部 統括部（災対課）	・災害救助実施組織表 ・被害状況調査実施組織表 ・被災者台帳 ・世帯別被害状況調査表 ・被害状況集計表 ・世帯構成員別被害状況 ・速報 ・発生報告
適用申請		本部→都総務局 都総務局→区	総務部	
応急救助実施 ／ 実施状況報告		各部 各部→本部 本部 本部→都総務局	地域本部 教育部 物資管理部 医療衛生部 土木部 区民支援部 等 統括部（災対課） 統括部（災対課）	・救助実施記録日計表 ・救助関係物資等受払簿 ・救助に関する支出関係証拠書類 ・輸送記録簿 ・人夫雇上台帳 ・引渡書 ・受領書 ・旅行命令簿、超勤命令簿等 （経常事務用と区別する） ・救助日報 ・被災世帯状況調 ・救助物資購入(配分)計画表 ・中間報告 ・決定報告 ・救助の種類別実施状況及び 救助費概算額調
事後処理		本部→都総務局 都総務局→区	総務部	・災害救助費概算交付申請書 ・災害救助費精算交付申請書

災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年10月 1 日条例第43号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第3条―第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条―第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第20条）
- 第5章 世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会（第21条）
- 第6章 雑則（第22条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対する災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって区民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

一部改正〔昭和53年条例33号・57年46号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2） 区民 災害により被害を受けた当時、世田谷区の区域内に住所を有した者をいう。

一部改正〔昭和53年条例33号〕

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 区は、区民が令第1条に規定する災害（以下この章、次章及び第21条において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

一部改正〔昭和57年条例46号・令和元年55号〕

（災害弔慰金を支給する遺族の範囲及び順位）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 災害により死亡した者の死亡当時、その収入によって生計を主として維持していた遺族

(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族(兄弟姉妹にあつては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限り、かつ、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。)のうち、区長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してなされた支給は、全員に対してなされたものとみなす。

一部改正〔昭和50年条例39号・53年33号・平成23年26号〕

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金を控除した額とする。

全部改正〔昭和50年条例39号〕、一部改正〔昭和51年条例60号・53年33号・56年42号・57年46号・平成3年48号〕

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいられた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用について、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 当該死亡に関し、その者が、業務に従事していたことにより、警察表彰規則(昭和29年国家公安委員会規則第14号)及び消防表彰規程(昭和37年消防庁告示第1号)並びに賞じゆつ金に関する訓令(昭和38年防衛庁訓令第15号)に基づき賞じゆつ金又は特別賞じゆつ金が支給される場合

(3) 前2号に定めるもののほか、区長が支給を不適當と認めた場合

一部改正〔昭和53年条例33号・57年46号〕

(支給の手続)

第8条 区長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 区長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

一部改正〔昭和53年条例33号〕

第3章 災害障害見舞金の支給

追加〔昭和57年条例46号〕

(災害障害見舞金の支給)

第9条 区は、区民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害を有するに至ったときは、当該区民（以下「障害者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

追加〔昭和57年条例46号〕

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

追加〔昭和57年条例46号〕、一部改正〔平成3年条例48号〕

(準用)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

一部改正〔昭和57年条例46号〕

(災害援護資金の貸付け)

第12条 区は、東京都の区域内において生じた災害で災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が行われたものにより、次に掲げる被害を受けた世帯の区民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）

(2) 住居の全壊

(3) 住居の半壊

(4) 住居の全体の滅失又は流失

(5) 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）

2 前項の世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

一部改正〔昭和53年条例33号・57年46号・令和元年5号〕

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害及び住居の損害（住居の半壊若しくは全壊又は住居の全体の滅失若しくは流

失をいう。以下同じ。)がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失し、又は流出した場合 3,500,000円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年とする。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、据置期間を5年とすることができる。

(1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前1年以内に前条第1項の被害(自然災害以外によるこれに相当する被害を含む。)を受けた場合

(2) 当該災害により世帯主が死亡したとき又は世帯主が地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条の15の7に規定する特別障害者となった場合

(3) 生活保護を受けている世帯が被災した場合又は区市町村民税非課税世帯が被災した場合

(4) 当該災害により住居が全壊した場合

一部改正〔昭和50年条例39号・51年60号・53年33号・56年42号・57年46号・62年4号・平成3年48号・令和元年5号〕

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第18条の規定による違約金を包含するものとする。

4 第2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

一部改正〔昭和57年条例46号・令和元年5号〕

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、借受人は、いつでも繰上償還をすることができる。

一部改正〔昭和57年条例46号・令和元年5号〕

(償還免除)

第16条 区長は、借受人が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の一部又は全部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 借受人が、第20条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 借受人の保証人が、その災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

一部改正〔昭和53年条例33号・57年46号・令和元年55号〕

(一時償還)

第17条 区長は、借受人が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠ったときは、第13条第2項の規定にかかわらず、当該借受人に対し、災害援護資金の一部又は全部につき一時償還を請求することができる。

一部改正〔昭和53年条例33号・56年42号・57年46号・令和元年5号〕

(違約金)

第18条 区長は、借受人が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年5パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、区長が当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 第14条第4項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

一部改正〔昭和53年条例33号・57年46号・令和元年5号〕

(償還金の支払猶予)

第19条 区長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、借受人が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第13条第2項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。ただし、借受人が次条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

一部改正〔昭和56年条例42号・57年46号・令和元年5号・55号〕

(報告等)

第20条 区長は、この条例の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の一部若しくは全部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、借受人又はその保証人の収入又は資産の状況について、借受人若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

追加〔令和元年条例55号〕

第5章 世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会

追加〔令和元年条例55号〕

(世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会の設置)

第21条 災害弔慰金又は災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）の支給に当たり、専門的見地から災害との因果関係等を審査するため、区長の附属機関として、世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1） 災害弔慰金等の支給に係る事実の審査に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、災害弔慰金等の支給に関すること。

3 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- （1） 弁護士
- （2） 医師
- （3） 学識経験者
- （4） 前3号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔令和元年条例55号〕

第6章 雑則

一部改正〔昭和57年条例46号・令和元年55号〕

（規則への委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和57年条例46号・令和元年5号・55号〕

付 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月16日以後に生じた災害に関して適用する。

一部改正〔平成23年条例26号〕

（東日本大震災の特例措置）

第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第13条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条第2項の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、同条中「年3パーセント以内で規則で定める率」とあるのは「年1.5パーセント」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付けについては、第16条に規定する事由による場合のほか、借受人が無資力又はこれに近い状態にあるため第19条第1項の規定により償還金の支払の猶予を受け、同項の支払期日から10年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合においても、当該災害援護資金の償還未済額の一部又は全部の償還を免除することができる。

3 第1項の災害援護資金の貸付けについては、保証人を立てないことができるものとし、保証人を立てる場合にあっては、当該保証人は借受人と連帯して債務を負担し、その保証債務は第

18条の規定による違約金を包含するものとする。

追加〔平成23年条例26号〕、一部改正〔令和元年条例5号〕

付 則（昭和50年7月1日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和51年12月1日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和53年7月1日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和56年9月29日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和57年12月1日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和62年3月23日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成3年11月14日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年10月4日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（令和元年6月25日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第14条及び第18条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて

適用する。

附 則（令和元年12月9日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年8月1日以後に生じた災害（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第1条に規定する災害をいう。）により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給、負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給及び被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和57年12月 1 日規則第58号

災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則（昭和49年10月東京都世田谷区規則第40号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第6条―第17条）

第5章 世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会（第18条）

第6章 雑則（第19条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月世田谷区条例第43号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 区長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給しようとするときは、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。

- （1） 死亡者（行方不明者を含む。以下「死亡者」という。）の氏名、性別、生年月日及び住所
- （2） 死亡（行方不明を含む。以下「死亡」という。）の年月日及びその状況
- （3） 条例第4条に規定する死亡者の遺族に関する事項
- （4） 条例第7条に規定する支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 区長は、世田谷区の区域外で死亡した区民の遺族については、死亡地の官公署が発行する被災証明書を出させるものとする。

2 区長は、区民でない遺族については、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 区長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給しようとするときは、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。

- （1） 障害を有する者の氏名、性別、生年月日及び住所
- （2） 障害の原因となった負傷をし、又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- （3） 障害の種類及びその程度に関する事項
- （4） 条例第11条において準用する条例第7条に規定する支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条 区長は、世田谷区の区域外で障害の原因となった負傷をし、又は疾病の状態となった区民については、負傷し、又は疾病にかかった他の官公署が発行する被災証明書を出させるも

のとする。

- 2 区長は、障害を有する者については、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に掲げる程度の障害を有することを証明する医師の診断書（第1号様式）を提出させるものとする。

一部改正〔令和元年規則4号〕

第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（第2号様式。以下「借入申込書」という。）を区長に提出しなければならない。

- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 条例第12条第1項第1号に規定する世帯主の負傷を理由とする借入れの申込みにあつては、療養見込み期間等が記載された医師の診断書

- （2） 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の区市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該区市町村長の証明書

- 3 借入申込者は、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに、借入申込書を提出しなければならない。

一部改正〔令和元年規則4号〕

（保証人を立てない場合における利率）

第7条 条例第14条第2項の規則で定める率は、年1パーセントとする。

追加〔令和元年規則4号〕

（調査）

第8条 区長は、借入申込書の提出があつたときは、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査するものとする。

一部改正〔令和元年規則4号〕

（貸付けの決定）

第9条 区長は、資金を貸付ける旨の決定をしたときは、災害援護資金貸付決定通知書（第3号様式）により借入申込者に通知する。

- 2 区長は、資金を貸付けない旨の決定をしたときは、災害援護資金貸付不承認通知書（第4号様式）により借入申込者に通知する。

一部改正〔令和元年規則4号〕

（借用書の提出）

第10条 借入申込者は、前条第1項の通知を受けたときは、速やかに、借入申込者の印鑑登録証明書（保証人を立てる場合は、借入申込者及び保証人の印鑑登録証明書を添えて災害援護資金借用書（第5号様式。以下「借用書」という。）を区長に提出しなければならない。

一部改正〔令和元年規則4号〕

（資金の交付）

第11条 区長は、借用書と引換えに資金を交付するものとする。

一部改正〔令和元年規則4号〕

（償還の完了）

第12条 区長は、前条の規定により資金の交付を受けた者（以下「借受人」という。）が資金の償還を完了したときは、遅滞なく、借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を返還するものとする。

一部改正〔令和元年規則4号〕

（繰上償還の申出）

第13条 条例第15条第2項の繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（償還免除）

第14条 条例第16条の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号のいずれかの書類を添付しなければならない。

（1）借受人の死亡を証明する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けたため資金を償還することができなくなったことを証明する書類

3 区長は、償還の免除を認める旨の決定をしたときは、災害援護資金償還免除決定通知書（第8号様式）により償還免除申請者に通知する。

4 区長は、償還の免除を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（第9号様式）により償還免除申請者に通知する。

一部改正〔令和元年規則4号〕

（違約金の支払免除）

第15条 条例第19条の違約金について支払の免除を受けようとする借受人（以下「違約金支払免除申請者」という。）は、違約金支払免除申請書（第10号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、違約金の支払の免除を認める旨の決定をしたときは、違約金支払免除決定通知書（第11号様式）により違約金支払免除申請者に通知する。

3 区長は、違約金の支払の免除を認めない旨の決定をしたときは、違約金支払免除不承認通知書（第12号様式）により違約金支払免除申請者に通知する。

一部改正〔令和元年規則4号〕

（償還金の支払猶予）

第16条 条例第20条の償還金の支払の猶予を受けようとする借受人（以下「償還金支払猶予申請者」という。）は、償還金支払猶予申請書（第13号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、支払の猶予を認める旨の決定をしたときは、償還金支払猶予決定通知書（第14号様式）により償還金支払猶予申請者に通知する。

3 区長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、償還金支払猶予不承認通知書（第15号様式）により償還金支払猶予申請者に通知する。

一部改正〔令和元年規則4号〕

（届出事項）

第17条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときは、速やかに氏名等変更届（第16号様式）を区長に提出しなければならない。

（1）借用書の記載事項に異動が生じたとき。

（2）借受人又は保証人が仮差押、仮処分、強制執行、破産手続開始の決定等を受けたとき。

2 保証人又は同居の親族は、借受人が死亡したときは、速やかにその旨を区長に届け出るものとする。

一部改正〔平成17年規則2号・令和元年4号〕

第5章 世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会

追加〔令和元年規則54号〕

第18条 条例第21条に規定する世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員会は、委員長が招集する。

6 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

8 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、

又は必要な資料の提出を求めることができる。

追加〔令和元年規則54号〕

第6章 雑則

一部改正〔令和元年規則54号〕

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

一部改正〔令和元年規則4号・54号〕

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成23年規則49号〕

(東日本大震災の特例措置)

第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者であつて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第13条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第3項の規定の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは、「令和2年3月31日」とする。

追加〔平成23年規則49号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕

附 則（平成17年1月31日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月4日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（令和元年6月25日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第7条及び第10条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（令和元年12月9日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式（略）

被災者生活再建支援法による支援金の概要

1 目的	被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。																															
2 対象となる自然災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、災害の程度が以下の場合に対象となる。 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町村 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の市区町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る） ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る） ⑥ ①若しくは②の市区町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る） ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）																															
3 支給対象世帯	上記の自然災害により ①住宅が全壊した世帯（全壊世帯） ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊解体・敷地被害解体世帯） ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯） ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（②から④までに掲げる世帯を除く。）（中規模半壊世帯）																															
4 支援金の支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊 （3①に該当）</td><td>解体 （3②に該当）</td><td>長期避難 （3③に該当）</td><td>大規模半壊 （3④に該当）</td><td>中規模半壊 （3⑤に該当）</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>なし</td></tr></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td colspan="2">住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借 （公営住宅以外）</td></tr><tr><td rowspan="2">支給額</td><td>全壊、解体、長期避難、大規模半壊</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr><tr><td>中規模半壊</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr></table> ※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円						住宅の被害程度	全壊 （3①に該当）	解体 （3②に該当）	長期避難 （3③に該当）	大規模半壊 （3④に該当）	中規模半壊 （3⑤に該当）	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	なし	住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）	支給額	全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊 （3①に該当）	解体 （3②に該当）	長期避難 （3③に該当）	大規模半壊 （3④に該当）	中規模半壊 （3⑤に該当）																											
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	なし																											
住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）																												
支給額	全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円																												
	中規模半壊	100万円	50万円	25万円																												

	(申請窓口) 市町村 (申請時の添付書面) ①基礎支援金：罹災証明書、住民票 等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等 (申請期間) ①基礎支援金：災害発生日から 1 3 月以内 ②加算支援金：災害発生から 3 7 月以内
6 基金と国の補助	○国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。 ○基金が支給する支援金の 1 / 2 に相当する額を国が補助。

〔資料第 97〕

災害援護資金

対象 災害	世田谷区ほか東京都の区域内において生じた災害で災害救助法が適用された災害				
対象 被害	災害で次の被害を受けた世帯 ① 世帯主の負傷（1 月以上の療養） ② 住居の全壊 ③ 住居の半壊 ④ 住居の流失・滅失 ⑤ 家財の 1 / 3 以上の損害				
貸 付 限 度 額	① 家財の損害 150 万円 ② 住居の半壊 170 万円（250 万円） ③ 住居の全壊 250 万円（350 万円） ④ 住居の滅失・流失 350 万円 ⑤ 世帯主の負傷 150 万円 ⑥ 世帯主の負傷・家財の損害 250 万円 ⑦ 世帯主の負傷・住居の半壊 270 万円（350 万円） ⑧ 世帯主の負傷・住居の全壊 350 万円 ※ 特別の事情がある場合は（ ）内の額				
貸 付 条 件	所 得 制 限	（世帯人員）	（前年所得）	（世帯人員）	（前年所得）
		1 人	220 万円以内	2 人	430 万円以内
		3 人	620 万円以内	4 人	730 万円以内
		5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額		
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする。			
	据置期間		3 年（特別の事情のある場合は 5 年）		
	償還期間		10 年（据置期間を含む）		
	利 率		年 3 %（据置期間中は無利子）		
	償還方法		年賦又は半年賦		
	保 証 人		必要		

〔資料第 98〕

応急小口資金

申込資格	① 主に生計の中心となっている方 ② 3 か月以上区内に居住していること。 ③ 償還が確実なこと。 ④ 保証人が 1 人いること。 ※その他詳細な条件については、各総合支所生活支援課まで
貸付限度額	災害復旧等及び医療に要する費用の場合：1 世帯 3 0 万円以内 （その他のやむを得ない理由により、応急に費用を要する場合：1 5 万円以内）
貸付条件	① 償還方法 据置期間（3 か月）経過後 30 カ月以内の均等月賦償還 ② 利率 無利子

〔資料第 99〕

生活福祉資金・緊急小口資金

貸付の種類	総合支援資金 福祉資金 教育支援資金 不動産担保型生活資金 緊急小口資金
実施主体	実施主体 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 窓口 世田谷区社会福祉協議会
その他	・貸付には審査があります。 ・貸付対象、貸付上限額、返済等については貸付の種類によって異なります。 ・災害時においては、「災害時特例貸付」が実施されることもあります。 ※詳細は、世田谷区社会福祉協議会まで

災害時における中小企業融資等一覧

① 災害応急資金 【区経済産業部】 ※融資金額・利率等は令和 6 年 7 月現在

利用要件	次の（１）～（４）の要件を満たしている方 （１）自然災害により損失を受けている事業者。 （２）個人の場合は区内に住所または主たる事業所が、法人の場合は区内に本店登記所在地があること。 （３）東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。 （４）個人の場合は住民税および個人事業税を、法人の場合は法人都民税および法人事業税を滞納していないこと。
申込み	災害により被害を受けた日から 2 か月以内
使いみち	災害復旧に要する運転資金・設備資金 ※既存債務の借換や一本化、生活資金や既に支払い済みの代金に充当することはできません。
限度額	500 万円以内
返済期間	6 年以内（据置期間 12 か月以内を含む）
利率	0.1%（名目利率 1.7% 区負担利率 1.6%） ※この資金を償還中に災害を受け、重ねて融資を受ける場合の負担利率は 2 回目以降は 0.0%、無利子となります。
返済方法	据置期間経過後毎月元金均等返済または一括返済
保証人	法人の場合は代表者。個人の場合は原則不要。
担保	不要
信用保証	必要な場合あり（信用保証料は自己負担）

出典：公益財団法人世田谷区産業振興公社ホームページ

② 災害復旧資金融資 【都産業労働局】

融資対象	
次の（１）から（３）までを全て満たすもの （１）中小企業者又は組合であること。 （２）融資対象の基本要件を満たすこと。 （３）東京都知事が指定した災害により損失を受けていること。	
融資条件	
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	一災害につき 8,000 万円
融資期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
融資利率（年率）	【固定金利】1.7% ＜責任共有制度の対象外となる場合＞ 【固定金利】1.5% なお、責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、東京都が利子の一部（責任共有制度の対象外となる場合との金利差相当分）を補助する。
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）とする。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の全額を補助する。
保証人	原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要。
物的担保	原則として、信用保証付融資の合計残高が 8,000 万円以下の場合は不要。

出典：令和 6 年度 東京都中小企業制度融資要項【7 月 1 日改定版】（令和 6 年 7 月 1 日、東京都産業労働局）

③ 経営安定融資（経営一般）【都産業労働局】

融資対象	
次の（１）から（３）までを全て満たすもの （１）中小企業者又は組合であること。 （２）融資対象の基本要件を満たすこと。 （３）次のアからキまでのいずれかに該当すること。 （中略） カ 災害により事業活動に影響を受けている。なお、当該災害について官公庁の発行する罹災証明を受けていることが必要 （後略）	
融資条件	
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額※ ¹	1億円（組合2億円※ ² ）
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率（年率）	【固定金利】 （融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 3年以内 1.7%以内 3年超 5年以内 1.8%以内 5年超 7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 <責任共有制度の対象外となる場合> 【固定金利】 （融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 3年以内 1.5%以内 3年超 5年以内 1.6%以内 5年超 7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者を除き連帯保証人は不要。
物的担保	原則として、信用保証付融資の合計残高が8,000万円以下の場合は不要。

※1 平成16年度以降の「経営一般」（ただし、令和3年度以降の経営一般（ウクライナ情勢対応緊急融資）は除く。）及び平成23年度以降の「円高一般」の既往融資残高を含める。

※2 組合のうち、消費生活協同組合及び内航海運組合は、融資限度額を1億円とする。

出典：令和6年度 東京都中小企業制度融資要項【7月1日改定版】（令和6年7月1日、東京都産業労働局）

④ 災害貸付【日本政策金融公庫国民生活事業】

	一般貸付・特別貸付	生活衛生貸付
対象者	別に指定された災害により被害を受けた事業者の方で、次のいずれかに該当する方 1. 災害により直接被害を受けた方 2. 前1以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方	別に指定された災害により被害を受けた生活衛生関係に事業者の方または生活衛生同業組合等（以下「組合等」という。）で、次のいずれかに該当する方 1. 災害により直接被害を受けた方 2. 前1以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方 3. 前1、2に該当する方の営業復旧・再開のため共同購入事業を行う組合等
資金用途	被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金	1. 被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資

	および設備資金	金 2. 被災した生活衛生関係の事業を営む方の営業復旧・再開のために組合等が必要とする共同購入運転資金
融資限度額	各融資制度の融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額	一般貸付または振興事業貸付の融資限度額に1災害につき3,000万円（組合等は5,000万円）を加えた額
融資利率（年率）※	各融資制度に定められた額	各融資制度に定められた額
返済期間	【一般貸付】 運転資金：10年以内（うち据置期間2年以内） 設備資金：10年以内（うち据置期間2年以内） 【特別貸付】 各融資制度に定められた返済期間内（据置期間については各融資制度に定められた期間内）	運転資金：10年以内（うち据置期間2年以内） 設備資金：10年以内（うち据置期間2年以内）

※返済期間などによって異なる利率が適用されます。

⑤ 災害復旧貸付【日本政策金融公庫中小企業事業】

対象者	次のいずれかに該当する方 1. 別に指定された災害により直接被害を受けた方 2. 直接の被害を受けた方の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方
資金使途	災害復旧のための設備資金および長期運転資金 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。
融資限度額	直接貸付 一指定災害につき、1億5千万円 代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠7千5百万円
融資利率（年率）※	基準利率（閣議決定）
返済期間	【設備資金】 15年以内（うち据置期間2年以内） 【運転資金】 10年以内（うち据置期間2年以内）

⑥ 災害復旧貸付【中小企業基盤整備機構】

貸付けの対象者	
過去に高度化資金の貸付けを受けて整備した施設の復旧を図る者又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業の貸付対象事業を行う者	
貸付対象施設	
貸付けの対象施設については、災害復旧に当たって必要な土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるもの	
制度要件	
原則として、実施するそれぞれの高度化事業の貸付対象事業ごとに定められた要件を満たす必要があるが、併せて次の要件を満たすことが必要。 ①既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設が災して、当該施設の復旧（復旧に当たって、事業規模等の適正化を図る場合を含みます。）を図る場合であって、当該施設の相当部分が滅失若しくは消失し、又は使用不可の状態となったと認められること。 ②災した施設の復旧にあたって、新たに準則第1条に規定する事業を行う場合にあっては、事業に参加する者の相当数が災地域内に事業を有していると認められること。 ③既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設が著しい地盤沈下により被害を受け、当該施設の復旧を図る場合であること。	
貸付けを受ける場合に必要となるもの	
災害復旧貸付に係る高度化資金の貸付けを受ける場合には、罹災証明書又は都道府県知事による罹災の認定により、施設の罹災が確認され、被害により事業活動の運営が著しく困難となっていることが認められる必要がある。	
貸付けの適用期間	
災害復旧貸付に係る資金の貸付けの適用は、施設が罹災したと認められる日から起算して、原則として1年以内に事業計画書の提出が行われたものに限る。 ただし、地盤沈下により施設が被害を受けた場合など都道府県知事が認めた場合には、この限りではない。	
貸付条件	
貸付対象者	それぞれの高度化事業で定める者
貸付割合	貸付対象施設の整備資金の90%以内
償還期限	据置期間を含む20年以内であって、都道府県が適当と認める期限
据置期間	3年以内であって、都道府県が適当と認める期間
金利	無利子

出典：高度化事業ハンドブック（2023年4月、独立行政法人中小企業基盤整備機構）

⑦ 商工組合中央金庫災害復旧貸付

特定の災害が起きた時に災害復旧貸付（災）を適用することがある。金額、利率は、その都度設定する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

災害救助法施行細則（東京都規則）令和6年3月25日改正

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所 一 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。 二 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。 三 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	一 避難所設置のため支出できる費用は、1人1日当たり340円とし、その費用の種類は次に掲げるとおりとする。 (一) 法第4条第1項第1号の避難所 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 (二) 法第4条第2項の避難所 災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金及び光熱水費 二 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。	法第4条第1項第1号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。
	応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。))又はその他適切な方法により供与するものとする。	一 建設型応急住宅 (一) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。 (二) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、677万5000円以内とする。 (三) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。 (四) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できるものとする。	一 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。 二 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 三 建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限内とする。

救助の程度及び方法				救助の期間																		
救助の種類		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等																			
			(五) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 二 賃貸型応急住宅 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(二)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。																			
炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他のによる食品の給与	一 炊き出しその他のによる食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。 二 炊き出しその他のによる食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。	炊き出しその他のによる食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1230円以内とする。																			
	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。																			
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与		一 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により1時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。 二 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (一) 被服、寝具及び身の回り品 (二) 日用品 (三) 炊事用具及び食器 (四) 光熱材料	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり一又は二の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもって決定する。 一 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯																			
			<table><tr><td>季別 世帯区分</td><td>夏季(4月から9月まで)</td><td>冬季(10月から翌年3月まで)</td></tr><tr><td>1人世帯</td><td>19,200円</td><td>31,800円</td></tr><tr><td>2人世帯</td><td>24,600円</td><td>41,100円</td></tr><tr><td>3人世帯</td><td>36,500円</td><td>57,200円</td></tr><tr><td>4人世帯</td><td>43,600円</td><td>66,900円</td></tr><tr><td>5人世帯</td><td>55,200円</td><td>84,300円</td></tr><tr><td>6人以上の世帯</td><td>55,200円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに8,000円を加算した額</td><td>84,300円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに11,600円を加算した額</td></tr></table>		季別 世帯区分	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から翌年3月まで)	1人世帯	19,200円	31,800円	2人世帯	24,600円	41,100円	3人世帯	36,500円	57,200円	4人世帯	43,600円	66,900円	5人世帯	55,200円	84,300円
季別 世帯区分	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から翌年3月まで)																				
1人世帯	19,200円	31,800円																				
2人世帯	24,600円	41,100円																				
3人世帯	36,500円	57,200円																				
4人世帯	43,600円	66,900円																				
5人世帯	55,200円	84,300円																				
6人以上の世帯	55,200円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに8,000円を加算した額	84,300円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに11,600円を加算した額																				

救助の程度及び方法			救助の期間																					
救助の種類		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等																					
		二 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯																						
		<table><tr><td>季別 世帯区分</td><td>夏季(4月か ら9月ま で)</td><td>冬季(10月 から翌年3 月まで)</td></tr><tr><td>1人世帯</td><td>6,300円</td><td>10,100円</td></tr><tr><td>2人世帯</td><td>8,400円</td><td>13,200円</td></tr><tr><td>3人世帯</td><td>12,600円</td><td>18,800円</td></tr><tr><td>4人世帯</td><td>15,400円</td><td>22,300円</td></tr><tr><td>5人世帯</td><td>19,400円</td><td>28,100円</td></tr><tr><td>6人以上 の世帯</td><td>19,400円に 世帯人員が 6人以上1 人を増すご とに2,700 円を加算し た額</td><td>28,100円に 世帯人員が 6人以上1 人を増すご とに3,700 円を加算し た額</td></tr></table>	季別 世帯区分	夏季(4月か ら9月ま で)	冬季(10月 から翌年3 月まで)	1人世帯	6,300円	10,100円	2人世帯	8,400円	13,200円	3人世帯	12,600円	18,800円	4人世帯	15,400円	22,300円	5人世帯	19,400円	28,100円	6人以上 の世帯	19,400円に 世帯人員が 6人以上1 人を増すご とに2,700 円を加算し た額	28,100円に 世帯人員が 6人以上1 人を増すご とに3,700 円を加算し た額	
季別 世帯区分	夏季(4月か ら9月ま で)	冬季(10月 から翌年3 月まで)																						
1人世帯	6,300円	10,100円																						
2人世帯	8,400円	13,200円																						
3人世帯	12,600円	18,800円																						
4人世帯	15,400円	22,300円																						
5人世帯	19,400円	28,100円																						
6人以上 の世帯	19,400円に 世帯人員が 6人以上1 人を増すご とに2,700 円を加算し た額	28,100円に 世帯人員が 6人以上1 人を増すご とに3,700 円を加算し た額																						
医療 及び 助産	医療	一 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。 二 医療は救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことのできるものとする。 三 医療は、次の範囲内において行うものとする。 (一) 診療 (二) 薬剤又は治療材料の支給 (三) 処置、手術その他の治療及び施術 (四) 病院又は診療所への収容 (五) 看護	医療を実施できる期間は、災害の発生の日から14日以内とする。																					
	助産	一 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。 二 助産は次の範囲内において行うものとする。 (一) 分べんの介助 (二) 分べん前及び分べん後の処置 (三) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。																					

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。	被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	被災者の救出期間は、災害発生の日から3日以内とする。
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり5万円以内とする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。 一 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 二 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次の額以内とする。 一 二に掲げる世帯以外の世帯 70万6000円 二 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 34万3000円	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		
学用品の給与	一 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。 二 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもって行うものとする。	学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 一 教科書代 （一） 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 （二） 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 二 文房具及び通学用品 小学校児童1人につき4800円 中学校生徒1人につき5100円 高等学校等生徒1人につき5600円	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については、15日以内とする。

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
	(一) 教科書 (二) 文房具 (三) 通学用品		
埋葬	一 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のもを行うものとする。 二 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (一) 棺(附属品を含む。) (二) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (三) 骨つぼ及び骨箱	埋葬のため支出できる費用は、一体当たり、大人 21 万 9100 円以内、小人 17 万 5200 円以内とする。	埋葬を実施できる期間は、災害の発生の日から 10 日以内とする。
死体の搜索	死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の搜索のため、支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の搜索の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
死体の処理	一 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。 二 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (二) 死体の 1 時保存 (三) 検案 三 検案は、原則として救護班によって行うものとする。	死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。 一 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり 3,500 円以内の額とする。 二 死体の 1 時保存のための費用は、死体を 1 時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は一体当たり 5,500 円以内の額とする。これらの場合において、死体の 1 時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 三 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。	死体の処理の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため 1 時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行つた 1 世帯当たりの平均が 13 万 8700 円以内の額とする。	障害物の除去の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。 (一) 被災者(法第 4 条第 2 項の救助にあつては避難者)の避難に係る支援 (二) 医療及び助産 (三) 被災者の救出 (四) 飲料水の供給 (五) 死体の搜索 (六) 死体の処理 (七) 救済用物資の整理配分	救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

従事命令を受けた者の実費弁償

職種	日当	超過勤務手当	旅費
医師	22,200 円	勤務 1 時間当たりの日当の額 (日当の額を 7.75 で除して得た額をいう。)を基礎として職員の給与に関する条例(昭和 26 年東京都条例第 75 号)第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定の例により算出した額	職員の旅費に関する条例(昭和 26 年東京都条例第 76 号)第 2 条第 2 項の規定により一級の職務にある者に支給される額相当額
歯科医師	21,300 円		
薬剤師	18,400 円		
保健師、助産師及び看護師	17,300 円		
准看護師	14,200 円		
診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	15,300 円		
歯科衛生士	14,900 円		
救急救命士	17,700 円		
土木技術者及び建築技術者	16,600 円		
大工	28,800 円		
左官	30,800 円		
とび職	31,200 円		

救助事務費の範囲及び限度額等

救助事務費		
範囲	限度額等	
救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の清算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。 (一) 時間外勤務手当 (二) 賃金職員等雇上費 (三) 旅費 (四) 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。) (五) 使用料及び賃借料 (六) 通信運搬費 (七) 委託費	一 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額に、次の表の上欄に掲げる国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分に応じて、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。	
	国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合
	3000 万円以下の部分	100 分の 10
	3000 万円を超え 6000 万円以下の部分	100 分の 9
	6000 万円を超え 1 億円以下の部分	100 分の 8
	1 億円を超え 2 億円以下の部分	100 分の 7
	2 億円を超え 3 億円以下の部分	100 分の 6
	3 億円を超え 5 億円以下の部分	100 分の 5
	5 億円を超える部分	100 分の 4
	二 前号の救助事務費以外の費用の額は、別表第 1 に規定する救助の実施のために支出した費用及び別表第 2 に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第 9 条第 2 項に規定する損失補償に要した費用の額、令第 8 条第 2 項に定めるところにより算定した法第 12 条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第 19 条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第 20 条第 1 項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額とする。	